

令和 8 年 3 月

四万十市議会定例会会議録

自令和 8 年 2 月 25 日

至令和 8 年 3 月 18 日

四 万 十 市 議 会

令和8年3月四万十市議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	要 旨
第1日	2月25日	水	1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定 4 諸般の報告 5 議案の上程 6 提案理由の説明 7 各委員長報告
第2日	2月26日	木	休 会
第3日	2月27日	金	休 会（質問通告午前10時締切り）
第4日	2月28日	土	休 会
第5日	3月1日	日	休 会
第6日	3月2日	月	休 会
第7日	3月3日	火	休 会
第8日	3月4日	水	休 会
第9日	3月5日	木	休 会
第10日	3月6日	金	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位1番～5番）
第11日	3月7日	土	休 会
第12日	3月8日	日	休 会
第13日	3月9日	月	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位6番～10番）
第14日	3月10日	火	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位11番～14番）
第15日	3月11日	水	1 開 議 2 上程議案等に対する質疑 3 委員会付託 休 会（予算決算常任委員会）
第16日	3月12日	木	休 会（予算決算常任委員会）

日次	月日	曜日	要旨
第17日	3月13日	金	休会（予算決算常任委員会）
第18日	3月14日	土	休会
第19日	3月15日	日	休会
第20日	3月16日	月	休会（教育民生・産業建設・総務常任委員会）
第21日	3月17日	火	休会
第22日	3月18日	水	1 開議 2 各委員長報告 3 委員長報告に対する質疑 4 全員協議会 5 討論、採決 6 閉会

令和8年3月四万十市議会定例会会議録 目次

第1日 2月25日 水曜日

開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	
議会運営委員長（山崎 司）	5
諸般の報告	6
議案の上程（第1号議案から第42号議案まで）	7
提案理由の説明	
市長（山下元一郎）	7
副市長（田能浩二）	17
上下水道課長（岡村速人）	34
市民病院事務局長（金子雅紀）	38
各委員長報告	
総務常任委員長（廣瀬正明）	40
産業建設常任委員長（山下幸子）	42
教育民生常任委員長（谷田道子）	44
議員提出議案の上程（第1号から第3号まで）	47
提案理由の説明	
14番（山崎 司）	48
散 会	48

第2日 2月26日 木曜日 ～ 第9日 3月5日 木曜日 休 会

第10日 3月6日 金曜日

開 議	50
発言の訂正	
産業建設常任委員長（山下幸子）	50
市長（山下元一郎）	50
副市長（田能浩二）	50
一般質問	

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	松浦 伸	市長、 教育長、 所管課長	1 農業施策 (1) 林野火災注意報・警報、運用後の対応について (2) 持続可能な新規就農の取組について 2 林業施策 (1) 林業振興について 3 教育施策 (1) 奨学金制度について 4 防災施策 (1) 災害時協力井戸について	51 } 65
2	川村 真生	市長、 教育長、 所管課長	1 教育行政 (1) 給食指導の統一化 2 屋内公園の整備 (1) 旧中医学研究所を利活用した整備 (2) その他の既存施設を利活用した整備の想定 (3) 今後の整備方針 3 子育て支援 (1) 更なる子育て支援策の推進	65 } 80
3	澤良宜由美	市長、 所管課長	1 暮らしを守る取組について (1) 物価高騰対策市民生活応援給付金について (2) 家庭用LED照明器具買替促進事業について 2 防災・減災対策 (1) 福祉避難所の現状と課題 (2) 母子（妊産婦・乳幼児等）が安心して過ごせる避難所の取組について (3) 災害派遣医療チーム「DMAT」について (4) 災害派遣福祉チーム「DWAT」について	80 } 95

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
4	前田 和哉	市長、 教育長、 所管課長	1 安心して子育てできる環境 (1) 小学校低学年のスクールバス利用について 2 学童保育の待機児童 (1) 東山小学校の放課後児童クラブ待機児童解消について 3 健康推進対策支援 (1) R S ウイルス予防接種について 4 南海トラフ大地震に伴う防災力強化 (1) 大屋敷地区のヘリポート整備について	96 } 107
5	寺尾 真吾	市長、 教育長	1 障害のある子どもがいるひとり親世帯の支援 (1) 現状と今後の支援策 2 公用車運用の最適化 (1) 現状把握と最適化への見直し 3 市長の政治姿勢 (1) 林産業振興 (2) 西土佐における子どもの遊び場環境の充実 (3) 持続可能な行財政の運営 (4) 広域連携の推進と行政運営の効率化	108 } 122

延 会..... 122

第11日 3月7日 土曜日 ~ 第12日 3月8日 日曜日 休 会

第13日 3月9日 月曜日

開 議..... 124

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
6	山下 幸子	市長、 所管課長	1 動物愛護行政について (1) 地域猫活動について 2 成年後見人制度について (1) 成年後見人制度の利用促進について 3 市民生活の安全について (1) リチウムイオン電池の適正廃棄について	124 } 138
7	西尾 祐佐	市長、 教育長、 所管課長	1 災害発生時の建物解体について (1) 公費解体について 2 生活福祉について (1) 生活保護のケースワークについて 3 教育行政について (1) 教員の病休について (2) 教員の業務改善について (3) 一校一役「オール四万十」の取組について問う (4) ICT教育（タブレット導入）について (5) 現場の声について	138 } 155
8	川渕 誠司	市長、 所管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 日本国憲法に対する考え (2) 戦争資料や遺跡の保存・展示 (3) 文化振興 2 大学誘致の検証について (1) 学生確保と認可 (2) 再チャレンジ (3) 財務処理	156 } 173
9	川村 一朗	市長、 所管課長	1 ライフラインの整備 (1) 水道事業 2 地域で安心して暮らすために (1) 独居者の見守り、安否確認について	173 } 182

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
9	川村 一朗		3 シルバー人材事業の充実 (1) シルバー人材事業の現状について (2) 今後のシルバー人材事業の運営見通しは 4 四万十川の保全について (1) 清流を取りもどすために	173 } 182
10	大西 友亮	市長、 教育長、 所管課長	1 小・中・高校生の自殺率について (1) 本市における児童生徒の現状認識について (2) SOSを出しやすい環境づくりと早期発見について (3) 関係機関との連携と相談体制の強化について 2 買い物難民について (1) 本市における現状認識と実態把握について 3 物価高騰対策 (1) 市民生活における負担軽減策の現状と評価について	183 } 195

延 会..... 195

第14日 3月10日 火曜日

開 議..... 198

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
11	上岡 正	市長、 副市長、 教育長、 所管課長	1 大学誘致失敗に伴う諸課題について (1) 誘致失敗について問う 2 日本一の教育市について (1) 教育長の所見を問う	198 } 211

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
12	谷田 道子	市長、 所管課長	1 地域の医療を守っていくために (1) 公的病院としての市民病院の存在意義と行政の責任について 2 重層的支援体制整備事業について (1) 重層的支援体制整備事業の進捗と課題について 3 高齢者が尊厳をもって暮らし続けられるために (1) 四万十市第10期介護保険事業計画に向けた取組について	211 } 225
13	上岡 真一	市長、 教育長、 所管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 市役所の風通しの良い職場環境について (2) 犯罪被害者等支援について (3) 第一次産業（農業）の公務員化について (4) 具同楠島線の道路・側溝整備について (5) 赤鉄橋生誕100周年記念事業について 2 教員の働き方改革について (1) 学校拠点校について (2) 学校行事等の削減について	225 } 235
14	廣瀬 正明	市長	1 公共交通等、市民の利便性の向上について (1) 日曜日・夜間の移動手段の確保 2 市民の安全・安心について (1) 消防団の活用による傷病者の搬送 3 市道の整備について (1) 定期的な落石の除去や軽微な補修による維持 4 市所有の建物について (1) 観光施設の長寿命化と景観の改善	236 } 244

日程追加

追加議案の上程（第43号議案及び第44号議案）	244
提案理由の説明	
市長（山下元一郎）	244
散会	245

第15日 3月11日 水曜日

開議	250
発言の訂正	
企画広報課長（武田安仁）	250
上程議案に対する質疑	250
委員会付託	250
散会	251

第16日 3月12日 木曜日 ～ 第21日 3月17日 火曜日 休会

第22日 3月18日 水曜日

開議	256
各委員長報告	
予算決算常任委員長（寺尾真吾）	256
総務常任委員長（廣瀬正明）	257
産業建設常任委員長（山下幸子）	259
教育民生常任委員長（谷田道子）	262
各委員長報告に対する質疑	263
討論・採決	
第22号議案に対する賛成討論（4番 前田和哉）	264
議員提出議案第2号に対する反対討論（11番 大西友亮）	269
議員提出議案第2号に対する反対討論（9番 川渕誠司）	269
議員提出議案第2号に対する賛成討論（5番 寺尾真吾）	270
議員提出議案第2号に対する反対討論（15番 上岡 正）	270
決議案第1号（提案理由の説明 17番 川村一朗）	272
決議案第2号（提案理由の説明 5番 寺尾真吾）	273
決議案第1号に対する反対討論（4番 前田和哉）	273
決議案第1号に対する賛成討論（9番 川渕誠司）	274
決議案第1号に対する反対討論（5番 寺尾真吾）	275

決議案第1号に対する反対討論（2番 川村真生）	276
決議案第1号に対する賛成討論（15番 上岡 正）	277
退任挨拶	
副市長（田能浩二）	278
閉会挨拶	
市長（山下元一郎）	279
挨拶	
議長（宮崎 努）	280
閉 会	281

令和8年2月25日（水） 第1日

本 会 議

2月26日（木）第2日

2月27日（金）第3日

2月28日（土）第4日

3月1日（日）第5日

3月2日（月）第6日

3月3日（火）第7日

3月4日（水）第8日

3月5日（木）第9日

} 休 会

令和8年3月四万十市議会定例会会議録

四万十市告示第14号

令和8年3月四万十市議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月18日

四万十市長 山下 元一郎

記

- 1 期 日 令和8年2月25日
- 2 場 所 四万十市議会議事堂

令和8年3月四万十市議会定例会会議録（第1日）

令和8年2月25日（水）

■議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

諸般の報告

日程第3 第1号議案から第42号議案まで

第1号議案 令和7年度四万十市一般会計補正予算（第7号）について

第2号議案 令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第4号）について

第3号議案 令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第6号）について

第4号議案 令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第3号）について

第5号議案 令和7年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）について

第6号議案 令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について

第7号議案 令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第4号）について

第8号議案 令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第4号）について

第9号議案 令和8年度四万十市一般会計予算について

- 第10号議案 令和8年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について
- 第11号議案 令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について
- 第12号議案 令和8年度四万十市後期高齢者医療会計予算について
- 第13号議案 令和8年度四万十市と畜場会計予算について
- 第14号議案 令和8年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について
- 第15号議案 令和8年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について
- 第16号議案 令和8年度幡多中央介護認定審査会会計予算について
- 第17号議案 令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について
- 第18号議案 令和8年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について
- 第19号議案 令和8年度四万十市水道事業会計予算について
- 第20号議案 令和8年度四万十市下水道事業会計予算について
- 第21号議案 令和8年度四万十市病院事業会計予算について
- 第22号議案 四万十市犯罪被害者等支援条例
- 第23号議案 しまんとこどもプロジェクト基金条例
- 第24号議案 四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例
- 第25号議案 四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第27号議案 四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 四万十市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 四万十市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第31号議案 四万十市公園条例の一部を改正する条例
- 第32号議案 四万十市下水道条例の一部を改正する条例
- 第33号議案 四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例
- 第34号議案 四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例
- 第35号議案 四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例
- 第36号議案 四万十市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
- 第37号議案 四万十市総合計画の基本構想を定めることについて
- 第38号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

第39号議案 四万十市道路線の認定について

第40号議案 四万十市道路線の廃止について

第41号議案 四万十市道路線の認定について

第42号議案 動産の買入れについて

(議案の上程、提案理由の説明)

日程第4 所管事項の調査(令和7年12月定例会より継続調査)

(各委員長報告)

日程追加 議員提出議案第1号から議員提出議案第3号まで

議員提出議案第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号 四万十市議会基本条例の一部を改正する条例

議員提出議案第3号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程追加まで

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員(なし)

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 山下 元一郎	副市長 田能 浩二
総務課長 山崎 寿幸	地震防災課長 安岡 栄治
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 武田 千尋	税務課長補佐 佐田 公洋
環境生活課長 横山 昌之	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 遠近 由幸	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 津野 智宏	上下水道課長 岡村 速人
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 金子 雅紀
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 松田 文雄
学校教育課長 岡本 寿明	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼地域企画課長 佐川 徳和	西土佐診療所事務局長 田村 典義

産業建設課長 竹本志郎

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 原 憲一

事務局長補佐 岡村むつみ

総務係長 戸田卓宏

午前10時0分 開会

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより令和8年3月四万十市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定により、議長において前田和哉議員、山下幸子議員を指名いたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期日程について、議会運営委員会でご協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

山崎 司議会運営委員長。

■議会運営委員長（山崎 司） おはようございます。

議会運営委員長報告を行います。

まず、今期定例会の会期、日程につきましては、2月20日委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期は、質問者が14名であり、一般質問期間を3日間として、本日から3月18日までの22日間といたしております。

日程等の詳細につきましては、タブレットに保存してある会期日程をご参照賜りたいと思います。

次に、市内から提出のあった陳情1件の取扱いについて協議を行いました。

陳情の内容について、議会の調査権には限界があることや願意に裁判上の争点になり得る点を含んでいること、また一般質問において既に執行部から一定前向きな答弁があった内容が含まれている等のことから、議会の審議にはなじまないもので、委員会に付託はせず、議員配付とした上で、各議員の判断に委ねるべきという意見の一方で、結果はどうあれ委員会付託して審査すべきという意見もあったことから、挙手採決の結果、賛成多数で議長において議員配付にとどめるべきであるという結論に達しました。

続いて、所管事項の調査につきましてご報告いたします。

まず、四万十市議会委員会条例の一部改正について協議をいたしました。

これは、行政組織条例の一部が改正され、令和8年度から執行部の組織が改編されることに伴い、委員会条例の改正が必要となったものでございます。今期定例会に議員提出議案として提出することとしております。

次に、四万十市議会基本条例の一部改正について協議をいたしました。

これは、市民と議会に関する規定について、委員会の権能や市民への議会活動の報告の在り方の多様化等を踏まえ、条文の一部改正を行うものでございます。

なお、本件につきましては、請願及び陳情提案者の意見聴取を行う際の規定について、委員から、改正案は議会として後退した印象を受けるので改正する必要はないという意見と、後退ではなく、あくまで今の議会の取扱いに沿った規定に定めるものであり改正すべきという賛否それぞれの意見がございました。挙手採決の結果、改正すべきものと決しました。こちらも今期定例会に議員提出議案として提出することといたしております。

次に、四万十市議会会議規則の一部改正につきまして協議を行いました。

これは、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、委員会の議案提出について新たに規定を追加するものでございます。こちらにつきましても、委員会条例の一部改正、基本条例の一部改正に併せて、今期定例会に議員提出議案として提出させていただくこととしております。

次に、四万十市議会基本条例実施要綱等の一部改正等について協議をいたしました。

これは、市民との意見交換会について、広報広聴委員会での協議において、今後は分野別意見交換会を主体とし、これまで毎年行っていた地区別意見交換会は、必要に応じその開催方法も含め広報広聴委員会で協議した上で実施することとしたことに伴い、四万十市議会基本条例実施要綱と四万十市議会広報広聴委員会に関する規程の一部を改正し、四万十市議会報告会及び地区別意見交換会実施要綱を廃止するものでございます。

また、令和7年12月28日をもって全ての住民基本台帳カードの有効期限が終了したことに伴い、四万十市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について所要の改正を行うものでございます。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うことに決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月18日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

令和7年12月定例会以降における法令の規定により監査委員から報告のあった例月現金出納検査結果報告書並びに議長の事務報告及び議長が決定した議員派遣、申合せにより議会運営委員会の委員配付とした陳情書2件と議会運営委員会で協議していただいた上で議員配付とした陳情書1件については、タブレットの諸般の報告内に保存してあります。これによりご了承願

います。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第3、「第1号議案」から「第42号議案」までを一括議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

山下市長。

■市長（山下元一郎） おはようございます。

本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、3月の市議会定例会が開会できますことを改めて御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、私の市政運営に対する所信と予算概要及び主な事業への取組について申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

昨年5月に市政のかじ取り役を託されてから10か月が過ぎようとしております。この間、職責の重さをかみしめながら、1期4年間で計画的に進める政策を整理するとともに、早期に取り組むべきものについては、着実に取り組んでまいりました。中でも本市のまちづくりの羅針盤となる総合計画につきましては、現計画が今年度末で計画期間満了を迎えることから、四万十市総合計画審議会においてご審議いただきながら、次期計画の策定を進めてまいりました。

このたび策定する次期総合計画では、「受け継ぐ、結ぶ、拓く」を基本理念とし、そこに込めた強い意志と未来への展望の下、本市が目指す将来像を「伝統が息づき、人がつながり、未来をともに築くまち四万十市」としています。

本計画は、基本構想と基本計画によって構成されておりますが、基本構想部分につきましては、本議会に議案として提出しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

さて、ご承知のとおり、国全体におきまして、これまで経験したことのない人口減少や急激な物価高騰など、大変厳しい社会情勢に直面をしております。こうした状況の中、現状を守るだけでは、将来にわたって行政サービスを維持することは困難であり、市民生活の根幹をなす社会インフラや行政サービス水準の維持等に大きな影響を及ぼすものと懸念をしております。このような状況を乗り越え、持続可能で元気な四万十市を創造していくためには、人口が減る中でも活力を生み出すことが必要であり、変化を恐れず、新たな時代に適用できる仕組みや力を蓄え、また発揮していく必要があります。

私は、こうした考えの下、今こそ本市の強みである自然・伝統文化を生かしながら、地域内はもとより、関係人口を含め、多様な人々との支え合いや交流を通じて活力を生み出す機運を高め、またAI・IoTといったデジタル技術の活用や若い世代の発想も取り入れ、それらを融合させることで地域資源の活用を最大化させてまいります。そうすることで、四万十市らしさを前面に打ち出しながら、新たな価値を共創できる仕組みや力をつくっていきたくと考えて

おります。

令和8年度は、私の市長2年目となり、政策を具体化させ、行動に移す大変重要な年度となります。市政懇談会やあらゆる機会を通じて、市民の皆様の声をお聞きしながら、また職員との対話を大切にしながら、持続可能で元気な四万十市の実現に向けて、市議会並びに市民の皆様とともに着実に歩みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、来年度の予算概要について申し上げます。

令和8年度の当初予算についてですが、次期総合計画の将来像である「伝統が息づき、人がつながり、未来をともに築くまち四万十市」の実現に向け、次の5つの柱を基本的方針として事業を厳選し、予算編成を行いました。

- 1、地域資源の保全と活用、デジタルを融合した産業と暮らしを育てるまちづくり。
- 2、学びと子育てを、支え、つなげるまちづくり。
- 3、支え合いで気づく、安心して暮らし続けられるまちづくり。
- 4、強靱な基盤と共助で支える災害に強いまちづくり。
- 5、時代の変化に対応した協働のまちづくり。

また、1月の臨時会で議決いただきました市民生活応援給付金給付のほか、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰による影響を受ける生活者や事業者に対する支援、また県の人口減少対策総合交付金を活用し、移住や定住の促進、子ども・子育て世代への支援と併せ、安心・安全な市民生活の実現、市民サービスの確保及び向上、活力ある地域づくりを目指し、事業を厳選し、予算編成を行いました。

その結果、令和8年度の予算規模は、一般会計で258億9,400万円、前年度比1.0%増、特別会計で102億9,200万円、前年度比0.6%減、企業会計で50億6,050万円、前年度比5.8%増となり、各会計の重複を除いた総額は388億円、前年度比0.6%増となっています。

一般会計の歳出ですが、人件費は41億4,100万円、前年度比2.1%の増、扶助費は41億7,800万円、前年度比2.2%の増、公債費は27億6,500万円、前年度比4.1%の増です。これら3つを合わせた義務的経費は111億円、前年度比2.7%の増となっております。

投資的経費のうち普通建設事業費は37億600万円、前年度比10.7%の減です。これは、東山小学校改築や具同保育所の移転改築などの減が主な要因となっております。

続きまして、総合計画の5つの柱に沿って主な事業の概要をご説明させていただきます。

まずは、1つ目の柱である地域資源の保全と活用、デジタルを融合した産業と暮らしを育てるまちづくりです。

各産業分野において地域資源を生かした産業の振興、雇用の創出を図ります。

市として、統一ロゴ等を活用したシティープロモーションを分野にとらわれず、幅広く展開していくとともに、SNSを活用した情報発信の強化を図り、観光誘客・交流人口の拡大につ

なげてまいります。

観光商工業分野では、昨年開設したイノベーションセンターしまんとS i X sの運営を通じたデジタル技術の活用等による地元企業の発展に加え、コワーキングスペース等の整備の検討やワーケーションの受入れを推進し、企業誘致など、新たな雇用の創出に取り組みます。

また、引き続き地域商業活性化支援、特産品等の販売促進、観光誘客と受入れ体制の整備を進めるほか、川バス・循環周遊バスの運行による滞在型周遊観光を推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

農業分野では、引き続き栗やぶしゅかんの産地化・普及促進、新規就農者の研修及び経営支援に取り組むとともに、スマート農業を推進し、ドローンやラジコン草刈り機の導入による省力化を図ります。

また、林業においても、高性能林業機械やICTシステム導入によるスマート林業を推進するとともに、ヒノキの家づくり等促進事業により、四万十市産ヒノキ材の利用の幅を広げ、木材利用促進や持続可能な林業推進に取り組んでまいります。

畜産業では、引き続き県や関係市町村の協力の下、新食肉センターの整備を進めてまいります。

続きまして、2つ目の柱、学びと子育てを、支え、つなげるまちづくりです。

避難所機能の早期回復と併せて、児童生徒の安心・安全な教育環境の充実を図るため、下田小学校高台移転を進めるとともに、具同小学校の校舎及び屋内運動場の長寿命化や中学校屋内運動場への空調設備整備に着手をいたします。

また、国の推進するG I G Aスクール構想において整備した1人1台端末について、小学校分の端末更新を行います。

ソフト面においては、引き続き特別な支援を必要とする児童生徒への支援として、特別支援教育支援員を配置するとともに、新たに特別支援教育アドバイザーを配置し、支援体制の充実強化を図ってまいります。

そのほか、働き方改革の推進として、引き続き教員業務支援員や部活動指導員の配置を行うとともに、国や県が示すガイドラインに基づき、部活動の地域展開を推進してまいります。

3つ目の柱として、支え合いで築く、安心して暮らし続けられるまちづくりです。

介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護人材不足が深刻化していることを受け、介護職員初任者研修に加え、新たに生活援助従事者研修を実施し、介護人材の確保に努めてまいります。

また、健康増進を図る取組として、健康づくりのきっかけとなる健康意識の向上・ウォーキング啓発事業を実施することで、運動習慣の定着、介護予防、地域参加の促進を図るとともに、引き続きあったかふれあいセンター事業や健康・福祉地域推進事業などの実施により、地域に根差した支え合いの活動を推進してまいります。

そのほか、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制として、重層的支援体制整備事業を引き続き実施し、分野を問わない相談支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に取り組んでまいります。

4つ目の柱、強靱な基盤と共助で支える災害に強いまちづくりです。

近年、頻発化・激甚化する自然災害への対策として、引き続き緊急自然災害防止対策、河川緊急しゅんせつ、耐震性貯水槽整備など、防災インフラ整備を進めるほか、住宅等耐震対策により住宅の耐震化率向上を図るとともに、南海トラフ地震における被害想定の見直しに基づき、適切な災害理解や避難行動を促す総合ハザードマップの更新、また発災時の応急・復旧期対応と併せ、復興期における事前準備として、迅速な復興・再建に向けた事前復興まちづくり計画の策定を進めていきます。

また、都市基盤の整備充実を図るため、国の補助金等を積極的に活用し、交通インフラ等の整備、長寿命化を行っていくとともに、市民の皆様の移動手段としての鉄道経営支援やデマンド交通運行等による地域公共交通の維持・確保に引き続き取り組んでまいります。

こうした取組を含め、災害に強いまちの実現に向け、市の将来像やまちづくりの基本方針を示す都市計画マスタープラン及び立地適正化計画についても見直しを図ることとしており、官民が連携し強靱で持続可能なまちづくりを推進します。

次に、5つ目の柱、時代の変化に対応した協働のまちづくりです。

引き続きNPO法人へ移住推進業務を委託し、官民協働による効果的な移住対策を推進するとともに、外部デジタル人材や地域おこし協力隊などの活用による新たな人材確保と地域力の向上を図ります。

また、特定地域づくり事業協同組合運営支援により、地域の人材不足、人手不足解消につなげてまいります。

そのほか、業務効率化ツールの運用に加え、生成AIの導入や電子請求サービスなどを導入し、自治体DXの推進に取り組んでまいります。

次に、歳入ですが、市税は37億8,900万円で、前年度比1.3%の増、地方消費税交付金は10億4,100万円、前年度比11.1%の増で見込んでいます。地方交付税は84億5,900万円、前年度比0.4%の減を見込んでおります。市債は18億9,000万円で、前年度比29.2%の減ですが、東山小学校改築や具同保育所移転改築の減などによるものでございます。

そのほか、ふるさと応援基金から9億6,200万円、地域振興基金から1億3,100万円を活用し、収支不足を補うため減債基金から5億2,300万円の取崩しを見込んでいます。

続きまして、主な事業等への取組についてご説明をいたします。

まずは、物価高騰対策についてです。

本市では、令和5年度から国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を実施してまいり

ました。これらの物価高騰対策については、国の令和7年度補正予算で引き続き交付金として交付されることとなったことから、本市においては、食料品の物価高騰に対する生活者支援事業として、全市民を対象に1人当たり5,000円を給付する物価高騰対策市民生活応援給付金の実施と併せて、令和8年度に水道料金の減免を実施いたします。給付金については、本年3月中に市民の皆様へ給付金が届くよう、現在事務を進めているところでございます。

令和8年度では、さらに医療施設への支援を新たに実施するとともに、本年度に引き続き学校給食費の保護者負担軽減やエネルギー価格等物価高騰の影響を受けている本市指定の介護事業者への支援や中小企業者への支援など、幅広く生活者支援並びに事業者支援を実施予定としております。

続きまして、南海トラフ地震対策についてです。

本市では、大規模災害に備え、消防や自主防災組織をはじめとする関係機関と連携し、各種訓練を実施しているところです。去る2月14日には、市職員を対象に、地震発災後3時間以内に職員が行うべき具体的手順について確認し、実践する初動期対応訓練を行いました。これは、市役所に参集した職員が、災害対策本部立ち上げまでに必要な初動態勢の確立、被災状況の把握、また救助・救急の開始や避難所開設の指示などの実働型訓練を行うことで、危機管理意識・災害対応能力の向上を図ったものです。

今回の訓練で得た課題を含め、より実践的な初動マニュアルに更新しつつ、有事の混乱の中でも冷静な対応ができるよう、各種取組を継続していきたいと考えております。

次に、県が主体となり推進しています県一消防広域化についてです。

人口減少が進み、県内の小規模消防本部では、人材確保が著しく困難な状況の中、消防本部の管理機能を統合し、生まれた余力を現場の消防力に再配分する考えの下、首長・各消防本部で組織する消防広域化基本計画在り方検討会の中で、広域化の議論を進めてまいりました。

県は、15の消防本部の現状と課題を踏まえ、検討会で得た様々な意見を整理し、令和8年度早々には任意協議会を立ち上げ、より具体的に検討を進める方針としています。

また、こうした任意協議会での議論を経て、令和9年度には法定協議会の設置について、県議会及び市町村議会の議決をいただいた上、実施計画をまとめる予定としております。その後、広域の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月をめどに、仮称ではありますが、高知県消防広域連合を設置し、職員処遇等の統一と共同事業や指令システムの整備を段階的に進め、令和16年4月には、最終的な統合を目指すこととしています。

私としましては、このような取組に対しましては一定の評価をしておりますが、解決しなければならない課題が山積みしておりますので、令和8年度設立予定の任意協議会において、給与や体制など、職員処遇とシステムの共同化、またこれに係る市の負担などを勘案しながら、さらに議論を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、道路事業です。

四国の高規格道路ネットワークである四国8の字ネットワークは、自然災害時の救急活動や支援物資の輸送等に加え、交流人口の拡大などによる地域経済の活性化につながると期待されることから、早期整備が重要となります。

現在、国において着実に整備が進められている窪川佐賀道路では、本年度見付トンネルや小黒川トンネルが相次いで貫通するなど、その姿を現しつつあります。

また、大方四万十道路においても、右山地区の後川橋の橋脚工事がいよいよ始まりました。窪川佐賀道路、大方四万十道路とともに目に見える形で着実に工事が前進していることは、非常に心強く感じているところです。

市といたしましても、一日も早い全線開通に向け、引き続き国と緊密に連携をし、事業の進捗を全力で支援してまいります。

次に、治水対策についてです。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発する中、本市では、国・県及び関係機関と連携し、これまで事前防災の対策となる令和7年3月完成の初崎堤防をはじめ、楠島地区や入田地区の内水対策整備など、流域治水の取組により本市の治水安全度は大きく向上され、効果が現れています。

加えて、国では、中筋川において山路地区の新山路橋から下流区間における堤防整備の取組が進められています。現在は、用地調査に着手しており、令和9年度からの用地買収を目指した準備が進められています。

今後も引き続き、国・県及び関係機関と連携をし、流域治水の推進を行ってまいります。

次に、四万十川かわまちづくり計画についてです。

この計画は、令和4年7月にまちづくりに関連する団体と行政によって設立した四万十川かわまちづくり協議会において議論を重ね、令和6年2月に策定されたもので、安全・安心に川と触れ合える水辺空間を創出し、まちと川の魅力向上と回遊性を高め、交流人口の拡大を図ることを目的とするものです。

現在、河川管理者である国は、入田側の親水護岸の整備に向けた設計が行われています。公園管理者である市では、本年度から四万十川左岸側の赤鉄橋下流において緑地の再整備を開始するなど、計画に基づき取り組んでいるところです。

今後も計画の基本方針である川でつながるひと・まち・未来の創造の実現に向けて、市民及び関係機関と連携をしながら、引き続き事業を進めてまいります。

次に、水道料金の改定についてです。

四万十市水道事業会計は、令和2年4月より簡易水道事業を経営統合し、旧簡易水道事業を含む水道事業全体で独立採算による経営を行っております。令和6年度には、将来的なシミュレーションを見直し、四万十市水道事業経営戦略を改定、本年度には、水道料金の適正化を目的とした水道料金審議会を開催いたしました。

その結果、水道事業の経営健全化には、水道料金の見直しが必要と判断されましたので、収支バランスの継続的な維持や水道施設の耐震化に係る財源確保の観点から、令和8年度の増額改定を予定しております。

なお、水道料金の改定については、本議会に議案として提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、観光振興についてです。

県は、「どっぶり高知旅キャンペーン」がサードシーズンを迎えるに当たり、キャンペーンによるさらなる誘客促進を図るとともに、商品づくりや観光地域づくりを引き続き推進することとしており、本市においてもキャンペーンと連動した周遊促進事業を継続して展開し、四万十川をはじめとする自然や体験、山・川・海の食、文化など、地域ならではの魅力ある素材を生かした観光商品を造成し、長期滞在を促進する地域づくりに取り組みます。

さらに、観光地として発展を目指し、情報発信等の観光客誘致活動のほか、商業者及び地域等と連携をした観光消費拡大の仕組みづくりや再来訪促進につながる観光人材の育成など、観光振興の推進役である観光協会が行う取組を支援するとともに、持続的な支援体制の確立に向け、宿泊税の導入を検討し、観光需要の恩恵を受ける事業者等の裾野を広げ、観光振興を軸とした経済活性化を推進してまいります。

続きまして、健康増進計画についてです。

本市の健康づくりの指針となる第4期四万十市健康増進計画を策定し、令和8年度から11年間の計画として取組をスタートさせます。

本計画では、市民一人一人の主体的な健康づくりを基本に、子供から高齢者までライフステージに応じた取組を進め、健康寿命の延伸を目指します。健康づくりは、毎日の暮らしの中にある大切な土台となるものです。小さな行動の積み重ねが、病気の予防や重症化の防止につながり、結果として健康寿命の延伸につながります。市としても関係機関や地域・事業者等と連携をし、市民の皆様へ健康づくりに関する取組等について積極的に情報発信を行いながら、啓発に努めてまいります。

次に、RSウイルス感染症対策についてです。

RSウイルス感染症は、2歳児までにほぼ全ての乳幼児がかかる感染症で、初回感染時に重症化しやすい感染症です。特に1歳児未満の乳児では、細気管支炎や肺炎により入院を要するケースもあります。現時点では、有効な治療薬が確立していないことから、重症化予防の取組が重要となってきます。このため、国においては、令和8年度から妊婦を対象としたRSウイルスワクチンの予防接種を、予防接種法に基づく定期接種の対象とすることが決定され、本市においても4月から定期接種の円滑な実施に向け、準備を進めているところです。

一方で、妊婦を対象としたワクチンであることから、定期接種開始前に出生した1歳未満の乳児には効果が及ばず、予防の空白が課題となることから、市独自の時限事業として、1歳未

満の乳児を対象としたRSウイルス抗体製剤の投与支援を実施する予定です。

今後は、これら2つのRSウイルス感染症対策の周知を図るとともに、円滑な事業実施に取り組んでまいります。

次に、市民病院の経営状況についてです。

まず、本年度の決算見込みをご報告します。

本年度当初予算での赤字見込み2億1,973万円に対し、決算見込みでは2億720万4,000円の赤字が見込まれる大変厳しい状況となっています。

本年度は、地域包括ケア入院医療管理料2から1への算定強化や病床数適正化支援事業などの活用により収益の向上と診療材料等の価格交渉の取組など、費用の削減の両面から経営健全化に取り組んだものの、本年度当初で目標としていたほどの患者増加を図ることができなかったことに加え、費用面でも、人事院勧告による給与の増額改定や物価高騰などによる影響も大きく、市民病院の経営状況は、大変厳しい状況が続いております。

引き続き、令和5年度に策定した四万十市立市民病院経営健全化計画に基づき、医師等職員の確保や経営の効率化、そして外来・入院患者の拡大と収益向上に向けた取組をさらに進めることで持続可能な経営を目指し、公立病院として地域の医療を支える役割を果たせるよう努めてまいります。

次に、市民病院の医師確保についてです。

このたび令和8年4月1日付で内科医師の採用が内定しましたので、ご報告いたします。

採用内定者は、現在高知大学医学部家庭医療学講座特任助教の安田早耶香医師です。令和7年4月から毎週月曜日に非常勤として外来診療に当たっていただいておりますが、今回常勤医師として勤務いただけることとなりました。

安田医師は、内科診療の経験も豊富であり、循環器を専門としていることから、外来及び入院診療の充実と円滑化など、当院の診療機能の向上に大きく貢献いただけるものと期待をしております。今後も安定的かつ持続可能な地域医療を提供していくため、引き続き新たな医師の招聘に努めてまいります。

次に、具同保育所の移転改築についてです。

令和3年度より取り組んでまいりました具同保育所の移転改築については、令和7年1月末に新園舎が完成し、新園舎にて保育を行いつつ、旧園舎の解体、その後の園庭や駐車場などの整備を進めてまいりました。こうした整備を経て、12月11日には具同保育所の移転改築に関する全ての整備が完了し、12月21日には落成式を執り行い、児童・保護者・地域の方々など、多くの方々にご参加いただき、新たな具同保育所の完成を祝うことができました。新たな園舎の下、地域に愛され、子供たちが健やかに過ごすことできる保育所となるよう、今後も引き続き安心・安全で質の高い保育環境の充実に努めてまいります。

次に、公立保育所の休所についてです。

公立保育所のうち、地域の出生数の減少から園児数が年々減少し、市として再編を検討する10人を継続的に下回ることが見込まれる保育所において、保護者の皆様と保育所の在り方や集団保育における子供たちの成長について話し合いを行ってまいりました。その中で、蕨岡保育所・下田保育所・大用保育所については、保護者及び地域の区長をはじめとした方々にお伝えするとともに、最終的な調整を行い、誠に寂しい思いはありますが、本年度末をもって休所することとなりました。

これらの保育所については、地域の中心にあり、長年にわたり子供たちを地域とともに育ててきた施設です。本年3月下旬には、保育所に感謝の意を込め、地域のご協力を得て、保護者の皆様を中心とした休所式を実施することとしています。子供たちや地域の方々の心に残る休所式となるよう、市としても共に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、スクールバスの運行拡大についてです。

これまで学校再編により遠距離通学となる児童生徒を対象にスクールバスを運行してまいりましたが、地域によっては、学校再編に関係なく遠距離通学をしている子供たちがいるため、令和8年度から、片道2km以上を通学する小学校1・2年生を対象に、スクールバスの運行を拡大することとしております。

今後も子供たちがよりよい環境で学びを継続できるよう、教育環境の充実に努めてまいります。

次に、しまんとこどもプロジェクトについてです。

しまんとこどもプロジェクトは、子供たちがまちづくりの中心となる機会を創出し、地域や社会と関わりながら、子供たちのアイデア・思いを実現させていく経験を支援するために、令和7年度から取組を開始したプロジェクトです。

事業の内容といたしましては、子供たちによるグループが、自ら行うまちづくり活動などを提案し、子供たちで構成されるこども審査員による審査により採択した活動に対し、市が活動助成金を交付し、約半年間にわたって地域活性化活動を行ってもらうというものです。

本年度は、試行的な実施ということもあり、市内の小中高校に本プロジェクトの参加を依頼し、参加をしていただきましたが、令和8年度からは、本格実施に移行することとし、活動団体側・審査員側ともに公募を行い、助成団体数1団体当たりの助成金額上限額も増やすこととしています。活動に係る運営費の財源として寄附金を募り、また市からも積立てするなど、官民が連携をし、まち全体で取り組むプロジェクトに位置づけ、本市の将来を担う子供たちの人材育成事業として振興してまいります。

次に、旧文化センターの解体についてです。

令和6年3月をもって閉館となった旧文化センターについては、文化複合施設建設に係る起債借入れの条件として、しまんとびあ供用開始後5年以内である令和11年4月29日までに取壊しを行うこととして準備を行っております。

本年度については、廃材処分に係るアスベスト含有量の調査を既に完了しており、令和8年度については、周辺家屋等への工事に伴う影響確認のための事前調査を行い、令和9年1月頃から解体工事を実施する予定としています。その後、令和9年度中に周辺家屋等の工損調査を実施し、令和10年度に工損補償額の算定と補償費の支払いを行う予定としております。現時点で見積りが困難である周辺家屋等の補償額を除いて、一連の解体に係る費用の合計は、概算で3億2,000万円となる見込みです。近隣住民の皆様には、今月12日に解体工事全体に係る住民説明会を実施しており、今後も解体の具体的な内容についての情報提供や適宜の住民説明会の実施など、きめ細やかな対応を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、相撲場の再建についてです。

東山小学校改築に伴う仮校舎建設のため、安並運動公園にありました相撲場を令和4年に撤去しており、本年度の仮設校舎の撤去時期などを見据えながら、再建の方向性について関係団体と協議を進めてきたところです。

本市の相撲競技は、現在少年相撲クラブや市立中村中学校相撲部を中心に、小中学生が活動しており、これまで県大会優勝や全国大会に出場するなど、活躍する子供たちも出ております。

市としましては、本市の相撲文化を守り、身近な競技としての普及・活性化を図ることを目的として、相撲場の整備を行っていきたくと考えています。

現時点での建設位置は、市立武道館の東側のスペースを候補とし、日頃の練習と大会開催ができる施設として、板の間や更衣室等を加えた屋内仕様での建物をイメージしており、令和8年度に実施設計、令和9年度に建設工事を計画しております。

次に、第二津野川若者住宅の整備についてです。

第二津野川若者住宅の整備については、現在実施設計業務を実施しております。本年度内に完了予定となっております。

今後のスケジュールにつきましては、令和8年度に建築工事を行い、令和9年4月からの供用開始を予定しております。

本住宅は、高知県立中村高等学校西土佐分校の存続に向けた取組に寄与するとともに、就労等により、西土佐地域で居住を希望する方々の住まいの確保にも活用することで、人口減少が顕著な西土佐地域の人材確保に寄与することが期待されます。今後も引き続き西土佐分校の存続、西土佐地域への定住促進、人材確保等、人口減少対策に資する取組を推進し、地域の活性化につながるよう努めてまいります。

ここで、田能副市長の退任につきましてご報告させていただきます。

田能副市長におかれましては、本年3月31日をもちまして4年の任期を終えることとなります。私としましては、引き続き副市長を務めていただきたと考えておりましたが、本人の意思を尊重し、今回退任することとなりました。

田能副市長には、昨年5月まで前市長の下で市政運営の重責を担ってこられました。その後、私の市長就任という大きな節目においても、引き続き副市長として留任いただき、今日までその手腕を発揮していただきました。特に市長交代に伴う行政運営の継続的な確保並びに新体制への円滑な移行においては、田能副市長の豊富な経験と深い知見なしにはなし得なかったものと深く感謝をしております。

また、在任期間中におきましては、私の掲げる新施策の具体化に向け、組織のかじ取りに奔走していただきました。職員に対しましても、市政の伝統を守りつつ、変革を恐れない市政を示し、新旧のかけ橋として多大な貢献をされました。

激動の1年を含むこの任期中、常に冷静沈着かつ誠実に職務を遂行された姿は、全職員の模範となるものでした。私にとりましても、就任以来、最も身近な相談役として支えていただいたことは誠に心強く、感謝の念に堪えません。

田能副市長には、これからも健康に十分ご留意いただき、今後も市政の発展にご指導・ご協力をお願い申し上げますとともに、副市長としての4年間のご功績、これまでの献身的なご努力に対し深く敬意を表し、心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

なお、後任の副市長につきましては、今議会にご同意をいただくべく、一般質問最終日に追加提案するように進めておりますので、よろしく願いをいたします。

今期定例会にお願いします議案は、予算議案で「令和8年度四万十市一般会計予算」など21件、条例議案で「四万十市犯罪被害者等支援条例」など14件、その他の議案として「四万十市総合計画の基本構想を定めることについて」など7件のほか、報告事項が3件となっております。

提出議案の詳細については、後ほど副市長並びに所管のほうからご説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 続いて、田能副市長。

■副市長（田能浩二） それでは、私のほうからは議案を順次ご説明させていただきます。

なお、「第7号議案」、「第8号議案」、「第19号議案」から「第21号議案」につきましては、後ほど上下水道課長と市民病院事務局長からご説明申し上げますので、ご了承ください。

まず、「第1号議案、令和7年度四万十市一般会計補正予算（第7号）」でございます。

一般会計補正予算書の1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正でございますが、6億1,172万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を260億9,476万2,000円とするものでございます。

次の繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正につきましては、7ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正でございますが、金額の変更が1件、追加が20件でございます。国の補正予算による事業など、年度内の完了が見込めない事業の繰越しをお願いするものでござい

ます。

8ページをお願いします。第3表債務負担行為の補正でございますが、変更が2件、追加が1件でございます。

変更の都市公園及び市立公園管理運営に要する経費は、12月議会で債務負担行為を設定しておりますが、市立公園の追加に伴い限度額を見直すもの、地域おこし協力隊公用車借り上げに要する経費は、当初予算では2名を新たに配置予定として、2台分の借り上げに要する経費を見込んでおりましたが、うち1台分について、協力隊の配置時期等を踏まえ、令和8年度で改めて債務負担行為を設定することとし、借り上げ車両の台数に応じて限度額を見直すものでございます。

追加の派遣職員に係る建物賃貸借契約に要する経費は、令和8年度から内閣府等に派遣予定の職員に係る住居の賃借料について債務負担行為を設定するものでございます。

9ページをお願いします。第4表地方債補正でございますが、変更が25件で、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

31ページをお願いします。歳出の主なものからご説明いたします。2款総務費、1項2目人事管理費の退職手当2億4,487万円の補正は、勸奨退職者分などを補正するものでございます。

4目財政管理費の減債基金積立金3,452万1,000円の補正のうち3,307万円は、国の補正予算に伴い、普通交付税の追加交付がありました。そのうち当該基金を臨時財政対策債の償還費に対する財源として減債基金に積み立てることとされているものでございます。

32ページをお願いします。7目企画費の路線運行バス運営費補助金636万2,000円の補正は、燃料費等物価高騰に伴い増額するものでございます。

33ページをお願いします。17目国土調査費の地籍調査1億3,748万9,000円の補正は、国の補正予算によるもので、主に県の公共事業が予定されている区域の調査を実施いたします。

23目ふるさと納税推進費2億8,327万3,000円の補正は、本年度の年間寄附金を6億1,200万円から4億1,200万円に見直し、積立金及びポータルサイト掲載等の委託料などを減額するものでございます。

34ページをお願いします。3項1目戸籍住民基本台帳費279万3,000円の補正は、国の補正予算によるもので、住民基本台帳法等の一部改正に基づき、戸籍附票システム等の改修を行うものでございます。

36ページをお願いします。3款民生費では、1項1目社会福祉総務費から38ページの2項9目児童福祉施設建設費までの補正について、2項6目青少年対策推進費を除き決算見込みによる見直し及び前年度事業の精算に伴う国県支出金の返還金を計上しております。

2項6目青少年対策推進費82万1,000円の補正は、「第23号議案」でお願いしております「しまんとこどもプロジェクト基金」への積立金を補正するもので、市内事業者からの寄附金

を積み立てるものでございます。

39ページをお願いします。4款衛生費3,122万4,000円の補正は、決算見込みによるものでございます。

40ページをお願いします。6款農林水産業費、1項2目農業総務費の県営事業負担金・農業水利施設長寿命化1,500万円、機能保全計画策定1,000万円並びに四万十大橋舗装改修4,076万円の補正は、国の補正予算によるもので、東中筋排水機場の自家発電設備の修繕、農村インフラ施設の長寿命化に係る機能保全計画の策定並びに四万十川大橋の老朽化した舗装面の改修を行うものでございます。

そのほか、3目農業振興費では、中山間地域等直接支払など、決算見込みによる見直しを行っております。

41ページをお願いします。1項8目研修等施設運営費の総合営農施設拠点施設地盤沈下対策1,030万7,000円の補正は、起債の追加割当てによるもので、西土佐農業公社敷地内の地盤沈下対策工事を行うものでございます。

2項林業費では、森林経営管理制度、市有林整備など、決算見込みによる見直しを行っております。

43ページをお願いします。7款商工費、1項3目観光費のホテル星羅四万十昇降機改修2,563万円の補正は、起債の追加割当てによるもので、ホテル設立当初から設置されているエレベーターの改修を行うものでございます。

44ページをお願いします。8款土木費、1項1目土木総務費2,034万4,000円の補正は、各県営事業負担金について、事業費の精査及び国の補正予算によるもので、併せて繰越しをお願いしております。

そのほか、2項2目道路橋梁等維持費など、それぞれの費目において決算見込みによる見直しを行っております。

46ページをお願いします。10款教育費では、決算見込みによる見直しなどのほか、2項4目学校建設費では、東山小学校改築及び屋内運動場長寿命化の事業完了により、併せて1億2,987万4,000円の減額を行うものでございます。

47ページをお願いします。11款災害復旧費2億1,724万5,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

15ページにお戻りください。歳入でございます。1款市税から19ページの10款地方特例交付金につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

11款地方交付税3億1,721万9,000円の補正は、普通交付税の追加交付によるものでございます。

その他の歳入につきましては、歳出に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

なお、26ページの9款繰入金、1項4目減債基金繰入金につきましては、歳入一般財源を調

整するため3億5,922万6,000円を減額しております。

続きまして、特別会計の補正予算書をお願いします。

2ページをお願いします。「第2号議案、令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、1億1,832万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億109万3,000円とするものでございます。

10ページをお願いします。歳出でございます。2款保険給付費から10款諸支出金の減額は、決算見込みによるものでございます。

8ページからの歳入は、1款国民健康保険税を増額するほか、歳出に見合う県支出金などを計上しておりますので、ご参照ください。

13ページをお願いします。「第3号議案、令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第6号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、1,226万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8,145万5,000円とするものでございます。

次の地方債の補正につきましては、16ページをお願いします。第2表地方債補正でございますが、変更が1件で、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

22ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費1,226万5,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

20ページからの歳入は、1款診療収入を決算見込みにより減額するほか、歳出に見合う繰入金などを計上しておりますので、ご参照ください。

27ページをお願いします。「第4号議案、令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、7,893万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,789万3,000円とするものでございます。

35ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費の退職手当7,853万2,000円の補正は、承認嘱託職員及び会計年度任用職員の退職手当を計上するもの、四万十食肉公社負担金40万5,000円の補正は、新食肉センター整備に要する経費を決算見込みにより補正するものでございます。

33ページからの歳入は、1款事業収入及び34ページの4款諸収入を決算見込みにより減額するほか、歳出に見合う繰入金を計上しておりますので、ご参照ください。

39ページをお願いします。「第5号議案、令和7年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、補正後の予算総額に変更はなく、今年度実施した卸売

場棟の空調設備整備に対する財源を見直したものでございます。

次の繰越明許費及び地方債の補正につきましては、42ページをお願いします。第2表繰越明許費でございますが、予定しておりました卸売場棟鉄扉更新業務について、年度当初に発生した浄化槽の故障対応に伴い、当該事業に係る予算が不足し、9月補正後の発注となったことから、年度内の完了が見込めなくなったものでございます。

次に、第3表地方債補正でございますが、変更が1件で、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

49ページをお願いします。「第6号議案、令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、7,540万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億2,796万3,000円とするものでございます。

55ページからの歳入歳出予算の補正につきましては、保険給付費、地域支援事業費及び諸支出金を決算見込みにより補正するものでございます。

続きまして、令和8年度一般会計予算書をお願いします。

1ページをお願いします。「第9号議案、令和8年度四万十市一般会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を258億9,400万円と定めるものでございます。第2条、債務負担行為については第2表債務負担行為、第3条、地方債につきましては第3表地方債でご説明いたします。一時借入金の借入れの最高額は22億円でございます。また、歳出予算の流用につきましては、記載のとおりでございます。

9ページをお願いします。第2表債務負担行為でございます。それぞれ記載によります事項について期間を定め、限度額の範囲内で債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをお願いします。第3表地方債でございます。起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

それでは、歳出の主なものをご説明いたします。

56ページをお願いいたします。1款議会費1億7,270万7,000円でございますが、議員活動費及び職員給与費等の事務局経費でございます。

63ページをお願いします。7目企画費では、地域資源を活用したまちづくりを進めるため、統一ロゴを使用した幅広い分野でPRなどを進めるシティープロモーション推進に1,057万6,000円、さらにSNSを活用し、地域の魅力や取組を分かりやすく継続的に発信することで、交流人口及び関係人口の拡大につなげるため、情報発信強化に662万2,000円、また既存施設及び既存店舗等を活用し、リモートワーカーや地元住民が利用できる空間をつくり、主に若い世代の交流や関係人口の増、移住・定住の促進、サテライトオフィス等の誘致につなげるため、コワーキングスペース等の整備に係る基本計画策定等に395万7,000円を計上しております。

す。また、引き続き鉄道施設安全対策、路線運行バス運営費補助金及び車両購入補助、デマンド交通運行などで地域の公共交通を確保するほか、移住対策では、移住支援住宅の改修補助などに4,875万7,000円を計上しております。

そのほか、人口減少対策として、働き手・担い手不足の解消に向け、特定地域づくり事業協同組合運営支援1,473万7,000円を計上しております。

68ページをお願いします。16目情報化推進費では、効果的なDXの推進を図るため、引き続き外部人材の活用や業務効率化ツールの利用を促進させるとともに、事務用パソコンを持ち運び可能なノートパソコンに更新し、業務の効率化・ペーパーレス化を促進するため、事務用パソコン更新に6,064万4,000円、業務の根幹をなすデータの保存及び保守管理の整理を行うためファイルサーバー更新に1,961万7,000円を計上するほか、市内事業者に対するDX導入などによる経営改善支援や事業者と学生との交流の場をつくり、産業及び地域の活性化を図るため、イノベーションセンター運営に1,765万3,000円を計上しております。

70ページをお願いします。23目ふるさと納税推進費では、ふるさと応援寄附金について、来年度の寄附額を5億円と見込み、寄附をいただいた方々への返礼品等を含めて7億7,468万1,000円を計上しております。

71ページをお願いします。2項1目税務総務費では、デジタル技術を活用し、災害時における住家被害調査のシステム化により、罹災証明書発行の迅速化を図り、被災者へのスムーズな公的支援の提供及び早期の生活再建を目指すものとして罹災証明迅速化システム導入213万円を計上しております。

73ページをお願いします。3項1目戸籍住民基本台帳費では、通常の職員対応による個人番号カードの交付に係る業務に加え、業務の効率化及び住民サービスの向上を目的に、交付申請受付業務及び各種ひもづけに関する業務のオンライン窓口を設置するための経費を含めた個人番号カード交付に1,378万円、またマイナンバーカードを活用し、コンビニ等で住民票及び印鑑証明を取得可能にするものとして、コンビニ交付に1,415万1,000円を計上しております。

79ページをお願いします。3款民生費でございますが、1項1目社会福祉総務費では、あつたかふれあいセンターに8,489万7,000円、出会いのきっかけ応援に834万3,000円、生活困窮者自立支援に1,263万円などを計上しております。

そのほか、引き続き地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、各種事業を実施していくため、重層的支援体制整備に3,418万4,000円を計上しております。また、物価高騰の影響を受ける事業者への支援としまして、障害福祉サービス事業所等支援25万円を計上しております。

80ページをお願いします。2目障害者福祉費では、重層的支援体制整備として、障害者相談支援、基幹相談支援センター、地域活動支援センターの合わせて1,654万1,000円を計上しております。

81ページをお願いします。3目障害者総合支援費では、自立支援費に10億7,127万円、自立支援医療費に6,089万9,000円、福祉医療費に7,335万9,000円などを計上しております。

83ページをお願いします。5目老人福祉費では、老人ホーム措置費に1億3,836万9,000円のほか、重層的支援体制整備として、地域包括支援センター運営、地域介護予防活動支援、生活支援体制整備の合わせて6,666万3,000円を計上しております。

また、物価高騰対策として、介護事業所の事業継続支援のために260万円を計上しております。

そのほか、介護人材不足に対する取組として、引き続き実施する介護職員初任者研修に171万1,000円、令和8年度からは、訪問介護員の養成に特化した生活援助従事者研修に67万1,000円を計上しております。

89ページをお願いします。2項1目児童福祉総務費では、ファミリーサポートセンターに1,075万円、放課後児童健全育成に1億2,725万6,000円、乳幼児・児童医療費に1億1,089万円のほか、令和7年4月に設置したこども家庭センターにおいて、子育て世帯に対する包括的な相談支援業務の効率的な情報管理や共有を行い迅速な対応を図るため、児童家庭相談システム導入に2,156万5,000円を計上しております。

また、重層的支援体制整備として、家庭相談員、地域子育て支援センター運営、子育てナビゲーターの配置の合わせて2,129万9,000円を計上しております。

93ページをお願いします。7目児童措置費では、児童手当に5億592万円、各保育所等への給付費など子ども・子育て支援に11億3,377万9,000円を計上するほか、民間保育施設等に対して老朽化や受入れ児童増加に伴う施設の改修経費を支援するものとして、保育所等整備事業1,963万5,000円を計上しております。

また、物価高騰対策として、民間保育施設等の事業継続支援のために30万円を計上しております。

96ページをお願いします。3項生活保護費、2目扶助費でございますが、過去の決算状況を基に算出し、前年度から330万7,000円増額の9億9,325万1,000円を計上しております。

97ページをお願いします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費では、物価高騰対策として、市内医療施設等を支援するために543万2,000円を計上しております。

100ページをお願いいたします。3目予防費では、1歳未満の乳児が重症化しやすいRSウイルス感染症について、本年4月から妊婦を対象としたワクチンの予防接種が定期接種となりますが、定期接種開始前に出生した1歳未満の乳児が予防の空白となることから、市独自の時限的な事業として、1歳未満の乳児を対象としたRSウイルス抗体製剤の投与支援を行うために368万5,000円を計上しております。

103ページをお願いします。8目環境衛生費では、浄化槽設置整備に3,072万円、住宅用太陽光発電システム設置補助に1,440万円、猫不妊去勢手術等推進に472万6,000円を計上しており

ます。

また、エネルギー価格等高騰の影響を受けている生活者の支援として、家庭用LED照明器具買換え促進に652万8,000円、後ほどご説明いたします水道料金の減免に伴い、水道未契約世帯に対し、水道料金減免相当額を支援する給水未契約世帯支援に634万6,000円を計上しております。

105ページをお願いします。2項1目清掃総務費の幡多広域市町村圏事務組合負担金は、幡多クリーンセンター長寿命化計画に基づく設備等の改修費用に対する負担分を含め6億6,240万4,000円を計上しております。

107ページをお願いします。5項1目上水道費は、前年度比1億2,351万8,000円の増額となっておりますが、物価高騰対策として、本年5月から7月までの3か月分の検針分について水道料金の減免を実施することとし、上水道事業会計負担金に減免に係る補填として1億3,894万3,000円を追加し、計上しているためでございます。

109ページをお願いします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費では、レンタルハウス整備に3,256万円、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農経営支援1,603万8,000円、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動等の支援を行う多面的機能支払1億1,374万6,000円、地域おこし協力隊480万3,000円などを計上しております。

また、物価高騰対策として、水稻生産用機械の導入及び更新に対する支援に1,972万円、認定農業者に対する農業用機械の導入及び更新に対する支援に3,000万円を計上しております。

111ページをお願いします。4目畜産業費では、引き続き高知県や関係市町村の協力の下、新食肉センター整備に対する補助として10億5,972万1,000円を計上しております。

114ページをお願いします。2項2目林業振興費では、森林環境譲与税を財源とし、未整備森林の林況調査のほか、意向調査後の森林施業を実施する森林経営管理制度に1億735万4,000円、林業の担い手育成・確保対策の充実を図るための林業担い手支援に1,041万6,000円を計上しています。

また、これまで市産材利用促進として、住宅の新築に係るヒノキ材の購入費用について補助していましたが、店舗等非住宅の新增築・改修に対して補助対象を拡大するなど、制度の見直しを図り、ヒノキの家づくり等促進に2,000万円を計上するほか、高性能林業機械やドローンなど、ICT等最先端技術を活用したスマート林業の導入を支援することで、施業の効率化・省力化を図り、担い手不足を補い、持続可能な林業につなげるためのスマート林業推進300万円を計上しております。

115ページをお願いします。3目市有林整備事業では、引き続き市有林の保育、収入間伐及び林道改良などを実施するため、市有林整備1億642万4,000円を計上しております。

116ページをお願いします。緊急自然災害防止対策として、5目林道維持費では、林道岩間

藤ノ川線改修工事に1,800万7,000円、6目治山施設整備事業費では、方ノ川地区で高知県が行う治山対策工事に伴う排水流末工に1,031万8,000円を計上しております。

119ページをお願いします。7款商工費、1項2目商工業振興費では、地域商業活性化支援503万2,000円、地域おこし協力隊1,467万円などを計上しております。

そのほか、物価高騰対策として、商店街振興組合等が管理する街路灯の更新に係る経費を補助するものとして、商店街等省エネルギー化推進に1,598万円、市内の中小企業者の事業継続を支援するため、販路拡大支援に150万円、中小企業エネルギー価格高騰対策支援に7,722万7,000円、中小企業経営力強化に1,302万3,000円、中小企業照明LED化推進に2,250万円を計上しております。

120ページをお願いします。3目観光費では、滞在型観光を推進するため、川バス・循環周遊バス運行に1,322万8,000円、観光資源の掘り起こし・磨き上げ、受入れ体制強化、観光客誘致促進を柱とした観光協会が実施する取組及び推進体制確保に対する支援として四万十市観光協会補助金に3,235万3,000円を計上しております。

そのほか、観光施設老朽化対策として、令和7年度に設計業務を行いました四万十いやしの里空調設備更新に4,464万8,000円を計上しております。

121ページをお願いします。4目企業誘致対策費では、都市部企業を対象に、四万十市の強みである自然環境等を生かしたワーケーションの受入れを実施し「四万十＝癒やし」のブランド確立を図ることで、サテライトオフィス設置等の企業誘致に加え、関係人口拡大や移住促進を図るため、ワーケーションの受入れ推進755万円を計上しております。

124ページをお願いします。8款土木費、2項2目道路橋梁等維持費では、道路橋梁等長寿命化に7,212万2,000円、緊急自然災害防止対策に1億18万1,000円を計上しております。

125ページをお願いします。4目道路新設改良費9億7,334万2,000円は、引き続き市街地や中山間地域の道路整備、橋梁やトンネルの長寿命化修繕計画に基づいて実施する道路メンテナンス事業、立地適正化計画に位置づけられている具同地区において、歩行者主体の道路空間の再整備に向け道路修景整備に取り組むものでございます。

128ページをお願いします。4項1目都市計画総務費では、市のまちづくりの基本方針をまとめた都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画について、防災支援を加えた見直しを図るため2,100万円を計上しております。

129ページをお願いします。4目公園費の都市構造再編集中支援事業1億1,500万円は、かわまちづくりを推進するため、渡川緑地等を整備するものでございます。

131ページをお願いします。6項3目住宅建設費は、高知県立中村高等学校西土佐分校に入学し、自宅から通学が困難な生徒及び就職等により西土佐地域での居住を希望する方の居住環境を確保対策として、第二津野川若者住宅を整備するものでございます。

132ページをお願いします。9款消防費、1項1目常備消防費では、幡多中央消防組合負担

金として6億5,188万8,000円を計上しております。

3目消防施設費では、老朽化の著しい後川分団及び黒尊川分団の小型動力ポンプ付積載車の購入経費1,882万9,000円を計上しております。

133ページをお願いします。4目消防費の住宅等耐震対策1億7,052万5,000円では、引き続き戸別訪問を実施し、実態把握と啓発に努め、住宅の耐震化を推進するほか、老朽住宅除却に5,000万円、地震・津波対策では、津波避難タワー環境改善として、簡易テントの購入に300万円、勝間地区にヘリランデブーポイントを整備するため129万8,000円を含め2,635万5,000円を計上しております。

また、都市防災推進として、避難所等への飲料水確保のための耐震性貯水槽整備に1億2,573万円、事前復興まちづくり計画策定に1,874万7,000円を計上しております。

そのほか、浸水想定区域、避難場所・避難経路など、適切な避難行動を促す総合ハザードマップについて、令和7年10月に公表された県の南海トラフ地震における震度分布、津波浸水予測等の更新に基づき、見直しを行うため3,014万2,000円を計上しております。

135ページをお願いします。10款教育費、1項2目事務局費では、小学校低学年の遠距離通学解消のため、路線等を見直し実施するスクールバス運行に8,233万8,000円、特別な支援を必要とする児童生徒の体制強化を図るため、特別支援教育推進に184万2,000円、教員の負担軽減を図り、教員業務に専念することで教育の向上につなげるため、学校に対する保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対応するコーディネーターを配置し、相談・支援体制を構築する学校問題解決支援に205万4,000円を計上しております。

139ページをお願いします。2項小学校費、2目教育振興費では、普通学級や特別支援学級において学習の支援や日常生活上の介助が必要な児童への支援として、特別支援教育支援員配置に9,263万2,000円、学校図書館支援員配置に984万3,000円、教育業務支援員配置に914万1,000円のほか、国の推進するGIGAスクール構想において、令和2年度に整備した1人1台端末の更新時期を迎えることから、1人1台端末更新に1億125万5,000円を計上しております。

140ページをお願いします。4目学校建設費では、下田小学校高台移転の実施設計に2,163万5,000円を計上するほか、新たに具同小学校の校舎及び屋内運動場の長寿命化に向けた耐力度調査に係る経費を計上しております。

142ページをお願いします。3項中学校費、2目教育振興費では、小学校費と同様に特別支援教育支援員配置に3,087万9,000円、学校図書館支援員配置に393万9,000円、教員業務支援員配置に456万7,000円のほか、部活動指導員配置に795万5,000円、校内サポートルーム支援に623万1,000円を計上しております。

143ページをお願いします。4目学校建設費では、中学校屋内運動場の空調設備整備に係る実施設計費に801万6,000円を計上しております。

5 項 1 目社会教育総務費では、放課後の児童の居場所づくりとして、放課後子ども教室推進に2,145万8,000円のほか、本年県下全域で開催される国民文化祭において、市で実施予定の川柳の祭典などに係る経費を補助するものとして193万4,000円、旧文化センターの解体に向けた周辺家屋への事前調査等経費5,348万7,000円を計上しております。

151ページをお願いします。9 目市史編さん費1,755万6,000円は、引き続き市の歴史・文化について取りまとめた図書の編さんを行うもので、編さんに係る委員会等の開催、専門家による詳細調査などを進めます。

152ページをお願いします。10目総合文化センター運営費では、総合文化センター「しまんとぴあ」の管理運営委託料1億4,555万8,000円などを計上しております。

153ページをお願いします。6 項 1 目保健体育総務費では、四万十川ウルトラマラソンに2,191万1,000円を計上し、大会運営の財源確保に向けた取組として、ガバメントクラウドファンディングを実施する予定としております。

そのほか、中学校の部活動の地域展開について、国や県のガイドラインに基づき、地域クラブ活動の体制整備などを進めるため、部活動地域連携等支援1,479万7,000円を計上しております。

154ページをお願いします。2 目体育施設管理費では、東山小学校改築に伴う仮設校舎建設のため撤去していた相撲場の再建に着手するため、実施設計費740万円を計上しております。

155ページをお願いします。3 目学校給食費では、スクールミールなかむらみなみの老朽化に伴う厨房設備の改修費用として3,507万5,000円を計上しております。

156ページをお願いします。11款災害復旧費は2億6,841万3,000円を計上しております。

159ページをお願いします。12款公債費でございますが、前年度から1億980万3,000円増加の27億6,548万1,000円となっております。

また、160ページの13款予備費は、例年の1,000万円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

16ページにお戻りください。1 款市税は37億8,907万8,000円で、前年度から4,799万8,000円の増額となっております。

18ページの2 款地方譲与税から21ページの10款地方特例交付金までは、それぞれ県の年間見込みの通知を基に計上しております。

11款地方交付税は84億5,897万2,000円を見込んでおります。内訳は、普通交付税が73億5,897万2,000円、特別交付税が11億円でございます。

次に、45ページをお願いします。19款繰入金、1 項 4 目減債基金繰入金でございますが、5億2,332万2,000円の取崩しを予定しております。

そのほかの歳入は、それぞれ歳出に見合う額や年間見込みにより計上しておりますので、ご参照ください。

続きまして、令和8年度特別会計予算書をお願いします。

2ページをお願いします。「第10号議案、令和8年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を39億6,996万4,000円と定めるものでございます。

一時借入金の借入れの最高額は4億円でございます。また、歳出予算の流用につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、歳出の主なものからご説明申し上げます。

16ページをお願いします。2款保険給付費28億4,791万9,000円につきましては、令和7年度の決算見込みを基に計上しております。

18ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金8億7,657万6,000円は、県から示された保険給付に必要な納付金について保険税を財源として県に納付するものでございます。

21ページをお願いします。10款諸支出金、2項1目繰出金では、病院事業会計への繰出金2,494万円、診療施設勘定への繰出金8,796万5,000円などを計上しております。

10ページにお戻りください。歳入でございます。

1款国民健康保険税以下の歳入につきましては、令和7年度決算見込みなどを基に、それぞれ歳出に見合う額を計上しておりますが、令和8年度より子ども・子育て支援制度の導入に伴い、子ども・子育て支援納付金分も課税されております。

次に、34ページをお願いします。「第11号議案、令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を3億6,255万3,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、37ページをお願いします。第2表地方債でございますが、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

47ページをお願いします。歳出につきましては、西土佐診療所におけます職員給与費、管理運営費、研究研修費及び医薬材料費などの医業費が主なものでございますが、1款総務費に機器の老朽化による電子カルテシステムのサーバー及び端末更新に2,435万円を計上しております。

42ページにお戻りください。歳入でございます。それぞれ歳出に見合う額や年間見込みにより計上しております。

67ページをお願いします。「第12号議案、令和8年度四万十市後期高齢者医療会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を7億4,031万円と定めるものでござい

ます。

74ページをお願いします。歳入でございますが、保険料及び一般会計からの繰入金が主なものでございます。

77ページからの歳出は、各種申請受付など、窓口業務に係る経費や徴収した保険料などを後期高齢者医療広域連合へ納付する経費が主なものでございます。

88ページをお願いします。「第13号議案、令和8年度四万十市と畜場会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を2,810万1,000円と定めるものでございます。前年度から2億6,193万3,000円の減となっておりますが、これは、令和8年度から食肉センターの運営を四万十食肉公社が実施するためでございます。

95ページをお願いします。歳入でございますが、財政調整基金繰入金が主なものでございます。

98ページからの歳出は、公社への修繕等に対する負担金や消費税、長期債の償還元金及び利子が主なものでございます。

111ページをお願いします。「第14号議案、令和8年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,334万9,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、114ページをお願いします。第2表地方債でございますが、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

121ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費では、老朽化に伴う地下水くみ上げポンプ更新に177万3,000円などを計上しております。

119ページにお戻りください。歳入は、それぞれ歳出に見合うものを計上しております。

126ページをお願いします。「第15号議案、令和8年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算」でございます。

歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出予算の総額を9億4,525万3,000円と定めるものでございます。

136ページをお願いします。歳出でございます。1款諸支出金4億6,165万3,000円は、鉄道経営助成基金への積立金でございます。

2款鉄道経営助成事業費4億8,360万円は、土佐くろしお鉄道への経営助成金及び貸付金でございます。

133ページからの歳入は、それぞれ歳出見合うものを計上しておりますが、本市の負担は3款1項一般会計繰入金の6,170万2,000円でございます。

138ページをお願いします。「第16号議案、令和8年度幡多中央介護認定審査会会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,134万8,000円と定めるものでございます。

147ページをお願いします。歳出は、介護認定審査会委員報酬など、要介護度の審査判定業務に要する経費が主なものでございますが、令和7年度に導入したタブレット端末によるペーパーレス会議システム運用経費166万1,000円を計上しております。

145ページの歳入は、それぞれ歳出に見合う黒潮町の負担金及び四万十市介護保険会計からの繰入金でございます。

153ページをお願いします。「第17号議案、令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を42億2,054万7,000円と定めるものでございます。

167ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費では、介護事業者が行う非常用自家発電設備整備への補助として、地域介護・福祉空間整備補助773万円のほか、四万十市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に426万8,000円を計上しております。

169ページをお願いします。2款保険給付費39億8,875万6,000円につきましては、令和7年度の決算見込みを基に計上しております。

161ページからの1款保険料以下の歳入につきましては、それぞれ歳出に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

次に、187ページをお願いします。「第18号議案、令和8年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を57万円と定めるものでございます。

196ページをお願いします。歳出でございます。歳出は、園芸作物の価格差補給金50万円が主なもので、令和7年度の決算見込みを基に計上しております。

194ページの歳入は、園芸作物価格安定基金繰入金が主なものでございます。

以上で予算に関する議案の説明は終わらせていただきますが、各会計の末尾に給与費明細書などを添付しておりますので、ご参照願います。

次に、議案書の24ページをお願いします。「第22号議案、四万十市犯罪被害者等支援条例」でございます。

これは、本市においても殺人や傷害といった犯罪が少数ではありますが発生している中、犯罪の被害に遭われた方々への支援として、犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、新たに条例を制定するものでございます。

次に、27ページをお願いします。「第23号議案、しまんとこどもプロジェクト基金条例」で  
ございます。

これは、子供が主体となって取り組むまちづくり活動を推進することにより、本市の将来を  
担う人材の育成を図るとともに、本市におけるまちづくり活動を活性化させるため基金を創設  
するものでございます。

次に、「第24号議案、四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例」でございま  
す。

これは、令和7年4月1日付で国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正が施行され、国  
家公務員等の旅費の取扱いが変更されたことを踏まえ、職員等の旅費の取扱いについて国家公  
務員に準じて所要の改正を行うものでございます。

次に、35ページをお願いします。「第25号議案、四万十市職員の退職手当に関する条例の一  
部を改正する条例」でございます。

これは、一般社団法人全国銀行協会が中心となり政府の方針に沿って約束手形の利用廃止、  
小切手の全面的な電子化を進めている中、本市の指定金融機関である四国銀行が手形・小切手  
の最終振出期限を本年9月30日としたことを踏まえ、本市の退職手当に関する条例について所  
要の改正を行うものでございます。

次に、「第26号議案、四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございま  
す。

子ども・子育て支援金制度は、医療保険制度を通じて支援金を拠出する仕組みとされてお  
り、国民健康保険制度においても、令和8年度より支援納付金を保険料に含めて加入者から徴  
収を行い、国民健康保険税の課税額の区分に子ども・子育て支援納付金課税額を新たに加え、  
税率を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第27号議案、四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例」でございます。

これは、市所有の老人憩の家の位置の一部に相違があったため、併せて表記の統一を図るた  
め、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第28号議案、四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例」でございます。

蕨岡生活改善センターにつきましては、地域の多様な活動の場として利用されてきましたが、  
当該施設の在り方について地区との協議を重ねてきたところ、当該施設を廃止することに  
つきまして理解を得られたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第29号議案、四万十市火入れに関する条例の一部を改正する条例」でございま  
す。

これは、令和7年12月25日付で幡多中央消防組合火災予防条例が改正されたことに伴い、四  
万十市火入れに関する条例についても、林野火災警報が発令された際の対応を明記するため、  
所要の改正を行うものでございます。

次に、「第30号議案、四万十市都市公園条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、安並運動公園内に設置されていた東山小学校仮設校舎について、新校舎建築完了によりその役割を終えたことから、これに関する規定を整理し、当該条文を削除するものでございます。

また、今後の幅広い公園利用の促進を図るため、現条例の禁止行為に規定のない火気使用に関連する項目を追加するとともに、許可をもって使用できるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第31号議案、四万十市公園条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、山路農山村広場公園の敷地において本市への所有権移転手続が完了したことから、令和8年度より市立公園へ位置づけるため条例に追加するものでございます。

また、四万十市都市公園条例同様、公園の利用促進のため、禁止行為内容につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第32号議案、四万十市下水道条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、標準下水道条例の改正について国から通知があり、排水基準等の適正化や災害時等に他の自治体の指定工事店であっても排水設備等の工事ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第33号議案、四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、令和7年度に実施した水道料金審議会において、水道料金の増額改定の答申があったことを踏まえ、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するために、水道事業の経営基盤を強化し、経営改善を図ることを目的としまして水道料金の改定を行うものでございます。

また、災害やその他非常時の場合においても、迅速に給水装置の復旧等をできるようにするため、他の水道事業体における指定給水装置工事事業者による修繕工事を認めるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第34号議案、四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例」でございます。

これは、産業振興計画の計画期間が本年度末までとなっており、計画期間の満了をもって次期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略へ統合を行い、まち・ひと・しごと創生会議で進捗管理を行うこととしていることから、設置条例を廃止するものでございます。

次に、「第35号議案、四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例」でございます。

これまで西土佐総合支所住民分室で高知県収入証紙の売りさばきを行ってきましたが、このたび西土佐総合支所内に幡多信用金庫川崎支店が移転し、県証紙の売りさばきを開始したことから、西土佐総合支所での売りさばきを取りやめることとし、その運用基金である四万十市高

知県収入証紙購入基金を廃止するものでございます。

次に、「第36号議案、四万十市の特定事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」でございませう。

これは、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律の制定に伴い、市役所と富山・川登・有岡郵便局を専用機器で接続し、住民票及び印鑑証明書を交付するワンストップサービス事業を平成16年10月から行ってまいりましたが、平成20年度の利用者数をピークに利用者の減少、機器の老朽化、維持管理経費等費用対効果が課題となり、本事業に係る取扱いについて地区との協議の結果、本事業を廃止するものでございませう。

次に、「第37号議案、四万十市総合計画の基本構想を定めることについて」でございませう。

これは、現行の総合計画が本年度末をもって計画期間満了となることに伴い、社会情勢の変化や市の主要課題に対応した新たなまちづくりビジョン・指針が必要であるため、新たな総合計画を策定し、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございませう。

なお、議案参考資料に次期四万十市総合計画基本構想を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

次に、「第38号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」でございませう。

これは、本年度末で効力を失効する現計画に替わり、令和8年度から令和12年度までの四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございませう。

なお、議案参考資料に次期四万十市過疎地域持続的発展計画書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

次に、「第39号議案、四万十市道路線の認定について」でございませう。

これは、四万十市道路線の認定及び廃止に関する要綱第3条第3号の規定に基づく路線であり、事前に四万十市宅地開発指導要綱第6条に基づき、市に無償で帰属及び寄附することで協議済みの路線となっております。今後の利用状況を鑑み公益性も非常に高く、住民生活の安定を図るため、市道として認定するものでございませう。

なお、議案参考資料に位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、「第40号議案、四万十市道路線の廃止について」及び「第41号議案、四万十市道路線の認定について」は一括してご説明いたします。

これは、当該路線について、自由ヶ丘団地北線起点の東側隣接部分の市有地の用地取得及び所有権移転が完了したことから、四万十市道路認定及び廃止に関する要綱第3条第5号の規定に基づき、市道の路線変更に伴う起点部の変更を行うものでございませう。

なお、議案参考資料に位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、「第42号議案、動産の買入れについて」でございます。

これは、スクールミールなかむらみなみの厨房機器設備の購入について、予定価格2,000万円以上の動産の買入れとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案参考資料に契約の概要を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

■議長（宮崎 努） 続いて、岡村上下水道課長。

■上下水道課長（岡村速人） それでは、私からは「第7号議案」、「第8号議案」、「第19号議案」及び「第20号議案」についてご説明させていただきます。

まず、「第7号議案、令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第4号）について」ご説明させていただきます。

タブレットの令和7年度四万十市水道事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

主に決算見込みによる補正と国の補正予算により割当てのあった事業を計上しております。

第1条、令和7年度四万十市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございますが、主要な建設改良事業費を記載のとおり補正するものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。

まず、収入につきましては、1ページの資本的支出の増額見合い分として、第1款第1項企業債を1億3,620万円、第1款第5項国庫支出金を4,540万7,000円それぞれ増額し、補正後の資本的収入を7億420万4,000円とするものでございます。

支出につきましては、決算見込み及び国より割当てのあった事業などにより、第1款第1項建設改良費を1億8,162万8,000円増額し、補正後の資本的支出を9億4,599万5,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、企業債でございますが、限度額及び利率を記載のとおり改めるものでございます。

3ページ以降に実施計画・説明書等を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で「第7号議案」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「第8号議案、令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第4号）について」ご説明させていただきます。

タブレットの令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

決算見込みによる補正を計上しております。

第1条、令和7年度四万十市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。

まず、収入につきましては、営業費用の減額見合い分として、第1款第2項営業外収益を95万9,000円減額し、補正後の下水道事業収益を6億5,261万2,000円とするものでございます。

次に、支出の補正でございますが、第1款第1項営業費用を95万9,000円減額し、補正後の下水道事業費用を6億5,261万2,000円とするものでございます。

減額の理由といたしましては、負担金の見直しによるものでございます。

2ページをお開き願います。第3条、企業債でございますが、利率を記載のとおり改めるものでございます。

3ページ以降に実施計画・説明書等を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で「第8号議案」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「第19号議案、令和8年度四万十市水道事業会計予算について」ご説明させていただきます。

タブレットの令和8年度四万十市水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

第1条、令和8年度四万十市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数1万5,600戸、年間総配水量460万 $\text{m}^3$ 、1日平均配水量1万2,603 $\text{m}^3$ を予定しているところでございます。

なお、主要な建設改良事業費につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入は、第1款事業収益8億3,447万4,000円、支出は、第1款事業費用を7億8,572万7,000円を予定し、差引き税込みで4,874万7,000円の黒字を見込んでおります。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入は、第1款資本的収入6億7,664万9,000円、支出は、第1款資本的支出9億3,808万8,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,143万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,932万9,000円、当年度分損益勘定留保資金2億489万4,000円及び減債積立金721万6,000円で補填するものでございます。

以上の第3条及び第4条予算の内容は、後ほど予算説明書でご説明させていただきます。

次に、第5条、企業債でございますが、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございますので、ご参照願います。

第6条、一時借入金の限度額は、4億円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、あらかじめ項を超えて流用できるものを定めるものでございます。

3ページをお開き願います。第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費9,382万1,000円と交際費5万円でございます。

第9条、他会計からの補助金は、水道事業会計への統合前の簡易水道建設改良事業における企業債支払い利息の補給及び物価高騰への対応として行う水道料金減免による減収補填として一般会計から補助を受けるもので1億4,047万6,000円でございます。

第10条、利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金のうち3,163万円を減債積立金として積立てするものでございます。

第11条、棚卸資産の購入限度額は、1,200万円と定めるものでございます。

続きまして、予算説明書により主なものをご説明させていただきます。

20ページをお開き願います。第3条予算、収益的収入及び支出についてご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、第1款事業収益は8億3,447万4,000円で、前年度比6,957万6,000円の増でございます。そのうち給水収益などの第1項営業収益は4億9,651万5,000円で、前年度比7,499万5,000円の減でございます。

一般会計からの繰入金、長期前受金戻入れなどの第2項営業外収益は3億3,795万9,000円で、前年度比1億4,457万1,000円の増でございます。

21ページをお開き願います。支出でございますが、第1款事業費用は7億8,572万7,000円で、前年度比6,750万9,000円の増でございます。そのうち水道施設維持管理費、減価償却費などの第1項営業費用は6億8,815万1,000円で、前年度比5,408万7,000円の増でございます。

26ページをお開き願います。企業債の償還利子などの第2項営業外費用は9,557万6,000円で、前年度比1,342万2,000円の増でございます。

第4項予備費は200万円を見込んでおります。

27ページをお開き願います。第4条予算、資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入は6億7,664万9,000円で、前年度比1億5,405万2,000円の増でございます。

収入の内訳は、第1項企業債4億7,080万円、第3項負担金8,703万8,000円、第4項他会計出資金7,350万8,000円、第5項国庫支出金4,042万7,000円、第6項県支出金487万6,000円でございます。

28ページをお開き願います。第1款資本的支出は9億3,808万8,000円で、前年度比1億7,665万1,000円の増でございます。そのうち第1項建設改良費は5億7,100万3,000円で、基幹管路布設替え工事、具同新水源整備工事などを予定しているところでございます。

第2項企業債償還金は3億6,688万5,000円、第3項予備費は20万円を見込んでおります。

以上で「第19号議案」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「第20号議案、令和8年度四万十市下水道事業会計予算について」ご説明させていただきます。

タブレットの令和8年度四万十市下水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

第1条、令和8年度四万十市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございますが、水洗化人口8,200人、年間総処理水量91万 $\text{m}^3$ 、1日平均処理水量2,500 $\text{m}^3$ を予定しているところでございます。

なお、主要な建設改良事業費につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入・支出とも6億8,483万4,000円を予定しているところでございます。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入は、第1款資本的収入6億3,453万9,000円、支出は、第1款資本的支出7億3,880万4,000円を予定しており、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億3,526万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額525万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1,674万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,326万7,000円で補填するものでございます。

以上の第3条及び第4条予算の内容は、後ほど予算説明書でご説明させていただきます。

次に、第5条、債務負担行為でございますが、債務負担行為をすることができる事項・期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、ご参照願います。

3ページをお開き願います。第6条、企業債でございますが、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございますので、ご参照願います。

第7条、一時借入金の限度額は、4億円と定めるものでございます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、あらかじめ項を超えて流用できるものを定めるものでございます。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費2,464万円でございます。

続きまして、予算説明書により主なものをご説明させていただきます。

20ページをお開き願います。第3条予算、収益的収入及び支出についてご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、第1款下水道事業収益は6億8,483万4,000円で、前年度比5,174万9,000円の増でございます。そのうち下水道使用料などの第1項営業収益は3億7,371万5,000円で、前年度比2,303万6,000円の増でございます。一般会計からの繰入金、長期

前受金戻入れなどの第2項営業外収益は3億1,111万9,000円で、前年度比2,871万3,000円の増でございます。

21ページをお開き願います。支出でございますが、第1款下水道事業費用は6億8,483万4,000円で、前年度比5,174万9,000円の増でございます。そのうち下水道施設維持管理費、減価償却費などの第1項営業費用は6億2,414万9,000円で、前年度比4,568万1,000円の増でございます。

25ページをお開き願います。企業債の償還利子などの第2項営業外費用は5,968万5,000円で、前年度比606万8,000円の増でございます。第4項予備費は100万円を見込んでおります。

26ページをお願いします。第4条予算、資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入は6億353万9,000円で、前年度比71万3,000円の減でございます。収入の内訳は、第1項補助金7,172万4,000円、第2項企業債4億460万円、第3項他会計出資金2,624万円、第4項他会計負担金9,802万7,000円、第5項負担金等294万8,000円でございます。

27ページをお開き願います。支出についてですが、第1款資本的支出は7億3,880万4,000円で、前年度比686万1,000円の減でございます。そのうち第1項建設改良費は2億3,511万9,000円で、緑ヶ丘団地汚水枝線舗装工事、中央下水道管理センター耐震補強設計業務などを予定しているところでございます。

28ページをお開き願います。第2項企業債償還金は5億358万5,000円、第9項予備費は10万円を見込んでおります。

以上で「第20号議案」の説明を終わらせていただきます。

■議長（宮崎 努） 提案理由の説明途中でありますが、この際、昼食のため午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時7分 休憩

午後1時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

続いて、金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） それでは、私からは「第21号議案、令和8年度四万十市病院事業会計予算について」ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、令和8年度四万十市病院事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございます。(1)病床数は一般病床の55床でございます。(2)年間延

べ患者数は、入院が1万8,250人、外来は病院分が3万9,765人、鍼灸分が1,846人、計5万9,861人でございます。(3)1日平均患者数は、入院患者数は50人、外来患者数は、病院分が165人、鍼灸分が7人で、計222人を予定しているところでございます。

2ページをお開き願います。第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入、第1款病院事業収益は15億1,572万9,000円で、前年度当初比7,292万8,000円の増でございます。そのうち第1項医業収益が13億3,843万2,000円で、前年度当初比5,381万9,000円の増でございます。

次に、第2項医業外収益は1億7,729万7,000円を見込んでおり、前年度当初比で1,910万9,000円の増でございます。

第2款附帯事業収益は911万9,000円で、内訳は施術収益561万8,000円、その他医業外収益11万3,000円、一般会計からの負担金338万8,000円を計上しております。病院事業と附帯事業の収益合計は15億2,484万8,000円でございます。

次に、支出でございます。第1款病院事業費用は17億4,311万6,000円で、前年度当初比9,051万2,000円の増でございます。内訳は給与費や材料費などの第1項医業費用が17億2,269万8,000円で、前年度比8,798万2,000円の増でございます。企業債の償還利子などの第2項医業外費用は1,791万8,000円、第3項特別損失50万円、第4項予備費は200万円でございます。

第2款附帯事業費用は911万9,000円でございます。病院事業と附帯事業の費用合計は17億5,223万5,000円でございます。

次に、3ページの第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。第1款資本的収入は1億1,627万9,000円でございます。収入の内訳は、第1項企業債が5,000万円、第3項他会計補助金が2,275万円、第9項他会計負担金は4,352万9,000円でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出は1億6,081万2,000円でございます。第1項建設改良費1億1,000万円は、通常の医療機器等の整備更新に係る7,000万円と病棟の療養環境改善改修に伴う4,000万円を見込んでおります。

第2項企業債償還金5,081万2,000円は、企業債償還元金に係るものでございます。

次に、第5条では、債務負担行為として、コンピューター断層撮影装置借りに要する経費につきまして、期間を令和8年度から令和14年度まで、限度額を5,890万5,000円として定めるものでございます。

また、第6条では、企業債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法をそれぞれ記載しているとおり定めております。

4ページをお開き願います。第7条、一時借入金の限度額でございます。5億円と定めるものでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。職員給与費

10億541万7,000円と交際費70万円でございます。

第9条、他会計からの補助金でございますが、これは、病院事業運営のために一般会計等から受け入れる補助金でございます。3,494万円と定めるものでございます。

第10条、棚卸資産購入限度額でございます。こちらは、材料費でございます。病院分2億1,878万9,000円でございます。

なお、5ページ以降につきましては、それぞれ明細を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

以上で私からの「第21号議案」の説明を終わらせていただきます。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第4、令和7年12月定例会より継続調査の所管事項調査を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

先に、廣瀬正明総務常任委員長。

■総務常任委員長（廣瀬正明） 総務常任委員長報告を行います。

令和7年12月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、12月19日に管内視察を行い、1月29日に委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

まず、昨年12月19日に行いました管内視察について報告いたします。

初めに、津波避難タワーについて、下田水戸地区東津波避難タワーと初崎地区津波避難タワーの視察を行いました。

下田水戸地区東津波避難タワーは、南海トラフ地震の最大クラスの津波想定に対応しており、収容人数を240人としている。懸案の雨風対策としては、ワンタッチテントを令和8年度に、まず初崎津波避難タワー用に購入する予定としており、初崎地区と合わせ下田地区においても防災訓練で使用する予定としているとの説明がございました。

初崎地区津波避難タワーは、平成21年度に建設したタワーの高さが、新たに高知県が公表した津波想定に対応できないこととなったため、平成25年度に併設したもの。従前のタワーも残り、連結させることで、実際の津波の高さによっては、避難スペースをより広く活用できるようにしている。いずれのタワーもあくまで逃げ遅れ対策であり、下田は、土佐西南大規模公園、初崎は、初崎港堤防上の道路から山に避難することを最優先としているとの説明がございました。

次に、実崎地区と名鹿地区の災害復旧後の避難路について視察を行いました。実崎地区避難路は、令和5年の大雨で、避難路南側ののり面が一部崩落したため、令和6年に復旧工事を行ったもの。避難路自体がかなり急傾斜になっており、高齢者には厳しい環境だが、他に避難路

もあり、また地区内には、津波被害が想定されていないエリアもあるため、地区では、地震発生時の状況に応じ、最も安全な避難行動が取れるように訓練をしている。名鹿地区避難路は、災害復旧した高台に、市道に至る未舗装の通路を地区がふるさと暮らし支援事業を活用し、コンクリートの避難階段を設置したものと説明がございました。タワーと同様、整備した避難路も避難行動に際しての選択肢の一つであり、日頃からの訓練を通じて、実際の被災時に落ち着いて自らの命を守るように地区全体で防災意識の維持・向上に努めていると説明がございました。

次に、1月29日に開催した委員会について報告いたします。

初めに、機能別団員制度の現状について地震防災課から説明を受け、調査を行いました。

機能別団員制度は、令和7年4月から運用を開始し、現在5名の団員OBを機能別団員として任用しているとの説明がありました。

委員から、「今後どのように発展させていくのか。」との質疑があり、「団員の確保に当たっては、まず基本団員を積極的に増やしていくという考えの下、機能別団員についても状況に応じて任用していく。また、機能別団員としてのバイク隊や重機隊については、現時点で具体的な計画はない。」との答弁がございました。

続いて、所管事項の報告として、まず高知県消防広域化について、地震防災から報告を受けました。

高知県の消防広域化については、令和7年3月に高知県消防広域化基本構想を策定、令和7年4月からは県内全ての市町村長・消防本部の長・知事・有識者等で組織する高知県消防広域化あり方検討会を開催し、高知県消防広域基本計画（案）を取りまとめたところで、現在パブリックコメントを実施している。消防広域化の必要性としては、人口減少に伴う財源の制約、高齢化による救急搬送の増加、小規模消防本部での人材確保の困難さなどの課題を解決するために、スケールメリットを生かした組織運営が可能となる広域化が必要というものである。本市としては、たちまち広域化が必要な状況にあるとは考えていないが、県下の小規模消防本部が人材確保に困っていること、本市においても人口減少が進んでいるということを踏まえると必要な議論であるとの認識は持っている。来年度からの実務協議の中において、市のメリットや財政負担なども踏まえてしっかりと検討していきたいとの説明がありました。

委員から、メリットだけでなく、地理に詳しくない職員の配置や勤務地による給与水準の格差など、広域化に伴うデメリットも考えられるので、県に対して、市としての意見をしっかりと伝えるとともに、参加についても慎重に判断してもらいたいと意見がございました。

次に、大学誘致断念に伴う補助金返還・損害賠償請求訴訟の進捗状況について、企画広報課から報告を受けました。

5月13日に高知地方裁判所に提訴して以降、これまで3回の弁論準備手続が行われたが、今回は令和8年3月24日に4回目の弁論準備手続が予定されているとの報告がございました。

委員から、「今後の見通しについて。」の質疑があり、「現在、口頭弁論前の争点の整理を行っている段階であり、今後の見通しは立っていない。」との答弁がございました。

次に、中間管理住宅について、地域企画課から報告を受けました。

固定資産税だけを払っている空き家を活用したいという方と移住希望者が四万十市に住みたいのに住む家がない、住み続けたいけど今住んでいる家が老朽化しているなどの課題を抱えている方の両者の思いを実現させる事業として、中間管理住宅の事業導入を検討している。住宅所有者から12年の期間で市が借り受け、必要な改修を行い、希望者に貸し出す制度になる。既に県内24自治体が実施しており、黒潮町で40戸、四万十町で50戸の中間管理住宅が整備されている。四万十市全域を対象とした要綱を現在策定中であるが、まず民間の不動産事業者がいない西土佐地域から取り組みたいと考えているとの説明がありました。

委員から、「民業圧迫にならない地域設定、公平性を担保した制度設計、改修費用の上限や年間予算の全体枠の設定など。」様々な質疑があり、これらの詳細を決めてから要綱を策定し、事業実施すべきであり、その上で関連予算を計上してほしいとの意見が出されました。地域企画課からは、「委員会での意見を踏まえて十分検討するようにしたい。」との答弁がございました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うことに決しました。

以上のおり報告をいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で総務常任委員長長の報告を終わります。

続いて、山下幸子産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（山下幸子） 産業建設常任委員長報告を行います。

令和7年12月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、1月30日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

まず、所管事項調査として、市道手洗川勝間線の整備についてまちづくり課から説明を受け、調査を行いました。

本路線は、川登大橋右岸側のたもと付近に位置する交差点を起点とし、四万十川右岸を上流方向へ進み、勝間沈下橋右岸側の二股を上流側へ進んだ先にある合流点を終点とする路線である。洪水等により勝間沈下橋や高瀬沈下橋が通行不能となった際に、大川筋地区のうち四万十川右岸側の住民の唯一の迂回路となるものであり、災害時には、地域の孤立を防ぐ命の道として非常に重要な役割を担っている。平成15年度以降、辺地対策事業を活用し、局部改良を実施してきたが、令和3年度からは、国の防災安全社会資本整備交付金を活用しながら調査設計を行っている。令和6年度は、勝間沈下橋から高瀬沈下橋周辺の約610mの護岸を対象に、待避所の設置や急カーブの是正、盛土による拡幅など、早期に効果が発現する区間を抽出して測量設計を行い、今年度は測量設計を基に補償事務を行い、来年度は用地を取得を行う予定である

とのことでございました。

委員から、「毎年の予算はどのくらいか。」との質疑があり、執行部から、「2,000万円程度であるが、用地や補償など段階に応じて決まってくる。」との答弁がございました。

次に、所管事項の報告として、まちづくり課から四万十市都市公園条例、四万十市公園条例の見直しについて、報告を受けました。

都市公園条例については、東山小学校の完成に伴い、安並公園にあった仮設校舎がその役割を終えたため、実情に合わせるものや公園での火気使用に関するルールを見直し、幅広い公園利用を促進しつつ、安全性を確保するもの。また、公園条例については、土地の所有権が市になったことを受け、山路農山村広場公園を正式に市立公園として位置づけるものとのことでございました。

次に、農林水産課から、ワサビ栽培実証実験事業について、四万十農園あぐりっこについて及び宿泊体験型モデルハウスしまんとヒノキの家について報告を受けました。

ワサビ栽培実証実験事業については、国庫補助事業を活用して平成29年度から実施しているが、今後の事業継続が困難と判断し、事業を取りやめる。今後は、本年2月中に中国四国農政局との間で財産処分手続を進めていくことになるが、財産処分には、補助金返還が伴うため、最短で来年度の9月補正で予算要求をしたいと考えているとのことでございました。

委員から、「処分については、どんな想定をしているのか。」との質疑があり、執行部から、「売却も含めた案も想定されるが、今後ワサビ栽培協議会の中で検討していくことになる。」との答弁がございました。

四万十農園あぐりっこについては、平成12年度に整備され、これまで34人の研修生を受け入れ、20人余りが営農を継続しており、農業振興に寄与する施設となっていたが、現状、トマトポット栽培での研修では、就農につながっていないこと等を踏まえ、今年度から1号棟でのトマト栽培及び研修事業を休止している。現在、当該施設における研修事業の継続や中止、施設自体の在り方を関係機関で改めて協議しており、本施設を用途廃止した場合等も含め確認することとしているが、施設活用については、ニーズ調査を実施する予定があるとのことでございました。

委員から、「ニーズがない場合は解体等も視野に入れているのか。」との質疑があり、執行部から、「解体には多額の費用がかかるため、慎重に判断していきたい。」との答弁がございました。

また、宿泊体験型モデルハウスしまんとヒノキの家については、現在木材PR施設として農林水産課が管理運営しているが、かわらっここと一体的に管理運営することで、スケールメリットや業務の効率化が図れることなどの理由により、観光施設として整理し、令和9年度から観光商工課に移管するよう協議を進めているとのことでございました。

次に、観光商工課から、観光振興の取組について報告を受けました。

観光振興による経済活性化の推進に向け、市と観光協会との役割を整理し、観光資源の磨き上げ、受入れ体制及び観光客誘致促進にかかわる取組の強化を図ることを確認した。基本的に市では、ハード整備や宿泊税の検討など、新しい財源の確保や財源を生かすための計画策定などを行い、観光協会には、ソフト的な事業や異業種との連携・リサーチや分析等を担っていただくよう考えている。市と観光協会で持続可能な観光地づくりを目指す上で取組に必要となる経費については、観光協会に対して市から財政支援を行いたいと考えているとのことでございました。

最後に、上下水道課から、四万十市水道料金の適正化（料金改定）について報告を受けました。

水道料金の適正化について、水道料金審議会より令和7年12月5日付で出された答申を踏まえ、令和8年4月から基本料金と超過料金を共に現行料金より20%増額改定し、利用者へ周知のため経過措置により令和8年10月から適用することとし、水道事業の経営改善を図りたいと考えているとのことでございました。

委員から、「県内で料金改定している自治体を把握しているか。」との質疑があり、執行部から、「南国市は令和7年4月に料金を改定しており、香南市と土佐市も今後改定予定と聞いている。」との答弁がございました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うことに決しました。

以上のおり報告をいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

続いて、谷田道子教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（谷田道子） 教育民生常任委員長報告を行います。

令和7年12月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、1月30日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

初めに、健診受診率について健康推進課から説明を受け、調査を行いました。

令和6年度の国民健康保険被保険者に対する特定健診受診率は42.0%、令和6年度の後期高齢者医療保険被保険者に対する健康診査受診率は52.27%となっている。国の特定健診受診率の目標数値の60%には至っていないが、県内の市では、高い数値となっている。

特定健診における集団健診と個別健診の受診割合については、徐々に年々個別健診の割合が増えている。これは、国保データベースシステムを活用したレセプトの分析により、未受診者のうちの約3割が生活習慣病に関連したレセプトであるという結果を踏まえ、その人たちに、かかりつけ病院での受診ができるといった個別健診の受診勧奨も行っていることの効果も出ているのではないかと考えているとの説明がありました。

委員からは、「乳がん・子宮頸がんの検診受診率が年々下がってきている要因は何か。」と

の質疑があり、「若い方の受診が少ないことが要因に考えられる。そこで集団検診での抵抗があるのではないかと考え、病院での個別検診の受診も取り入れたが、なかなか効果としては現れていないのが現状である。」との答弁がありました。

次に、第4期健康増進計画について、健康推進課から報告を受けました。

令和8年3月に策定予定の四万十市健康増進計画では、計画期間を令和8年度から令和18年度までとしている。健康に関する4つの計画を包含することが今回の変更で大きな点になる。これまでは、四万十市健康増進計画と食育推進計画の2つを包含していたが、それに加え、歯と口の健康づくり基本計画、自殺対策計画を新たに包含し、一体的に健康づくりの計画としているとの説明がありました。

委員からは、「重点目標の中の健康意識の向上の一つにぜひ眠育を入れていただきたい。管外視察として課長も同行していただいた堺市の眠育の取組を学習し、改めて睡眠の大切さを実感している。」との質疑があり、「睡眠は、市の健康課題に関係していると捉えており、取組の中にも含めている。眠育も視野に入れて取組を進めていきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、学童保育における長期休暇中の昼食提供に係る令和8年度の取組予定について、子育て支援課から報告を受けました。

学童保育における長期休暇中の昼食提供に向けて、令和8年度に学童保育利用者の実際の利用状況と市内弁当事業者による対応、学童保育事務局による対応状況を確認するための実証事業を行うとの説明がありました。

委員からは、「アレルギーを持ったお子さんもいると思うが、アレルギー対応のメニューを業者に依頼するのか。」との質疑があり、「アレルギー対応のメニューを構えられるかどうかは、事業者によると考える。弁当1種類だけでなく、2種類程度から選べるようなものにしたと考えているが、事業者が対応できるかどうかは現時点では未定である。」との答弁がありました。

次に、市制施行20周年記念事業（都市間交流婚活イベント）について、子育て支援課から報告を受けました。

現時点での応募状況が、男性9名、女性4名という状況にあり、1月30日の女性参加者募集締切後、イベントの継続について判断を行うこととしたい。なお、現在の応募状況のように応募総数が少なく、男女差も著しく異なる場合は、開催しないこととしたいとの説明がありました。

委員からは、「キャンセルされた方の理由は把握しているのか。また、再度依頼することは難しいのか。」との質疑があり、「理由は把握している。また、再度依頼の試みはしたが、難しい状況である。」との答弁がありました。

次に、過年度の消費税及び地方消費税について、西土佐診療所事務局から報告を受けまし

た。

令和6年度に税務署の指導の下、申告・納税した四万十市国民健康保険会計診療施設勘定の消費税及び地方消費税について、税務署からの法令上の取扱いに関する認識が誤っていたことから、令和3年度から5年度分までの修正申告を行った。これにより本税の不足分及び一部免除されている延滞税が発生したものである。本税の不足分については、12月25日に支払いを完了し、延滞税については、迅速に支払う必要があるため、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分事項の指定に定める事項により、損害賠償の額を確定することとし、また本案件は、専決処分事項として令和8年3月議会定例会へ報告予定としているとの報告がありました。

次に、スクールバスの運行拡大について、学校教育課から報告を受けました。

学校編成に関係なく、遠距離を通学する児童が一定数いることから、自転車通学ができない低学年の通学手段を確保し、遠距離通学の課題解消を図るものである。対象者は、学校までの通学距離が2km以上の小学校1・2年生、運行条件は、原則現行路線への便乗利用での運行、登校便のみ運行、指定学校を変更している児童は対象外としているとの説明がありました。

委員からは、「中筋・東中筋線の車両定員は28人に対して、利用者は35人いるが、大丈夫なのか。」との質疑があり、「35人が一斉に乗車するわけではないため大丈夫だが、利用調査により乗車定員を超えた場合は、他の路線のバスと入れ替える。」との答弁がありました。

次に、相撲場の整備について、生涯学習課から報告を受けました。

本市の相撲の歴史のともしびを消さず、日常練習に加えて大会開催もできる施設を整備することで、本市のみならず、幡多地域の拠点として相撲文化を守り、競技人口の増加や青少年の育成を目指すこととして相撲場の再建を行い、令和10年4月からの一般利用開始を予定しているとの説明がありました。

委員からは、「大会開催も視野に入れているとの説明であるが、どの程度の大会を想定しているのか。」との質疑があり、「連盟の方との意見交換の中では、四国大会まではできるのではないかと聞いている。」との答弁がありました。

次に、旧文化センターの解体について、生涯学習課から報告を受けました。

令和6年3月をもって閉館となった旧文化センターについては、しまんとぴあ供用開始後5年以内、令和11年4月29日までに取壊しを行うこととして準備を行っている。地元への説明会を令和8年2月、令和9年1月に実施し、解体工事を令和9年1月から7月を予定しているとの説明がありました。

委員からは、「近隣家屋の損失補償とはどのようなことを想定しているのか。」との質疑があり、「一般的な想定としては、壁のひび割れ等を想定している。」との答弁がありました。

次に、公民館及び公民館分館について、生涯学習課から報告を受けました。

定義が曖昧になっている分館制度を整理し、社会教育法及び文科省告示に基づいた公民館の

在り方について検討した結果、公民館条例は廃止することとしたい。なお、条例廃止に当たっては、市民の活動等に関して影響が最小限にとどまるように制度設計を行うこととしている。具体的には、分館としての建物は、新たな名称を設定した上で、設置及び管理条例を制定して、活動内容はこれまでどおりを予定している。また、分館としての組織は、新たな補助制度を制定し、任意団体としてこれまでどおりの活動を継続してもらえるよう取り組む予定としているとの説明がありました。

委員からは、「西土佐地域では、分館活動が活発に行われているが、これまでどおりの活動ができるという認識でよいのか。」との質疑があり、補助金を通じてこれまでどおりの活動をしてもらうつもりである。また、中村地域では、地域コミュニティーを活性化させる取組があまり行われていなかったのを、これを機に積極的に広げていきたいと考えているとの説明がありました。

次に、市史について、生涯学習課から報告を受けました。

本事業は、令和14年度の市史刊行を目指しており、今年度は事業2年目として委員の選任及び組織体制の確立を行った。あわせて、各専門部会による調査を開始するとともに、市民への周知を図るため、普及啓発事業やSNS等による情報発信を開始したとの説明がありました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うことに決しました。

以上のとおりの報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

これにて各常任委員長の報告を終わります。

小休にいたします。

午後1時48分 小休

午後1時49分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

ただいま「議員提出議案第1号、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び「議員提出議案第2号、四万十市議会基本条例の一部を改正する条例」並びに「議員提出議案第3号、四万十市議会会議規則の一部を改正する規則」が提出されました。

お諮りいたします。

「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」並びに「議員提出議案第3号」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」並びに「議員提出議案第3号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 直ちに提案理由の説明を求めます。

山崎 司議員。

■14番（山崎 司） 「議員提出議案第1号」、「議員提出議案第2号」、「議員提出議案第3号」の提案理由説明を行います。

それではまず、「議員提出議案第1号、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を行います。

今回の四万十市議会委員会条例の一部改正は、12月定例会で可決されました四万十市行政組織条例の一部改正に基づき条例の一部を改正するものでございます。

条例の施行日は、四万十市行政組織条例の一部を改正する条例の施行日である令和8年4月1日とするものでございます。

次に、「議員提出議案第2号、四万十市議会基本条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を行います。

これは、委員会の権能や情報技術の発達による議会広報に関する手段の多様化を踏まえ、市民と議会に関する条文の規定について一部改正を行うものでございます。

次に、「議員提出議案第3号、四万十市議会会議規則の一部を改正する規則」につきまして、提案理由の説明を行います。

これは、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、委員会として議案を提出することを可能とする規定を、全国市議会議長会の標準会議規則に準じて新たに追加するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、2月26日から3月5日まで休会、3月6日午前10時会議を開きます。

3月6日の日程は、一般質問であります。質問者は2月27日金曜日、午前10時までに質問内容を文書により通告願います。

念のため質問順位を申し上げます。

1番松浦 伸議員、2番川村真生議員、3番澤良宜由美議員、4番前田和哉議員、5番寺尾真吾議員、6番山下幸子議員、7番西尾祐佐議員、8番川渕誠司議員、9番川村一朗議員、10番大西友亮議員、11番上岡 正議員、12番谷田道子議員、13番上岡真一議員、14番廣瀬正明議員、以上質問者は14名であります。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時53分 散会

令和8年3月6日（金） 第10日

本 会 議

3月7日（土）第11日 } 休 会  
3月8日（日）第12日 }

令和8年3月四万十市議会定例会会議録（第10日）

令和8年3月6日（金）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 市長 山下 元一郎          | 副市長 田能 浩二        |
| 総務課長 山崎 寿幸         | 地震防災課長 安岡 栄治     |
| 企画広報課長 武田 安仁       | 財政課長 竹田 哲也       |
| 市民・人権課長 武田 千尋      | 税務課長 山崎 行伸       |
| 環境生活課長 横山 昌之       | 子育て支援課長 中脇 弘樹    |
| 健康推進課長 竹本 美佳       | 高齢者支援課長 武内 俊治    |
| 観光商工課長 遠近 由幸       | 農林水産課長 吉田 貴浩     |
| まちづくり課長 津野 智宏      | 上下水道課長 岡村 速人     |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子   | 市民病院事務局長 金子 雅紀   |
| 福祉事務所長 渡辺 和博       | 教育長 松田 文雄        |
| 学校教育課長 岡本 寿明       | 生涯学習課長 戸田 裕介     |
| 総合支所長兼地域企画課長 佐川 徳和 | 西土佐診療所事務局長 田村 典義 |
| 産業建設課長 竹本 志郎       |                  |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 原 憲一  | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 戸田 卓宏 |               |

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

発言の訂正がございます。

まず、山下幸子産業建設常任委員長より、開会日の委員長報告中の発言について訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

山下幸子産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（山下幸子） 発言の訂正をお願いいたします。

開会日の産業建設常任委員長報告におきまして、水道料金の適正化についての報告中、県内自治体の改正状況に関する説明において、「香南市と土佐市も今後改定予定」と申し上げるべきところを「南国市と土佐市も今後改定予定」と申し上げました。おわびするとともに、訂正をさせていただきます。

■議長（宮崎 努） 続きまして、山下市長より、開会日の提案理由説明中の発言に関し訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

山下市長。

■市長（山下元一郎） 発言の訂正をお願いいたします。

開会日での提案理由の説明の中で、令和8年度の予算規模の説明におきまして、「特別会計で102億9,200万円、前年度比0.6%増」と申し上げましたが、これを「特別会計で102億9,200万円、前年度比0.6%減」と訂正させていただきます。

また、健康増進計画の説明におきまして、「四万十市健康推進計画」と申し上げましたが、これを「四万十市健康増進計画」と訂正をさせていただきます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 続きまして、田能副市長より、開会日の提案理由説明中の発言に関し訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

田能副市長。

■副市長（田能浩二） 発言の訂正をお願いします。

開会日での提出議案の提案理由の説明のうち、「第9号議案、令和8年度四万十市一般会計予算」、10款教育費、5項1目社会教育総務費、旧文化センターの解体に向けた周辺家屋への事前調査等経費につきまして、「434万円」と申し上げましたが、これを「5,348万7,000円」と訂正させていただきます。

また、「第13号議案、令和8年度四万十市と畜場会計予算」につきまして、「令和7年度」と申し上げましたが、これを「令和8年度」と訂正をお願いいたします。おわびして訂正のほどよろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において発言訂正の説明のとおり、訂正することといたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程に従い、一般質問を行います。

松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） おはようございます。議員番号10番、四万十立志の会の松浦です。

本3月議会後には、市議会の改選が控えておりまして、私は選挙には出馬しないということ
を表明しております。もしかすると、最後の質問になるかもしれません。また、議員生活9年
の中で、2回目のトップバッターということで、程よい緊張をしておりますが、悔いのないよ
う質問してまいりたいと思います。執行部の皆様には、明確で前向きな答弁をいただきますよ
う、よろしくお願いいたします。

それでは、お許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、農業施策についてお伺いをいたします。

まずは、林野火災注意報・警報運用後の対応についてということでお聞きをいたします。

昨年は、岩手県大船渡市や愛媛県今治市、山梨県大月市など大規模な林野火災が全国各地で
発生をいたしました。特に、2月19日に火災が発生し、4月7日に鎮火が確認された岩手県大
船渡市の林野火災は、人的被害こそなかったものの、324haもの林野焼損があったと消防庁の
ホームページで公表をされております。

また、11月には、大分県大分市佐賀関で大規模な住宅火災も発生しまして、住民の方もお亡
くなりになっておられます。お亡くなりになりました方のご冥福をお祈りいたしますととも
に、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、こういった大規模な林野火災の発生を受けまして、本年1月から林野火災警報、また
注意報の運用が始まっております。本市におきましても、昨年12月の幡多中央消防組合議会
の中で、火災予防条例の一部を改正しております。また、市としましても、今議会に四万十市火
入れに関する一部改正の条例が提出されております。

そこで、まずは火災と紛らわしい煙、または火災を発するおそれのある行為の届出状況につ
いてお伺いをしたいと思います。

この届出については、消防への届出ということですが、市のほうとしまして、その届出状
況、昨年と比べて今年どのようになっているのか、把握しておられましたら教えていただき
たいと思います。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

当該届出につきましては、消防法及び先ほど議員のほうからもありました幡多中央消防組合
火災予防条例に基づきまして、消防署に提出のほうは義務づけられているものですが、消防署
に確認をしましたところ、令和6年度は82件、令和7年度は106件ということで増加している
状況でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。昨年と比べて、約24件の増ということでした。これは、やはり運用が始まったことによって、届出が増えたのかなというふうに感じております。

続いて、四万十市火入れのこれも条例があるわけですが、この火入れの申請状況についても前年と比べてどうだったのか、教えていただきたいと思います。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

こちらの申請のほうにつきましては、先ほど申しあげました消防署への届出とは異なっておりまして、市農林水産課または西土佐総合支所事業分室に申請の上、許可が必要なものでございまして、手数料のほうも500円いただいているものですが、令和6年度につきましては36件、令和7年度は2月末時点で49件というふうになっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。こちらについても、13件、前年と比べて増えているという状況であります。やはり、しっかりとした条例といますか、法整備がされた関係上、これまで届出されていなかった方もしっかりとした届出、申請を行っている状況なのかなというふうに考えております。

続いて、火災と紛らわしい煙、または火災を発するおそれのある行為とその火入れとの違いについてお伺いをいたします。まずはお答えください。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

違いを説明する前に、まずはよく混同されます野焼きについて説明をさせていただきます。

前提といたしまして、廃棄物の焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃掃法というそうですが、こちらのほうで原則禁止をされております。しかし、この法令で、風俗習慣上、または宗教上の行事、これはどんど焼き等の地域行事等を指すと思いますが、そういったものを行うために必要な廃棄物の焼却や、1次産業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などが例外として認められているものがございます。この1次産業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を一般的に野焼きというふうに呼んでおります。この野焼きは、先ほども申しあげましたが、消防法及び幡多中央消防組合火災予防条例に基づきまして、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出を消防署へ提出をする必要がございます。

次に、火入れについてでございます。

こちらのほうは、森林法及び四万十市火入れに関する条例に基づくもので、森林から1km以内の範囲において、開墾準備や害虫駆除など、土地利用の目的のために、その土地の立木や竹・雑草・堆積物などを面的に焼却するというものを指しているものでございます。この火入れにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、四万十市火入れに関する条例に基づきまして、市農林水産課、または西土佐総合支所事業分室のほうへ火入れ許可申請が必要となっているものでございます。

ここで、野焼きと火入れの違いということになりますが、野焼きは、農業残渣などを1か所に集めて焼却するという行為で、火入れは田んぼのあぜや農地自体を面的に焼却する行為としておおむねこちらのほうでは整理をしているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） よく分かりました。

もう一点確認したいんですけど、これ林野火災警報と注意報の違いといいますか、林野火災警報が発表されている場合というのは、どちらもできないというふうに認識しております。林野火災注意報については、あくまで努力義務ということだと思っておりますが、どちらもそういう認識でよろしいですか。すみません、ちょっと間違いました。火災と紛らわしい行為の場合についてはそういうことなんですけど、火入れについても同じ条件だということよろしいですか。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 火入れのほうも同じ取扱いとなります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

では、努力義務ということの認識についてお伺いをしたいと思います。

私も農業を営んでおりまして、消防のほうに火災と紛らわしい煙、または火災を発生おそれのある行為の届出を提出いたしましてやってたんですけど、この注意報発令時の努力義務ということについて非常に不可解なといいますかちょっと確認してみたいなと思う点がありましたので、この努力義務ということについて、市のほうとしてどのような認識を持っておられるのか、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えのほういたします。

まず、林野火災注意報及び林野火災警報は、先ほど議員のほうからもありましたが、昨年岩手県の大船渡市のほうで発生した林野火災を受けて、今年1月より運用が始まっております。先ほども申し上げたとおり、どちらも幡多中央消防組合火災予防条例に定められたものであり

まして、発令指標につきましては、降水量や乾燥注意報あるいは強風注意報、こういったものの有無によるところでございます。

また、林野火災警報発令時に、野焼きや火入れをするといった違反行為をした場合、30万円以下の罰金、または拘留等の罰則がございますが、林野火災注意報の場合は、議員のほうが言われましたとおり、努力義務で、罰則のほうはございません。

実際の運用につきまして、林野火災注意報を発令する消防署のほうに確認しましたところ、注意報の場合は、野焼きや火入れ等を禁止することができないため、風などに気をつけて実施するか、可能であれば別日に実施するようにお願いしているといったことのようにです。それを受けまして、火入れの場合の本市の対応についてですが、林野火災防止の観点から、消防の運用と同様の取扱いとしまして、可能であれば極力別日の実施というものをお願いしているところでございます。

なお、この注意報の場合の対応ということになるかと思いますが、こちらは、あくまでもやはり努力義務のため、確かに対応のほうは難しい面がございます。ただ、今年のように、雨が極端に少なく、警報が連日続くような場合で、やむを得ずに注意報発令時に火入れ行為をする場合は、防火体制等を強化するなどしまして、火災防止に十分配慮した上で実施していただくほかないのではないかというふうに考えているところでです。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。努力義務ということについて少し調べてみますと、何々するよう努めなければならないということが正式な意味なようであります。私、先ほど申しましたように、消防に届出を行いました。いろいろ聞いてみると、注意報の場合は、消防のほうとしては、許可をすることはできないんですが、自己責任でしっかりと消火の準備をした上で行うなら止めることはできませんというようなことをおっしゃっておりました。ただ、四万十市のLINEから入ってくる内容等は、注意報が発令しておりますので、その火災と紛らわしい行為等は延期、または中止してくださいというような内容が入ってきます。どちらが正しいのかなと思いがらしてたんですが、注意報のときは自己責任で、許可はできないけど、やるのは本人の都合ですということをおっしゃっておられました。当然、皆さん、大風のとき等には、林野火災等を引き起こしたくないという思いの中で、そういうときにはしないと思います。今後、努力義務がさらに規制等入ってくる可能性もあるのかなと思いますが、ただ農家としましては、火入れも含めて、1月中旬から2月頭には焼却ということをするのがやはり病害虫の予防であったり、農業を営んでいく上で非常に大事なことだというふうに私は認識しております。課長おっしゃいましたように、今年は本当に30年ぶりぐらいと言われる降雨量の少なさで、1月1日からこの運用が始まっておりますが、2月10日前後ぐらいまで雨が本当に少なく、警報、または注意報が解除されるということは一回もありませんでした。そういった中

で、果樹を作っておられる方も、やはり大量に残渣とか切り枝とかが出るわけでありまして。そういう方たちが非常に困っておりました。あくまで努力義務、先ほど言いましたように、努力義務の内容を説明しまして、少し少雨があったときに、しっかりと火災、延焼に気をつけながら焼かれたというふうに私は認識しておりますが、今後、こういう状況が続いたときに、どう対処していくかということを考えていかなければいけないと思います。火事については、ウッドチップパーというものがありまして、枝等を細かく粉碎してチップにするという機械があります。こういったものを導入していくのも必要だと感じておりますが、大体100万円程度するような機械でもあります。このウッドチップパーの導入について、市のほうとしてどのようにお考えなのか、まずはお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、栗やユズといった果樹の剪定木の焼却処理につきましては、農業廃棄物の処理になるため、先ほど言いました例外規定によりまして、野焼きということで焼却処分が実施できることとなりますが、今年のような状況で、林野火災警報等が連日発令されるといったような状況下の中、野焼きがなかなかできないということで、その野焼きをしなくてもいいように、ウッドチップパーといったものの機械導入支援をしてほしいというような趣旨だったと思いますが、そういう観点となると、なかなかちょっと難しい面はあろうかと思えます。

ただ、農業振興の観点で、例えば栽培管理の過程ニーズ、過程で必要性があれば、そういうような補助メニューもありますので、そういう補助メニューの要件を満たすようであれば、支援は可能な場合もあろうかと思えますので、そういった観点で、そういった必要性があるのでありましたら、窓口のほうにご相談いただけるかと思えます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。今年のような状況が続くと、それぞれ生産部会等のほうでもこういった意見が上がってくるかと思えます。ぜひそういうニーズが上がってきたときには、対応していただけるよう、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

持続可能な新規就農の取組についてということでお伺いをいたします。

まずは、昨今の新規就農者の状況、これは行政の補助金を使われている方を対象にして、どのような状況か、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 本市における新規就農者の状況について申し上げます。

国の支援策である就農準備金、または経営開始資金の交付を受けた新規就農者は、令和2年

度から令和6年度にかけて計14名というふうになっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。補助金を使われておられて新規就農された方が14名ということでございました。

その14名の方たちの研修もしくは営農開始後の状況把握については、市のほうとして把握されておられますか。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 令和2年から令和6年までの期間におきまして、こちらは研修事業を修了して就農に至った方の人数というものは12名になります。先ほど国の支援を受けた14名と違うところになりますが、2名が国の支援を受けずに、研修を受けずに就農したという方もありますので、そこには差異が出ております。そのうち、11名の方が、営農を継続している状況でございます。

なお、就農から5年程度経過してきますと、経営も安定段階に移行しつつある方が見られるような状況でございます。

なお、新規就農後に様々な支援を受けられるように、研修期間中に5年後の農業所得250万円以上を目標とした5か年の営農計画、青年等就農計画というものがございますが、こちらのほうを作成しまして、これに基づき、目標所得を達成できるように、JA・県・市から成る新規就農者等サポートチームで支援を行っているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） それについては分かったんですが、5年後に250万円という目標設定を課長もおっしゃられておりましたが、それを皆さんクリアされている状況ということの認識でよろしいですか。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 全員がということではありませんが、達成した方もいらっしゃるというようところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。なかなか皆さんが達成するというのは、個人の問題であったり様々な問題がある中で難しいのかなというふうにも感じております。

では、やはり私が近くの新規就農の方を見ている限り、なかなか生活できるだけの所得を上げている状況にはないのかなというふうに感じております。

そこで、私は、雇用就農や共同経営の推進についてということで提言をしたいんですが、西

土佐地域の例を挙げます。私米ナス作っておりますので、米ナス農家の例を挙げますと、なかなか皆さん、個人での営農には苦勞しているというふうに感じております。米ナスも新規就農の方は米ナスに取り組んでいただいておりますが、米ナス業界自体のことを言いますと、西土佐地域で今年の作付人数が約17名、3年前が23名、5年前が25名でございます。新規就農が増えているにもかかわらず減ってきているような状況であります。また、作付面積につきましては、本年が約260 a、3年前が350 a、5年前が440 a、作付本数につきましても、本年が約1.5万本、3年前が約2.1万本、5年前が約2.5万本というふうにかしゅうの全国の産地である西土佐地域の米ナス生産というのも非常に新規就農者が増えているにもかかわらず減っているような状況であります。やはり、もう一回、この内容、制度というのを再構築していく必要があると思ひまして、やはり新規就農された方たちというのは、個人での経営、特に一人での経営ということになります。なかなか一人では病気になったりとか、様々な用事があったり等、どうしても仕事ができなかったときに手入れができなくて、そのまま放置といいますか、続いて営農ができないような状況になっているというふうには私は認識しております、ぜひ雇用就農や共同経営といったところを本市には農業の研修施設として西土佐農業公社、そしてあぐりっこという2つの研修施設があります。こういったところをどちらも法人だとは思ひますが、主体として、雇用就農、新規就農の方たちを雇用して、もっともっと技術が安定するまで雇用していく、そして新規就農者たちが、一緒になって共同経営をしていく、そんな取組が公的な組織が主体となつてできないのかなというふうには考えております。施設は両研修施設ともあると思ひます。この提案についてどうお考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

まず、本市全般にわたる状況といたしまして、雇用就農を行えるような大規模な営農組織というものは、まだ限られているのが現状というところでございます。

なお、一方、施設園芸につきましては、近年では産地提案品目、こちら米ナスのほうも入っておりますが、ピーマンや米ナス、有望品目、ショウガを中心に自営就農による新規就農ルートというものは確立されてきつつあるところでございます。

そこで、今ご提案のあった農業公社あるいはあぐりっこを活用してということですが、その両方の施設の役割といたしましては、新規就農を志す就農希望者に対しまして、研修場所の提供と営農指導により、農業へ新規参入するときの当初の経営リスクを低減させまして、安定的な営農の実現が期待されているというところでございます。ただし、議員もご存じだと思いますが、両施設ともここ数年は研修生がいないような状況が続いております、議員提案の両施設が例えば旗振り役となつて、新たに営農組織を立ち上げる、こういったところは、現状厳しいのではないかと思います。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 現状厳しいということですが、やはり生活できるだけの収入を上げてない状況、新規就農の方たちは、そういう方が多いというふうな中で、また市としても、それをどうすれば改善できるのか、制度等の問題も当然あると思います。そこら辺しっかりと皆さんと一緒に議論していただきたいなと思います。すみません、もっと深く行きたかったんですが、それについては分かりました。そういう提言はしておきたいと思います。

次に、林業施策についてお伺いをいたします。

林業振興について。

本市は、森林率84%と言われております。本市林業の活性化といった観点から、重点的に取り組まなければならない施策とはどのようなものか、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

本市の林業の活性化に向けた重点的に取り組まなければならない施策ということですが、やはり持続可能な林業のために、計画的、また効率的な森林経営の推進が必要というふうに考えております。そのために、効率的に林業を行うための林業適地での森林経営の推進、また林業従事者の確保、それから少人数でも林業が可能なスマート林業の推進であるとか、自伐型林業などの小規模林業従事者への支援、四万十ヒノキを中心とした市産材の需要拡大、そういったところが重要というふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。詳しく言えば、本当に切りがないというふうに思っております。おおむね了解いたしました。

次に、本市の木育状況についてお聞かせください。この質問は、山下議員が昨年9月議会で詳しく取り上げておりますが、大まかなもので構いませんので、お聞かせ願いたいと思います。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 本市の木育活動の状況についてお答えをいたします。

教育委員会のほうに確認をさせてもらったんですが、毎年高知県森と緑の会より支援を受けまして、山の学習支援事業、これは学校の授業の中で総合的な学習の時間等において年間を通して森林環境学習を実践する事業のことですが、こういった事業を市内の小中学校で実施をしております、令和6年度は中村小学校・利岡小学校・東中筋小学校・西土佐小学校・西土佐中学校の5校で実施したというふうに聞いております。このほか、四万十ヒノキの家の指定管理者である株式会社かわらっこを通じまして、四万十ヒノキのかんなくずを使ったコサージュ作り体験のほうを実施しておりますが、令和7年度は、市内の小中5校のほうで実施をしているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。山下議員も当時の質問の中で言われておりましたが、もっとも目に見える形で様々な取組をしていただきたいなという思いが私もあります。森林率84%ということで、本当に広大な面積の森林が本市にはあるわけですが、やはり林業の振興、山に活気が出るということは、本市が誇るこの四万十川の水質保全、環境を守っていくことにもつながってくるものだというふうに思います。私も長い間、林活議連の会長をさせていただきました。林業の振興にとって何が大事なのかなということを考えたときに、住民の皆さんに木に触れ合ってもらう機会をつくるのか、とにかく木に関わることを、木材・森林に関わることを広くやっていくことが重要なのかなというふうに思います。そういった中で、材価を上げていくような取組ができればなというところが解決方法になってくるんじゃないかと思います。

また、この木育については、後ほどお伺いをいたしますが、次に、四万十ヒノキブランドのブランド力強化の取組についてどのようなことを行っているのか、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

四万十ヒノキのブランド力強化の取組につきましては、四万十川流域の四万十市・四万十町・中土佐町・三原村の4市町村で、四万十ヒノキブランド化推進協議会を立ち上げておまして、四万十川流域から産出される優良なヒノキを四万十ヒノキとして産地形成をしていく取組を行っているところではございます。直近では、この協議会の中で、将来の四万十ヒノキのブランド力強化のための取組といたしまして、本市竹屋敷地区の市有林をフィールドに、高密度植栽のモデル林整備を実施したところでございます。この高密度植栽とは、通常1ha当たり2,500から3,000本を植栽するところを、ヘクタール当たり最大1万本植栽するもので、こういうことをすることによりまして、通常より年輪の詰んだ優良木材の生産、こういったものが期待できるものでございます。

なお、本市独自の取組といたしましては、四万十ヒノキの知名度向上の取組といたしまして、東京大丸で四万十ヒノキのコサージュ作り体験、こういったものを実施したことや昨年度開催いたしました全国木のまちサミットの開催あるいは枚方市立小学校整備に当たって、一部内装等への四万十ヒノキの活用、こういったものの取組を実施しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。様々な取組を行っていただいております。その中で、先ほど少し木育活動の状況についてお伺いをいたしました。市産材利用促進の取組についてということで提言したいことがございます。ちょっと調べてなかったんですけど、数年前に市産

材を使った割り箸を飲食店等に配布していただく事業を市のほうで、ブランド協議会のほうですかね、ヒノキの、行っていただきました。1回限りだったということがありまして、その効果がどうなったのかという検証はなかなかできていないのかなというふうに思いますが、やはり今全国で割り箸を使用するということについての注目が高まっているというふうにお聞きをいたしております。徳島県には、福祉事業所の作業所がありまして、本市の間伐材をそこに送って、前は割り箸を作製していただいたようであります。また、ぜひ市内にそういった事業者等があって、また学校給食等の和食のときに使用できれば、子供たちに対するPRであったり木に触れ合う機会をさらに増やせる場となるんじゃないかなと思うんですが、実際徳島の学校では、そういう取組が行われているようでございます。まずはそういう提案につきましてどのようにお考えなのか、再度割り箸の事業もしていただきたいなと思っておりますが、その意見につきましてどうお考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

今ほど議員のほうから質問がありましたこの市産材の割り箸製作は、四万十ヒノキブランド化推進協議会の取組として、令和3年度に四万十ヒノキの間伐材を使用した割り箸作製を実施した経過がございます。その分につきましては、飲食店に配布して、使用していただいたということがございます。その中で、確かに今市産材を使った割り箸製作は、多くの市民に市産材のよさを感じていただける取組につながると思います。その前回協議会で実施した際、その後、アンケート調査を行っておりまして、その際には、価格が高いといったような声もありました。そういったようなコスト面での課題がございまして、またその課題の中、学校給食のほうでも使うとなると、同様の課題があるというふうに認識をしているところでございます。その中で、割り箸の活用、作製については、現状では再度実施するというようなことは予定はしていないところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。なかなか現状厳しいということでございます。ただ、やはりそういったことも考えていっていただいて、より子供たちに木に触れ合う機会であったり、興味を持ってもらう機会ということをつくっていただきたいなと思いました。それについては、また今後可能であるようであれば、ぜひ実現していただきたいなと思っております。

次に、私3年前の黒尊村祭りという黒尊川流域でイベントがあるんですけど、それに参加したときに、11月の中旬から初旬に毎年開催されているんですけど、森林管理署さんのほうがブースとしてマイ箸の作製ブースをつくっておられました。私3年間たっても自分で作って、作るのに長方形ではないんですけど、先細った四角形の焼き板、焼き杉だと思んですけど、それを紙ペーパーで削って、20分ぐらいかけて作るんですけど、まだ3年たった今も私作っており

ます。非常に木に愛着が分かりますし、マイ箸というのは、毎日使われるものだというふうに思います。そういった取組も木材に興味を持ってもらう、林業振興の一環としてぜひ広げていただきたいと思いますと思いますが、市のほうとしてもぜひ取り組んでいただきたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

議員ご提案のマイ箸の普及といいますか、啓発といいますか、そういったことになろうかと思いますが、先ほど杉というお話もありましたが、なかなか四万十ヒノキということにはならないと思いますが、例えば例年開催しております幡多山もりフェス等のそういったイベントの中で、箸製作に関する先ほど森林管理署がブースを設置したというお話もありましたが、そういったようなブースを設置しまして、改めて木に触れてよさを感じてもらおうといったようなことは考えられると思いますので、そういったイベントの実施主体に向けては、提案のほうも今後していきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。ぜひ啓発活動等にも取り組んでいていただきたいと思います。

また、これは本来であれば、学校教育課のほうにも聞きたかったんですが、学校としてマイ箸の取組をしていってはどうか、木育と関連した中で取り組んでいていただきたいと思いますという思いもございます。答弁は要りませんが、ぜひそういったことも検討していただいて、本市の林業、または木材というものに多くの方が興味を持っていただく、そういった中でブランド力を上げて林業の振興につなげていただく、そういう取組をまた今後ともよろしく願いをいたします。

それでは次に、教育施策についてお伺いをいたします。

これも昨年9月に私が質問をいたしました。何とか自分の今期中に方向性の変更というのを見いだしたかったんですが、まず前回の質問以降、この令和4年から全市に広げた制度でございます。4年、5年、6年と3年間の中で1人の方しか利用されていないこの制度について、変更を考えてはどうかということを提言いたしました。それ以降の協議についてされたのか、またされているなら、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

市の奨学金制度につきましては、高校生を対象としておりますが、県などにおいても高校生を対象とした奨学金制度が設けられておりますので、市の奨学金の必要性でありますとか、来年度の募集内容等について議員からご質問いただいた後も教育委員会内で協議を行ったところ

でございます。

その結果、大学生や高等専門学校生に比べ、高校生を対象とした奨学金は少ないこと等から、来年度も市の奨学金制度は継続し、今年度と同様の内容で募集を行うこととしております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かったんですけど、決して私の納得いく答え、答弁ではございません。確かに、高校生を対象にする奨学金というのは、少ないということは認識しております。ただ、やはり前回も言ったんですけど、国のほうでこの授業料の無償化ということも進んでいくと思います。また、そういった中で、やはり使われてない奨学金をより使いやすい制度にしていくことが必要だと考えております。前回と同じなんですけど、やはり大学生も対象に変更するべきなんじゃないかなと思います。

また、本市は、Uターン者を優遇する施策というのが非常に少ない、少ないというか、ほぼないと思っております。移住者施策というのは、非常に多くやっておられるんですが、Uターン者に対しての独自策というのも私は必要でないかと思えます。

昨年、議会主導で高校生議会を開催いたしました。参加いただいた執行部の皆さんは、高校生たちの意見、思い、またその熱意に感銘を受けたんじゃないかなと思っております。私は、広報広聴委員長という立場から、中村高校・幡多農業高校、どちらとも最初から関わりを持たせていただきました。9名の生徒さんが議員役としてこの議会にご参加いただいたわけですが、最初の意見交換のときに、将来地域に帰ってきたいか、何かやりたいことはあるかということの意見交換をしたときに、9名中、7名の方が、全員が四万十市の方ではなかったんですが、多くの方がこの地元に戻ってきて将来は働きたい、そういうことを語っておられました。やはり、そういった中で、このUターン施策というところを拡充といいますか、より重くしていく必要は私はあるんじゃないかなと思います。

そういった中で、この奨学金制度をUターン者支援に特化した制度に私はつくり変えていただきたい、そういう思いであります。先ほどの課長の答弁からは、ほぼ変わらないのかなと思いますが、ぜひ再度こういった事例も踏まえて、どのように今後考えていくのか、お聞かせを願いたいと思います。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

Uターン者を対象とした支援ということでございますけれども、例えば自治体が独自で行う給付型の奨学金につきましては、財源の確保が課題であり、申請件数によっては財政を圧迫するおそれがあると認識しております。

Uターン者を対象とした給付型の奨学金につきましては、Uターン者の促進を図るために

は、先ほど言いましたように、多くの財源が必要となり、その財源を恒久的に確保することは難しいと考えておりますので、実施をする予定はございません。

また、奨学金の給付型制度につきましては、日本学生支援機構が大学生等を対象としたものは既に創設しておりますので、そういったことも踏まえ、市が独自で奨学金を給付することの必要性は、現在乏しいものと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。何とかこの道筋を今任期中につけておきたいなというふうに私は考えておりました。再度教育長にも聞きたいところなのですが、課長答弁の中で、財政的な問題ということがございました。

そこで、市長にお伺いをしたいと思うんですが、毎年この現状の奨学金制度については予算化されております。全額給付というのは厳しいと思います。ぜひ減免制度、減免といいますか、一定額、もっと今の返還支援制度より金額を下げていいと思います。重複できるような形で、Uターン者の方に帰ってきてもらう、そういう返還支援制度ができないかなと思います。市長も東京で、横浜で勉強されて、東京で社会の勉強をされて、本市に帰ってきていただいて市長として頑張ってください。ぜひ勉強、または社会に出た方に帰ってきてもらう施策というのが、私は今後さらに移住施策の中でも重要になってくるんじゃないかなと考えております。市長、ぜひこの予算の確保という観点から、こういった制度をつくっていただきたいと考えておりますが、市長のご見解をお聞きいたします。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。私としましても、交流人口の増進から、またこの地域への人ということで、Uターンというのは、この地域に縁のある方でございますので、そういった意味でいうと、帰ってきていただくということは非常に重要だと思っておりますし、そういった政策を考えていきたいというふうに考えております。その中で、その一つのメニューとして奨学金というのはあるかなとは思いますが、仮にじゃあ奨学金をつかったとして、今、この四万十市にUターンで帰ってくるかという、そこはなかなか難しいのかなというのは、それは働き場所であるとか、そういったことも含めて、どこを優先してやっていくか、Uターンでこちらに帰ってきていただくということに関しましては、様々知恵を絞っていききたいとは思いますが、その一つのメニューとしての奨学金というのは考えられるかもしれないとは思いますが、現状その優先順位をつけて、実際に具体的にUターンで学校卒業してこちらにすぐ帰ってくるとなると、奨学金が、じゃあ例えばあるからということだけではなかなか難しいのではないかなというふうに考えますので、全体的なものの中で、そういったことも排除せず考えていきたいなというふうには考えております。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。確かに、市長おっしゃるように、働き場の確保等々という問題もあります。また、市長が推し進めておりますDXの関係と絡めながら、できることもあるというふうに考えております。そういった中で、この3年間で1件しか使われてない奨学金の在り方というのを、ぜひまた今後もしっかりと検討していただきたいなという思いがあります。残念ながら、今任期中には方向性の変更ということはできませんでしたが、改選終わった後の皆さんにまたお願いしたいと思います。

最後に、防災施策についてお伺いをいたします。

災害時協力井戸についてお伺いをいたします。

これも、昨年9月、また9月なんですけど、澤良宜議員が非常に詳しく質問をいたしております。その中で、災害時協力井戸、当時は82件でしたかね、ということでしたが、その中で水をくみ上げるのに、電動でくみ上げれる箇所と手動でくみ上げれる箇所というのは何か所あるんでしょうか。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） お答えいたします。

昨年ご答弁いたしました82基から現在11基増えておりまして、災害時協力井戸、現在93基登録されております。その中で、水をくみ上げる動力といたしましては、電動が62基、手動が31基となっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。3分の2が手動でくみ上げるということで、ちょっと想定より多いのかなと思います。澤良宜議員もおっしゃっていましたが、やっぱり非常時に生活用水として使えるこの井戸水っていうのは、非常に災害が起こったときに安心できるものだというふうな認識を持っておりますが、これ停電時の状況、対応について、62か所がモーターということで、やっぱり大地震があったときには停電というのは当然考えられることだと思います。そういうときの対応についてどのような対策をしておられますか。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） まず、この災害時協力井戸の制度でございますけれども、地震で上水道施設等が被災した場合に、復旧までの生活用水として利用させていただくために、所有者等のご好意により登録をする制度でございます。

災害時の水の確保に関しましては、避難所等に今整備しております耐震性貯水槽、それから備蓄のペットボトル水、また個人備蓄を含めまして、最低3日分を確保することを基本方針としておりまして、この協力井戸につきましては、あくまでもそれらを補完する考えの下に啓発等を行い、登録をいただいているものでございます。

ご指摘のとおり、協力井戸の3分の2が電動によるものでございますので、大規模停電時に

は利用できないことが想定されますけれども、一般的にはライフラインの中で電気の復旧が最も早いことも含めまして、電動・手動の位置などを地区や自主防災組織への情報提供をすることによって、そのときの状況に応じた利用を図っていきたいというふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） もう残り時間も少なくなりましたが、確かに、課長おっしゃられることよく分かりました。ただ、やはり停電も早期に復旧する可能性があるとはいえ、生活していく上で水というのは非常に大事なことだというふうに考えております。また、多分このことについては、澤良宜議員がまた今後の質問でやられると思いますので、ぜひみんなが安心・安全に暮らせる、そういう観点からこの水の確保というところもしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

それでは、残り3分となりましたが、私も冒頭申しましたように、多分今回が最後の質問だというふうに思います、本当に9年間、長いようであつという間でもございました。議員という立場になって初めて分かること等もございました。非常に自分の人生の中でよい勉強になったと思います。なかなか住民の皆さんがいることを全てできるというのが、議員としてできることというのは非常に限られているんですが、少しでも地域の活性化のために尽力できたのかなというふうに感じております。まだまだやりたいことあったんですけど、また地域の一員として、今後とも市の発展、産業の発展、そして市民の幸福といいますか、皆さんのために、地域のために頑張っていきたいと思います。本当に9年間、皆様にはお世話になりました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で松浦 伸議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩といたします。

午前11時2分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川村真生議員。

■2番（川村真生） 市民クラブの川村真生でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、教育行政についてご質問させていただきます。

給食指導の統一化ということでお伺いをしていきます。

今までも学校給食に関しましては、子供たちに安全・安心でおいしい給食をおなかいっぱい食べてもらいたい思いもございまして、ウクライナショック以降の物価高騰により、給食のメニューが1品減らさざるを得ない状況を改善するように、給食単価の値上げを行うことで、メニューを1品増やすのと同時に、保護者の経済負担も軽減するというところで一般質問をさせて

いただきました。検討していただいた結果、そのようにお答えをいただきましたことは感謝申し上げます。

この給食をいっぱい食べるということは、勉強の面でも運動の上でも大切なエネルギー源であると思いますし、また日本独自のすばらしい文化でありますけれども、みんなで一緒にいただきますということで、生産者の方が大事に育ててくれた野菜やお肉、給食を作ってくれた方に対する感謝の気持ちを育む場でもあると考えております。

そんな学校生活を支えている給食でございますけれども、今回は給食時の教員の指導につきまして、疑問といたしますか、保護者から相談を受けましたので、まずは現状を確認させていただきたいと思っておりますけれども、学校や教員によって給食の指導がばらばらではないかという声を聞いておりますが、本市教育委員会のご認識についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

学校給食は、単に食事を取る場ではなく、望ましい食習慣の形成やマナーの習得などを図る重要な教育の場であると認識をしております。そのため、給食時間における基本的な指導につきましては、各学校において一定の共通理解の下に行うことが重要であると考えております。

一方で、児童生徒の実態でありますとか、学級の状況、学校の規模等がそれぞれ異なっていることから、具体的な声かけの内容については担任の創意工夫によって違いが生じる面があるものと認識をしております。このような違いは、子供たちの実態に即した指導として、一定程度許容される部分もあるものと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。

それでは、現状については理解させていただきました。

それでは、今後の対応といたしますか、現状について理解いたしました。私は、当然教員したこともありませんし、私自身給食を教室で食べたこともありませんので、給食を食べている現場のことは、子供やその保護者、教員から話を聞くことでしか確認ができませんので、様々なお話を聞きました。先ほど課長のご答弁もありましたけれども、教員は、子供たちが決められた時間内に終わらすことも必要ですし、除去食とか緊急時の対応等、そういった統一されている部分は多分あるのかと思いますが、先ほども課長ご答弁ありましたが、に加えて、各教員の熱量でありますとか、その時々担任の判断ということで完全に指導が統一されていないというのは先ほどのご答弁からも確認をさせていただきました。

今回、この質問に至ったところは、保護者からお聞きをする中で、牛乳を飲まなければ何かお茶が飲めないですとか、牛乳を飲まなければお代わりができないとかっていう話を聞きました。先ほども申し上げたところもあるんですけれども、その時々担任の判断というのがあります

し、教員の日線と考えますと、日々の子供たちの実情に合わせて各担任の先生が一生懸命考えながら指導を行っているということがあると思います。給食の指導に対して、一定の基準というのは、現場の判断というところもあるかとは思いますが、各学校やそのクラスの保護者同士がつながっていて、何で学校単位で違うのかそういった疑問等がやはり広まりますと不信感といたしますか、そういったものにつながらないように、今後ある一定の統一化といたしますか、そういったところが可能であるのか、今後の対応について本市教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

今議員からご指摘がありましたように、教員によって指導が違っていると保護者からそういった声が寄せられるということは、給食指導の基本的な考え方でありましてか留意点について、学校内や教員間での共通理解、共有が十分でない可能性を示すものであると考えております。

今後におきましては、栄養教諭でありますとか、各学校に在籍をしております養護教諭等と連携しながら、給食指導の基本的な在り方でございますとか、指導上のポイントについて、給食主任会等を通じまして周知を図るとともに、給食の時間がどの学校、どの学年、どの学級においても一定の水準を保たれつつ、子供たち一人一人にとって食育の充実した時間となるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） ありがとうございます。前向きなご答弁をいただいたと思います。今後改善に向けて取組のほう進めていただければと思いますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、令和7年3月議会に引き続きまして、屋内公園の整備についてご質問をしてみたいと思います。

まずは、旧中医学研究所を活用した整備についてお伺いをいたします。

この屋内公園の整備というものは、非常に保護者ニーズが高いものであると私としましても一保護者の立場からも認識をしておりますし、本市の担当課としましても、子育て世代のアンケート結果から十分に把握されているものと思います。アンケートについてはまた後ほど質問させていただきますが、皆様ご承知のとおり、本市にも民間企業が運営する屋内公園がございますので、暑い日や雨の日に活用している保護者をよく見かけておりますが、やはり主には年齢別の制限がありませんので、安全面に対しまして不安を持っている保護者が多くおられると感じております。本市としましても、安全面を考慮しながらも、思い切り体を動かして遊べる屋内公園が欲しいという保護者ニーズに応えていく必要はあろうかと思っておりますので、本市の現時点でのお考えを再度確認していきたいと思っております。

令和7年3月議会、これ寺尾議員からも同様に屋内公園の、これは適地の再検討に関する質問がございまして、そのご答弁を聞いた限り、旧中医学研究所を利活用した整備が今のところ優先順位が高いということが確認できてはおりますが、状況によっては、整備する場所の変更もあり得るとのご答弁もあったかと思えます。前回の一般質問から1年、利活用の方針が決まってからは約2年が経過しておりますけれども、まずは利活用検討委員会で決定された旧中医学研究所での進捗状況につきましてお伺いをしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えさせていただきます。

令和6年5月2日の政策会議において、旧中医学研究所の利活用案として子育て交流施設としての整備の方針というのを決定しているということを確認をさせていただいております。ただ、同年度の後半に、同施設の一部を高知大学を代表機関とする産学官民連携機構であるしまんと海藻エコイノベーション共創拠点プロジェクトに使用するという事になっておりまして、当該事業の動向を注視しながら、子育て交流施設としての利用範囲について検討しているという状況でございます。このしまんと海藻エコイノベーション共創拠点プロジェクトにつきましては、残念ながら、育成型事業から本格型事業への昇格ということはありませんでした。ただ、しかしながら、この事業につきましては、高知大学さんも今後も進めていきたいという思いも確認をしております、引き続き高知大学も研究拠点として使用していくということも一定まだ想定をしているという状況でございます。という状況でございますので、同施設において子育て交流施設の整備については、今後の整備範囲を今すぐに決定するというのが難しいということになっておりまして、政策決定はしておるということは確認はしておりますけれども、屋内公園については、この中医学研究所以外の場所ということも引き続き並行して検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 山下市長、ありがとうございます。高知大学の兼ね合いというところも当然でございます。これも後ほどご質問させていただきたいと思えますが、現状については理解のほうをさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

次は、その他の既存施設を利活用した整備の想定ということにつきましてお伺いをしていきます。

今山下市長からもご答弁いただきましたように、その他の場でもあり得るのかなということもございまして、今回また改めて一般質問をさせていただきます。

先ほども言いましたが、令和7年3月議会においても、寺尾議員のほうから、質問順位が先だったもので、屋内公園の適地及び整備に関する質問がなされました。それは、四万十市立児

童館並びに四万十市地域子育てセンターと四万十川学遊館を利活用する案でございました。私としましても、旧中医学研究所に代わる代案ということで、この2つの適地については賛同できるところがございます。1年前の担当課からのご答弁を少し切り取りますと、いずれの案もメリットは我々のほうでも理解ができるものであると考えますとのご答弁があったため、理解ができる一方で、その後は旧中医学研究所の利活用のメリットのほうをご答弁されておりましたので、あくまでも旧中医学研究所での整備が優先であったものかと記憶をいたしております。

しかしながら、1年前からもさらに状況は変わっていると思います。先ほど市長ご答弁ありましたが、しまのば、高知大学の兼ね合いというところもさらに考慮していく必要があると考えますので、旧中医学研究所でなくなった場合の想定や整備の方針というものも検討すべきではないかと考えております。

まずは、四万十市立児童館並びに四万十市地域子育てセンターを利活用する場合は、既に子育て支援の拠点の場であり、一時預かり等のサービスも有していることから、屋内公園を整備することで、総合的な子育て支援施設になり得るかと思いますが、四万十市立児童館並びに四万十市地域子育てセンターを利活用した整備の想定につきまして、現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 右山地区にあります四万十市立児童館と四万十市子育て支援センターにつきましては、建築されてから相当の年数が経過しているところでございまして、先ほど議員もおっしゃられたとおり、令和7年3月定例会一般質問において、寺尾議員から隣接する両施設の建て替えと併せた子育て複合施設の整備についてご提案をいただいたところでございます。本市の財政面と利用する市民の利便性を考慮した場合、屋内公園整備に係る経費を削減できる遊休施設の利活用は、検討を進めるべき有効な施策と考えている中、建て替え時期が近づいている児童館等と複合的に整備することについては、一案として考慮すべきものと現時点でも考えているところでございます。

また、先ほど市長の答弁からもあったとおり、旧中医学研究所とは並行して整備を検討していかねばならないということになった現時点におきましては、昨年度と優先順位は変わってきているものというふうに判断しているものでございます。

一方で、児童館と子育て支援センターが公共施設として担っている機能、例えばお母さん方のコミュニティーの場であるとか、一時預かりであるとか、また子供たちに良質な遊びを提供するという児童館の機能、こういった機能を損なわない形で複合化を検討していくことも重要であると考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■ 2 番（川村真生） 現時点でのお考えについては分かりましたので、次に移らせていただきます。

次は、四万十川学遊館を利活用した整備の想定についてお伺いをしたいと思います。

トンボ公園内にある本施設でございますけれども、現時点でも館内にあるピアノの横に、小さいですが、乳幼児向けのキッズスペースというものもありますので、本市が持っている屋内公園といいますか、暑い日、雨の日でも遊べる施設の一つではあるかと思えます。また、お魚コーナーもありますので、年間パスを購入して利用している保護者もいるという話を聞いておりますので、ここも一つの案としてはあるのかなと思えます。現時点でのお考え、先ほどの答弁と多分重なるところも正直あるかと思うんですけれども、この四万十川学遊館を利活用することも十分考えられる中で、ここを利活用する場合の整備の想定についての現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 具同地区にあります四万十川学遊館への子育て支援施設の整備につきましても、令和7年3月定例会一般質問において、寺尾議員からご提案もいただいたところでございます。

四万十川学遊館の整備につきましても、提案にありましたように、既に指定管理者により運営されていること、十分な駐車スペースが整備済みであるといった整備に向けてクリアすべき問題が少ないことに加え、学遊館が持つ学習機能との相乗効果が見込めるという利点を列挙いただきまして、我々のほうもこれを踏まえて検討をしてきたところでございます。

提案後、学遊館の合築について課内で検討も進めておりましたが、考察を進めておりましたが、屋内公園を併設する場合には、学遊館の現在のスペースでは難しい面があると考えておりましたが、これをまた仮に増築したとしましても、利用時の騒音等で学遊館の設置目的や運営方針に支障を来す懸念もありましたので、現時点では学遊館の利活用は、難しいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■ 2 番（川村真生） 分かりました。3つ確認させていただきましたが、やはり学遊館は厳しいというような認識をさせていただきました。十分な駐車スペースはあるというのは、私も認識しておりますし、旧中医学研究所で言えば、駐車場の確保が難しいといった、そういったデメリットもある中で、今のお話を聞く限りでは、適地は旧中医学研究所か児童館、子育て支援センターか、そういった土地になろうかと思えますので、そのあたりを次の質問に移らせていただきまして、今後の整備方針についてご質問をいたしたいと思えます。

先ほど質問させていただきました旧中医学研究所及び四万十市立児童館並びに四万十市地域子育てセンターと四万十川学遊館の整備の想定や方針について先ほど確認させていただきました

た。各施設の利活用でも、それぞれメリットやデメリットあるように感じたところでありま
す。先ほどの話を聞きますと、四万十川学遊館というのは、もうないのかなと思うんですけれ
ども、前回の一般質問から1年がたった時点で、なかなか先ほどの答弁聞いていると明確な答
えは多分返ってこないと思うんですけれども、現時点で現実的に屋内公園の整備を行う場所、
どこが最も適地であると考えているのか、現時点で構いません。本市のご見解をお願いします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） これまでの答弁を踏まえまして、旧中医学研究所での整備方
針以外に、児童館、子育て支援センター現位置に合築する方針や市が保有する他の遊休施設に
整備する方針等も考えられるというふうに我々のほうでは考えております。ただ、どこか1か
所に今絞り込めている状況ではございません。利用する市民の利便性等を考慮し、市街地を中
心に、より市内中心に近いところで整備できればと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。明確には絞り切れてないのが確かに現状だと思います。
市街地に確かに近いほうがいいとは思いますが、なかなか児童館等をやったときも、駐
車場とかの問題、もしかしたら出てくるかもしれません。また、旧中医学に関しましても、駐
車場がという問題がある中で、仮に旧中医学のほうで考えますと、下田公園あります。暑い日
で、前回答弁あったかと思いますが、遊具が高熱になって遊べない日に、旧中医学を利用でき
るという側面もあるかと思いますが、クーリングシェルター的な扱いということで、旧中医学
研究所、あととまろつととかもありますので、包括的なところでメリットもあるのかなと思
いますが、子供たちだけで行けるように、すみません、仮の仮の仮の話ですけど、スクールバス
とか余っているバスとかで通わせて向こうに行かせるとか、そういった考えもできるんじや
ないかなと思いますが、すみません、現時点のお考えでいいので、もしよければご答弁いた
だきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 先ほど私のほうで答弁もさせていただいたとおり、利便性を
考慮し、市街地を中心により近いところというお話をさせていただいたところは、まさにど
ういった経路で子供たちがその施設に集まるかということを考慮したものでございました。可
能な限り、特別な交通手段を整備しないといけないような形というのは取らないような、利便
性を考慮した形で適地を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。お金も伴うことですので、それも含めて、この屋内公園

の整備というものはより検討を加速していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、屋内施設の整備に関する質問ですけれども、最後にどのような屋内公園が本市に適しているのかということについてお伺いをいたします。

担当課とも様々やり取りさせていただきました。令和6年6月議会でも私一般質問させていただきました。改めて本市の認識を確認したいと思います。

先ほど私も申し上げましたとおり、保護者からは民間の屋内公園は年齢別になっていない、危険性を感じたことがあるという話を聞いておりますし、私自身も多分2歳ぐらいのお子さんだったと思うんですけど、寝そべっているときに、小学生の子供が上をジャンプして、跳び越えているところを見たことあるんで、非常に危険だなと感じたことがございます。そう考えると、やはりある程度の年齢別に合わせたエリアやブースで遊べるような環境を整えることで、安心・安全に思い切り子供が遊べるような環境整備、年齢に応じた施設整備が必要と考えております。以前もこのようなご答弁、前向きなご答弁いただいたかと思いますが、改めて本市のご認識についてお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） どのような屋内公園かというご質問でございましたが、そもそもこの屋内公園のニーズにつきましては、夏季の高温下や雨天時にも安心して体を使った遊びができる場所が市内に欲しいという点にございましたので、まずはこのニーズを満たすことが最優先と考えております。その中で、親子連れの低年齢の児童から1人で遊べる小学生年代まで、どのような年齢の子供たちでも安心して利用できることを想定した場合には、年齢ごとに厳密な区分ではないですけれども、ある程度年齢ごとに利用区分を分ける必要もありまして、そうなりますと、一定の施設規模が必要となってくるかと考えるところでございます。

旧中医学研究所で整備する場合は、既設のプロジェクターを利用したデジタルコンテンツも導入したいという考えもございました。遊休施設を利用する場合、その施設の種類や規模、既設の設備によって細かな整備内容は変わり、場合によっては、整備のコンセプトそのものにも影響すると考えております。これらの要素を踏まえた上で、保護者も含めた利用者が、安心して利用でき、また本市が令和6年度に策定した子供の育成目標、いわゆるしまちるで目指す5つの姿が涵養できる体験ができる施設になればと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） ありがとうございます。非常に前向きなご答弁だったと思います。まさに安心・安全で、保護者も子供も安心・安全で思い切り体を動かせる屋内公園、こういったものが本市にとっても適していると思いますので、適地に関しましては、まだ絞り込めていない状況であるかと思いますが、先ほども申したとおり、保護者ニーズに対応すべく、

お金もかかることですので、いろいろな補助金等もあるかと思えますけれども、前向きに今後さらに進めていっていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

屋内公園の整備につきましては、以上とさせていただきます。

そして、これ最後の質問になります。子育て支援についてご質問をしていきたいと思えます。

私も議員にならせていただいて、私も一貫して取り組んでまいりましたのが、この四万十市での子育て支援の拡充でございます。本当に担当課とは、この議場の場でも、窓口対応でも、視察先でも、この4年間、一番私話したんじゃないかなと思えます。現役の子育て世代の生の声を届けることで、さらに子育てしやすい四万十市になるように、さらなる子育て支援策の推進につきまして最後にご質問をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、令和7年11月に行われました四万十市の子育てに関するアンケート調査の実施結果についてお伺いをいたします。

このアンケートについては、令和6年度に策定されたこども計画に示された子育て支援施策を計画的・効果的に実施していくことを目的としておりまして、取組内容に関する保護者の制度の認知状況や満足度などを把握するためのアンケート調査を実施するもので、調査対象は、4歳児及び小学校4年生の保護者であり、毎年実施していく予定との認識をしております。私個人の見解にはなりますけれども、私が議員になってからも取り組んだのが、初めての一般質問で取り上げた保育所の給食費の完全無償化による保護者の経済負担の軽減、こういったものをやっていただきましたし、一般質問でもしつこく取り上げたんですけれども、子育て支援団体の活動を支える補助金であります四万十市子育て支援団体活動促進補助金、これも210万円から350万円に増額をしていただきました。このことで、四万十市内で行われている子育てイベント、これかなり充実したものになったと思っておりますし、そのほかの議員の方からも、子育て支援に関するご提案を含めると、この4年間で本市の子育て支援ってかなり右肩上がりなんじゃないかなと感じておりました。

そこで、先ほどの実施されたアンケートですが、本年1月に公表されておりましたので、私のほうで拝見させていただきました。その調査項目の中で、四万十市の子育て支援の取組への満足度という調査項目がございまして、とても満足と答えたのが4歳児と小4でともに1.9%、まあまあ満足と答えたのが4歳児で22.3%、小学校4年で23.1%とほぼ同じ、普通と答えたのが4歳児で58.0%、小4が58.3%とここもほぼ同じ、まあまあ不満と答えたのが4歳児で11.5%、小学校4年生で10.9%、すごく不満と答えたのが4歳児と小学校4年生でともに3.8%、無回答が4歳児で2.5%、小学校4年生で2.6%と記載がございました。対象年齢が違いますけれども、4歳児を持つ保護者と小学校4年生を持つ保護者の調査結果に大きな違いはなかったのかなと思うんですけれども、普通以上を含めると、おおむね肯定的に捉えてくれ

ているものとは思いますが、とても満足というところよりもすごく不満というほうがちょっと多いということで、少しそのあたりが気になったところでございます。

この調査結果を受けまして、担当課としてはどのような分析をされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、担当課としての分析のほうについてお答えをさせていただきます。

市では、四万十市子ども計画の進捗管理と子育て施策の満足度、ニーズ把握を目的に、先ほど議員からおっしゃられたとおり、4歳児と小4保護者を対象にアンケートを実施しているところでございます。

この回答率につきましては、調査票・オンライン回答双方合わせまして4歳児の保護者からは対象者の69%に当たる136件、小4保護者からは対象者の62.8%に当たる157件から回答をいただき、この手のアンケートでは、6割を超えるという回答率はそれなりの高い数値というふうに認識しているところでございます。

調査の中で先ほど川村議員からおっしゃられたとおり、本市の子育て支援への取組の満足度を質問させていただいておりますが、令和4年度に実施した前回調査結果と比較したところ、小学校4年生保護者については、満足度が向上したというふうに見てとれると思います。

一方、4歳児の保護者においては、普通と回答した方の割合が減少する一方、とても満足、またはまあまあ満足と回答をした方の割合が、合計で30.9%と3.2ポイント増加、またまあまあ不満、またはすごく不満と回答した割合が19.8%と前回より6.7%増加しております。満足度・不満度双方が高くなり、中間評価層が減少するという評価の二極化が進んだ結果となっております。これは、全ての支援策を一度にはなかなか実施できない中、優先順位をつけてできる事業から取り組んでいった結果、実施済みの支援内容でニーズが満たされた方と引き続きニーズが満たされない方の双方の不満・満足が反映された結果というふうに考えているところでございます。

この結果を踏まえ、子育て支援策の満足度を向上させるには、特に不満と回答した層に着目して、取組の優先順位を検討する必要があると考えました。同アンケートにつきましては、要望を図る質問項目として、問15に、利用している保育・教育施設で改善してほしいこと、それから問16に、本市で実施してほしい取組、この2項目を設置していますが、この2項目について、ホームページ上で公開した回答結果とは別に、不満層の回答を抽出したクロス集計を我々のほうで行っております。

回答結果としましては、問15、保育施設等で改善してほしいことにおいては、回答全体では一番多かった項目は特になし、2位が病児保育、看護師の配置、3位が保育士等職員の増員でございましたが、不満層ではこれが順位が変わりまして、1番が病児保育の実施、2位が施設

の建て替え、改修、3位が土曜午後保育の実施ということになっております。土曜午後保育につきましては、既に4保育所で実施をしておりますが、恐らく実施をしてないところでの要望というのが、不満層から寄せられているものと想定されます。

また、問16、本市で実施してほしい取組におきましては、回答全体では、1位が病児保育施設の新設、2位が屋内遊戯施設の新設、3位が子連れで利用しやすい飲食店の推進でございましたが、こちらも不満層では順位が変わりまして、1位が屋内遊戯施設の新設、2位が病児保育施設の新設、3位が出産祝い金となっております。回答全体では6位であった出産祝い金が3位となったことから、不満層においては、経済的な支援を求めることが多いということが推察されるところでございます。

以上のとおり、子育て中の保護者全体と不満回答層では、求めているサービスに差異があることが分析により明らかになってまいりました。市としては、これらの分析結果もニーズとして受け止め、今後の子育て支援策の検討に活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 大変詳しくご答弁いただきました。頭の整理が正直追いついていないところがあるんですけども、端々分かりました。今出てきた病児保育、土曜午後保育、これやっているというのは知ってますけれども、保育所の改修、先ほど子連れでの飲食店、これ次質問しますけど、いろいろと不満層と満足度のところでいろいろと違うというところが、そこだけは今頭入りしましたので、またそのあたり私自身も確認のほうをしていきたいと思っております。詳細なご答弁ありがとうございました。後ほど議事録確認させていただきます。

それでは次に、先ほど課長からもありましたが、子連れでも利用しやすい飲食店の推進の取組状況と今後についてお伺いをしたいと思います。

これ先ほども課長からありましたけど、3番目に高い保護者ニーズのものであったかと思っております。これ私自身もやはり経験しておりますし、子供を育てたことがある方は皆経験されているかと思っておりますが、特に本当に小さい子供を連れている家庭においては、外食で利用するお店の選定というのが非常に困ることがあります。独身時代とか子供がいないときには、何げなく入っていた飲食店でも、特に子供が小さい時期でありますと、ベビーカーで入っていいのかとか、周りに迷惑かけないのかとか、子供の椅子があるのかとか、座敷じゃないと困るだとか、そういったそもそも子連れで入っても大丈夫なのかなということを考えたことがあるかと思っております。今便利な世界ですので、ネットで検索しても出てくるんですけども、ネットで四万十市スペース子連れスペース食事と調べました。とある某民間のグルメサイトが、四万十市で子連れオーケーの人気店とか、子供可、四万十市でお勧めのグルメ情報をご紹介というのが出てきて、クリックして中身見ました。四万十市以外の店がたくさん出てくるんですね。明らかに子

供連れには向かない店が表示されたり、飲食店ではなく、地元の某スーパーが表示されたり、誤情報が非常に多く、中には閉店する店があったりと、情報が全然アップデートできていないのが現状だと思います。先ほど課長からもありましたけれども、保護者からの意見として、この子連れでも利用しやすい飲食店の推進というところは、アンケート結果からでもたしか4歳児世代が27.2%、病児保育が1番で、その次が屋内遊戯施設の新設なんですけど、やっぱり3番目です。先ほども屋内公園の整備につきましては、一般質問させていただきましたけれども、病児保育、今回取り扱いませんが、この子連れでも利用しやすい飲食店の推進というのは、それほど屋内公園とかに比べれば大きな財源もかからないものだと考えます。この取組を推進していくことで、これ市内だけではないんですけれども、市外から訪れる子供を持つ家庭の方が、しっかりと四万十市内で食事をしていただくというメリットにもなろうかと思っておりますので、民間企業、飲食店になりますけれども、これしっかり連携をして、この子連れでも利用しやすい飲食店の推進というものを本市としても情報発信していただきたいと思うんですが、現状の取組状況等今後の対応につきましてお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 現状と今後の対応について答弁をさせていただきたいと思っております。

子連れで利用しやすい飲食店の推進につきましては、アンケートにおいても要望が高いものでございます。子供を連れて飲食店を利用する際には、個室やおむつ替えスペースの有無、それから粉ミルク用のお湯の提供サービスといった情報、こういったものがニーズが高いというふうに認識をしております。また、このほかにも、先ほどおっしゃられた座敷があるかないかとか、もちろんベビーカーで入れるか入れないか、バリアフリーの観点とも共通するような部分があるかというふうに思います。

これまでこういった子育て世帯向けの飲食店情報の発信につきましては、何をもって子育て世帯向けと言えるかというような尺度やまた公平性の観点から、個別店舗の情報発信は、市としては行えておりません。

一方で、高知県の補助金であります高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金については、市のホームページ上で周知を行っております。この補助事業でございますが、この補助事業は、店舗のほうの子育て応援に必要な備品の購入とか店舗・施設改修に係る経費に対する補助金となっております。高知県からこうち子育て応援の店の登録を受けていれば、3分の2の補助率で上限10万円の補助を受けることができまして、プレミアムこうち子育て応援の店の登録を受けていれば、今度補助率10分の10で上限額20万円の補助を受けることができるものとなっております。この補助の活用によりまして、市内に子育て世帯が利用しやすいお店が増えればと考えているところでございます。

なお、このこうち子育て応援の店につきましては、高知県子育て応援パスポートアプリおで

かけるんだパスのサイト上で登録店舗を検索可能となっております、このことにつきましては、令和5年1月には、本市子育て応援SNSにおいて、当時の登録店情報を発信させていただいておりますが、現在登録店舗情報も更新されてきておりますし、我々の子育て応援SNSにつきましても、フォロワー数が1,000人を突破するというので、かなり周知が高まってきておりますので、再度SNSのほうでこういった登録店舗の情報を発信させていただき、以降は定期的なこの登録店舗情報の発信ができればと考えているところでございます。こういったところで、先ほども申し上げましたが、子育て世帯が利用しやすい店が市内に増えてくればと考えるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） ありがとうございます。今SNSで情報を取る保護者、非常に多いかと思っておりますので、そういった情報発信は、今後継続的にやっていただきたいと思っております。私も県外に旅行に行ったときに、せっかくの旅行先なので、チェーン店で食べるのはどうなのかなと思ったので、観光協会とかに問合せして聞いたりしたこともありますので、そういった情報発信があれば、子育て世代も使いやすい飲食店、行けると思っております。しっかりと四万十市に来てもらう、一人でもしっかりと四万十市内で食事をしていただくという面もメリットはあるかと思っておりますので、そのあたりの情報発信を引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後の質問とさせていただきます。

本市としまして、今後力を入れていきたい優先順位が高い子育て支援策についてお伺いをいたしたいと思っております。

先ほどアンケートの調査結果で、かなり満足層と不満足層のアンマッチとございますか、そういったところですごく難しい問題かと思っておりますが、率直にご意見をいただければと思っております。

私も先ほどのアンケートの調査結果だけじゃなくて、私も実際に耳に入ってくる保護者の声、さらにさっきのアンケート調査結果、こういったことを整理しながらご質問をしたいと思っております。やはりその保護者から、私が聞く限りでは、やはり病児保育と屋内公園、先ほどのアンケート結果からもありますけれども、これがすごく高い傾向があるのではないかなと個人的に思っております。普通と答えている人もかなりいますので、こういったことを進めると、普通がまあまあ満足、満足につながっていくものかと思っておりますので、そういった面でも進めていただきたいと思っておりますけれども、やはり特にこの地方、人口減少、都市部への流出というところで歯止めがかからない状況の中で、事業の成り手不足ですとか地域の伝統行事の担い手不足が課題という中で、やはり若い人が定住して、高齢者の方を支えていく好循環というところを生み出すことが必要ですので、子育て支援もさらに本市としても力を入れていただきたいと思っております。先ほど松浦議員のご質問からもありましたけれども、子ども議会、9人中7名の方が本市にいずれ戻ってきたいという声も聞いております。働く場も確かにあろうかと

思いますけれども、そういった方がしっかりと子育てできる環境整備というものを進めていきたいと思えます。私保護者としても、一度は進学をする際に都会に出ることはどうしてもあるかと思えます。これを否定できる多分保護者はほとんどいないと思えます。私も当然否定できませんし、先ほども申しましたが、働く場というところの課題もあるのかもしれませんが、やはり今の現役世代の保護者が、しっかりと子育てができる環境、これ地域の関わりとかも当然含まれていると思えますけれども、この子育てしている親が、四万十市はしっかりとした子育てができる環境であるということをお子に伝えるといえますか、子供にも実感していただくことが大切だと思えますし、一回都会に出ていっても、やはり四万十市はいいところだ、子育てもしやすいんだというところを伝えていただいて、いずれは地元に戻ってきて、結婚して子育てをしてもらうような、そういった好循環を引き続き継続した努力が僕必要だと思えます。この四万十市に、本当に子育て支援、かなり力を入れてきていると思えます。今後、さらに加速して行ってほしいという思いで質問しているわけですが思えますけれども、本市としまして、今後力を入れていきたい、優先順位が高い子育て支援策は、どのようなものをお考えなのか、その点についてお伺いをしたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。お答えさせていただきます。

今後、力を入れていきたいというところですが、先ほどアンケートの結果もあります。そういった中で、継続して向上を目指していくということが必要であるというふうにお考えしております。現時点では、普通と答えた方も含めると、大変低いという状況にはないというふうには感じておりますけれども、こういった背景には、平成30年度から子育て支援課を設置して、土曜午後保育の充実、また保育給食の無償化、一時預かりの事業実施、ファミサポセンターの設置、また乳児等医療費の補助、高校生年代への拡充と、様々な事業を取り組んできた結果によるものとお考えます。この経過も踏まえ、今先ほどからずっと出ておりますけれども、現在未実施でニーズの高い病児保育の充実、それから屋内遊戯施設の設置等につきまして、財源や今までは関係機関との調整の中で難しかったというふうにお考え思いますが、引き続きこれを実施していくということを進めていきたいというふうにお考えおとところではございます。ただ、なかなか先ほども言ったように、これすぐできるというものではない部分もございますので、こういったこと以外で、例えば子育て支援において一定の効果を見込むことができる中で、財源等々が調整がつくようなものにつきましては、随時速やかに行いながらやっていきたいというふうにお考え思っております。令和8年度には、学童保育における長期休暇中の昼食提供に関する実証実験ということで、こういったことも試すような計画をしておとところでございます。先ほど所管課長からのアンケート分析の報告にもありましたけれども、不満回答層の意向調査等も踏まえながら、子育て支援に対する保護者の満足度向上につながるように、優先順位を検討の上、子育て支援の拡充にも保護者共通の悩みである子供の幸福につなげてま

いりたいというふうに思います。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） ありがとうございます。やはり、いろいろなことをやっていただいたというのを改めて実感をいたしました。屋内遊戯施設も一定検討も入っていただいておりますし、病児保育というところもあろうかと思えます。先ほど市長からもありました学童の長期休暇中のお弁当の提供ということも、私と前田議員も含めてご提案させていただいて、来年度からやっていただくということは、保護者からありがたいというお話も聞いておりますので、ぜひともやっていただきたいと思えます。

すみません、病児保育にフォーカス、一旦させていただきます。

これ四万十市のほうでも、ファミリーサポートセンターのほうで、病児保育というのをやられていると思いますが、保護者がそもそもそのことを知らないのか、よく分からないんですけども、保護者が求めているものと少しずれがあるのか、よく分からないところもあるんですが、今の家庭は、共働きというのが当たり前で、特に乳幼児期、突発的に熱が出る時があるんですが、私の息子も急に元気だったのが、いきなり40℃の発熱して、その際、妻に休んでいただいていたんですけども、今妻も会社が少しの熱ならということで、会社で面倒見てもらえるような施設にしているところではありますけれども、やはりよりもしかしたら柔軟な対応というところが、保護者の率直な意見のような感じがしますけれども、この病児保育を実施するに当たって、保護者のニーズ等もまだそこまで深掘りできてないのかもしれませんが、保護者が求めているような病児保育というのをやる課題認識みたいな、そのあたりは分析とかをされていけばご答弁をいただきたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 病児保育事業における課題認識でございますが、現在のところ、議員おっしゃられたとおり、四万十市におきましては、ファミリーサポートセンターにおける病後児の預かりであったり、民間保育施設において、看護師を配置して、病児保育を行っている保育所もございます。

こういった状況にありながら、病児保育を求める声が一定数あるということにつきましては、現在のサービスに対して一定の使いにくさ、こういったものを感じられているというふうにご考えているところでございますが、ファミリーサポートセンターにおきましては、当然、病気になる前の段階で、事前に利用会員としての登録が必要であるということであったり、また民間保育所における看護師配置事業におきましても、当該保育所の子供でないとそれを利用することができないということで、なかなか病気になったとき、なった後に、全保護者、子供がその利用を試みることができないという状況が今回の要望の多さにつながっているものと考え

ております。

したがいまして、今回、病児保育に取り組む、検討していくということになりますと、当然そういった形で利用できない方が今後利用できるようになるような形を考えていかねばなりません。過去には、医療機関に保育士を配置する形の検討を行ったところもありましたが、これまでは医療機関との調整が不調に終わりました、なかなか実施にまでは至っておりません。今後はこういったところも我々のほうから調整をしながら、実現に向けた取組を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 十分な検討も行った上で、課題等も整理されているように感じました。この子育て支援、この4年間ですごく加速したと思いますし、保護者が求めているニーズに対しましても、ひたむきに前向きな検討をしていただいているように感じました。すごく難しい問題、あるかと思いますが、この子育て支援のさらなる拡充に向けて、担当課としまして、四万十市としまして、より継続的に実施をしていって、誰もが若者が定住できて、高齢者を支えるような子育て支援、そういったものをさらに進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私もこの4年間でいろいろな本市のことを学ばせていただきました。本当に執行部の皆様にはお世話になりました。ありがとうございます。これにて私の今期最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で川村真生議員の質問を終わります。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 議員番号3番、公明党の澤良宜由美でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、暮らしを守る取組についてお伺いをいたします。

エネルギーや食料品など、物価高騰は家庭への影響は大きく、市民の方からも様々な物の値段が高くなっており、本当に家計が厳しいとお声も多く伺っております。

そのような中、本市では、物価高騰による家計の負担を軽減する目的のために、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して、市民全体に1人5,000円の給付を決定いたしました。3月の広報紙や既に通知案内も各家庭のほうに届いておりますので、この給付金1人

5,000円のことは、多くの市民の方が周知しているかと思えます。

そこで、確認の意味にはなりますが、今回の市民生活応援給付金の趣旨や給付金をもらえるまでの流れについてご答弁をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） お答えします。

この5,000円の給付金の趣旨ということでしたけれども、国の交付金の概要も含めてご回答させていただきたいと思えます。

まず、今回のこの国の交付金でございますけれども、生活者支援と事業者支援の2つの支援を事業対象としておりまして、各自治体の実情に合わせて、必要な支援をきめ細やかに実施できるものとなっております。また、今回、新たに生活者支援として、食料品の物価高騰に対する特別加算分といったものが推奨事業メニューとして示されました。本市へのこの国の交付金の交付限度額ですけれども、全体で5億855万4,000円ございまして、この全体額のうち、先ほど申しました食料品の物価高騰に対する特別加算分、これはこういった対象事業を実施することで交付される特別加算分ということにはなりますけれども、その分が1億3,629万円となっております。こういった国の交付金の制度の中で、本市におきましては、生活者支援と併せまして、この生活支援は、先ほど申しました特別加算分の活用も含めた生活者支援ということになりますけれども、その生活者支援と合わせて、各種産業や医療・福祉・介護事業者など、様々な分野の事業者支援についても幅広く実施するということとしまして、全体事業の組立てを行ったところでございます。食料品の物価高騰に対する特別加算における取組におきましては、国においては、プレミアム商品券でありますとかおこめ券などが例示されているところでございますけれども、物価高騰の影響が全市民に及んでいる現状を踏まえまして、可能な限り早期の支援、そういったものができる手法について検討をまいりましたが、その結果、令和7年度中にさきの臨時議会で先行して物価高騰対策市民生活応援給付金1億6,472万6,000円の事業化を図ったところでございます。その他の事業につきましては、約3億5,000万円の交付金充当可能額の残額を活用しまして、令和8年度の当初予算として、議案を提出している状況でございます。

また、この交付金の今後の給付の流れ等でございますけれども、令和8年2月1日を基準日としまして、本市に住民登録のある全市民を対象に、1人当たり5,000円の現金を給付するものでございます。既に議員からもございましたけれども、2月下旬に振込指定口座の確認文書というものを発送しておりまして、3月12日の期限までに振込口座の確認が取れた世帯につきましては、3月26日から給付を開始する予定としておりまして、その後につきましても、順次給付をしていくということとしております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■ 3 番（澤良宜由美） ありがとうございます。今回、1人5,000円の支給については、市民の方の関心も非常に高く、本当に様々なお声のほうをいただきました。ちょっと例で言わせていただきますと、家族4人なので、計2万円もらえるのはありがたいといううれしいお声の反面、ほかの市や町では、四万十市より多くもらえるところもあるのに、四万十市は1人5,000円のみ。おかしいではないかと。なぜ四万十市は5,000円なのか、理由を明確にしてほしい。また、幡多地域で格差があるのはおかしい。公平にすべきではないか。5,000円で何ができるのかなど、本当に多くのお怒りとか疑問のお声もいただきました。また、山下市長や市役所のほうにも、様々な市民の声が届いているのではないかと思います。確かに、限りある財源での事業であり、また今回給付金、1人5,000円以外にも山下市長が行いたい物価高に対して、市民の暮らしの生活、また事業者を守るための施策も様々な考えられているかとは思いますが、市民の方が今回の給付金1人5,000円、なぜ5,000円だったのかの経緯も踏まえまして、山下市長が考える今回の物価高騰対策の様々な支援事業に込めた思い、また市民の方に対しての説明も踏まえましてお聞かせをお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。私のほうも様々なご意見をいただいております。

まず、前提としてご理解いただきたいところは、この臨時交付金なんですけれども、国民1人当たり一律で国から配分されているというものではないということでございます。近隣自治体において、1人当たり例えば2万円というような給付を行う事例もあることも承知しておりますけれども、本市で同額の給付を行うとなりますと、人口約3万1,000人おりますので、約6億2,000万円ぐらいが必要になるというところでございます。先ほど課長のほうからありましたけれども、約5億500万円程度の交付金の限度額という中で6億2,000万円という数字に関しましては、この交付金で賄うのは難しいという現状がまずございます。

そういった中で、今回私としまして、限られた財源で生活者支援として現金5,000円給付とそれから3か月の水道料金の減免というのをセットで考えさせていただきました。1月の臨時議会で、この現金給付分を先行してご審議いただいたというのは、物価高騰に直面する市民の皆様に対しまして、一刻でも早く支援を届けるということを最優先とさせていただいたんですけれども、結果として、報道等において、全体像というのが不十分な形で伝わったということもありまして、これに関しましては、議員の皆様、また職員の皆様、そして何より市民の皆様に対しましてご心配をおかけしてしまったという部分に関しましては、私も真摯に受け止めているところでございます。

この水道料金の減免というのをセットという形にさせていただいたのには、私の事業者支援という思いもございまして、事業者支援も併せてやりたいというのは、人口減少、それから物価高騰という中で、市民の雇用の場でもあり、また憩いの場でもある、そういった飲食店等々

事業所も厳しい状況が続いておるといふふうにお聞きをしております。そういった中で、特に飲食店等々は、観光産業とかそういったところにも深く関連をしているということもありますので、そういったことを考えますと、これらの場所が失われてしまうと、四万十市全体の経済であるとか産業の衰退、そういったところにもつながっていくということを考えまして、十分ではないということは重々承知しているんですけれども、事業者には不可欠なインフラ、こういったものを支援することで、地域のお店の事業継続の一助としていただきたいという思いでこのような形にさせていただいております。

また、水道料金というところにつきましても、ご意見もいただくんですけれども、これは電気代とかガス代であれば、どうしても申請をしてもらわないと支援ができないというところではございますが、水道料金であれば、市のほうで減免を直接行うことが可能になってまいりますので、申請手続きをしないことで、高齢者であるとか、事業者さんの負担を少しでも減らす、またいち早く支援を届けられるということもあまして、水道料金の減免をセットにすることで、生活者支援とまた併せて事業者支援を一緒にしたというところがございます。

また、先ほど言いましたように、臨時交付金の残りにつきましては、今議会に上程をさせていただいてますけれども、昨年度から引き続き学校給食費の高騰分に対する負担の軽減であるとか、またエネルギー価格の高騰に対する本市の介護事業者さん、中小企業者さん、また新たに医療事業者さんというところに対しても幅広く支援を行うというところで生活者支援と併せてこのような形にさせていただいたところがございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。先ほど市長のほうの物価高騰に対する事業の思いのほうも聞かせていただきました。今回5,000円が正しかったのか、正しくなかったのかも今となつてはそういう問題ではなく、要は市民の方がなぜ5,000円なのかという理由すら分からなかったというのに対しても怒りを覚えております。結構今市長のほうが発信していただきましたので、やはりこういう発信は、市民の方にも知らせていただきたい、知りたいという権利があると思いますので、ぜひまたこれからもその物価高騰対策の事業を進めるに当たりまして、市民の方に発信する努力をぜひお願いしたいと思います。この件は、また大西議員のほうがしますので、私はこれで終わりたいと思います。

では次に、家庭用LED照明器具買換え促進事業についてお伺いをいたします。

エネルギー価格の軽減対策として、令和7年度は、省エネ家電製品等買換え促進事業を実施しておりました。これは、家庭用LED照明器具を含む10商品の省エネ家電を対象としており、事業自体も大変好評であったとお伺いをしております。そして、来年度、令和8年度からは、今回の家庭用LED照明器具買換え促進事業、LED照明器具のみの支援事業を展開することですが、まず初めにこの事業内容とこの事業をするに当たり経緯等ご答弁お願いをい

たします。

■議長（宮崎 努） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

議員ご質問の当該事業につきましては、令和8年度の当初予算として、今議会で提案させていただいているところでございますが、こちらも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、市民への補助を計画しているものでございます。

事業の目的といたしましては、先ほど議員のご説明にありましたが、エネルギー価格高騰等の物価高騰の影響を受ける市民の家計負担を軽減を図るため、またエネルギー消費性能の優れたLED照明器具への買換えを促進し、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化対策の推進をするとともに、家庭におけます電気料金の負担軽減による生活者支援を図るものでございます。

実施の背景でございますが、水銀を使用する製品の規制というものが、令和9年12月末までに従来の蛍光灯になるんですが、蛍光灯の製造・輸入・輸出といったものが段階的に廃止されるということでございます。蛍光灯からLED照明の買換えの需要というものは、今後増加することを見据えまして、その支援を事前に行うものでございます。

事業の内容も少し説明させていただきますと、まず実施期間、受付期間にはなるんですが、今後市民、また市内の家電量販店や電気工事店などへの周知期間を挟みまして、令和8年4月20日から環境生活課並びに地域企画課におきまして、申請の受付のほうを開始いたしまして、令和9年1月末の終了を予定しているところでございます。ただ、受付期間中でありまして、予算の枠の上限に達した場合は、その時点で受付のほうを終了させていただく予定でございます。

また、補助金の額とか上限でございますが、LED照明の器具、製品の購入金額の3分の1を補助するものでございます。買い換えるLED照明の台数には制限はございませんが、補助金の上限につきましては、1世帯当たり5万円としておりますので、例えば住居の照明全てを替えられると。合計金額が15万円を超えた場合でも、上限がございますので、上限5万円までという形になります。

なお、申請の要件でございますが、これにつきましては、本年度実施しています省エネ家電同様でして、LED照明設置につきましては、家庭用であること、それから蛍光灯からLEDの買換えであることで省エネ性能の向上を図れるということですね。それから、取付工事や配送料、あと保証料など、こういったものは対象外とさせていただいております。あと市内の店舗、事業所から購入することとあともちろん税の滞納がないとかそういった形で要件のほうは付させていただいております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■ 3 番（澤良宜由美） ありがとうございます。大体の事業内容のほうは理解をいたしました。

それでは、次の質問になりますが、高齢者や情報弱者に配慮した周知の仕方について質問をいたします。

この今回の事業、先ほど課長のほうから丁寧に答弁のほうございましたが、蛍光灯の製造中止等に伴い、LEDに移行する準備段階の一つとしての事業を行うことになるかと思えます。先ほど1世帯でも何か所も替えないといけない場合も発生するとも課長のほうからも言われましたが、そのような中で、高齢者や情報弱者と言われる方の中には、蛍光灯の製造中止を知らない方やLED照明器具に変更したほうが、結果的に電気料金が安くなるということを知らない方というのもしらるのも事実です。そのような高齢者や情報弱者の方に対して、今回この事業を公平に活用していただくためにも、幅広い形での広報・周知の仕方というのとも考えるべきではないかと思えます。広報紙やホームページはもとより、地域や地区の方の力も借りるなどして、何らかの配慮をしないとイケない人たちに対しての周知の仕方、また取組などをしていただければという思いで質問をさせていただきます。ご答弁をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

補助制度の周知につきましては、今ご説明いただきましたとおり、広報紙での周知を併せまして、市のホームページの掲載というのも行います。あわせて、LED照明の買換えを取り扱います市内の家電量販店や電気工事店などに制度の周知のポスターといったものを配布させていただき予定にしております。

また、市民の目につきやすい市内の公共施設へのポスターの掲示でありましたり、またスーパーやコンビニ、そういったところにもポスターの掲示を依頼させていただき予定にしております。できる限り周知のほうには努めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■ 3 番（澤良宜由美） ありがとうございます。ポスターを含め、スーパーとかコンビニ等にもこの事業の内容を貼って告知していただけるということで、ぜひよろしく願いいたします。本当にこの事業が、必要な方にちゃんと届く仕組みづくりというのをぜひやっていただければと思います。

では、次の質問になります。

この質問も高齢者や情報弱者の方に対する取組の一環として質問をさせていただきます。

蛍光灯器具からLED照明器具に変更する際、家に取り付けられている既存の照明器具にそのまま取り付けることができるLEDランプも販売のほうされておりますが、場合によっては、電気工事が必要な器具も存在をいたします。専門的なことは、電器店でないと分からない

ですし、またそのLED照明器具を販売する電器店、また量販店でもある程度は各LED器具に対してこのLEDは工事が要る、要らないという説明のほうも記載のほうはされております。しかし、ある一定数、照明器具の工事に関するトラブルが発生しているという報告もございます。本来、工事をしなくてもいい照明器具であったが、工事事業者に言われるがままに工事をし、余分な費用を払ってしまったという事例もあると聞いております。経済産業省も、LED化に伴い、様々なトラブルを未然に防ぐ施策として、先ほど言われましたチラシ、また動画、SNS等を活用し、トラブル防止を啓発をしております。今回本市でも、家庭用LED照明器具買換え促進事業を開始するに当たり、利用者と電器店・工事店等でトラブルを未然に防ぐこともこの事業と一緒にやっていく意味があるのではないかと思います、どのような取組、また広報・周知をしていかれるのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

照明器具買換えに関わりますトラブルの事前防止でございますが、まず蛍光灯の製造中止自体がなることであったり、LED照明の交換のタイミングであったり、あと家庭の照明取付け器具の状況によっては、取付工事が必要な場合、不要な場合というのがご存じない市民の方もおられるかと思います。国におきましても、これからの蛍光灯製造中止に向けて、様々な方法で国民への周知というのはされていくことと思いますが、市では広報4月号に掲載する補助制度の周知に併せまして、蛍光灯からLED照明の切替えに関する注意事項のほうも記載するようにしております。広報紙の紙面上ではお伝えできる情報量に限りがございますので、今後も国からの情報発信の状況も踏まえながら、必要な情報を市民へ発信していくよう努めてまいりたいと思います。

また、市内家庭量販店等に本市の補助制度の周知と併せまして、買換えに来られた市民に丁寧な相談対応をしていただくよう依頼させていただきたいと思っております。

なお、製品購入に関するトラブル等もしございましたら、幡多広域消費生活センターにて電話・来所・文書等にて無料相談を行っております。トラブル前であっても、少し不安がございましたら、対応するようにできておりますので、またご相談をいただけたらと思います。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。ぜひ様々な対策を取っていただければと思います。今回のLED照明器具の買換え事業は、それこそ市長が言われてます物価高騰対策の取組の一つですので、ぜひ市民の方が使いやすく、分かりやすく、公平に活用できるよう、またこういう事業を行う側として、知らせる努力、知っていただく努力というのを惜しまず取り組んでいただければと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

では次に、防災・減災対策についてお伺いをいたします。

今回は福祉の視点から質問をさせていただきます。

まず初めに、福祉避難所の現状と課題についてお伺いします。

南海トラフ並みの大規模災害や近年の豪雨災害、自然災害に備え、様々な災害対策を講じていくということは、行政・地域・市民において大変重要な課題であると思います。

その一つである避難所生活についてですが、一般避難所での生活を続けることが難しい特別な配慮を必要とする人、高齢者・障害者が、2次的な避難所として利用できるものに福祉避難所があります。令和6年6月議会で、本市の福祉避難所の施設数やその対象者数について質問をさせていただきました。その際、課長答弁の中で、市内には高齢者対象の福祉避難所が6か所、障害者対象の福祉避難所が3か所あり、受入れ総数は高齢者対象が212名、障害者対象が106名、計318名の受入れ体制で介助人も含んだ人数となっているとの答弁でございました。

そこでまず初めに、令和6年6月の質問以降、福祉避難所の施設数及び対象者数の変動はあったのか、前回と変わりはないのか、ご答弁をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 令和6年6月議会質問後、福祉避難所の施設数やその対象者数の変動につきましては、令和6年6月議会の答弁後、施設数や対象者数に変動はございません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。変動がないということで承知をいたしました。すみません、ここで福祉避難所の対象者の登録者数、避難行動要支援者名簿の現在の人数はお分かりになりますでしょうか。もし分かるようでしたらご答弁をお願いします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 個別避難計画の作成者数は、1月31日現在で528名でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。前は506名ということでしたので、若干増えているということで確認をいたしました。

すみません、ちょっとここで数での確認をさせていただきたいんですが、前回令和6年の質問で、南海トラフ大地震のような大きな災害が起こった場合、福祉避難所に入り切れない方が発生した場合、本市ではどのような対応を取るのかという質問に対しまして、課長答弁の中で、避難所へ避難する割合は、全人口の15%と想定している。これを基に福祉避難所に避難する人数として、本市の個別避難計画がある、今回528名ということでしたので、そのうちの15%となる、単純に計算しましたら75から80人ぐらいになるのかなと思うんですが、それにプラス1人の介助人を入れたら160から170ぐらいの人数になるのかなとは思いますが、今回福

福祉避難所合わせて318名受け入れる中の15%ですので、160から170、要は大方半分以上は空いているという認識でよろしいでしょうか。その計算の仕方でよろしいでしょうか、ご確認をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 改めまして、計算式につきましてご説明させていただきます。

平成24年度高知県南海トラフ地震被害者想定によりますと、四万十市の避難者数は、全人口の15%と想定されており、個別避難計画がある方528名のうち、15%の方が避難すると仮定しますと約80名、介助者を含め、約160名が避難されるというふうに想定しております。受入れ総数は318名ですので、避難される方の約倍、用意できているということで、現在は充足しているものと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。じゃあ数に対して今答弁いただきました。十分足りているということで理解をいたしました。

それで、次の質問に入りますが、先ほどと同じ質問の令和6年の質問で、福祉避難所に入り切れない方が発生した場合、本市での対応についてという質問に対しまして、課長答弁の中で、福祉施設自体が被害に遭う場合もある、また避難所の職員の態勢が整わない場合もあり、開けないこともある。また、個別避難計画の有無にかかわらず、一般避難所の配慮者スペースの対応が難しいケースもあると、様々ないろんなケースを想定する必要もあると言われておりますので、今後福祉避難所を増やしていくことも検討しなければならないと考えるという答弁もいただいております。確かに、大規模災害の際は、本当に想定外、この15%で考えると、半数以上の方が入れるようにはなっていないんですけど、様々な想定外のことを考えると、やはり取り組むべき案件ではないかと思えます。

これらのことを踏まえまして、今現在、何らかの検討等はされているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 令和6年6月議会答弁後の対応につきましてご答弁させていただきます。

現在行っている取組といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響で、長らくこの福祉避難所の運営訓練ができておりませんでしたので、昨年度から福祉避難所運営訓練を再開しております。令和6年度は、高齢者施設1か所、障害者施設1か所、今年度は高齢者施設2か所、障害者施設1か所で福祉避難所運営訓練を行っております。

このように、既に福祉避難所として指定、もしくは協定を締結している福祉施設と市が一緒

になって大規模災害を想定した運営訓練を実施し、実効性のある福祉避難所であることが重要であると考えております。

今後につきましては、これら訓練を繰り返し実施するとともに、福祉避難所の要件を満たす施設への働きかけも順次行ってまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。訓練等もされていて、様々な取組はされていらっしゃるということで承知をいたしました。本当に南海トラフ並みの地震が来た際は、想定外の事態というのは必ずやって来ると思いますので、そのような防衛策も必ず必須になってくるかと思えます。そのことを踏まえまして、最後の質問にはなりますが、本市が考える現状問題点、今後の取組や課題等がもしあるようでしたら、ご答弁をお願いしたいんですが。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 災害の規模が大きいほど、施設の被害が大きくなる、職員態勢が整わないなどで福祉避難所を開設すること自体が困難となる場合も想定されますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、運営訓練を繰り返し実施するとともに、福祉避難所の要件を満たす施設への働きかけを順次行ってまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。高齢者・障害者にとって、災害時の福祉避難所というのは、命や生活を守る場所でもありますので、また今後様々な危機回避施策を考えていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

母子・妊産婦・乳幼児等が安心して過ごせる避難所の取組についてお伺いをいたします。

避難所生活をするに当たり、高齢者・障害者の方と同様に、災害弱者として妊産婦・乳幼児へ配慮する必要もあるのではないかと思います。最近では、母子避難所の設置など配慮ある救護施設を構築する自治体やそのような動きも進みつつありますが、まだ多くの避難所では、医療及び保健の面からも課題は多いとされております。また、避難生活では、水分や食事が制限され、偏った食生活を強いられることもあり、この状況が長期化すると、様々な健康問題も生じると言われております。

そこで、質問になりますが、母子避難者に対して、本市の取組、避難スペース、食事、健康面などどのような対策をされているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） お答えいたします。

母子避難者に対する取組でございますけれども、現在は各避難所で作成しております避難所

運営マニュアルに基づいた運用となります。現在のマニュアルでは、妊産婦や乳幼児につきましては、避難所内の要配慮者スペースで受け入れることとなっております、一般避難者とは区分する運営としております。

一方、必要物資につきましては、県の備蓄方針に基づき、ローリングストックしながら、液体ミルクや粉ミルク、おむつや生理用品など、一定のニーズに対応できるよう努めているところでございます。

また、被災による直接的、または2次的な健康被害を最少化するためには、避難所のうち、特に母子避難者を含めた要配慮者への保健活動が重要でございまして、発災後に態勢が整えば、保健師等の支援チームが避難所を巡回し、健康状態の把握をはじめ、保健予防や生活環境改善など、状況に応じた支援を行うこととなります。

これらを含めまして、妊産婦や乳幼児等の特性に応じたスペースづくりをはじめ、現状として十分でないことも承知をしておりますので、今後も関係課と調整する中で、県の避難所における要配慮者支援ガイドなど、そういったものを参考にしながら、安心して過ごせる避難所となるよう、事前準備に努めてまいりたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。様々な母子避難者に対して、本市のほうでは取組をされているということで了解をいたしました。

では、次の質問ですが、福祉避難所での母子の受入れ体制についてお伺いをいたします。

福祉避難所で母子の受入れ体制は、福祉避難所自体が高齢者・障害者という位置づけで入られるという認識、位置づけだと思っております。今回、今のところ数的にも余裕があると言えはるものなのですが、様々な制約等というのものもあるのかと思います。今回、一般避難所がもし入れない場合、また重症化とか様々なリスクで母子避難の方が福祉避難所を使えるのか、できるのか、本市の考え方をお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） 要配慮者につきましては、議員先ほどおっしゃっていただきましたように、その特性に適した避難所環境が必要でございまして、現在は高齢者や障害者の民間福祉施設を福祉避難所に指定しているところからも、妊産婦・乳幼児等を受け入れる体制となっていないのが現状でございます。妊産婦・乳幼児等につきましては、授乳や子供の泣き声で気兼ねしない居場所の確保など、特別なニーズがございまして、全国的に見ましても、専用の避難所を整備しているのは、主要都市部の自治体に限られているというのが現状でございます。その上で、本市の母子避難者等の対応につきましては、まずは1次避難所となる一般避難所において、発災後の環境整備に努めていきたいというふうに考えております。

また、福祉避難所等の2次避難所とは別に、ホテルや旅館等とも協定を結んでございまして、現状で母子を含む要配慮者の受入れが可能な状況となっておりますので、議員ご指摘の一般避

難所での対応ができなくなった場合には、こうした施設の活用を含めて、関係機関と調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。様々な対策等も講じていただいております、承知いたしました。先ほど課長のほうからも言われましたが、赤ちゃんを連れた家族が、避難所生活で本当に子供が泣きやまず、仕方なく自宅避難、車中泊を選ぶというお話も実際にありましたので、ぜひ母子避難者、またその家族の方が、安心して避難生活を送れるよう、取組のほうもさらなる取組もお願いをしたいと思います。

それに踏まえまして、福祉避難所での受入れ体制も今後考えてはいただきたいんですが、それを踏まえまして、またさらなる今後の課題とか取組等がもしあるようでしたら、ご答弁をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） 先ほどご答弁をいたしましたように、母子避難者への備えという観点では、現状不足している部分があるかと考えておりますので、今後は例えば避難物資の観点では、お尻拭きや離乳食などの備蓄品の充実でありますとか、ソフト面では関係課との情報共有を強化をし、妊婦教室や新生児訪問の場で災害時に必要な個人備蓄を促すなど、平時からの啓発や準備が重要であるというふうに考えております。

また、訓練等を通じて、課題を検証し、避難所運営マニュアルを見直しながら、その解決に努めることで、安心して過ごせる避難所環境の実現を図っていきたいというふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

災害派遣医療チームDMATについてお伺いをいたします。

大きな地震発生後や自然災害時の際には、人の命に関わる重大事項が多く発生するとされております。東日本大震災、また能登半島地震では、様々な災害時に医療の立場から支援を行うDMATの存在がありました。

そこでまず初めに、DMATとはどういう組織なのか、その目的や活動内容についてご答弁をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

まず、DMATですけれども、平成7年の阪神・淡路大震災における教訓から、現場での適切な初期医療と被災者の迅速な搬送受入れ体制の整備が不可欠であるとの認識が広がりまし

て、大規模災害や事故発生時に被災地で活動する災害派遣医療チームとして発足したものでございます。

そして、このDMATですけれども、災害発生直後の急性期、おおむね48時間以内に活動を開始できる機動性を有し、現場での初期医療支援を専門的にを行うことを目的としております。そして、医師や看護師の医療従事者に加え、事務や調整役を含む多職種で編成され、専門的なトレーニングを受けた医療チームとして、大規模災害時において現場トリアージ、初期治療、搬送計画の立案、病院連携の調整などといった機能を担うこととなっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。被災者の命を守る専門チームであるということ承知をいたしました。

それでは次に、本市のDMATの状況についてお伺いをいたします。

本市の市民病院からも、何名かのDMAT隊員を有しているかと思えます。

そこで、本市のDMATやそのDMAT隊員の現状、またこれまでどのような取組等をされてきたのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

まず、県内の状況でございます。

高知DMAT指定医療機関には、20病院が指定されており、日本DMAT47チームが所属しているということになっております。

次に、四万十市の状況でございます。

高知DMAT指定医療機関は、市内では市民病院の1病院のみでございます。当院は、平成27年に指定を受けております。現在、当院では、日本DMAT隊員養成研修を受けております日本DMAT2チームを有しているという状況でございます。市内では唯一のDMATチームということになっております。

そして、当院は、四万十市災害時医療救護計画におきまして、災害時の救護病院に指定されております。四万十市の中心にある当院が、救護病院として機能を果たすために、DMATのような災害医療の専門チームを配置しているということは、大変重要で意義のあることであると思っております。

続いて、当院のDMATの活動についてでございます。

平時におきましては、災害医療をテーマとした研修会、南海トラフ巨大地震を想定した実務訓練へ積極的に参加してございまして、例えば幡多地域災害医療救護訓練をはじめ、各種の災害訓練に継続的に参加して、技能の習得向上、そして体制の充実強化を図っております。

災害時に県や市・関係機関との連携・協力が円滑に行われるように努めているところでござ

います。

また、災害訓練におきましては、これまでの経験と知見を生かし、市や民間医療機関の本部運営や負傷者のトリアージなどにおける助言や災害訓練コントローラー、訓練進行の管理者の役割を担いまして、訓練参加者や市対策本部、医療救護所及び救護病院の課題を洗い出すとともに、災害対応能力の向上にも貢献しているような状況になっております。

また、院内では、大規模地震時の病院の事業継続、いわゆるBCPの策定と運用において、中心的な役割も担っていただいているというところでございます。

続きまして、これまでの災害対応の実績です。

平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震に際しましては、当院からDMAT隊員の派遣をし、活動をしております。

また、令和6年4月の豊後水道の地震では、発生直後にDMAT隊員を中心に職員が参集しまして、市民病院災害対策本部を立ち上げ、負傷者の受入れの準備を整えておりました。そして、令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意の発表の際には、市民病院災害対策本部の立ち上げの事前準備を行いまして、いつでも移行できる体制を整えるなど、そういった活動をしております。

このように、市民病院では、予想される南海トラフ巨大地震などの災害から市民の命と健康を守るべく、迅速かつ的確に対応できるよう、日々準備と訓練に努めておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。本当に様々な活動や取組・訓練等を重ねていただいております、本当にいざというときに命を守ってくれる専門チームであるなと思います。この幡多地域でDMATやDMAT隊員が本市の市民病院に在籍していること自体、市民にとっても大変心強いですし、安心できる存在ではないかと思っております。しかし、DMATの存在や今言われました活動内容など、まだまだ知らない市民の方も多くいるのではないかと思います。せっかくこういうすばらしいDMATがありますので、広く市民の方に知っていただくためにも、様々な取組、例えば教育現場に行く、市民の方との触れ合い、地域での防災訓練等、既に活動のほうもされているかとは思いますが、新たに広報活動に積極的にチャレンジしていくことも必要ではないかと考えますが、ご見解をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

当院での周知活動といたしましては、まず広報誌せせらぎ、そして市民病院の公式ホームページを活用いたしまして、DMATをはじめとする当院の災害訓練など、そういう活動につきまして広報・周知を図ってはおります。

また、能登半島地震などへ派遣された経験を基に、DMATが各施設等で講演するという、そういった活動も行いまして、災害に備えた対応の周知なども図っているところでございます。ただ、議員がおっしゃられるように、周知の状況というのがまだまだ不十分であるとも思っておりまして、今回昨年11月の四万十市産業祭には、初めて病院としてブースを出店いたしまして、医療の体験コーナーを設けております。医療に関心のある子供たちが多く来訪され、心電図測定であるとか、血圧測定の実技体験を通じて、医療の役割を学んでいただくとともに、併せましてDMATの活動のPRのほか、幡多中央消防組合の協力の下に、AEDの操作や心肺蘇生の体験などを通じまして、命を守る応急手当の基本をご理解いただくと、そのような機会も設けたところでございます。

今後は、市民の皆様と協力して、災害対応に取り組めるよう、地域の訓練や研修会などへさらにDMAT隊員などの派遣をして講演をするとか、そういうところを進めていく、また将来的には地域と連携した災害訓練も企画する、一緒に訓練をしていくというようなことも考えながら、一層の災害に備える取組を進めていき、周知を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。ぜひ地域のほうや教育現場のほうにも足を運んでいただき、そのDMATの存在意義をぜひ高めていっていただきたいと思います。

では、最後の質問になります。

次は、災害派遣福祉チームDWA Tについてお伺いをいたします。

先ほどのDMATは、災害時に命を守る専門チームのことでしたが、DWA Tは各都道府県において、災害時の福祉ニーズを専門とするチームの集まりになります。

では初めに、そのDWA Tの活動や目的に関する認識及び見解をお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） お答えいたします。

DWA T、災害派遣福祉チームにつきましては、東日本大震災において発生した災害関連死を教訓に取組が始まったものでございまして、大規模災害発生時の避難所において、高齢者や障害者などの要配慮者を支援することを目的に、相談支援や避難所環境整備等、活動するチームでございます。こちらは、都道府県が組織をして、被災地に派遣をすることとされております。

高知県では、令和2年に高知県災害福祉支援ネットワーク会議を設置いたしまして、同年DWA Tを発足しております。実際に令和6年の能登半島地震へも派遣されたというふうにお聞きしております。過去の災害からも、福祉的支援の重要性が高まる中、本市におきましても、大規模災害が発生した場合には、人員不足等による外部からの支援が必要となっておりまので、DWA Tは大変有用な取組であるというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。先ほども申しましたが、このDWA Tは、各都道府県が設置、管轄する組織になります。そして、先ほど課長の答弁にもありましたが、目的として、要配慮者が避難生活、これは避難所だけでなく、車中生活や在宅生活も入りますが、避難生活において、生活機能の低下を防止するために、福祉支援を行う目的とされております。2025年に改正災害対策基本法及び改正災害救助法が成立し、その中に災害救助法の救助の種類に、福祉サービスの提供という文言が盛り込まれ、これによりDWA Tの活動の幅も広がり、被災者に今後さらなる必要なケアが届けられるようになりました。本市にこのような福祉チームの存在があるにこしたことはないんですが、そう簡単にできるものではないですので、先ほど申しましたが、改正法の中に、福祉サービスの充実ということが明記されたということが大変重要なことです。今後、避難生活において、福祉支援の取組というのは、なお一層重要になってくるのではないかと思います。

本当に最後の質問にはなりますが、本市におきまして、避難所生活、一般・福祉避難所生活での福祉支援のさらなる取組についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） お答えいたします。

災害時に支援が必要となる要配慮者につきましては、現在地域防災計画や避難所運営マニュアルにおいて状況の把握や避難生活における配慮、福祉避難所への搬送や巡回相談などの応急期の対応方針について定めておりまして、これに基づいて対応していくこととなります。しかしながら、実施体制やタイムライン、状況に応じた個別の対応など、具体的な部分までは示されておりません。今後、これらの検討や事前の準備が必要であるというふうに考えております。現在、事前復興まちづくり計画の策定業務に併せまして、復興までに市が行うべき業務の行動指針となる復興手順書の作成を進めておりまして、福祉支援を含めた業務の手順や体制等の整理を行うこととしております。また、被災者一人一人の状況に応じて、専門機関と連携しながら、生活再建を支援する災害ケースマネジメントについても検討を始めておりますので、今後こういった作業を通じて、庁内の民生部門や関係機関と協議連携しながら、災害時の福祉支援の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。今回、DWA Tを例を挙げさせていただきましたが、避難所生活における取組、本当にまだまだ課題も残っていますし、これで終わりということではないと思いますが、今後は福祉支援にもぜひ力を入れていただきたいと思いますとお訴えて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

■議長（宮崎 努） 以上で澤良宜由美議員の質問を終わります。

14時5分まで休憩といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時5分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 議員番号4番、市民クラブ前田和哉です。同じく本日4番目でございます。よろしくお願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今議会では、これまで私が一般質問した内容が、今後どう生かされていくのか、来年度予算にどう反映されているのかを主にお聞きをしたいと思います。

まずは、子育て政策、通学路の確保についてお伺いをいたします。

まず、安心して子育てできる環境についてお伺いをいたします。

小学校低学年の通学距離が、片道2kmを超える通学につきまして、子育て世代の負担軽減や通学路の安全確保の観点から、東山小学校のスクールバス継続運行についてこれまで3回の一般質問並びに署名活動を通じまして要望をしてまいりました。昨年4月に就任されました山下市長の公約にも、通学交通機関の整備が掲げられており、地域の実情に合わせた安全な通学手段を確保すると明記されておりましたことから、私といたしましても強くお願いをしてきたところでございます。

昨年9月のご答弁では、早くても令和8年4月からとの見通しが示され、私自身としては、令和8年度の半ばぐらいまでには整備がかなうのかなと思っておりましたところ、このたび4月の新学期に合わせて整備いただけるとのことで、本当にありがとうございました。事業が円滑に進んだこと、また熱心に取り組んでいただきましたことに対し、市長並びに担当課の皆様には改めて感謝を申し上げます。

現在、保護者の皆様への説明も進められていることと思いますが、これまでの経緯について改めて整理いただくとともに、市全体で地域交通などを含め、バスネットワークを再構築するとの市長のご答弁でございましたので、今後どのようなスケジュール感や体制で進められていくのか、ご説明をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、学校再編等に伴う遠距離通学への対応に加え、令和8年4月からは、新たに通学距離が2km以上の小学校1・2年生を対象としてスクールバスの運行範囲を拡大いたします。今回は拡大分につきましては、登校便のみを運行する予定でございます。

ます。本年1月から2月に実施いたしました利用調査では、対象者94名のうち、71名から利用希望をいただいたところがございます。当初は、公共交通機関の活用も視野に検討を進めておりましたが、最終的な利用希望者数や効率性を精査した結果、既存のスクールバス路線の再編見直しによって全ての希望者を送迎できる見込みとなったところがございます。本年4月から運行開始に向けて、今後利用者に対しまして決定通知等の送付を行ってまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。拡大していただけるということで、納得をいたしました。

なお、公共交通とのマッチングというか、そういうことでなく既存のスクールバスの再編で行われることで全てが賄われることと思っております。

次に、具体についてお伺いをいたします。

私がこれまで要望してまいりました東山小学校において通学距離が2kmを超える下田分岐、サニーマート付近より東側に居住する1・2年生、約60名弱でございますが、の児童についてご説明をお願いいたします。

既に該当するご家庭には、運行に関する素案が送付されていると聞いておりますが、安並の仮校舎通学時には、西南交通のバスが2台往復運行されていた経緯がございますことから、今回の運行は、バス1台なのかとか、3丁目にはバスは乗り入れないのかとかといった問合せも寄せられております。保護者の不安解消のためにも、運行台数やルート、停留所の考え方などについてこの場でご説明いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

本年1月から2月に実施いたしました利用調査の時点では、対象となる児童全員を確実に送迎できるよう、暫定的な運行ルートと乗降場所をお示したところがございます。現在、その調査結果を詳細に分析してありまして、利用者の公平性でありますとか利便性、それから安全な乗降場所の確保を総合的に勘案した上で最終的な運行ルート及び時刻表を確定させたいと考えております。

それから、バスにつきましては、古津賀地区は2台を予定をしております。

それから、あとは停留所の考え方でございますけれども、これ先ほど言いましたように、利便性でありますとか安全な乗降場所でありますとか、そういったことを考慮いたしまして、現在検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■ 4 番（前田和哉） 具体のあたりをかなりお答えいただきました。バスが2台ということでございますけれども、追加で申し訳ないんですけれども、それで1・2年生、東山に関しては、私が言っている児童は、全て2台で賄われるということでございましょうか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 現在の希望者数からいいますと、2台で運用できるのではないかと考えておりますけれども、今回、転入とかそういったことがございますので、人数が増えれば最初利用調査をしたように、例えば下田線に乘車していただく子供さんも出てくるのではないかと、そういったことも考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■ 4 番（前田和哉） 納得いたしました。現在の時点では、2台で賄えるというようなお答えだったと思います。ありがとうございます。転入に関しては、今後考えていくということでございます。

次に行きます。

その他、東山小学校から北の安並、それから秋田・麻生、また具同小学校のほうにも2kmを超える小学1・2年生が何名かおられるとお聞きをしておりますが、これらのほうはどう対応するのか、大まかで結構でございますけれども、お答えください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

まず、東山小学校区のうち、安並でありますとかそれからあと麻生地区とか、そういったところの子供さんは、例えば蕨岡から来るスクールバスに便乗利用、こういったことを今考えております。

それから、あと具同小学校の中で、例えば中山団地の子供さんでありますとか、そういったところに居住しておる子供さんについては、新たに1路線増やして運行するというところで今検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■ 4 番（前田和哉） 分かりました。蕨岡線と便乗で全て賄っていける、また具同地区のほうは新たに1路線増やすというようなお答えだったと思います。ありがとうございます。

では、スクールバスについて最後のがですけれども、高知新聞の2月22日の記事によりますと、スクールバスの利用対象を小学校までの距離が片道2km以上の1・2年生に拡大するための委託費などとしておりますが、これに8,233万円と書かれておりました。拡大部分のみで8,000万円と読み込めますが、実際1・2年生の増額分は、教育民生常任委員会でお伺いをしたときには、550万円程度と理解をしておると思います。こういうような状況で、路線をうま

いこと回して、あまり増額分は出なかったというふうに理解をして認識をしておるところでございますが、実際はどうなのでしょう、ご説明をお願いします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

ご指摘のありました8,233万円につきましては、これは市内全域におけるスクールバス全体の運行にかかる経費の総額でございます。これに対しまして、令和8年度から新たに拡大する小学校1・2年生を対象とした部分の経費でございますけれども、既存路線への便乗利用分を除き、新規に路線を設ける部分につきましては約550万円となります。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 納得いたしました。550万円、間違いないということで納得をいたしました。ありがとうございます。

これで、低学年、特にこれから1年生になられる児童を抱える保護者さんにつきましては、安全・安心というようなことが確保されたと思っております。何度か執行部の皆様には質問してご苦労をおかけしましたが、これでスクールバスが順調に運行されると思っております。この案件は以上といたします。

次に行きます。

学童の待機児童解消に向けてでございます。

先ほどスクールバスで登校便のみの利用ということで、この辺が絡むところはあるのでございますけれども、東山小学校の放課後児童クラブについてお伺いをいたします。

市内の幾つかの小学校において、学童保育の待機児童が発生していることは承知しております。その中でも、東山小学校の放課後児童クラブにおける待機児童数は、特に多い状況にあると認識をしております。今年度半ばまでの新校舎建設期間中は、安並での仮校舎での運営となり、利用定員98名のところが仮校舎では94名の受入れ枠となっており、26名の待機児童が発生しておったというふうに理解をしております。東山小学校区は、新興住宅地の広がりにより、若い世代が多く、共働き世代の割合も高い地域でございます。また、校区が広く、遠距離通学となる児童も多いことから、安全面への不安や児童の負担軽減の観点から、放課後児童クラブの利用希望が多くなる傾向にあります。

そのような状況を踏まえ、昨年11月に校舎が新築され、元の佐岡地区へ戻ったことから、令和8年4月には待機児童の解消が図られるよう教育民生常任委員会の調査事項にも取り上げ、改善をお願いしてきた経緯がございます。しかしながら、先月の時点で、3年生以上を中心に、相当数の待機が発生するとの通知があったと伺っております。私の把握している範囲では、17名の待機が生じると聞いておりますが、他校と比較しても多い数字ではないかと感じております。これは本当のことでしょうか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、東山小学校の放課後児童クラブにおけます令和8年度の待機状況について答弁させていただきます。

東山小学校の放課後児童クラブは、現在3学級開設しておりまして、議員もおっしゃられたとおり、定員数は98名でございます。これに対し、令和8年度の入所希望児童数は116名ということでございまして、18名の児童が現在待機となる見込みというふうになっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 18名の待機とのことでございます。昨年の教育民生常任委員会の調査事項において示された方針では、学校敷地内に旧学童保育施設が存在しており、必要な修繕を行うことで、受入れ拡大が可能であるとの答弁であったと記憶しております。また、来年度当初予算案には、当該施設の修繕費が計上されると承知しておりますが、これの具体的な修繕内容はどのようなものか、完成時期はいつ頃を見込んでいるのか、修繕後の受入れ可能人数は何名となるのか、それにより待機児童の解消は図られるのかについて、以上について明確なご説明をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、諸質問に対してそれぞれ答弁をさせていただきます。

東山小学校は、待機児童が恒常的に発生しており、市内ほかの放課後児童クラブと比較しても、低学年の待機児童が多い状況でございます。待機児童対策として、新たに施設建設を行うことは、多額の費用が必要となり、敷地の確保も必要となることから容易ではございませんが、東山小学校には、学校敷地内に旧学童保育施設があり、修繕を行うことで対応が可能であること、また利用児童数も継続的に確保されることが見込まれ、財産の有効活用の観点からも、長期間継続的な利用を見込めることから、今議会に当該旧学童保育施設の再整備に係る予算を提案させていただいたところでございます。

修繕内容としましては、床、壁紙の張り替え、トイレ、手洗い、流し場、これらの改修等を予定しておりまして、修繕に係る経費として総額786万5,000円を計上しているところでございます。

修繕の完成時期は、9月末を想定しておりまして、同施設の受入れ開始時期は、10月頃の見込みでございます。

この施設では、30名程度児童を受け入れることができると見込んでおりまして、これで定員が128名程度に増加することになってまいります。同施設完成後は、現在の待機児童は全て入れるようになるというふうに考えております。また、3年生から少し上の世代になって、例えばどうしても家庭で見れない子供たちというところが出た場合にも、対応が可能な数となって

こようかと思えます。このため、今議会で予算案についてご審議をいただき、改修の見込みが立ちましたら、同施設の修繕の完成10月を待たず、東山小学校の施設内1室を仮設で使用させていただき、児童の受入れを先行して開始したいというふうにも考えております。

なお、学校施設内の1室を使用して受入れが可能となるのは、受入れ体制の都合上、5月頃となる見込みでございます。4月当初には少し間に合いませんが、早めに受け入れたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。仮設で受入れもしていただけると。それは、完成までの期間を仮設でやっていただけるというようなお答えだったと思います。それによって、現在の待機は解消されると見込んでよろしいのでしょうか。追加でお伺いします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 仮設というのは、学校施設の一部を仮利用させていただくという形になってまいります。その時点で、待機が解消されるという形になってはまいります。改めて今待機になっている皆さんに対しては、再度通知を行う形になろうかというふうに思います。ただし、それは4月当初ではなくて、受入れ体制の都合上、5月からということで今は見込んでいるところでございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。承知いたしました。最初に待機が出るということで、少し暗い気持ちになりましたけれども、学校施設を利用してそういう場所も提供していただけることが5月になるということで、理解をいたしました。その辺、よろしく願いをいたします。

なお、既存の施設も改修をよろしく願いをいたします。承知をいたしました。

東山については、これまで来年度以降、待機児童は当面解消されるのではないかと今のご答弁で理解いたしました。しかしながら、市内全体の小学校で見ますと、全て解消にはなっていないように思いますが、その他の小学校の待機児童の削減については今後どうしていくのか、方針をお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 令和8年度放課後児童クラブの入所児童数は、2月末時点で、西土佐地域を除く全ての放課後児童クラブで定員を上回る状況でございます。放課後児童クラブは、5学級ありますが、これで全て上回るということでございます。

今後、児童数の減少が見込まれる中、新たな施設整備を行うことは、繰り返すとなりますけれども、費用面や敷地の確保の点から容易ではございませんが、東山小学校以外の学校につきましては、低学年の待機は東山小学校ほど多くはありませぬので、今後とも児童数の推移を見

ながら、既存施設や学校の空き教室の活用等必要な対応について検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。私、個人的には東山ばかり言うておりましたので、こういうところがほかにも待機が発生しているところも何とか待機を解消していただきたい旨で少し質問をさせていただきました。児童数が減っていくことも事実でございますけれども、若い世代、子育て世代の安心・安全な子育てに対して、またその辺をご配慮いただいて、市全体で先ほどのスクールバスのように、全体で待機はなくしていただきたいと思う次第でございます。

以上でこの学童保育の待機解消については終わります。

次に行きたいと思えます。

次は、健康推進対策支援、RSウイルス感染対策についてでございます。

RSウイルス感染症は、ほぼ全ての乳幼児が罹患するとされ、特に1歳児未満の乳児においては、細気管支炎や肺炎を引き起こし、重篤化しやすい疾患であります。現時点では、有効な治療薬が確立されていないことから、予防が極めて重要です。国が令和8年度から妊婦を対象とした母子免疫ワクチンの定期接種を無償化する方針との情報を受け、私は昨年12月議会において質問をいたしました。今回、3月議会の開会日の市長施政方針においても、4月からの定期接種開始に向け、準備を進めているとのご答弁がございました。しかしながら、国においては、令和8年度の予算も現在審議中でありまして、年度末までに可決されるかどうか、不透明な状況でもあります。もし4月当初からの母体接種が遅れることとなれば、その期間に出生する新生児に母体由来の免疫が十分伝わらない可能性が生じることを強く懸念をしております。

そこで、お伺いをいたします。

来年度当初からの母子免疫ワクチン定期接種は、医療機関との調整や妊婦への周知方法なども必要かと思いますが、4月1日から確実に接種できる見込みであるのか、お聞かせをください。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 母子免疫ワクチンですけども、国からRSウイルス感染症に係る定期の予防接種の運用に関する通知が示されており、予防接種法に基づく定期予防接種として、妊婦に対する組換えRSウイルスワクチンを用いた接種が令和8年4月から主に産婦人科医療機関などで実施可能となる見込みです。定期の予防接種となることから、対象となる方は無償で接種を受けられる予定であり、本市におきましても、令和8年4月から、円滑に接種を開始できるよう、現在必要な準備を進めているところです。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 先ほども言いましたけれども、医療機関、それから妊婦さん等に徹底を今からとなると思いますけれども、4月1日でそれから確実に接種できるという見込みが立っていると判断してよろしいのでしょうか、そこを確認をお願いします。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 接種医療機関につきましては、県のほうで取りまとめを今行っておりまして、その接種医療機関の取りまとめの通知が来ましたら、順次対象者となる妊婦さんにも通知を行う予定で準備を進めております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。4月1日、確実に接種できるというふうに判断をいたしました。対象者にも即刻県のほうから通知が来ましたら通知いただけますようよろしくお願いいたします。

次に行きます。

昨年12月議会においては、制度開始までに空白期間が生じる可能性についても指摘をいたしました。特に、最も重篤化しやすいとされる令和7年度に出生した乳児への対策が重要であると申し上げたところでございます。その対応として、四国内の2自治体が製薬会社と連携し、抗体製剤バイフォータスを格安で提供いただけるとの回答を得ておりましたが、今議会に1歳児未満の乳児を対象に、投与支援を行うこととした旨が同じく市長施政方針においても述べられておりました。令和8年度の本事業の予算額は、約360万円と承知しておりますが、投与時期や1人当たりの単価を踏まえた場合、予算に不足が生じることはないのか、また希望する全ての対象乳児に対して、確実に対応できる見込みであるのか、市の見解をお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 今回の抗体製剤投与の対象者は、令和7年4月2日から令和8年4月30日までに出生した乳児としております。

この抗体製剤の単価につきましては、自治体用として製薬会社のほうから回していただくようにしておりまして、対象となる児童の希望される方に全員が行き渡るように予算の確保をして予算計上させていただいております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 単価は自治体用で四万十市規模で全ての児童に投与できると、そういうようなことではございませんか。すみません。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 自治体用という形で、1人幾らというふうな単価の示しはしておりませんが、対象となる児童で希望される方には行き渡るように予算計上させてもらっております。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。納得いたしました。

なお、令和7年4月2日から令和8年4月30日、その13か月という、1年1か月というものは、やはり妊婦さんにする分との移行時期で抜かる部分をなくすという意味でございましょうか、その辺ご説明をお願いします。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 令和8年4月30日までの子供さんということにつきましては、令和8年4月に出生する乳児につきましては、定期接種の対象が、妊娠28週0日から妊娠36週6日までの妊婦ということになっております。そのため、対象の週数が過ぎていることや定期接種開始後であっても、出生時点で母子免疫ワクチンによる予防効果が接種後大体14日程度を経て免疫が確立されると言われておりますので、接種時期によって免疫が十分に移行する前に出生する乳児が生じます。こうした制度移行時の事情を踏まえて、令和8年4月30日までに出生した乳児を対象としております。

5月以降に生まれた乳児につきましては、定期予防接種の対象となる時期になりますので、本市の市独自の支援は、定期接種の対象とならない期間を補完するという範囲で実施する考えです。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。納得いたしました。細かい点まで打ち合わせていただきまして、これで本市に生まれる子供たちが、確実にワクチンの提供をいただけると思います。改めて山下市長並びに健康推進課の皆様、本当にありがとうございました。

以上でRSウイルス感染ワクチンについては終了をいたします。

次に行きます。

最後に、南海トラフ大地震に伴う防災力強化といたしまして、富山地区大屋敷に間もなく完成いたしますヘリポートについてお伺いをいたします。

本事業は、令和5年5月に富山4地区の区長会より要望書が提出され、約2年半を経て、このたび完成の運びとなるものであります。私も2月半ばに現地を視察いたしましたが、進入路も整備され、後は完成検査を待つのみという状況でありました。大変うれしく感じたところでございます。私自身もこの要望を伺って以降、令和5年12月及び令和7年3月の2度にわたり一般質問に取り上げ、その必要性を訴えてまいりました。また、令和6年2月には、当該地に

4 m四方の鉄板を4枚敷設し、県のドクターヘリを着陸させ、救急搬送訓練を実施したところでございます。検証会においても、その有効性と必要性を強く申し上げたところでございます。これまでは、1消防分団に1か所という整備計画がございましたが、大用のヘリポートからは距離があり、それより北部の地域では、土砂災害等により集落が孤立する危険性が非常に高いことから、地域の命を守る観点に立ち、特段のご配慮をお願いしてきた結果、このたび完成に至ったものであり、本ヘリポートの整備により、災害時における孤立対策や緊急搬送体制の強化が図られ、地域住民の安心・安全の向上につながるものと大いに期待をしております。

そこで、お伺いをいたします。

大屋敷地区にヘリポートが整備されたことによる具体的な効果について、市としてどのように認識しているのか、お聞かせをください。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） お答えいたします。

ただいまの議員のほうからご紹介いただいたことと重複することもございますけれども、本市におけるヘリコプターの離着陸場につきましては、市内の消防分団の単位ごとに優先して1か所整備するという方針としておりました。また、整備をしなくても離着陸可能な箇所、いわゆるランデブーポイントを含めまして、令和5年度までに分団単位の整備が完了したというふうに我々は考えておるところでございます。ただ、その後、能登半島地震が発生しまして、道路の寸断によって多くの集落が孤立した現状を目の当たりにし、地形が類似する本地域でも、南海トラフ地震時には同様の被害が発生することが懸念をされております。

こうした背景と教訓を生かし、分団単位で1か所では対応が困難となる地域を対象として、このたび大屋敷地区において東富山地区で2か所目となる離着陸場を整備したところでございます。

効果というところでございますけれども、もちろん負傷者の救助や被災者への救援物資などが迅速に行われることはもちろんのこと、この施設が地域の一部として溶け込み、身近な存在となることによって、防災意識の向上にもつながるものというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。当初分団ごと1か所を能登半島地震等も踏まえて富山分団となる大屋敷、大用には既にあるがですけども、その辺を踏まえて整備をいただけるということで、ありがとうございます。

このヘリポートですが、災害時の孤立対策ももちろんでございますけれども、ふだんより救急搬送や行方不明者の捜索、さらには山林火災の拠点としても使用されるべきものと思っています。

一方で、緊急時の離発着に対して、ヘリポート付近の風向や風速、障害物や侵入者や侵入物

がないかなど、地上により支援体制も不可欠でございます。そのような場合、大屋敷は市街地よりかなり遠く、こちらのほうから向かうにしても時間を要すると思いますが、非常時の警戒態勢が取れるようにできるのか、その辺を教えてください。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） お答えいたします。

議員ご承知のとおり、ヘリコプター離着陸場の運用につきましては、基本的に消防署が主体となってドクターヘリや消防防災ヘリ離着陸の際に、消防署員による地上支援が行われております。その上で、消防署のほうに確認をいたしましたところ、南海トラフ地震により、中山間地域で孤立が発生すれば、署員がそこまでたどり着けない状況になってまいりますので、その際には地元の消防団等による地上支援を想定しているということでございました。ヘリは地面付近で自らの吹きおろす風で不安定になるために、地上支援員は冷静かつ確実な動作が求められることから、ヘリを使用した防災訓練を通じて、消防団員への指導・育成を図り、安全な運用に努めていきたいということをお聞きしているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） お答えは分かりましたけれども、これは南海トラフ地震が発生したときは独自で消防団員の支援等を仰ぐという形で、ふだんとして救急搬送等が発生した場合は、やはりこちらから向かって行って支援するという形になるのでしょうか。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） すみません、先ほど申しましたように、このヘリポート、離着陸場の運用につきましては、消防署のほうが行っておりますので、すみません、明確な答えは持ち合わせておりません。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。その辺、やはりあそこまで行くのに、車で30分ぐらいかかると思いますので、ちょうど要請からその辺がヘリを待たせるような形になる可能性があると思ひまして、その辺を市としても把握しているのかなと思ひて質問しました。

なお、この辺の質問は、消防署のほうに聞いてみます。ありがとうございました。分かりました。

次行きます。

このヘリポートで市が建設したヘリポートは、全部で9か所となります。中村地域に5か所、西土佐地域に4か所でございます。そのほかにも西土佐地域には、建設会社さんが独自につくったヘリポートも1か所ございまして、四万十市内全部合わせますと10か所となったと思ひます。ほかにも建設してほしいとの要望があることは認識をしておりますが、ランデブーポイントを含めて、今後もその計画、要請に応じていくのか、その辺の形は将来的にはどうして

いくのか、お伺いをしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

先ほど担当課長からも答弁させていただきましたけれども、能登半島地震が発災して、多数の孤立集落が発生したことを考えますと、本市の中山間地域における孤立対策として、ヘリの離発着場は多いほうが望ましいというところがございます。ですが、その整備には、やはり多額の予算と用地の確保が必要となってまいります。

そこで、来年度予算として議案を提出しておりますが、旧勝間小学校のグラウンドをランデブーポイントとして環境を整えるなど、比較的安価で機能を確保できる、そういった方法もありますので、今後は地理的選定とまたコストの最適化を総合的に判断しまして、柔軟かつ効率的な方法で孤立対策を進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。今のランデブーポイントを利用するなりして、その辺を充実した形とすると理解をいたしました。今後は、ヘリポートの計画は一応ございませんか。ないというところで判断してよろしいでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 今の時点ではございません。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。また、今後ともいろんな場合が出ると思いますので、その辺をよろしくお願いをいたします。その場合も、ランデブーポイント、先ほど市長のほう申されておりましたけれども、いろんな地区では、その辺が理解できてないこともあると思いますので、いろいろな代替案などを十分説明をいただきまして、その要望地域とは納得をしてもらって、今後進めていただきたいと、そのように思っております。

以上で私の質問を終わりますけれども、最後に退任をされます田能副市長をはじめ、執行部の退職を迎える皆様、また役職定年により本議会に直接関わるものがなくなる方もおられると思います。これまでのご尽力に対し、心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。本当にお疲れさまでございました。今後もそれぞれの立場から、本市発展のためご助言を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、少し時間は残しますけれども、今議会における私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で前田和哉議員の質問を終わります。

15時5分まで休憩といたします。

午後2時48分 休憩

午後3時5分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 市民クラブの寺尾真吾です。議長の許可を得たので、一般質問を始めます。

初めに、障害のある子供たちがいるひとり親世帯の支援についてお聞きします。

障害のある子供を育てるひとり親世帯への支援について、先日、その子供を抱えるひとり親の方から切実な声を伺いました。本当に切実な声で、執行部の皆様も聞いたら、何とかしてあげたいと言うと考えると思います。本来であれば、福祉サービスを利用しながら働きたい。しかし、障害福祉施設に思うように入所できないため、働くことが難しい状況に置かれているという内容でした。これは、一例ではありますが、本市において、障害福祉施設への入所を希望しながら待機している市民がいるとの認識を持ちました。

そこで、お伺いします。

現在、本市における障害福祉施設への入所待機者数は何人いるのか、状況をどのように把握しているのかをお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

現在、障害者支援施設への入所待ちをされている本市の障害者は9名となっております。相談支援事業所に確認したところ、入所待機者9名のうち、3名については家庭の事情等により速やかな入所を望んでいるということをお聞きをしております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。先ほどのご答弁で、本市において障害福祉施設への入所待機者がいることが明らかになりました。

この待機の解消に向けた一つの視点として、障害福祉施設と介護施設の役割分担の整理が考えられるのではないのでしょうか。現在、障害福祉施設には、高齢期を迎えた利用者も一定数おられると認識しております。もちろん本人の意思や生活の継続性を優先すべきことは言うまでもありません。その上で、もし介護施設等での生活が可能な方について、適切な支援体制の下で移行が進めば、新たな受入れ枠の確保につながる可能性もあるのではないかと考えます。

そこで、お伺いします。

障害福祉施設と介護施設との機能分担や連携について、本市はどのように現状を認識しているのか、また待機解消に向けた一つの方策として、検討の余地はあるのか、市の見解をお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の規定により、障害福祉サービス、介護保険サービスのどちらも利用することができる方は、介護保険サービスを優先して利用していただくこととなっております。

一方で、障害者の日常生活における支援につきましては、障害特性に応じた特別の支援を要する場合も多く、介護保険サービスでの対応が困難な場合もあるため、国の通知におきまして、障害者の心身の状況やサービスの利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないとされております。したがって、障害者であっても介護施設において障害者のニーズや障害特性に応じた支援が受けられる場合には、介護施設をご利用いただくことが原則となりますが、障害者支援施設に入所中の方については、ご本人が介護施設への移行を希望し、介護施設において入所中の障害者支援施設と同様の支援が受けられることが確認できた場合に、介護施設へ移行することになるかと思えます。障害者支援施設入所中の方で、介護施設へ移ることが可能な方につきましては、そういった手だてを打つべきとは考えますが、障害者支援施設と比較すると、介護施設のほうが利用に係る費用の負担が大きいということも移行が進まない一つの理由として考えられます。

そこで、待機解消に向けた一つの方策として、介護施設へ移行することにより、増加する利用者負担に対して財政的な支援というものも考えられますが、障害者支援施設での支援員との関係性や他の入所者との関係性が確立されているにもかかわらず、一定の年齢が達したことをもって介護施設へ移り、支援者や入所者と新たな関係性を構築することの難しさなども課題ではないかと考えております。現行の仕組みでは、強制力を持った促しはできないということと、仮に財政負担をして障害者施設の空きを確保したとしても、入所者の選定につきましては、入所待ちの方の緊急度や施設側の受入れ体制等を考慮した上で、施設側が決定することとなるため、本市の障害者が必ず入所できるというわけではございません。

本市におきましても、施設入所されている障害者の約9割が、市外の施設入所をされ、施設入所が広域的に調整されておりますので、本市が単独で支援策を講じても、障害者支援施設の入所待ちの解消という観点でいいますと、効果は限定であると考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。先ほどの答弁で、制度上の課題や調整の難しさがあること分かりました。ですが、一方で、現実には入所待機により生活が不安になっている世帯が存在をしています。

そこで、改めてお伺いします。

入所待機によって、就労や生活の維持に困難を抱える世帯に対し、本市としてどのような支援策を講じることができるのか、今の話ではかなり難しいなというふうに考えておりますが、市独自で工夫できる余地というものはないのでしょうか、市の見解をお聞きしたいですし、また本市単独での対応が難しいというふうにも考えております。県や関係自治体と連携し、例えば高知県市長会などの場で課題提起を行う考えはあるのか、広域的な制度改善に向けた働きかけについても併せてお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 通常、家庭の事情等により入所の待機が就労や生活の維持に大きく影響している場合についてですが、障害者本人の障害特性だけでなく、その家庭の事情等も併せて、安定的な生活の実現のため、担当する相談支援事業所があらゆる検討を行うこととなります。通常、入所に至るまでの期間は、相談支援専門員が、本人及びご家族の意向を踏まえ、日中一時支援やショートステイ等の福祉サービスの利用を促しするなどして入所待ちを行います。入所については、基本的には順番待ちですが、順番待ちでは就労や生活の維持に困難を抱える場合の市としての支援策というご質問の趣旨とありますが、こういった場合、先ほども申しましたが、本人及びご家族の意向を一番に考えまして、在宅で日中のサービスを利用するあるいは近隣の入所施設に限らず、入所できる施設を探すということが考えられます。本来であれば、近隣施設で入所を希望すれば速やかに入所できるというのが望ましい姿であるとは思いますが、幡多という限られた地域では限界もございます。

なお、障害者施設から介護施設への移行に関して、周辺市町村等と連携して取組することで、障害者支援施設の空き確保を行うことへの影響や効果、また入所できないことで本人を含めご家族の生活に大きな困難となっている事案の件数や緊急度等を改めて周辺市町村や相談支援事業所と共有させていただき、可能な代替案の有無のほか、必要に応じて高知県市長会等への提案の是非についても今後検討させていただきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。幡多地域限定的なとこで見ると、社会資源というのはこういう場合において少ないと思います。ぜひこの輪を広域的に広げて、できること少し考えていただけたらと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、公用車の運営の最適化についてお伺いをします。

本質問のきっかけは、訪問介護事業者から寄せられた声です。包括支援センターと一緒に介護対象世帯を訪問する際、とりわけ突発的な対応が必要となった場合に、包括側が公用車の確保が円滑にできないことがあり、問題と捉えているとの指摘を受けました。担当課に事実確認を行ったところ、そのような状況は一定程度発生しているとの認識が示されています。市民生活に直結する福祉分野において迅速な対応が求められる中で、公用車の運用体制は重要な基盤

の一つであると考えます。

そこで、まずお伺いします。

本市における公用車の保有台数は、過去5年間でどのように推移しているのか、増減の状況を含めお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 公用車の数でございますが、事務報告書を基にした数字とはなりませんが、バスですとか消防車両、こういった特殊な車両を除いた公用車の台数は、本庁の所有分で、令和2年度が58台、令和3年度が60台、令和4年度が59台、そして令和5年度が60台、令和6年度が66台と減少した年もありますが、増加傾向で、5年で8台増加しております。

なお、この数字には、以前より別区分としました上下水道課所有の車両と地域おこし協力隊でリースしている車両もありますが、そういったものは含まれておりません。

なお、現在の本庁舎に駐車している台数は、この上下水道課が所有する車両とリースの車両も含めて、68台となっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます、数が分かりました。

この公用車の調査する中で、本庁舎における市民も利用する一般駐車場の一部が、公用車専用区画として確保されていることが分かりました。現地確認しますと、赤色ポール等により区画が明示されております。公用車の円滑な業務遂行のため、一定の確保が必要であることは理解をしますが、一方で来庁される市民の利便性とのバランスも重要であると考えます。ちょうど今は確定申告の時期でもあります。多くの市民来庁により、駐車場は満車に近い状態も少なくはありません。

そこで、お伺いします。

本庁舎の一般駐車場の駐車可能台数は何台か、またそのうち公用車専用として、今現在確保されている台数は何台か、またそれは全体の何%に当たるのか、本庁舎の中での何%に当たるのかをお答えください。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

本庁舎の駐車場につきましては、現在101台の駐車区画を確保しておりますが、現在そのうち6台分を公用車駐車場として使用をしております。

財政課長からも答弁がございましたとおり、本庁舎に駐車している公用車につきましては、令和6年に生涯学習課のほうで6階に事務室を移転したことなども影響しまして、以前よりも増えているという状況であります。

このため、庁舎北側の附属棟の車庫内のこれまではマイクロバスを駐車していたスペース

を、一般の公用車駐車スペースとして利用したり、また支障のない場所では、縦列駐車での駐車をするなど、工夫をしながら駐車スペースの確保に取り組んできたところがございます。

しかしながら、現状6台につきましては、地下駐車場や公用車車庫での駐車スペースの確保ができず、一般駐車場への駐車をを行っているというような状況でございます。ですので、何%かというところありましたけども、本庁のほうには68台今止まっているという形で財政課長のほうから答弁ございましたが、68台のうち、6台については一般駐車場のほうに駐車をしているというような状況でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。

ここまでの答弁で、1つは公用車の台数は、近年増加をしているということ、そして本庁舎の一般駐車場の一部が、公用車専用区画として確保されていることが明らかになりました。

一方で、日々の運用状況を確認しますと、公用車が常に全車出払っている状況ではないという認識も聞いております。つまり、台数は増えてはいますが、稼働状況には時間帯や部署により隔たりがある可能性も考えられます。

そこで、お伺いします。

運用方法の見直しによって、より効率的な活用が図られる余地はないのか、公用車運用の最適化に向けた市の見解をお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 先ほど総務課からの答弁にもありましたように、一般駐車場のスペースに公用車を駐車しなければならないといったことや、これも議員からありましたように、日中に駐車場内に車両が残っている、庁舎外に出ていない車も少なくないといったことの状況を見ますと、市全体の公用車の数が不足しているとは考えられませんので、今ある車両を有効に活用することが必要ではないかと考えています。

具体的には、まずは現在各課に車両を配置し管理を行っている体制でございますが、この体制を変えずに、各課間で貸出しの融通が可能な車両の選定、そして現在、庁内の会議室の管理で行ってますようにグループウェア上で車両が空いているかどうかの可視化、併せて貸出しのルールを設けることで、必要な際に他課の車両を借りやすくするといったことができるのではないかと考えております。その次の手だてとして、車両ごとの稼働量を調査した上で、車両台数の最適化、削減の検討も進めていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。前向きにご答弁していただけたと思っております。これにより、1つは最初にきっかけとなりました包括支援センターが、民間事業者と共に突発的な市民のところに行かなくてはならない、このようなときに円滑に車が借りれること、

そして今回改善されることによって、公用車の台数を抑制することで、今市民が活用しています一般駐車場のところの区画っていうものを取り除いていただくって、そのようなことができればというふうに思っていますので、今後ともぜひそれが前向きに進むように、実施していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、市長の政治姿勢についてご質問させていただきます。

1つ目が、林産業振興についてお伺いします。

林産業は、本市にとって重要な基幹産業の一つです。山で育て、伐採された木材を、製品として価値ある形に加工し、市場へ送り出す、その中核を担っているのが、製材事業者をはじめとする川中の事業者の皆さんです。今回の新年度事業予算の説明を受ける中で、川上や川下への支援策は一定程度示されている一方、川中である製材事業者への支援がやや手薄ではないかと感じています。林業費は、昨年度の6億1,200万円から約1,800万円ダウンの5億9,400万円、近年では初めて林業費は6億円を切りました。エネルギーコストの上昇、人材確保、夏場の暑さなど、現場を取り巻く環境は決して容易ではありません。川中が安定しなければ、本市が望む林産業全体の循環も成り立たないと考えます。

そこで、お伺いします。

製材事業者をはじめとする川中分野への支援について、市はどのような現状認識を持ち、今後どのような施策を検討しているのか、現場の声を丁寧に把握しながら、次年度以降につながる具体的な支援策を検討する考えはあるのか、市の見解をお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

製材業、いわゆる川中への支援ということでございますが、これは製材業に対する支援という語弊があるかもしれませんが、間接的には市産材の登録事業者としてメリットを受ける市産材利用促進事業がございます。ただ、製材業への直接的な支援となりますと、今のところないといったのが現状でございます。

こういった状況を踏まえまして、まずは活用できる国・県の補助制度、こういったものの確認や先ほど議員のほうからもありましたが、製材事業者のニーズも今後把握していきたいというふうに考えております。

また、現在、友好都市である枚方市とも本市産材活用に向けた取組、こういったものも進めておりますが、こういった取組の情報も提供していきながら、製材業の皆様にもご協力いただくことで、最終的には製材業への支援につなげていければというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。ぜひニーズ把握してください。それから、今後の支援策につなげていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、西土佐地域における子供の遊び場環境の充実についてお伺いをします。

近年、本市では、公園遊具の更新・整備が進められています。例えば、東町の公園では約270万円、古津賀4号公園では約2,700万円、具同1号公園では約4,900万円の予算が投じられ、更新や整備が進められています。

一方で、地域ごとの整備状況を見ますと、中村地域と西土佐地域との間に差が見られるとの声もあります。令和5年6月定例会において、松浦議員が、西土佐地域の遊具整備について質問をされました。当時の答弁では、地域差があることは認識しており、財政状況や優先順位を踏まえて検討するとの内容でした。

そこで、お伺いします。

当時の答弁を踏まえ、西土佐地域における遊び場環境の整備について、現時点でどのように考えているのか、お聞かせください。

また、公園遊具の整備には、国や県の財政支援が大きく影響することは承知をしております。しかし、子育て環境の充実という視点に立てば、遊具整備に限らず、既存の公共施設の活用や小規模な環境改善など、比較的 low コスト で取り組める施策も考えられるのではないのでしょうか。西土佐地域における子育て環境の向上について、幅広い視点から検討を行う考えはあるのか、市の見解をお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

条例に定める公園数は、中村地域で68か所、西土佐地域で2か所と大きな地域格差がありますが、この中村地域の68か所のうち、58か所は都市計画区域中に設置される都市公園であり、西土佐地域には都市計画区域の指定自体がないということもこの差の原因であるというふうに認識をしております。

また、都市公園の整備には、更新等に対して長寿命化に対しての国の財源が使用でき、継続的な整備更新ができていくというふうな状況でございます。

西土佐地域で市が保有している公園的な施設となりますと、3か所ありますけれども、うち2か所は、現在遊具が設置をされております。1か所は過去に設置をされていて、現在はもう撤去されているというような状況でございます。遊具が設置されている公園であっても、中村地域の都市公園のように大型の複合遊具等は設置されていないため、整備状況の格差というのは、さらに感じるようになってきていると思います。いずれの場所もこのスペースの確保であるとか浸水可能性の関係上、規格の大きい遊具の設置が困難であるのが実情でございます。既存の公園施設の活用というご質問もいただきましたけれども、旧校舎、旧園舎を利用する案については、休眠施設の利活用という観点では有効と考えられます。一方、この場合、施設周辺地区、旧小学校区程度の住民の利用が想定されますけれども、西土佐地域では、校舎等がある地域では、出生数や児童数が近年減少しておりまして、当該施設に遊具を設置したとしても、当

該地区で十分な利用が確保されるか、もしくは地域外から利用に来る人がなかなか見通しづら
いというような状況もございます。十分なニーズがあれば検討し得ると思います。旧校舎、旧
園舎を遊び場として利活用したいというニーズは、現状ではなかなかそういった形では上がっ
てないというのが現状でございます。ということで、具体的に今進めているものというのがな
いというのが現状でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。現状ない、理解しますが、やはり市長が今先ほ
どご答弁の中でもあったとおり、格差を感じるという、格差はあるんですよ。格差はあるん
です。なので、その格差を少しでも是正していくべきやないかなというのが、今回私の質問
になります。西土佐地域でも、昨年度たしか7名ないしは8名の子供が生まれてはなかったか
なというふうに考えております。もちろん、今後人口減少、少子化の加速という中で生まれて
こないかもしれませんが、今まだ生まれてくる子供たちがいる中で、現状将来的に生まれない
から遊具の設置を今現状は考えていないというのはどうかなというふうに私は思います。もう
少し西土佐の地域のことを考えて、遊具の設置、ないしは子育て環境の少しでも充実するよう
に考えていただければと思いますが、今のご答弁で現状というものは把握しましたので、これ
以上答弁は求めません。ありがとうございます。

続いて、持続可能な行財政運営についてお伺いします。

将来世代に過度な負担を残さず、必要な行政サービスを安定的に提供していくために、本市
の財政状況を正確に把握することが重要であると考えます。

そこで、まずお伺いします。

いわゆる市の財政的な備えである財政調整基金及び減債基金について、直近決算時時点、ま
たは現状でも構いませんので、それぞれの残金は幾らか、またその合計金額は幾らとなってい
るのか、お答えください。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 基金残高についてお答えいたします。

令和6年度末ですが、財政調整基金が16億6,600万円、減債基金が16億300万円、合計で32億
6,900万円、そして令和7年度、今年度末の見込みですが、予算ベースにはなりますが、財政
調整基金が16億6,800万円、減債基金が12億4,700万円、合計で29億1,500万円の見込みとな
っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。予測として、令和7年度末29億1,900万円とい
うことです。令和4年度の財政状況資料集において書かれている財政調整基金及び減債基金合
計額は、41億3,850万4,000円ということになります。つまりは、ここを本当に3年、近年、こ

こ数年で約10億円もの金額を、貯金を本市は失っているということになります。

この中で事業の見直しについてお伺いします。

新年度予算の説明によれば、削減が困難とされる義務的経費は111億円となり、前年度比で2.7%増加しています。また、収支不足を補うため、減債基金から約5億2,300万円の取崩しを見込んでいるとのこと。義務的経費の増加と基金の取崩しが続く現状は、直ちに危機とは言えないまでも、財政の硬直化が進みつつある兆候とも受け止められます。持続可能な行財政運営を実現するためには、単年度の収支均衡だけではなく、中・長期的な視点に立った四万十市の様々な事業の再点検が必要ではないでしょうか。

そこで、お伺いします。

第2期四万十市総合計画基本構想（案）にも示されている持続可能な行財政の運営手法、ここでは、選択と集中による適切な予算配分、DXの推進による行政運営の効率化、そして社会資本ストックの計画的な維持管理の3つが重要なポイントとして書かれています。

本市は、事業の見直しについて今後どのような方針で取り組んでいるのか、市のお考えをお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

ここ数年ですけれども、総合文化センターの整備など、大規模事業が続いていることに加え、さらに人件費や物価上昇なども伴いまして、財政的に厳しい状況が続いております。議員のおっしゃるとおりですけれども、事業の見直しにつきましては、予算編成において予算見積り作成時に所管課によるスクラップ・アンド・ビルドというのは当然促してはいるんですけれども、なかなか抜本的なところまで進んでいないというのが実情でございます。

私としましても、これまでの取組よりも踏み込んだ事務事業の見直しというのが必要であるというふうには考えておりますので、これを全庁的な取組として進められるように、早急に検討していきたいというふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。

次に進む前に、市長としては事務事業の見直し、具体でどのような形だったら進むと考えていらっしゃるでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。なかなか既存の事業というのをいきなりやめるというのも難しい部分もありますので、そういった中で、やめた事業に対する影響という、その影響先に対しても丁寧に説明をしながら、市の現状を理解していただきながら、やめれるものなり、縮小できるものというのは一つ一つ見つけ出してやっていくということが必要になると思います。また、同時に、縮小している中で全部縮小していくと、もう縮小しかな

なくなってしまうので、やはり投資という部分も必要になってくると思います。そういった意味で、施政方針のほうでも説明させていただいたところがございますので、どこに投資していくかというのは、これからの判断にはなつてまいりますけれども、ただまずは事業見直しということが重要になってくると思っております。今年高知市さんが非常に大きな事業の見直しをされたということが新聞等々でも発表されてましたけれども、四万十市としましても、そういったことも参考にしながら、どういったことをスクラップし、新しいものをビルドしていくかというのは丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。近年で言えば、例えば愛媛県西予市が、財政的危機というのを迎えてから、再度財政の見直しというのを考えなくてはならない計画を立て、お隣の松野町も今厳しい状況で、先ほど市長がおっしゃったとおり、高知市も今事業の見直しというものを計画的に立てるということをしています。私たちもそういうような場面が出てくるかもしれませんが、ぜひその前に緩やかな事業の見直しをすることで、また緩やかなことによって、市民が理解をしていただけるような形で、投資的な経費も生んでいく、それによって規模をつくっていただきたいと思っておりますので、見直しについてはそのような形でどうぞお考えください。

続いて、具同小学校の長寿命化、個別事業の判断についてお伺いをします。

本市の財政運営が厳しさを増す中で、公共施設整備の在り方はこれまで以上に慎重な判断が求められていると考えます。

次年度事業として、具同小学校の長寿命化を図るための耐力度調査の実施が提案をされています。これまで本市は、中村小学校、そして昨年度は東山小学校の建て替えが行われました。再編先の対象校ともなり得る3校のうち、2校が建て替えとなる中で、現在多くの児童が在籍をしている具同小学校においては、長寿命化を基本方針とする検討に入るというような理解でよろしいのでしょうか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後3時39分 小休

午後3時40分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

寺尾真吾議員の一般質問途中ではございますが、ちょっと機器点検のため、16時まで休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後4時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

早退の届出が参っております。山下幸子議員、病気治療のため早退、以上のとおり報告いた

します。

それでは、一般質問を続けます。

岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

来年度に予定しております耐力度調査につきましては、学校施設の主要構造部の劣化状況や耐震性等を総合的に評価し、当該施設が引き続き使用可能であるかどうかを判断することを目的に実施するものでございます。

耐力度調査の結果、主要構造部に十分な耐力度が認められ、補修・改修により安全性の確保が可能とされた場合は、トータルコストの縮減でありますとか、財政負担の平準化の観点から、長寿命化改良に係る国の交付金を活用の上、現存する建物の内外装や設備等の老朽箇所の更新等によりまして、安全性や教育機能を高める長寿命化工事を行う予定としております。

しかしながら、耐力度調査の結果、主要構造部に著しい劣化が見られ、構造的な耐久性が確保できないと判断された場合には、長寿命化ではなく、改築による対応が必要となると考えております。

それから、過去に改築をいたしました中村小学校・中村中学校・東山小学校につきましても、いずれもこの耐力度調査を実施をしております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。理解しました。現状まだ長寿命化を確定だということではないというふうな認識になりました。ただ、もちろん今、本当に財政的な厳しい中ではありますけれども、学校はきちんと新しくすることによって子供たちの教育環境整うということも考えられると思います。その上で、今まで中村小学校も、中村中学校も、東山小学校も、建て替えてきたのではないのでしょうかって思ったときに、長寿命化を図るのではなく、建て替えていうことを意識した方針であってほしいというふうには思っているんですけど。

ここで、私続いて下田小学校の高台移転と具同小学校整備の関係というものは確認をさせていただきたいと思います。

本市は、現在先ほども話しましたとおり、減債基金取り崩しながらの財政運営を行っております。その中で、総事業費約6億円規模となる下田小学校の高台移転事業を進める一方、児童数の多い具同小学校については、現行その耐力度調査においては、長寿命化を図るかもしれないということで、建て替えがなかなか財政的に困難だということが示されたと考えています。

ここで状況を整理いたします。

少子化は加速をし、小規模校再編の議論は避けて通れない段階に私は入っていると考えます。さらに、下田保育所の休所や校区外就学の条件変更により、将来的な児童数の見通しは、不確実性を増しています。先日建設された東山小学校、一般財源利用は3億3,500万円、片や

下田小学校高台移転費は、一般財源利用 1 億5,000万円を予定しております。具同小学校が、東山と同程度の一般財源利用で建て替えが可能だというのであれば、高台移転費の一般財源利用というものは、かなり大きなものと認識をします。本市は、今限られた財源の中で、将来世代に責任を持つ選択が求められています。選択と集中が重要です。その上で、本市の希望をつくっていくというのが必要だと考えます。この個別事業ではなく、市全体最適の視点でこのようなことが判断されているのか、下田小学校高台移転費の事業費は、具同小学校整備の方針に影響を及ぼしているのか、市の明確な説明を求めます。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。お答えさせていただきます。

下田小学校の高台移転につきましては、学校という機能と併せまして、以前も答弁させていただきましたが、防災という観点もありまして、緊急防災・減災事業費という交付税措置のある起債の活用をしております。一定市の負担というのは当然あるんですけども、そのことで具同小学校の建て替えを含めた長寿命化の検討ということに影響を及ぼしてないものと考えております。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。影響を及ぼしてないとおっしゃいますが、一般財源としては1億5,000万円使っていくんですね。財源が枯渇してなかなかないというのは先ほどまでの答弁にもあったかと思えます。影響はないということであれば、じゃあ仮にこの耐力度調査で使えるっていう判断だとしても、教育的観点から建て替えは可能だと思うんですよ。長寿命でなく建て替え一本でやっていきたいと思いますということになりませんか。答弁を求めます。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。建て替え一本でということの提案ですかね。今回の耐力度調査の結果によってどうするかというところは全体の中で見るようにはしますけれども、使えるものというのは使っていくというのも、それは一定あると思いますので、そういった中で、もちろん恒久的に使うものでございますので、新築というか改築のかかる費用、また長寿命化でかかる費用というのを両方とも見まして、仮にどれぐらいの差があるかによっては、改築ということも当然検討はできるかとは思いますが、現段階で改築するというふうに判断はしておりません。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 現行理解しました。ありがとうございます。

私が心配している点というのは、本質的には人口減少と財政の制約がこれからどんどん増していく中で、本市がどのような優先順位で公共施設整備を考えていくかということになります。今回の考え、今後の文化センターの跡地であったり、愛育園、川村議員が話してました児

童館、こういうところも類似市よりは老朽化した様々な点に影響が及ぶというふうに考えています。持続可能な行財政運営という視点の中で、山下市長には本市発展に向けて進むような、ぜひ財政を考えていていただきたいというふうに思いまして、この質問を閉じさせていただきます。

続いて、広域連携の推進についてお伺いします。

本市を含む幡多地域では、少子高齢化や人口減少が進行し、それに伴う人材不足や財政制約が年々厳しさを増しています。

こうした状況の中で、従来どおり各自治体が個別に事務を担い続けることが将来的に持続可能なのかという視点が必要ではないでしょうか。

一方で、行政DXの進展は、事務の標準化やデータ共有を可能とし、近隣市町村との連携、共同処理を進めやすくする環境を整えつつあります。

こうした背景を踏まえると、本市単独で完結する行政運営から一步進み、幡多地域での近隣市町村と協力連携しながら事務効率を高めていく方向性についてより具体的な検討を始める段階に来ているのではないかと考えます。

そこで、お伺いします。

近隣市町村との広域連携について、市長はどのような認識を持っているのか、またどの分野において連携の可能性があるのか、調査研究していく考えはあるのか、市の見解をお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、少子高齢化、人口減少に伴う深刻な人材不足、そして厳しい財政状況、本市のみならず、地方自治体全体が直面している大きな課題であり、これまでの単独自治体で全てを完結させるという行政スタイルは、本当に限界を迎えるものというふうに認識をしております。このため、市民サービスの質・量ともに維持し、さらには向上させていくことを考えると、近隣市町村との広域連携は、非常に有効かつ重要な取組であるというふうに認識しております。現在、幡多広域市町村圏事務組合では、ごみ処理、また消費生活に関する相談、滞納整理など、幡多広域観光協議会におきましては、周遊型観光メニューの展開、既に実施している連携事業等もあるところでございます。

そういった中で、今後近隣市町村との広域連携の可能性について調査すべき、また検討すべきというところで、私の考えている分野というのは2つでございます。

1つ目が、今議員のほうからもありましたけれども、デジタル化、DX化の共同推進でございます。こういったシステムや情報セキュリティ対策の標準化、AIを活用した定型業務の自動化などは、1自治体で行うよりも、県や近隣自治体と足並みをそろえることで、大幅なコスト削減と事務効率化が期待できると考えております。

そして、2つ目が、専門職の共同確保、また配置でございます。法律や技術部門など、確保が困難な専門職を広域で確保して活用することで、質の高い行政サービスを維持し、職員の負担軽減にもつながっていくというふうに考えております。

今後は、事務特性に応じて単なるコスト削減ではなく、業務効率化と市民サービスの質の維持向上していけるよう、県が推進しておる4Sプロジェクト等とも連携を図りながら、地理的・経済的に結びつきの多い幡多6市町村と四万十町との連携について検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、さらに、現在同時進行ではありますけれども、近隣自治体との連携だけでなく、日本中の地方自治体との連携というのも考えております。昨年、本市と熊本県の阿蘇市・八代市・崇城大学が中心となりまして、自治体連携プラットフォーム協議会というのを設立させていただきました。こちらの取組につきましては、単なるコスト削減や効率化にとどまらず、自治体や産学官民が境界を越えて知恵を共有することで、それぞれ地域の独自の特色を生かした新しい価値の創出を生み出すことを目的としております。こちらにも最新のAIやWeb3の技術を導入しまして、全国的な知の循環を生み出すインフラを構築することで、持続可能な地域共創社会を実現したいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。広域連携について前向きなご答弁だったというふうに思います。ぜひ前に進めていただきまして、この地域の広域連携による自治体間がより多くというのは駄目ですね、事務が円滑に進むようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続けて、本庁と支所との行政事務の効率化について伺います。

昨年来、複数の事業において、本来は四万十市全域を対象とすべきにもかかわらず、西土佐地域に限定したとも受け取られる提案がなされ、議会でも否決をされました。合併から20年が経過した現在も、本庁と支所では制度や運用の温度差が残り、また観光や移住促進、産業支援分野では二重行政とも言える構造が続いていると考えます。そして、これらは市民全体の公平性や財政効率の観点から看過できない課題でもあると考えます。広域連携を進めるためにも、本市内部の体制を整えることが必要ではないでしょうか。本庁と支所の役割分担を再定義し、重複や非効率を見直すことこそ、持続可能な行財政運営の第一歩であると考えます。合併から20年を迎えた今、名実ともに一つの四万十市として機能する行政体制へ転換する意思があるのか、市長の明確な見解を求めます。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。本市内部の体制を整えることにつきまして、その必要性は当然認識をしておきまして、昨年12月議会におきまして、組織条例の改正を議決

いただきまして、4月から新たな組織での業務運営がスタートいたします。私の在任から1年たない中で大幅な改革というところまではなかなか進めませんでしたけれども、方向性としては、政策推進機能の強化と財政基盤の両立、またデジタル化、情報発信の強化など、そういった主なテーマとして来年度以降も必要な見直しは随時行っていきたいというふうに考えております。私も、今年の1月から西土佐のほうの支所にも出勤するというようなこととしておりまして、この四万十市の中村地域と西土佐地域というのをどういうふうにつなげていくことでできるかということも考えております。現在、国道441の整備というのも進んでいる中で、そういった開通状況とかも加味しながら、市民サービスの低下を招かないように考慮しながら、限られた人材を有効に配置して、デジタル技術等も活用することで、支所機能の在り方も含めて検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） まだ1年たってないですね、約10か月という中で、様々なことに関して目配せしながら、行財政運営をされてるのかなというふうなご答弁だったというふうに思います。ぜひ今後20年が経過した中で、まだまだ見直すべきところがあると思います。新しい山下市長になってから、ぜひ思い切った見直しも進めながら、ぜひ本市が前向きに進むような町へと進めていただきたいと思ひまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で寺尾真吾議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時16分 延会

令和8年3月9日（月） 第13日

本 会 議

令和8年3月四万十市議会定例会会議録（第13日）

令和8年3月9日（月）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 山下 元一郎	副市長 田能 浩二
総務課長 山崎 寿幸	地震防災課長 安岡 栄治
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 武田 千尋	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 横山 昌之	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 遠近 由幸	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 津野 智宏	上下水道課長 岡村 速人
会計課長補佐 薦田 則一	市民病院事務局長 金子 雅紀
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 松田 文雄
学校教育課長 岡本 寿明	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼 地域企画課長 佐川 徳和	西土佐診療所事務局長 田村 典義
産業建設課長 竹本 志郎	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局 局長 原 憲一	事務局 局長補佐 岡村 むつみ
総務 係 長 戸田 卓宏	

午前10時0分 開議

■副議長（上岡真一） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■副議長（上岡真一） 日程に従い、一般質問を行います。

山下幸子議員。

■7番（山下幸子） おはようございます。

公明党の山下幸子です。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、地域猫活動についてお尋ねいたします。

この質問は、昨年12月議会の中で廣瀬議員からも課題が上がっておりましたが、私も飼い主のいない猫についての相談を何度かこれまで受けてまいりました。

そういった中で、今年の8月、幡多福祉保健所で県が行った地域猫活動セミナーに参加しましたが、これまで私自身が勝手に猫に対しての知識はあると思っていたことが随分間違っていたことに気づき、初めて学ぶことがたくさんあり、感動しながら勉強することができました。人と動物が共存できる町を目指して、地域猫活動に取り組んでいる本市にとって、現在他県でも課題となっている愛護団体と住民との間でトラブルが発生するケースも多くあるようでございます。その中の一つには、正しい知識がないため、飼い主のいない猫に対して、迷惑だけのイメージが先行していることや、実際に迷惑、被害状況に悩んでおられる方も多くいらっしゃいます。これから大事なことは、人と飼い主がいない猫が調和する環境づくりのためにも、地域猫活動の初めの一歩として、市として住民に対し猫の地域問題についてとした定期的なセミナーを行い、正しい知識とともに、現在飼い主のいない猫のことでお困りの方を対象としたセミナーなどもテーマを変えながら行うことはできないものではないでしょうか、お尋ねいたします。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

セミナーの開催につきましては、県の主催のセミナーに加えまして、本市におきましても、令和8年、次年度になります。地域猫活動セミナーの開催を検討しているところでございます。

内容につきましては、地域猫活動をこれから始める予定がある方を対象とするというよりは、議員も今おっしゃってましたが、猫問題で困っている方を対象に困り事の相談であったり、地域猫活動の必要性を理解していただけるような内容を今現在予定しているところでございます。

セミナーの開催は、来年度限りで終わりというわけではなく、開催時期、テーマ等を精査しまして、継続性を持って開催することで、地域の方の理解を求めていく必要があると考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 大変前向きな答弁をありがとうございます。

現場の生の声と課題を共有することもでき、立場の違いがあっても、地域猫活動を進めるためには新たな取組の一つであると思います。

また、高知地域猫の会の講師の方も、幅広い分野でセミナーを行うことが、多くの方にとって知っていただくきっかけになり、大きな前進へとなり得るので、協力は惜しまないとも言っておきたくておりますので、連携を取りながら取り組んでいただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

開催予定は、まだそこまでは決まってないでしょうか。予定月。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） 開催月まではまだ決定してなく、今後検討するようにしております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 了解いたしました。よろしく願いいたします。

次は、ボランティア団体と行政との意見交換についてお聞きをいたします。

市内で活動されているボランティアの皆様や団体の皆様とお話をしていると、現場の課題・要望などを意見交換する場所が欲しいとのお話がありました。県や市町村が目指している方向性を共有していくためにも、本市の地域猫活動に取り組んでいく中で、ボランティアの皆様との意見交換は、現場の課題など対応するためにも大事なことだと考えられますが、本市の考えをお伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

地域猫活動につきましては、飼い主のいない猫を放置せず、地域で一定の管理をしながら見守り、不妊去勢手術をすることで、望まれない新たな命をつくらせず、飼い主のいない猫を減らしていくということが基本と考えております。

その中で、ボランティア団体の方々が、重要な役割を担っていただいているというのが現状でございます。そういったことを考えますと、現場の課題を聞くとか、そういったお声というのは大変大事だと考えております、次年度以降、ボランティア団体との意見交換の場といったものも設けさせていただきたいと考えているところでございます。

また、現在市で把握していますボランティア団体は3団体でございますが、地域猫活動への理解が進む中で、地区で団体を立ち上げることも考えられますので、市とボランティアとの意見交換の場にとどまらず、課題の共有であったり、活動の情報交換など、団体同士の意見交換

の場としても活用していただけたらと考えているところでございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。ボランティアの団体は3団体ということで、あまり多くはないですし、また団体同士の交流ということも本当に新しい取組として有効だと思いますので、ぜひ実行のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

捨て猫についてでございます。

私もよく相談されるのですが、空き地や住宅街に子猫を箱に入れて捨てに来る人がいる。それも何度も。この地域、この家なら何とかしてくれるだろうというように捨て猫をされ、非常に迷惑していると同時に、里親探しも大変で、市にも連絡・相談はしているそうですが、いまいちだと残念がられておられます。

そこで、ここ3年ぐらいで猫の遺棄、保護件数の推移はどうなっているのか、お聞きします。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

過去3年間の推移というご質問でございますが、市内での遺棄、または保護の件数として、正確な件数は把握していないのが現状でございます。ただ、猫の遺棄に関する情報につきましては、市に直接通報ということは少なく、保護団体等を通じて知ることが主でございます。情報として寄せられる件数といたしましては、年に2、3件程度でございます。

令和7年度につきましては、例年より少し増えまして、今日現在までに把握している遺棄件数は4件でございます。

また、保護件数でございますが、団体に限らず、いろいろな方が様々な場所で保護してくださっております。取りまとめている機関がないので、正確な頭数等につきましては不明でございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 正確な数字は分からないということで、あったとしても2、3人ということで、私が思っていたよりは少ないような感じですがけれども、市に入ってくる数字よりは、私のほうに相談されるほうが多いんですけども、そういうことで、けどゼロではないということですので、その辺はまた考慮していただきたいと思います。

それでは、捨て猫に起因する苦情件数はどのようなものか、苦情の件数ですね、教えていただきたいと思います。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） 捨て猫に起因します苦情件数でございますが、令和7年度、今

日現在までですが、市へ直接連絡があった捨て猫に対する苦情・相談等の件数は1件でございます。

なお、保護猫団体に寄せられた相談件数につきまして確認したところ、3件とお聞きしております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 分かりました。ありがとうございます。現状については理解はいたしましたけれども、私が大変厳しい質問というか苦情を寄せられたのが、ちょうど2年くらい前になりますね。課長は前課長だったので、内容は詳しくは分からないと思うんですけど、そのときには、何とかすぐに現場に飛んでいきまして、処理ということができたんですけども、またそういったことなども、今までにあったということなんかも考慮しながら、前に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本市としてはこのような捨て猫への現行の対応体制と課題はどのように認識しておられますか。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

捨て猫に対する現行の対応・体制でございますが、まず保護した方に、周りに、隣近所、知り合いなどに飼育できる人がいないか、里親探しをまずお願いします。それでも里親等が見つからない場合は、保護猫団体に相談した上で、保護された方とのパイプ役を担っているところでございます。

課題につきましては、根本的な原因といたしまして、人間の無責任な行為、知識不足が背景にあり、愛護動物を遺棄することが犯罪となるということも知らないことですね。捨てるっていう行為につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律により犯罪であると。1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処せられという認識が薄いように感じております。

また、不妊去勢手術を行わず飼育しているため、子猫が生まれ、飼い切れなくなるというケース、多頭飼育ですね、手術を行っていけば防げたケース等も実際ございますので、そういった課題があると認識しているところでございます。

そういった課題に対して、今後の対策ではございませんが、そういった認識不足の穴を埋めるため、市の広報紙での周知や先ほど議員ご提案いただきましたセミナー等、そういった手術の必要性等々、きちんとした知識の周知啓発といったものを捨て猫がゼロになるように、向けて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。次に用意した質問の答弁をすっかりそのまま言

っていただいたようなところもありますけれども、ダブるかもしれませんが、私のほうからも言わせていただきます。

大変難しい問題だと理解はしておりますけれども、絶対にやめていただきたい行為であります。無責任な遺棄は、動物愛護の観点だけでなく、地域の衛生環境や住民トラブルにも直結する深刻な問題であると思っております。動物遺棄は、動物の愛護及び管理に関する法律違反であり、犯罪であることの周知を徹底すべきではないかと思っておりますけれども、先ほど課長がこの件については前向きに取り組んでいただくという答弁をいただいております。また、団体、相談者に対しても、パイプ役をこれから担っていくという答弁もいただきましたので、了とします。ありがとうございます。

捨て猫問題は、動物の問題ではなく、人間の責任の問題です。命は弱い立場に置かれがちです。だからこそ、行政が本気で取り組んでいかなければならないと思います。

次の質問は、今後も総合的な対策を講じて取り組んでいただきたいと思いますが、このことを踏まえて、何かご答弁がありましたらよろしくお願いします。

■副議長（上岡真一） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

様々なご提案いただきました。特に、まずは四万十市地域猫活動という部分に関しましては、令和4年度から県の補助金、また令和6年度からは市の補助金も活用しながら、市民の皆様様に飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行っていただいております。令和4年度から令和7年度までの4年間で、手術頭数は約900頭、そのうち令和7年度においては300頭を超える手術を今行っているという状況でございます。猫の繁殖力、非常に強いので、生息する地域で集中的に不妊去勢手術の実施に取り組むことで、望まれずに生まれてくる猫を少しでも減らしていくことにつながっていくと考えております。現に、今年度、高知県内の市町村では2年間、集中的に取組を進めたことで、未手術の猫がゼロというわけではないですが、一定の成果が見られた、そういった市町村もあると聞いております。

本市におきましても、不妊去勢手術への補助を継続しながら、飼い主のいない猫問題をボランティア任せだけではなく、地域の問題として市民の皆様にもご理解いただきながら、今後も周知啓発に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。市長まで関心を持っていただいている、注意をいただいているということに感謝いたします。

それでは、次の問題に入ります。

最後になります、この問題については、地域猫活動を進めるための住民に対する働きかけについて今後の計画等を教えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） ご答弁いたします。

引き続き、広報紙等、またホームページ等を使った周知啓発はもちろんですが、先ほど議員ご提案いただきましたセミナーであったり、意見交換の場であったり、そういった新たな取組といったものも取り入れながら、前向きに地域猫活動については進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 今後の活動計画につきましては承知はいたしました。大変地道な活動だと思いますが、住民の皆様にも正しく理解の啓発を継続的によろしくお願ひしたいところですが、今私が一つ心配していることは、時期的にはスタッフの手が足りないということも少し伺っておりますけれども、スタッフ人数は十分でしょうか。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） 職員のスタッフということでお答えさせていただきますが、なかなかこの地域猫活動、ここ数年すごく問合せ等々もございまして、職員大変な思いをしているのは見ていてもすごく感じるところでございます。ただ、職員も頑張っておりまして、職員の頑張りを信じて、見守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 職員の頑張り、その職員の頑張ってる姿を見て、何か私が手助けできないかなと思ひまして質問をしたところでございますけれども、やっぱり時期的には、本当に厳しい、次から次についていうふうな時期があると思うんですけれども、できればそういった時期でも今までこの猫問題について関わってきた行政のスタッフがおれば、経験者がおれば、何日間くらいはっていうことで応援をいただけるような体制はできないものではないでしょうか。

■副議長（上岡真一） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。こういった問題に限らず、どうしても行政内で季節的に忙しい時期というのがありまして、そういったときには、可能なときは応援をしたりとかっていうようなことは実際行っております。今回の問題に関しましても、もしそういったことが可能であれば、そういったことも検討したいと思ひます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） しつこいようですが、一つ付け加えるとすれば、全く素人の方じゃなくて、これまで経験をされた行政の方をとっていうふうな方でまた考慮していただければなおさらうれしいかなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2番目の成年後見人制度の利用促進についてお聞きをしていきます。

現在、地域活動をしていく中で、以前にも増して単独高齢者が増えているのに本当に驚いています。中には将来に不安を感じて断捨離をしているところだと言われる方もよくお聞きをしております。

近年の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は、社会的にも課題となっており、これに伴って成年後見人制度の需要も一層高まると見込まれております。

成年後見人制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は、地域包括ケアの推進に不可欠であると考えられていますが、そこで本市における成年後見人制度の利用状況についてお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 四万十市民のうち、成年後見制度を利用されている方、令和7年8月1日現在で73名となっております。内訳といたしまして、後見相当が64名、保佐相当が6名、補助相当が3名となっております。

利用者の分類でございますが、認知症の方が67.3%、知的障害の方が8.2%、精神障害の方が7%、その他が17.5%となっております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。利用状況につきましては分かりました。

ですが、私が思っているには、認知症高齢者等の数と比例して少ないのではないかなという感じもいたしますが。

それでは次に、本市では成年後見人制度利用促進基本計画を立てられていると思いますが、その内容と進捗状況についてお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 本市では、令和7年3月に策定した第4期地域福祉計画に包含して、四万十市成年後見制度利用促進基本計画を整備をしております。本計画は、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とし、成年後見制度の利用を必要とする方に情報が届くよう、制度に関する知識や理解の普及啓発、相談窓口の周知を重点的に行うこととしております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 内容と状況については承知をいたしました。5年計画で取り組んでいけるようですけれども、計画の推進が今後スムーズに行えるよう、誰もが安心して暮らせる笑顔あふれる四万十市に早くなれるように期待もしております。

次の質問に移ります。

このような制度の周知を市民に分かりやすく、相談窓口を明確化し、市民や支援関係者など

が安心して相談できる体制を整備することが必要であると思っていたところですが、地域住民への制度周知や相談窓口の周知状況についてお尋ねをいたします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 市民への周知といたしまして、市公式ホームページに制度の概要や相談窓口について掲載をしております。また、各地区の健康福祉委員会や老人クラブに呼びかけ、希望に応じて成年後見制度に関する出張講座というものを行ってまいりました。また、高齢者や障害者の支援者や市民を対象とした研修会も毎年開催をしております、今年度は3月25日に開催をする予定でございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 周知状況についてはおおむね理解はいたしました。私も少し勉強をさせていただきましたが、広報やホームページ、また福祉のイベントのときとか、あと高齢者向けの講座、あと民生委員さんなんかにも頼んでいるように聞いておりますが、先ほど課長が言われました広報での周知についてでございますが、ちょうど今月の広報の中で、成年後見人制度に関する研修の募集が出ておりました。これは年1回行っているということですが、制度への利用促進にはこれまでどのような効果があったのか、分かる範囲で構いません、よろしければお願いいたします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 効果として、何か数字を積み上げたりといったものはございませんが、一定こういった研修会に参加をしていただいている住民の方であるとか、今ちょっと手元にはございませんが、一定数は研修の毎年積み重ねと併せて増えているというのが現状でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） すみません、課長だったらお答えしていただけるんじゃないかなと思ひまして聞かせていただきましたが、一定数の方が参加していただき、また一定数の方には効果があるというふうなお答えでございました。ありがとうございます。

この取組は、多くの人に知っていただくよい機会であると私は思っておりますが、年1回では参加できなかった住民にとっては、丸1年後ということになります。高齢化が進む中、せめて半年に一度の開催はできないものでしょうか、お尋ねします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 今現在の年に1回のこの取組自体の効果といたしますか、そういうところも検証いたしまして、これを2回にすることによって、より理解が進むという見立てができるようであれば、それはそれで検討すべきであるとは思いますが。現時点では、年に1回というところを踏襲していくのかなというふうに考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。いろんな手は打たれていると思うんですけども、こういった市民と行政とが意見を交換しながら、どこを一番市民の方が要求されているのかとか、そういったのもこの研修の中ではそういうことが拾っていけるんじゃないかなと私は勝手に思っているんですけども、この研修の内容は、意見交換というか、意見も市民の課題とか、そういったのも聞いてもらえるような研修内容でございますでしょうか。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 基本的には、こういった状況でこういった制度が使えるのかといったことが主な内容になろうかと思えます。仮に、山下議員がおっしゃるような意見交換して何か課題がというようなことがあれば、またこの研修とは別に、それに近い、例えば介護度の認知症の方を抱える家族であるとか、そういったところに直接アプローチして、こういった将来的に使われ方がよいのかといったことなんかは検討する余地はあろうかと思えます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。行政のほうが行う研修、勉強と、今課長が言われたとおり、住民とのキャッチボールをしながら、この制度を使っていただけるようになっていことも、また新たに取り入れていただきたい、考えていただきたい。それによって、年に一度、内容を変えた形で、年に2回というふうな形にも考えていただきたいと私からの要望でございます。よろしくお願いいたします。

今行ってるこの周知方法は、やっぱり周知方法の一つであるとも考えられますので、どうぞぜひとも継続的に行っていただきたいと思えます。

では、次の質問で、制度が使われにくい現状の認識についてお聞きします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 成年後見制度の使いにくさとして、成年後見人の申立てに費用がかかることや家庭裁判所による審判までに一定の時間を要すること、また一度成年後見人が選任されると、原則、お亡くなりになるまで成年後見制度の利用をやめることができず、成年後見人に対する報酬を支払い続けなければならない点などが挙げられます。

そのような制度上の使いにくさに対する対応といたしまして、現在、国において法改正が進められており、成年後見制度の一時的な利用を可能とすることが検討されるなど、後見を必要とする人の個別のニーズに合わせた柔軟な利用ができる制度に改正されることが見込まれております。

また、成年後見人の申立てに係る経済的負担に対する支援といたしまして、本市では、申立て費用の助成を行っております。一定の条件はございますが、1件当たり最大で20万円まで助

成を行っております。こういった国の法改正の動向や市の助成制度について引き続き周知を行い、必要な方に必要な情報が届くよう、手を尽くしてまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 市の認識については分かりました。市のほうも申立ての20万円の助成ということ、また法改正も同時に入ってきたということで、認識については十分です。ありがとうございます。

私も本当に何でこれを市民が使われないのかなってというの、何がネックになってるのかなっていうことを自分なりにずっと勉強してきたところではございますけれども、私の勉強した範囲の中では、課長が言われたとおり、ちょっとダブる点もありますが、使われない理由としては、制度の認知度が低い、窓口の存在が十分伝わっていない、手続きが複雑で分かりにくい、費用への不安があるといった理由から、なかなか必要な方に制度が十分届いていないと感じています。今後課題を共有しながら、制度、認知度の把握をこれからしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この質問は、成年後見人は、市税、国民健康保険、障害福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続きを各窓口で行う必要があり、手続きの負担が大きい現状であると言われております。行政側においても、これらの手続きを個別に受けることによる義務負担は少なくなると思ひます。

そこで、これらの課題を解決する一歩として、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みを導入することが有効だと考えておりますが、市のお考えをお伺ひいたします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

例えば、生活保護受給者や障害福祉サービスを利用する障害者に成年後見人がついた場合には、送付先の確認と併せて、家庭裁判所から成年後見人に付与された代理権の範囲の確認や福祉事務所が行う支援に関する手続きにおいて、成年後見人がどこまで関与できるか等の確認も必要となってまいります。

また、成年後見人として選任される方の多くは、それまで被後見人と関わったことのない専門職の方となりますので、福祉事務所においてどのような支援を行っているか、日常生活において、特にどのような支援が必要かなど、情報共有を行った上で、連携して支援を行う必要がございます。各課における手続きにおいて、送付先の確認だけでよいのか、状況に応じて他の手続きも必要となるか、現時点では整理ができておりませんが、送付先変更手続きを一括して受けることで、支援に必要な情報共有の機会がなくなるおそれもございますので、制度を利用する方に対する支援が適切に行われることを最優先に、可能な範囲で送付先変更手続きの簡素化につい

て、関係課と検討したいというふうに考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 内容としては大変前向きに捉えていただいているんじゃないかなというふうにも思っておりますが、この件につきまして市長のお声も一言いただきたいと思いますが、構いませんか。

■副議長（上岡真一） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。住民の皆様の手続の簡素化ということで、例えば引っ越しして来たときに住民の手続、そういったことも含めて、四万十市としても様々取組をしているところでございます。今現状でどういったことが必要になるかっていう整理がきちんとまだできてないというところもありますので、そういったところを整理しまして、可能な部分に関しましては、できるだけ簡素化して住民の皆様のご負担が減るような取組を行っていききたいと、そのように考えております。ありがとうございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。今後、いろんなことを整理していただきながら、検討の余地はあると思いますので、どうか前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、3番目の最後の質問に移ります。

リチウムイオン電池の適正廃棄についてお伺いをいたします。

近年、モバイルバッテリーや電動アシスト自転車、家電電気製品等、リチウムイオン電池による火災が全国的に増加をしております。リチウムイオン電池をめぐっては、適切な分別収集がされず、プラスチックごみなどと一緒に混ぜて捨てられ、処理の過程で発火する事故が増えています。ごみ収集車やごみ処理施設などで発火・発煙・火災が発生しているようで、その背景には、電池の取り外しが難しい製品が急速に普及しており、利用者が適切な廃棄方法の情報に触れる機会が少ないなどいろいろと出てきております。

本市では、リチウムイオン電池関連火災の発生事例は、どのようなものがあるのか、教えてくださいたいと思います。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等におきまして、リチウムイオン電池等に使用した製品に起因します火災事故等が全国的に頻発発生しております。環境省によりますと、令和5年度には、全国の市区町村において8,543件の火災事故等が発生している深刻な課題となっております。この8,543件といいますのは、ごみ収集車やごみ処理施設における火災事故等の発生件数のうち、出火して職員が手動でもしくは消防隊による消火による件数でございます、発

煙・発火を含む全ての件数になると、もっと多くの件数でございます。

ご質問の本市の状況でございますが、廃棄物処理施設であります幡多クリーンセンター及び幡多中央環境センター、家庭から出るごみを収集運搬している収集運搬業者5社に確認を取りましたところ、いずれも過去にリチウムイオン電池等を使用した製品に起因する火災事故等は確認したことはないとお聞きしております。

また、幡多中央消防組合にもお聞きしたところ、令和4年度から6年度の3年間ではございますが、このような事例は確認していないとのことでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。課長が調べていただいた中では、今まで4年度以降は、クリーンセンターとかそういったところではないということでございましたので、安心はできますけれども、私の聞き取りの中では、クリーンセンターにおいて、過去4年度までだったのでしょうか、1件あったということをお聞きしております。その分析も、原因は分からなかったというような内容でございましたけれども、これもしっかりした分析をしていくべきではなかったかなという思いもいたしました。

リチウムイオン電池火災は、いつ起こるかしのれない問題ではなく、既に起きている現実の危機ですので、知っていたら防げた事故にならないように、市民一人一人の正しい知識こそ最大の火災防止策であると考えられます。

そこで、次の問題です。

リチウムイオン電池の危険性と市民の認識について、本市は昨年1回、広報紙で電池の廃棄方法についてとしてお知らせをいたしました。危険性について十分に市民へ伝わっているとは言えない現象であります。発信する情報の内容についても、廃棄方法とともに、発火の危険性について深刻な被害が生じるかを伝えることが重要であると考えているところでございますが、現在の周知方法で十分だとお考えなのでしょうか、お伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えさせていただきます。

リチウムイオン電池の危険性につきましては、全国的な課題によりまして、市町村におけるリチウム電池等の適正処理に関する方針と対策ということで、7年4月15日に環境省より通知が発出されているところでございます。

これを受けまして、本市の今の取組ですが、市内9か所に設置しております小型家電回収ボックスの側面に、リチウムイオン電池等の専用の回収カゴを取り付けまして、先ほど議員ご説明いただきました、7年6月号の広報でリチウムイオン電池等の危険性及び適正な廃棄方法について周知をしていたところでございます。

また、リチウムイオン電池等の回収の運用開始後なんです。膨らんだモバイルバッテリー

と発火の危険性の高いもの、持込みも実際ございました。このようなものにつきましては、決して普通ごみとしては出さず、また幡多中央環境センター、もしくは幡多クリーンセンター、市の環境生活課、もしくは西土佐総合支所、いずれかに直接持ち込んでいただくようお願いしているところでございます。

今回広報3月号と併せて、各家庭に令和8年度のごみ収集計画表カレンダーを配布させていただきましたが、そのカレンダーのほうに、新たに今回のこういった問題等を受けまして、リチウムイオン電池の取扱いについて、少しですが掲載させていただいて、現在、周知を行っているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 今課長が言われました広報とカレンダーのほうですね、周知をしているということですが、これが本当に一般市民にはあまり伝わってないような状況です。本当に普通ごみにぼんぼん捨てられている方なんかもよくいますし、初めてこのような話を聞いたという市民も多くおられます。そういったこともまた課のほうで考えていただきたいと思えます。十分課としては周知はしていつてると思っているかもしれませんが、現状はそういうところがございますので、それについてはやっぱり危険性ですよね、危険性の周知は、単なる分別案内では不十分だと思います。誰が見ても分かりやすく、危険性が伝わりやすい啓発ポスター、こういったものも国からも出てると思いますので、そういったポスターがあれば、もっと目で見ても分かりやすく、効果があるとも思いますので、南国市なんかはそういったものも取り入れながら、広報のほうで啓発しているところがあります。また、そういったところも考えていただきながら、本当に危険性をポスターで見たら私なんかもおっというぐらい、これはっていうの、私自身はすごく思ったんですけど、こういうポスターを使うとか、そういったことは今後あり得るでしょうか。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） ありがとうございます。ポスター等につきましても、有効性があるようでしたら、こちらのほうも前向きに取り入れて、地区に配布する等々検討してまいりたいと思えます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます、今やってらっしゃることも十分分かった上ですが、やっぱり目を引くようなポスターは使っていただきたいなと思ひまして、質問をいたしました。

それでは、最後の質問に移ります。

本市では、リチウムイオン電池の回収を、公共施設や家電販売店などで小型家電回収ボックスを設置しているカゴにて回収を行っておりますが、回収ボックスの設置数は十分なのか、ま

た設置場所の選定基準は何かを教えてくださいたいと思います。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

まず、回収ボックスの設置数の適正かどうかということでございますが、実際のリチウムイオン電池等の回収した数っていうのは、把握はできておりませんが、現在のところ専用の回収籠がいっぱいになってあふれるといった事例もございませんので、設置数については適正といえますか、充足しているのではないかと考えております。

あと設置場所、回収場所の基準でございますが、これにつきましては、環境省の通知により、家庭で不要になったリチウムイオン電池等は退蔵せずに、他のごみへの混入を防ぐため、住民にとって利便性の高い分別収集を基本とすること、また回収ボックス等による回収を併用して、投入可能時間及び曜日の多い施設に設置し、住民の利便性をさらに高めることとあります。そういったことを受けまして、本市はさらに、本市は収集体制もございますので、そういったことを勘案した上で設置しているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 分かりましたがすみません。もうちょっと分かりやすい内容にさせていただいて答弁していただきたかったかなというふうな感じ、設置場所の選定の基準について思いましたけれども、また窓口のほうでしっかり聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

重要なのは、利用者への周知だと思います。本庁1階にあった回収ボックスが、現在、4階に移動している理由についても、市民の方はまだまだ知らない方が多くおられますが、この移動の理由をお聞かせください。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

以前1階のほうに置かさせていただきましたが、どうしても口が小さい関係で、入らない家電について、回収ボックスの上に置いたり、横に置いたりということで、なかなか管理ができないということがございまして、一旦4階のほうに上げさせていただきました。4階が当課のフロアになっておりますので、回収ボックスの口に入らないものにつきましては、本課のほうへ直接お声をかけていただくということで、4階のほうに上げさせていただいているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） この周知方法は、どのような形でやられましたでしょうか。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） 申し訳ございません。当時自分いなかったもので、こういった形で周知したかというのは、すみません、自分のほうで確認できておりません。申し訳ございません。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） この移動した内容を知らない市民の方が多くおられましたので、よければまた再度周知のほうをお願いしたいと思います。

それでは、以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

■副議長（上岡真一） 以上で山下幸子議員の質問を終わります。

11時まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時0分 再開

■副議長（上岡真一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 四万十立志の会西尾祐佐でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問のほうに移っていきます。

まずは、災害発生時の建物解体、公費解体制度について質問いたします。

公費解体制度とは、特定の災害により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、市町村が所有者に代わって災害廃棄物として解体及び撤去する制度であると認識しています。

今回は、大規模災害が発生した場合の災害時についてお伺いいたします。

大災害が起こった後の避難や避難所での生活等のことが協議や議論されておりますが、今回はその後の復興についての視点の一つの提案でございます。

大規模災害が起こったときには、多くの家が倒壊や被害を受け、生活できない家屋も相当数あると想定されております。そのような家屋について、生活インフラの回復や生活再建の妨げになるものについては除去や撤去が必要になると考えます。

そこで、今回質問の公費解体制度の活用になると認識しておりますが、まずはこの公費解体に進むまでの流れについて教えてください。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

まず、公費解体の概略でございますが、地震など大規模災害で被災した家屋につきまして、所有者の費用負担なく、自治体が解体・撤去を行うものでございます。災害により倒壊・損壊した家屋を迅速に撤去することで、2次被害の防止や迅速な復旧を目的とするものでございます。原則といたしまして、自治体が発行する罹災証明書で、全壊と判定された家屋が対象とな

りますが、災害の規模によりまして、大規模半壊、中規模半壊、半壊も対象となることもございます。

議員ご質問の公費解体の流れでございますが、現時点で想定している流れではございますが、まず罹災証明書等の必要書類を添付の上、申請をしていただくようになります。申請に基づきまして、被災家屋の状況確認のため、所有者、もしくは代理人の立会の下、現地調査を行います。調査結果を基に内容を精査後、解体決定通知を発行します。申請者による建物内のごみの撤去等々、事前準備完了しましたら、解体・撤去工事となります。解体完了後は、所有者のほうで法務局で建物の滅失登記を行っていただきまして、市から解体完了通知を送信し完了するという流れになります。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 大まかな流れ、分かりました。ありがとうございます。

ちなみに、被害を想定している家屋の数と違って分かるのでしょうか、お伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

今想定してまず被害の家屋数でございますが、本市の地域防災計画におきましては、L2クラスの地震の最大被害ケースではございますが、全壊、焼失、半壊合わせて9,500棟の被害を受けると想定しているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 9,500棟ということで、かなりの数であるというふうに認識しております。

流れとしまして、罹災証明書発行後、それを持って申請ということではございますが、罹災証明書発行の前に、若干作業があるものと認識しております。そこには、まず大災害が起こった後は、応急危険度判定、そういったものが行われ、全壊のものには目印がつけられ、それ以外の被害に遭っている建物等について罹災状況の確認が行われていく、その後、避難所での生活等々もどれぐらいの長さになるかというのは分からないんですが、それぞれの生活に合わせてそれぞれの持ち主の方が申請に来るというようなことになってくると思います。流れ、想定についてはおおむね理解できましたが、現状想定している中でこういった流れの中で、課題や検討していることなどがありましたらお伺いしたいと思います。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

想定してまず課題、検討事項等でございますが、ここで高知県主催の公費解体に関する勉強会、同じく県主催の先進地事例に学ぶ災害廃棄物対策に係る講演会に参加する中で見えてきま

した課題、検討事項を中心にご答弁をさせていただきます。

まず、被災直後でございますが、申請に当たりまして、必要書類を準備する必要がございます。その中でも特に相続登記が行われていない場合などでは、全ての相続人の同意書が必要となりますので、同意書の取得に長期間、期間を要するケースがある等がございます。東日本大震災発災時には、倒壊のおそれのある家屋を放置することができないため、所有者全員の解体の意向が確認できない場合であっても、確認できない事情や家屋の状況等を勘案して、やむを得ないと判断したときは柔軟に対応した事例もあるようでございます。また、建物の用をなさないと判断された場合は、法務局の登記官により、滅失登記が可能ということもございますが、いずれの場合も、解体後のトラブル防止というのがございますので、慎重に判断する必要があると考えております。先ほどの相続登記につきましては、令和6年4月以降、不動産登記法改正に伴いまして、相続登記が義務化されましたので、所有者不明建物等は今後徐々に減っていくことは期待されますが、なお本市といたしましても、相続登記の促進のための広報紙等での周知というものは図ってまいりたいと考えているところでございます。

2つ目としては、申請の受付の円滑化でございます。

申請を受け付ける我々自治体もそうですし、被災された申請をされる方々も、やはり手続に不慣れであるということでございます。我々も自治体のほうも申請受付体制の構築であったり、被災者の方が申請書類を作成したり集めたりすること、そういったことに時間を要するということが考えられております。災害廃棄物に関する知見、権限を有します環境省の職員や他の自治体職員の現地派遣あるとはございますが、災害廃棄物に関する本市の対応できる業務マニュアルの作成をする必要があるというふうに現在考えているところでございます。

また、高知県におきましては、令和8年度に高知県災害廃棄物処理計画の改定を予定しているとお聞きしておりますので、本市におきましても、これを受けて、四万十市災害廃棄物処理計画をより実効性のあるものに改定して、課題に対してしっかりと向き合っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。課題2つほど挙げていただきました。申請に対しての書類集め、またそういった中で相続登記等も大変困難になるのではないかとということと、受付業務の円滑化、こういったものを課題になるのではないかとというような話でございました。今回、最初に述べました申請に当たっての書類集め、これについてももう少しお伺いしたいと思います。

もう少し詳しくお伺いしたいと思いますが、申請に当たっての必要書類、今分かっているものあれば教えていただきたいと思います。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） 今現在想定しています必要書類でございますが、まず被災家屋等の解体撤去に係る申請書でございます。それに罹災証明書の写し、建物配置図、被災家屋等の現況写真、申請者の身分証明書、身分証明書は運転免許証であったりマイナンバーカードを想定しています。そして、印鑑登録証明書の提出というものを想定しております。そのほかといたしましては、被災家屋が未登記の場合であったり、所有者が亡くなられている場合などは、場合によっては追加で書類を必要とするケースもございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。被災を受けながら、各種書類を集めての申請は、かなりの負担となるケースも考えられます。そのため、生活再建に向けて倒壊している、また住めなくなっている家屋の除去・撤去は、大きな課題となるものと懸念しております。ですので、事前に簡略できるものがあれば、それは既に協議しておけばよいと考えます。特に、登記がなされていない家屋や持ち主が特定できない、行方不明になっているなども考えられます。公費解体の申請が、大きな負担や煩わしいこととならないよう、生活再建へ向けたスムーズな取組の検討をお願いしたいところです。私個人的にですが、既に土地家屋調査士の方や関係機関の方々に各種問合せ、確認をしているところですが、事前に簡略化できるものは幾つかありそうな発言もされておりました。ぜひ早めに関係者や関係機関等と協議をして、事前の対応をしておくこと、それが生活再建に向けてのスムーズな取組につながるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の担当課の所見をお伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

申請に要する書類集めの負担軽減につきましては、公費解体の円滑化・迅速化に係る重要な課題であると認識をしております。能登半島地震におきます事例を挙げさせていただきますと、市役所内で発行される書類の免除を行ったところ、建物の登記者と申請者が相違していたと。そういった問題が申請受理後に発覚し、追加で書類を提出していただくなど、解体までの時間がよりかかってしまった事例といったものもあったそうでございます。このような事例から、書類の簡略化を進める際は、慎重な議論と検討が必要であると考えておりますが、しかしながら、発災後には迅速な対応が求められますので、申請書類の合理化・簡略化は、避けて通れない課題であること、事実でございますので、他の自治体の先行事例、先進地の取組なんかも参考にしながら、制度の理解を深めて、申請書類の内容を精査する中で、関係機関などとの情報共有、協議についてはなお密に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 本当に私も件数を改めて9,500棟被害を受けるであろう想定、またこう

やって相談を受けるまで気づかなかったところも多かったです。過去の大災害でも、先ほどもちょっと出ましたが、課題となっていたこともいろいろお伺いしました。復興時の大変なときの行政職員の業務の負担減、また申請する住民の負担軽減、公費解体での少しでもスムーズな危険家屋の除去・撤去等関わる皆さんにとって有益となるものであると思いますので、これは早めに事前にできることはやっておくべきではないかと思い、今回の質問に至りました。ぜひ早期に取り組んでいただき、大災害時のスムーズな生活再建の一助になればと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

次は、生活福祉についてということで、今回は生活保護のケースワークについてお伺いしていきます。

今年の2月11日の高知新聞に、南国市であった生活保護事務怠慢21年から25年という記事が出ておりました。ケースワークは、生活保護法に基づく実施要領で、受給世帯の生活や健康状態の把握、自立支援などのために定期的な訪問調査が義務づけられていますが、この訪問調査未実地や事務の怠慢が主な原因であったようでした。

生活保護のケースワークという業務は、行政の中でも特殊な仕事であると認識しております。それは、制度と目の前の人間のはざまに立ち続け、生活に困窮している人を助けたい一方で、生活保護法の法律に基づいた厳格な判断が求められます。この人の力になりたいけれど、制度上は却下せざるを得ないという場面でのストレスは、かなりのものであろうかと推察します。また、相談に来られる方は、人生のどん底にいたり、精神的に追い詰められたりしていることもあり、時にはカスタマーハラスメントに近い怒りをぶつけられることもあるかと思えます。各種様々な事例や人、その背景や今後について、その幾度対応し続け、正解やゴールが見えにくい業務なのではないでしょうか。

そのような環境下において、どのようなことに留意して職員のモチベーションを保ち、育成し、また時には守りながら、被保護者の支援の両立をなされておるのか、お伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

議員もおっしゃるように、市の職員は、法令遵守を念頭に業務に当たる必要がある一方、被保護者の中には様々な課題を抱えている方がいらっしゃることから、被保護者の立場に立った温かみのある支援が必要となってきます。

これら2つのことは、時には相反することもございますが、生活保護法のルール厳守と被保護者に対する適切な支援のバランスを意識し、福祉事務所内での協議や被保護者との対話を重ねつつ、信頼関係を築いていく必要があるものと考えております。そして、そのような対応を経験していくことで、相手に伝えるだけでなく、相手に伝わるということを成果と捉え、住民との対話スキルを積み上げ、福祉に携わる職員として、自らの成長を実感することで、本人の

モチベーションを保持することにもつながっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。大変重いお言葉、信頼関係を築きながら、伝えるではなく、伝わるような対応をしておられるということで、本当にこの両立というのは難しい中でやられているのではないかなというふうに思っております。

確かに、法の定めに従い、適切な保護を行うということは、重要かつ正当なことであると思えます。しかしながら、先ほども少しありましたが、時には反発や不正をしようとする者も存在したのではないのでしょうか。各種困難事例もあったと思います。そのようなときには、どのような対応を心がけておられたのか、お伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 生活保護のケースワークを行う中では、対応が困難となる事例が発生することがございます。そのような場合、困難事例に対しては、1人が抱え込まないよう、事案を共有し、複数人で対応をするようにしております。

現在の生活福祉系の態勢で申しますと、ケースワーカーとしては7名配置されておりますが、基本的には2、3名の3つの班に分けて活動をしており、困難な事例に対しては、原則班単位で対応するようにしております。さらに、困難な事例に対する個別の対応方法については、福祉事務所内でケース検討会を実施し、多角的な視点から今後の方針を決定するようしており、特定の職員に対して過度な精神的負担とならないよう、ケース検討会の中で必要な助言を行っているところです。

現状、福祉事務所としては、以上のとおり対応することで、特定の職員に負担が集中することがないように、体制づくりに努めておるところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 1人に任せずというか、負担がかかり過ぎないような取組、よい取組であると思えます。そうした取組が、少しずつよい職場環境や業務につながっているのではないかと推察します。少し前になりますが、ケースワーカーの職員が、病休しているとの話も聞こえてきたことがあり、当時は心配していたことでした。こういった取組や対応によつての具体的な事例や実感としてある成長や変化、また成果のようなもので話せるものがあれば教えてください。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 病休によって複数の職員が離脱した時期がございました。そういう時期がありましたが、ケースごとの訪問頻度を守ることと、必要な支払いについては先送

りできませんので、残ったケースワーカーで分担したほか、当時の係長にも地区を担当させました。また、私を含め、当時の所長補佐もケースワーカーの経験があったこともあり、短い期間ではありましたが、地区を担当し、ケース記録を計上した時期もございます。私自身、数十年ぶりにケースを訪問したこととも重なりますが、高齢化が進んだこともあって、相手に伝えてそれを理解してもらえらるることの困難さというものは、以前より増しているというふうに考えていて、職員にも分かりやすいように紙に書いて渡すなどの工夫をとるという話を職員にしたのが印象的でございます。

職員の病休につきましては、自分の部下からは病休は出さないというつもりで仕事をしてきたつもりでしたが、これはかなわなかったということです。病休の背景は、1つではなく、様々な要因を基に病休というものがございます。私が着任した当時には、先送りされた案件がたくさんあったのですが、私自身は、先送りされた案件があったとしても、それも含めて先送りすることは許さないという考えであったため、当時の職員にとっては、大きな負担となっていたことも一つの原因であったと考えております。現状でいいますと、令和7年度になってやっと実務として追いついてきた感があり、ケースを抱え込まず、困難ケースであっても、ケース検討会等でいろいろな意見が出し合え、周辺の職員にも目を配るという点でいうと、職場環境は以前よりかはより健全に職場に近づいてきたのではないかと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。大変様々な事例も挙げていただきながらご答弁いただきましたが、福祉事務所長の思いの籠もった、厳しさもありながら、大変温かみのある取組をしているんじゃないかなと思っております。現状はある程度理解いたしました。なかなか法令を遵守するというところとのほさま、これは本当になかなかストレスも抱えるというか、なかなかナイーブな慎重な取組が必要なところではないかなと思います。そんな中、組織や職員の育成もなされているようにすごく感じました。

そこで、お伺いいたしますが、生活福祉、生活保護のケースワークにおいて、福祉事務所長が目標としているところ、また目指しているところ、そういったものがありませんらご答弁ください。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 被保護者の中には、様々な背景を持った方がいらっしゃいます。福祉事務所としては、被保護者の自立を目標として各種支援を行っており、具体的な被保護者に対する支援内容は、年度当初及び生活保護開始時に援助方針を定め、福祉事務所全体で決定するようにしております。例えば、若い方で、特に大きな障害を持たれていないような方に対しては、経済的自立となることを最終目標に、就労支援を中心とした援助方針を定めております。

また、高齢で障害を持たれているような方に対しては、健康管理や社会参加の促進といった社会的自立を中心とした援助方針を定めるようにしております。

先ほども申しましたが、様々な課題を抱えている方がいらっしゃいますが、被保護者の置かれた立場や状況により、福祉事務所として適切な援助方針を立て、支援をしていけるよう努めているところでございます。基本的には、生活保護法の遵守と係内で何でも相談し得る良好な職場環境が不可欠であるというふうに考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 本当にこれが実際になされているのであれば、理想な職場環境であり、また目標を目指しているところかなというふうに思います。

ぜひ今後についてということでお伺いしていきますが、今掲げられておりました目標、また目指しているところ、そこに向けての業務や取組、組織の在り方や被保護者への対応など確認することができました。適切かつ厳しさはありながらも、係や組織として取り組む安心感と成長できる職場環境構築に向けた思いも伝わってきました。ぜひ渡辺福祉事務所長を先頭に進めてこられてきたこの業務状況を継続して行ってほしいと思いますが、今後について思いや所感をお願いいたします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 現在の福祉事務所の職場環境がゴールとは考えておりませんが、福祉事務所は、対住民という場面では比較的ストレスの高い業務と考えておまして、そのためにどうしても先送りしたい事案等が発生するのも事実でございます。生活保護法を遵守することはもちろんのことですが、決められた期限までに必要な取組という点でいうと、職員によってはなかなか達成しづらいということもございます。そういう意味では、業務管理というものが大変重要となっております。令和5年度以後、係長を中心に、業務管理のために仕組みづくりを続けてきたところですが、令和7年度をもってその仕組みが一定完成したと考えております。今後は、こういった仕組みが、必要に応じて改善されていく中で、今以上に精度の高い仕組みになるのではないかとこのように考え、それを期待しておるところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。業務管理の大切さ、また仕組みが一定、令和7年度でできた、これをさらによりよいものにしていくことを期待しているというところでもございました。私も実感として感じているのが、今大変現状ではよく機能しているのではないかなというふうに感じております。厳しい業務ですが、本当に先送りしないということをしつかりと徹底してこられたという所長のこの姿勢、本当に怒ったり嫌な役もせざるを得なかったことは多々あったのではないのでしょうか。そのように感じました。ぜひこの状況を福祉事務所長が

替わられましても継続して欲しいとお願い、仕組みがある程度出来上がったということですので、ぜひこれが続いていくよう、順次丁寧にわたっていくよう、よろしく願いいたしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

次に、教育行政について聞いていきます。

初めは、近年、メンタルが病むことによって病休になっている教員が多いと聞いております。先週の金曜日、高知新聞にも県内小中教員92人不足ということで、昨年と比較すれば若干減ったということですが、100人前後こういった時期に不足しているというのは、本当に待ったなしの状況なのではないかなと思っております。

そこで、まず聞いていきますが、本市において病休になっている教員の人数というものは把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

教員の病気休暇につきましては、7日以上連続して取得する場合には、診断書の提出が必要となりますので、診断書に記載されている病名から、メンタルの不調による病休の取得者数について一定把握をしております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） では、そのメンタルが病んで病休になっている方、この方々が休職や退職になるケース、そういったものについても把握されているということでしょうか。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

この病休に関する情報につきましては、教員一人一人の健康状態でございますとか、診断内容に関わる情報であり、教育委員会としても適切に保護する必要がございます。人数でありますとかそれから理由でありますとか、そういったものは教員が特定されるおそれがありますので、この場では個人情報保護の観点からはお答えは控えさせていただきますけれども、教育委員会としては把握はしているところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 把握はしているということでございます。その把握していることを受けて、その分析というか、なぜそういうふうになっていったのかというような要因、そういったものについての検討協議というものについてはされておるのでしょうか、お伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

本市の学校の教職員の個別ケースに基づく要因やその分析については、先ほど答弁したとお

り、お答えすることはできませんけれども、例えば全国状況については、国のほうで公表されております。そういった国のほうで公表されている調査結果なんかによりますと、一般的には、指導上の悩みでございませうとか、指導以外の業務量の過多、それから職場の人間関係の悪化、こういったものが多いと考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。本当にいろんなケースがあり、いろいろ様々な問題・課題、いろいろ複雑なこともありながらの結果だとは思いますが、この教員不足、成り手不足というのは、毎回発言させてもらっておりますが、大変なことであると認識しております。

そこで、1つ紹介したい取組があります。それは、奈良県天理市の子育て応援・相談センターほっとステーションという取組です。これは令和6年度、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業として始まりました。これは、保護者等の各種相談事を経験豊富な相談員や心と体の専門家などが現場で先生たちと一緒に子供たちが安心して生き生きと過ごせる学校園所づくりを目指しているもので、学校園所を総括する横断的な窓口です。ここでは、簡易的な説明になってしまいますが、数値的な改善では、教職員の保護者対応による休職者や退職者は、その年はゼロに激減し、管理職や教職員の多くの方が、負担軽減になったとの実績が出ています。高市総理の本人のユーチューブチャンネルでも、1年ほど前ですが、取組を紹介しております。全国では、様々な取組や事例もあると思いますので、ぜひ参考にしながら、小さいながらも実際の取組へと進めていただければと思います。

次の業務改善についてお伺いいたします。

今までも教員の働き方改革等で業務改善については質問してきましたが、今回はDXによる業務改善について質問いたします。

以前にも各種団体や事業者等のアンケートや聞き取りなどで、教員が負担を感じているものの上位に来ているものなどについても発言してきました。主には、アンケートや各種報告書、書類作成などの事務業務、保護者対応、丸つけ等だったと記憶しております。アンケートの精査や保護者対応などは、人の手が要るかもしれませんが、他の事務作業や丸つけなどは、業務改善できる可能性があるように思います。現状でDXによって業務改善を検討しているものがありましたら、教えてください。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

教員の業務は、先ほど言われましたように、授業をはじめ、生徒指導、それから事務作業、校務分掌、保護者対応など多岐にわたっております。その負担の軽減というのは、喫緊の課題であるというふうに認識はしております。

本市においても、校務支援システムの導入により、成績処理、それから勤怠管理といった

様々な業務の一元化や保護者連絡ツールの導入による出欠連絡及び配布物等の電子化、デジタルドリル等の導入により、理解度に応じた問題の提示や自動採点、デジタル技術を活用した業務改善を図っているところです。

今後は、校務の中で特に教員間の情報共有あるいは意思確認を行う校内研、職員会の場でのクラウドを利用した資料の事前共有等を推進し、準備作業等の負担軽減あるいは効率化を図ってまいりたいと考えております。

また、ICT支援員の活用をさらに促進し、システム操作支援や機器トラブルの対応、教員への個別指導などを通じ、デジタル技術を日常的に教育環境に生かせる環境づくりを推進してまいります。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。各種業務改善、検討されているということでございます。私は、DXによる業務改善様々あって、本市は特にこれを力を入れているといった特定のものを絞って進めている部分、そういったものがあるのかなとも思っていました。いろいろと取り組まれていること、答弁いただきましたが、確認ですが、本市独自で特定してこのDXを進めていくというもの、こういったものはないのでしょうか。

また、以前にこういったアンケート等で特定の業務のDXを進めてほしいといった声がありましたら、併せてお答えいただきたいと思えます。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

本市独自でこれというものではなく、業務全般にわたり取り組んでおります。それから、アンケート等というので、実際11月の市の予算要求の前に、各学校にアンケートを取りまして、要望事項はないかというようなアンケートを取ります。その中で、DXに対する業務改善に対する要求というのは、全く上がってきません。主に上がってくるのは、やはり備品購入であるとか、修繕であるとか、そういうものが上がってきます。DXに関するものは、現在アンケートを学校に取っても上がってくることはありません。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。今までないということで、金銭的なお金をもっと予算が欲しいというのは私のほうにもよく聞こえてくる内容でございます。ただ、DXに関して一件も上がってこないというのは今知って驚いたところです。

今回私が聞く中ででは、1つ丸つけの業務を改善してほしいという声が多数ありました。また、実際に実証実験しているところもあるとの話もありましたが、今回は私内容について詳しく確認できておりませんので、また確認していきたいと思えます。

DXについてはおおむね分かりましたが、1つ先ほどICT支援員の活用というところでありましたが、課題の一つに教員のICTスキルアップというものがあると思います。これについてももう少し何か具体的に考えておられることがありましたら、お答えいただきたいと思ます。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答えします。

ICTのスキルアップのためにやっているのは、1つは学校内で行っている、最初の頃、校内研、週で実際に活用したりとか、現在ICTの支援員さんが2名おりますので、専門の方が。その方にお話をいただいたりとかすることはございます。そして、高知県教育委員会が行っている専門的な研修会にICT担当教員を参加をさせ、そこで研修したことを学校に持ち帰って、学校内で研修をし、広めるということなどを行っております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。というのも、やはりDXに関しての要望が一件も上がってこないというところは、スキルアップというところが追いついてない部分も若干あるのかなというふうに今感じましたので、お伺いさせていただきましたが、ぜひICT教育をするに当たっての先生方のスキルアップ、底上げというものについても留意しながら進めていただけたらなと思っております。

GIGAスクール構想による1人1台端末の実施、DXによるデータのデジタル化、デジタルの活用といったローマ字や横文字が多く、一見分かりにくさもありますが、教職員や子供たちにとって、時代の変化に対応し、柔軟に学びの環境が整い、将来につながっていくことを常に意識しながら取り組んでいただきたいと思ます。これについてもよろしく願いしまして、次の質問に移りたいと思ます。

次に、一校一役「オール四万十」についてお伺いたします。

この取組は、10年くらい前から始まり、この間にしっかりと実績を積み重ねてきており、私もよい取組であると感じております。毎年の開催に当たり、内容等について様々に検討されて毎年開催されているものと思ますが、現状で考えている課題や改善点、そういったものがありましたらお伺いたします。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

四万十市の教員研究であるオール四万十は、子供たちの学力向上と教職員が自ら学びを求める教育風土づくりを目指し、平成26年度からスタートしました。実践交流会では、各校が1年間の研究内容、課題について報告し、四万十市内の全教員の学びの場として設定しています。各校が主体的に研究に取り組み、その取組を市内全教職員が、校種間や学校規模に関係なく、才

ール四万十の場で研修を行うことで、次の日からの教育実践に役立てることのできる大変有意義な研修会だと思っております。今年は、学力向上と授業DXという校内全校共通のテーマで発表を行ったことにより、自校の実践と比較しながら学ぶことができたというふうに考えております。

また、教職員は、1人1台端末を活用することで、事前に資料の閲覧が可能となり、実践交流へ主体的に参画できる成果の一つだと考えております。

主な改善点としては、実践発表後の協議の時間に、感想、質問がなかなか出ず、議論が深まりにくかった分科会やあるいはその逆に、議論が深まり、時間が不足した分科会もありました。事前に各校の資料を閲覧できることを今年以上に周知して、さらにこの時間については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。今回、この取組について数人の方々にこの内容等々を含め意見を聞く機会がありましたのでお伺いしました。管理職や学校の大きさ、教員の年齢等によっても意見は異なりましたが、主にはこのような意見がありました。小規模校で研究主任になった場合は、負担が大きいように感じる。発表後の意見交換の時間をもう少し長くして、より実践発表の内容を共有できるようにしたらどうだろうか、先ほどご答弁いただきましたが。もう少し和やかな雰囲気での開催の仕方を検討してはどうだろうか。また、今年からデータの配布ということでありましたとおり、データを資料でもらえないかという意見はございましたが、ぜひこれを有効活用していくということでしたので、これも了としたいと思えます。

そういったものでしたが、お伺いし、年々他校や他の発表者との比較なのか、競争意識が高まってきて、プレッシャーのほうがり強くなっているようにも感じました。発表なので、実践してきた内容、緊張やプレッシャーは一定必要であると思えますが、学校の評価や研究主任の評価、他校との比較の度合いが、過度にならないよう、気にかけてもらえればと思えます。そして、市内の教員が一堂に会するよい機会ですので、交流できる少しの余裕時間、意見交換しやすい雰囲気づくりを検討し、もう少し長めに意見交換できる時間についてもご検討いただければと思っておりましたが、先ほどご答弁で、そういった長く時間を取るであったり、交流機会、そういったもの、雰囲気を発言しやすい雰囲気づくりに努めるような発言もありましたので、ここも了としたいと思えます。

ここで感じましたが、各校の研究課題、実践や結果の発表で共有はできます。そこから先の共感ということが今後キーワードになるような気がしております。やはり、意見交換を重ね、それぞれの聞きたいことやクリアにしたいことなどが話し合うことで気づきを得、また明確になり、共感につながる、次に進む原動力にそれはなっていくものと思えます。聞こえてきた意見には、ぜひ耳を傾けながら、よりよい共感の多い開催に向けてのご検討をお願いいたします

が、さらなる何か先ほど以上にご答弁がございましたら、お伺いしたいと思います。何か所感はあるでしょうか。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

各校の取組ですので、プレッシャーとかというのではなく、それぞれ私が個人的に考えるには、それぞれの教員は、自校の取組に誇りとプライドを持っているはず。また、誇りとプライドと情熱を持って教育に向かっていると、すばらしい子供は育っていきません。四万十市内の学校では、各教員がそういう誇り、プライド、情熱を持って子供たちに向かい合ってくれていると思っていますし、信じております。その中で、各校違う学校との比較ではなく、自分の学校が1年間取り組んできた、こういう子供たちを育ててますよということを発表している場ですので、そういうプレッシャーはないのではないかと思えます。ただ、発表ですので、緊張するということはあると思えますが、それを言葉を変えるとそういうことになってしまうかもしれません。ただ、内容を聞いていますと、本当に各学校、それぞれ地域、子供数、それぞれ違います。それぞれの風土に合わせたすばらしい研究発表ができていて感じています。来年以降も少しずつ内容は変えつつも、これは継続していきたいと考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ぜひ様々なお伺いすると、皆さんしっかりと意見を持たれてましたので、そういった意見もしっかりと聞きながら、よりよい取組にしていただきたいと思います。本当私もこの取組はいい取組であると思っていますし、継続していただきたいと思います。ぜひ先ほど述べられたような形で、先生の質の向上が底上げ、四万十市全体がよくなっていく、子供たちに返っていくというよりよい取組に育てていただきたいと思います。

次は、ICT教育についてです。

タブレットが導入されて4年がたとうとしています。実際に使用してきた中で、その使用については試行錯誤してきたものと思われませんが、現状でICT教育によって目指している本市の将来像、そういったものがありましたら教えてください。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

国の進めるGIGAスクール構想では、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現が求められております。

本市におきましても、令和2年度の学習用端末と通信用環境を整備以降、ハード・ソフト両面でも環境整備を継続しております。本市が目指すのは、主体的・対話的で深い学びの実現を

通して、国の求める生きる力を育んでいくことでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。主体的・対話的で深い学びのある取組ということで、国のほうの目指しているところも最後少し出ておりましたが、国や県が目指しているところと違ってよい、自由度みたいなものはあるのでしょうか。例えば、国が目指しているところや方向性、そういったものと若干はずれますが、本市独自の取組というものもできたりするのでしょうか、そこについてお答えいただきたいと思います。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

国の示す方針から、県の示す方針から、大きくずれるということありません。やはり、主体的・対話的で深い学び、この特に深い学びに到達するために、どのようにICT環境等を使っていくかということをして現在授業DXの下に研究をしまいでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。生きる力を育むというところに深い学びが重要であるということなのかなと思います。

次に、タブレットを導入することによって、実感としてある効果、また教育現場での変化などありましたらお答えください。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

令和3年度から開始された学習端末の活用状況につきましては、全国学力・学習状況調査の児童生徒への質問紙の結果では、毎日授業で活用していると回答した割合が、令和4年度から7年度にかけて、小学校では55.8%から77.2%へ、中学校では63.7%から95.8%へと大幅に上昇しており、学校現場への定着が着実に進んでおります。導入により、具体的な効果としましては、児童生徒において、デジタルドリルの活用による個々の習熟度に応じた自主学習が可能となったほか、視覚的な教材による理解の深化、タイピングスキルや情報検索能力の向上などが上げられます。また、教員においても、課題の配布や提出が端末上で可能となり、児童生徒の理解度の把握や管理の効果が図られております。きめ細かな指導にこれはつながっていると考えております。

また、導入による変化としましては、子供たちが今まで以上に主体的に課題解決に向けて取り組むようになったことです。また、ICTの活用が進むことで、ICTに関するセキュリティーの学習、対応であるとか、ICT関連の注意点についても学ぶ機会が増えたというふうに考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 幾つかご答弁いただきました。ご答弁いただいた内容ですが、これらは現場の先生方の声をご答弁いただいたものでしょうか。どこから得た情報により発言されたものでしょうか。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） 現場の声も全員ではありませんけど、聞くことは多々あります。それと、やはり日々授業を見て、こういう取組を行っているな、こういうことをやっているなということは感じ取っています。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） では、これに関しては、本市の教員の授業をすることによっての効果、変化ということで認識でよかったということですね。分かりました。

続きまして、目指しているところに向けての課題や改善点などはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） ICTを使って先ほども言いますが、主体的・対話的で深い学びに実現するために、ICT、DXの活用が目的とならないように、あくまで深い学びに到達するための手段として活用するように、じゃあそれをどのようにすればいいかという、先ほどから申し上げてますように、研修会を行うであるとかあるいはそういう支援員さんを活用するであるとかして研修をしていく必要があると思います。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） このICT教育について聞いてきましたが、この件につきましては、本市の教職員だけではなく、他地域の教員の方々にも少しお伺いしました。地域によって扱いは違っておりましたが、例えば毎日タブレットを持ち帰っているところもありました。そこでは荷物が重くなることの負担、持ち運ぶ機会が多くなることでの壊れるリスクの増、各家庭や児童の不適切な扱い、使い方によって格差が広がることの懸念、これらの課題を解決していくための各種チェックやルールづくりに時間を取られることにより、日々の業務が増えたなどの意見もあり、課題もありましたが、やはり活用の仕方を明確にしていく、先ほど言われました目的ではなく手段ということで、授業を効率的に理解をしやすいように進めることができることや日々の業務が改善できる点もあることもお伺いできました。今までの使用状況や他市の事例等も含め、情報収集をし、検討していることと思いますが、今後の本市のICT教育について今後どのようにお考えなのか、同じことであるかもしれませんが、主体的・対話性で深い学

びということになるのか分かりませんが、今後何かほか、ここに力を入れるであったり、こういう子供たちをつくる、こういう教職員の方々になっていくというような、そういうようなものを明確、具体的なものがありましたら教えていただきたいと思います。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） 先ほどと同じ部分はもう割愛させていただきますが、まずは中学生、小学生のときに生成A Iというのは、生成A Iの機種によって年齢制限がありますので、活用できにくいと思います。中学生より生成A Iを使っていくことは、保護者の同意の下、できるようになると思いますが、いかにして生成A Iを使って自らの学びを深めていくのかということなどがあると思いますが、まず各学校に以前からお願いをしていることは、担当の教員が全教職員及び全校生徒を集めてルール徹底をしてくれと。同じ場でルール徹底を必ずしてほしいと、こういうことはやってください、こういうことはやってはいけませんよというルール徹底は、全員で受けるようにしてほしいと。そうすると、今様々SNS上の問題等が起こっていますが、そういう問題が発生しにくくなると思います。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ここで一つ視点を変えたいと思いますが、先ほどもありました生成A I、こういったものが普及していくことにつれて、子供たちにもこういった学びの機会もつくっていくと思います。そういったことで考えると、個別最適化であったりも含め、黙ってパソコンを打つ時間が長くないようしっかりと気にかけてもらいたい。また、読む・聞く・書く、この基本的なところとのバランスをどう取っていくのかというところも考えていただきたい。そう考えると、ICT教育を進めるに当たって、そっちの方向を見るだけじゃなく、何を大事にしていくか、何を残していくか、こういったところも重要な一つのポイントになるのではないかなと思いますが、ICT教育を進める中で、何を残していくか、そういったものを教育長の中でありましたら、お答えいただきたいと思います。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答えします。

今議員の言われたように、読み書きそろばん、昔からよく言いましたけど、読み書きそろばんというのは、非常に大切な学びの原点であるというふうに私自身考えております。ただ、特性のあるお子さんにとって、書くことが苦手であるあるいは板書を写すことが苦手であるというお子さんにとっては、やはり違う方向で学習に向かってもらうということは必要であると思います。そのようにして、多様な子供たちに学びを徹底していく、学びの面白さを知ってもらうということを考えています。そのほか、技能強化、いわゆる体育であるとか音楽であるとか技術・家庭科であるとかというものは、非常に感性、これ学習指導要領にも明記されておりますが、感性を大切にして行う教科があります。やはり、ここはICTでは表現できにくいもの

であると考えておりますので、そういう授業も必要にあると思っております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ぜひこの時代の変化に対応しながら、子供たちが健やかに育つことを想像し、バランス、考えながらも取組を進めていただきたいと思います。

ちょっと時間ないですが、最後、質問に行きたいと思えます。

最後は、現場の声についてお伺いいたします。

今回、いろいろとお伺いする中で、なかなか声が届いていないことを感じたり、実際に管理職の方に意見であったり声を届けることができないという職員さんもありました。そういった中で、風通しのいい職場環境、こういったものが先生たちの学校業務を進めていく上で大事になっていくんじゃないかなという一つであると思えます。そういったところで、私どもも市民の声、現場の声を聞き代弁しているという立場でもありますので、声を聞くということ、聞きやすい環境を整えていくということは、大変重要なことであると思えます。そこについて教育長の思いであったり、今後取り組んでいくこと、今取り組んでいくことも含めて、ご答弁いただきたいと思えます。

■副議長（上岡真一） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

私、昨年7月2日に就任して以来、学校教育に関しましては、現場主義、対話主義ということをお校長には話をしております。その中で、もう一つ学校経営で大切なキーワードは、組織力、チームワークであるというふうに考えます。現在、四万十市には220名以上の教職員がおりますので、一人一人の意見を聞くことというのはなかなか困難であると思えますが、やはり学校の中で校長・教頭・管理職が意見を聞いていただいて、その意見を吸い上げて、また我々に上げてもらうというのが組織的な取組でないかと思えます。そういうふうな組織的な取組というのは、お校長にお願いをしています。ただ、様々な問題であるとか、課題であるとか、あるいは必要に応じては私のほうが個別に話を聞いたりとか力を借りたりとはしていますし、また学校訪問等で訪問したときには、校長・教頭の話はふだん聞けますので、若い教員であるとか、事務さんであるとかという方に声をかけさせていただいて意見を聞いているというのが現状です。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。ぜひ本当に意見を言いやすい職場環境、風通しのよい職場環境にしていただきながら、よりよい教育行政に努めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

■副議長（上岡真一） 以上で西尾祐佐議員の質問を終わります。

この際、昼食のため、1時まで休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 日本共産党の川渕誠司です。一般質問を行います。

市長の政治姿勢について質問いたします。

初めに、憲法についての認識を伺います。

市長は、四万十市民の暮らしと命を守る上で、憲法の果たす役割や意義、どのように考えておられますか。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

市民の暮らしと命を守る上で、憲法は社会の基本となる重要な役割を果たしていると考えております。まず、憲法は、個人の尊厳と基本的人権を保障し、市民が安心して生活できる土台をつくっております。また、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を定めることで、医療・福祉・防災など、行政が果たすべき責務の方向性を示しているものと思います。さらに、地方自治の本旨を掲げており、地域の課題を地域自らが判断し、住民の意思を反映した行政運営を行うことを可能にしていると。これらの理念は、本市が市民の命と暮らしを守る施策を進める際の基本的な指針となるものであると考えております。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今の認識、私全く同感であります。日本国憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律や命令等は、その効力を有しません。当然、本市が定める条例についても同様です。憲法を改正するということについては、市民生活にも大きな影響を及ぼすものというふうに私考えております。そして、意義、役割について言えば、先ほど市長も言われましたけども、3原則と言われている国民主権、基本的人権の尊重、そして戦争放棄、この3つの3原則によって、今国民・市民が守られているんじゃないかなと私自身は思っております。

そこで、2月12日の高知新聞1面トップに、衆院選当選者調査として、9条に自衛隊賛成81%という記事が出ておりました。今回、衆議院選挙で当選された方の約8割が、9条に自衛隊の存在を明記する、そういう改正に賛成をしているということでありました。私は、9条の改正というのは、特に市民生活に大きな影響を及ぼすんじゃないかと危惧をしております。

そういったことで、市長は、この憲法9条への自衛隊明記については、どのようにお考えなのか、お答えいただけますか。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

憲法への自衛隊明記に対する私の見解ということでございますけれども、結論から申し上げますと、賛同する立場でございます。その最大の理由はですけれども、本市をはじめとする地方自治体にとって、自衛隊の皆様が果たす役割がいかに重要であるかという現場における切実な危機感に直結しているというふうに考えておるからです。先月、本市役所におきましても、南海トラフ地震など大規模災害を想定した防災訓練を実施したところでございますが、この方が一の国難とも言える甚大な災害が発生した際、市民の皆様の命と財産、そして地域の安全を守り抜く上で、自衛隊による救援活動やまた復旧支援というのは絶対的に不可欠であるというふうに感じております。

それからまた、昨今の我が国を取り巻く安全保障環境も、戦後最も厳しく、複雑化しているというふうに感じておりまして、国民の安心・安全、命を守る、またその中で国の国防を担う中核組織の根拠を最高法規に位置づけるということは、自然な姿ではないかなというふうに感じておるところでございます。もちろん、憲法の改正というものになりますと、最終的には国会の発議と、またさらには国民投票を通じて、主権者たる国民による皆様のご判断をされるものだということは重々に理解をした上で、私としては、市民の皆様の命をお預かりするという中で、いかなる事態においても機能する強靱な危機管理体制を構築していく観点から、自衛隊の存在を憲法に明記をして、その正当性というのを疑いなく確立することは、自衛隊の皆様の存在意義としても極めて大きな意義があるのではないかと考えているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 私の父は自衛官でした。父が勤めていた頃の自衛隊、随分前ですが、もう40年以上前ですけども、敵が攻めてきたら守るという専守防衛と、災害救助が主な任務でありました。ところが、今の自衛隊は、安保法制の集団的自衛権の容認によって、同盟国が攻撃を受ければ、日本が直接攻められてなくても、同盟国と共に反撃できると。つまり、これまで一人の戦死者も出さず、一人も殺すことのなかった自衛隊が、海外で戦闘行為を行って、戦場で殺し、殺される事態が生まれ得るということになります。これは決して飛躍した考えではなくて、実際に準備がどんどん進められていると思うんですね。高市内閣は、こうした事態を想定をして、9兆円を超える2026年度の防衛予算の中に、自衛隊員が戦場で傷つくことに備え、輸血戦略、輸血が大事なんだと。輸血戦略15億円を含む994億円を計上しています。さらに、昨年2月に全日本葬祭業協同組合連合会が、自衛隊と協定を締結しまして、殉職隊員の葬儀に関する相談や遺体の安置・保管で協力することとしています。これ確実にこういう準備が進められているということなんですよ。もう一つ、言わせていただくと、自衛隊は、何年にもわたって定員に達していません。大幅な待遇改善ということを掲げながらも、ここ数年は非常に採

用率が低い。2023年には2万人ぐらいを想定したところが1万人にも満たなかった。仮に、憲法に明記された自衛隊が、どれだけ募集しても定員に達しないというふうになれば、これも徴兵制しかないのではないかと。韓国や最近復活させたドイツのように、四万十市民の若い人、18歳を過ぎれば、徴兵で兵役義務をとというようなことが現実としてあり得ると。少し前だったら私こんなこと心配しなかったですよ。しかし、昨今のこの情勢から見ると、本当にそういうことが心配になってくる。殺傷能力のある武器輸出の解禁とか、様々あります。そういうことで、本当にこの憲法9条を改正していいのか、自衛隊書き込んでいいのかという思いが本当に心配があるんですね。私の話も聞いていただいた上で、市長、もう一言お願いできますか。変わらないかもしれませんが、よろしくお願いします。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。私としましては、あくまでもこの自衛隊の皆様が、この地域において災害時が、先ほども答弁しましたけれども、災害等起こったときに対する救難・救援活動であるとか復旧活動、そういったところにも力を入れていただいておりますし、必要であるというふうに考えております。

また、安全保障の面に関しましても、やはりこれだけおっしゃるとおり今世界の中で厳しい複雑化している状況の中で、そういった形で、抑止力としてしっかりと自衛隊という立場を明記するという一方で、自衛隊の皆様一人一人に対しても、やはりそれがそれぞれの活動の安心・安全根底になるものではないかと考えております。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 抑止力をずっと進めていた結果、戦争になったというのが96%というデータもあります。4%しか戦争にならなかった例はないということもあります。

ここでそのことをいろいろ議論してもいかないので、私やはり本当に四万十市に住む若者が、戦争に行かなくていいように、そういう状況をぜひつくっていただきたいし、市長には若者の命を守っていただきたい、そういうことを心から思います。

次に、戦争資料や遺跡の保存・展示に移ります。

市長は、戦争資料や遺跡を保存・展示する意義や必要性についてどのようにお考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。近代以降の戦争史につきましては、現在の日本や高知、広げて世界情勢を理解する上でも避けて通れない歴史事象だというふうに考えております。

現在、市で保管する資料におきましては、市民が体験した凄惨な空爆の記録が数多くつづられているというところがございます。そういった関連資料や遺跡を大切に保存し、博物館の展示であるような利活用を行って、市民の皆さんにその事態を深く理解していただくことで、戦

争などの悲惨な記憶を風化させず、平和の尊さを次世代にも継承していくことに大きな意義があるというふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 私も全く同感です。

そこで、今市が所有をしている戦争資料や遺品の数と保管場所についてお答えください。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それではお答えいたします。

市が所有します戦争資料につきましては、郷土博物館で所蔵・保管をしております。戦地からの手紙、軍服、召集令状、各地域から出た出生した将兵が戦没者の詳細な名簿、空襲時の状況を記した個人の日記や手記など、戦争関連資料が合計で274点ございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 私が議員になった最初の年に、戦争資料と展示に関する質問をいたしました。2018年のことです。そのときの回答では、市は戦争関係資料160点収集・保管しているということでした。それからいいますと、100点以上増えているということで、素晴らしいことだと思います。ご努力に敬意を表したいと思います。

それで、せっかくそれだけの資料があります。私は、休校になっている学校の空き教室などを利用して、常設展示を設置してはどうかと思います。子供たちの平和学習の場になりますし、もちろん大人の学びにもなります。二度と戦争を繰り返さないために、戦争の実相を通して、戦争の悲惨さや平和の大切さを後世に引き継ぐ取組が、今ほど求められているときはないと思っております。戦後80年が経過をし、戦争体験者が減少、高齢化する中で、戦争資料や遺品の収集と保存は待ったなしです。そして、それはどこかへしまい込んでおくっていうのじゃなくて、多くの方に見ていただいてこそ価値があると思います。ぜひ常設展示場の設置を検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

議員が先ほどおっしゃられました休校を利用した常設展示につきましては、現在は想定というか、事業準備はしてない状況でございます。博物館で季節ごとに展示を入れ替えながらの毎年何点かの戦争資料は展示している状況でございます。戦争の理解や地域史の中で、戦争を捉え直すことが重要であると考えており、数年に一度でございますが、企画展を開催しているところでございます。市としましても、戦争の悲惨な記憶を風化させず、平和の尊さを継承していくことは、重要な責務であると認識しております。本市の所有しております郷土資料には、古文書など歴史資料から美術工芸品、カワウソの剥製まで多様なものがあり、市民の皆様幅広く資料を紹介するという観点を踏まえますと、戦争に特化した常設展は、なかなか設置は厳

しいと考えております。戦争の記憶を薄れさせないためにも、今後も引き続き戦争に関連した資料の公開をできる限り行いたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 特別展のような形で、これからも度々展示をしていくんだということは分かりますけれど、せつかく274点もある。でもこの中には、ずっと出しておいたらまずいものもあるかもしれませんけれど、基本的にはやはり一般市民に公開をしていただいて、常に子供たちもそこへ行ったら学習ができるという状況をつくってもらうことが、私はこれから重要になってくるのではないかなと思いますので、もう今の時点でもうそれはしませんということではなくて、それも含めた形で今後の展示、ぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか、それも含めた形で。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ありがとうございます。先ほども答弁させていただきましたが、現在計画としては休校を利用したものはございませんが、議員の質問にありますような、市民のための周知という部分、今後必要であれば何かしらの周知はしていく方法は考えたいと思います。ただ、そこが休校利用なのか、企画展なのか、そこについては私どものでき得る業務がありますので、その範囲で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 休校舎利用も少し出ていただきましたので、ぜひ検討に加えていただいて、よろしく願いをいたしたいと思います。

続いて、市が把握をしています戦争遺跡にはどのようなものがありますか。

そのうち、市が管理しているものは幾つあるのでしょうか、お答えください。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

戦争遺構につきましては、市が管理しているものはございません。中村市史などの記録から、把握・認識しているものとしましては、各地域に建立された慰霊施設、忠霊塔や忠魂墓地などがあり、これらについて各地域などで管理されているものと思われます。その他のものとしましては、戦後の土地開発などで既に消滅しているものも多いたるところでございますが、これも市史などの記載によりますと、防空ごうや爆弾痕などが複数箇所あったというふうにされております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 市が管理しているものは、どうもないようですが、幾つか戦争遺跡とし

て残っているということです。

続いて、安並の爆弾池について質問します。

市長、安並の爆弾池、ご存じですか。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 深くは知らないですけど、あるのは知っています。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 先ほどお話をしました2018年の議会で、戦争資料の展示を求めましたが、すぐに翌年に郷土博物館で私たちの町と戦争展というのを開催していただきました。その展示の中に、空襲による被害として、中村空襲、実崎空襲とともに、安並空襲が紹介をされておりました。

モニター表示をお願いいたします。左の上のほう拡大いただけますか。ありがとうございます。

これ読みますと、ここにこういう説明があるんです。一番左の上がそうなんですけども、1945年7月24日午前8時頃、B29、1機が襲来し、田の中に2発の爆弾が着弾しました。この爆発により、付近で農作業をしていた夫婦が亡くなりました、そういう記述がなされています。

私はこの爆弾池を保存すべきではないかなと、保存が可能なら残したいな、そういう思いで実は爆弾池見に行きました。ところが、1回目は見つけることができなかつたんですけども、2回目に行ったときに、ちょうどその田んぼの所有者に会ったんですね。そして、場所が分かりました。

次の分お願いいたします。

ここが、爆弾池の跡地です。田んぼは整地をされて池ではなくなっていました。恐らくこれ全国各地にこういった状況があったというふうに推測されますが、今ほとんど残っていないようです。実は、実崎にもあったんですけども、安並同様に痕跡がなくなっています。

次お願いいたします。

これは、大分県宇佐市にある戦争遺跡として保存されています爆弾池です。こういったことができなかなというふうに思っていたんですけども、残念ながら、ちょっと今保存が難しいかな、そんなふうに思います。ありがとうございました。

ただ、空襲を受けた歴史については、市も一定把握をされていると思います。当時のことを知る方がどんどん少なくなっていると思いますので、新たなことが見つからないかもしれませんが、ぜひ詳細な調査をしていただいて、今編さんを進めている市史にしっかり掲載するとか、あるいは学校の平和教材に活用するとか、そういうことにぜひつなげていただきたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ご答弁申し上げます。

先ほど写真等で説明いただきました。以前、写真のとおり、企画展をしまして、安並の爆弾痕については紹介したところがございますが、ここで私ども新たに把握した事実がございます。企画展開催時点では、その当時を知る方々に一定ヒアリングをしたところですが、一応推定として写真の場所をお伺いしまして、ご紹介したところですが、公開後に新たな情報提供がございます、別の箇所に爆弾池の存在が分かりまして、現在もあります。

そこで、そこについては、広大な湿地の中でアクセスはなかなか困難な場所というところでは私ところは認識しております。既に消滅している遺構等もございますけれども、現存する爆弾痕としましては、先ほど言いました安並の爆弾池について、貴重な史跡であるということは私どもそういうふうに捉えております。現地確認をするなどはこれまでもしております。ただし、正式な調査についてはこれまでしておりません。市としまして、現在取り組んでおります市史編さんの必要などに応じて、今後調査は検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） うれしいといえますか、ありがたい情報をいただきました。ぜひ調査していただいて、もし残せるものであれば残していただきたいなというふうに思います。貴重な発見じゃないかなというふうに思っています。ありがとうございます。

それでは続いて、文化振興に移りたいと思います。

市長の文化振興への基本的な思いや考え、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

文化とは、人のアイデンティティーや価値観、生活様式などの暮らしに関わるものでありますので、文化振興の取組、子供から高齢者まで、全ての市民が真にゆとりと潤いの実感できるような心豊かな生活を過ごしていくために必要で貴重なものだというふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） これも私も全く同感であります。ただ、物価高とか生活が大変になってくると、どうも真っ先に削られてしまうのが、こういった文化とか芸術とか、そういった面じゃないかなと思うんですね。今パラリンピック行われておりますけれども、ミラノ・コルティナの冬季オリンピック、開会式もすばらしかったし、選手の皆さんのプレーもすばらしかったということで多くの感動を生んだ、また勇気や希望をいただいたと思うんですけども、大変なときこそ文化というのは人間にとって大きな力を与えてくれる大事なもんじゃないかな、そのように思いまして、ぜひ文化振興、しっかりやっていただきたいなと思うんです。

そこで、この文化振興に関わって、今岐路を迎えている3つの活動についてぜひ市の継続支援を求めて質問をしたいと思います。

まず初めに、シルバー教室です。

間もなく12日・13日には、作品展や発表会が予定をされていますね。これまで高齢者の文化芸術活動のよりどころとなってきたシルバー教室が、あと2年で、つまり9年度をもって終了するというふうに聞いております。シルバー教室は、高齢者が生きがいを持ち、生き生きと暮らし、地域においてもボランティアとして活動するための知識や技能を習得することを目的として行われてきたというのが生涯学習課の説明です。担当課の努力もあって、大きな成果を上げてきたんじゃないかと思います。だからこそ、これを継承発展させるという選択はあっても、2年後にやめてしまうというのがどうも納得がいかないんですね。シルバー教室を閉じた後、高齢者の文化芸術活動をどのように支えていくのか、あるいはもう支えないのか、現時点での方針、お答えください。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ご答弁させていただきます。

市の考えます今後の生涯学習の展開について、まず説明をさせていただきたいと思います。

全世代を対象に、生涯学習を始めるきっかけづくりを重要な取組事項として進めていきたいというふうに考えております。さらに、総合文化センターしまんとぴあを新たな生涯学習活動の拠点として最大限活用をし、市民の教養をさらに高めるため、本物の文化芸術に触れる事業や、市民大学、体験講座等を実施しております。また、市民が利用しやすい施設の運営を行い、身近な居場所となり、世代を超えた交流や憩いが生まれる場となるよう努めてまいります。

シルバー世代の生きがいづくりにつきましても、今後も変わらず支援をしたいと考えております。

シルバー教室につきましては、高齢者が生きがいを持ち、生き生きと暮らし、地域においてもボランティアとして活用するため、必要な知識や技術を習得する、先ほどご紹介いただきましたが、ということを目的として市が取り組んできました。令和6年度からは、今後自主的な活動へ移行していただきたい考えから、市が開催する講座を月に2回から1回に減らし、残る1回を自主的に行っていただく形態とし、将来的に自立した運営ができるよう、取組を始めていただいております。全ての講座ではございませんが、一部を自主的に実施している団体も既にあります。令和6年12月定例会一般質問でもお答えしたとおり、令和9年度をもってシルバー教室を終了することとしております。終了後におきましても、おのこの活動を側面的に支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 全世代を支援していくという、そういうお話がありました。それはよく分かります。ただやはり高齢者というのはまた特別違う意味もあるんじゃないかと思うんです

ね。市長の開会日の施政方針の中で、市長は健康増進計画について説明をされました。それによりますと、子供から高齢者まで、ライフステージに応じた取組を進め、健康寿命の延伸を目指しますと、健康寿命を延ばすんだということですね。小さな行動の積み重ねが、病気の予防や重症化の防止につながり、結果として健康寿命の延伸につながりますと。これはまさにシルバー教室の役割を言い当てているような文章だと私は思います。高齢者が、文化芸術活動に参加をし、生きがいを持って暮らすことが、健康状態の改善、それから認知症や鬱病の予防につながり、それは家族の負担軽減や医療費の削減にもつながってきますよね。そういうことを考えると、高齢者にやっぱり特別な支援をするということは、私は大事なことではないかなというふうに思うんです。なくしていくっていう発展的解消ということであれば、高齢者がもっともっと輝くように、シルバー教室ではなくて、ゴールド教室として、継続してほしい、そんなふうにも思うんですけども、市長いかがですか。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

シルバー教室という今の形、市が行っていたということに関しましては、ちょっと僕が市長になる前のことなので、どういう経緯を経たかってちょっと分からないんですけども、ただシルバー教室という今の形態ということは一旦終了するとしても、現在のシルバー教室に関しまして、四万十市としてできる支援はしていくという形と聞いておりますし、またシルバー世代だけでなく、全世代がっていくところになるのは、そのシルバーも含めて、世代間交流等々もすることも重要になってくると思いますので、今の形にとらわれることなく、もしそういった若い世代と交流するような、またそういったようなことができれば、また違った形でそのシルバー世代というところに対する支援になるのではないかなというふうに考えます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） シルバー教室がなくなってしまうということなんですよ。やはり、これまで四万十市を支えてきてくださったお年寄り、高齢者の皆さんが、本当にこれからも生きがいを持って生き生きと生活していただく意味でも、やはり特別な手だてというか支援というのはあっていいのではないかと、むしろあるべきではないかな、私はそのように思います。

実は、シルバー教室は、令和5年度に1回廃止という話がありました。そのときには、山下議員が素早く対応されまして、シルバー教室の皆さんの強い思いを直接市に伝える機会をつくっていただきました。私も当時教育民生常任委員長でしたので、委員会でこれを取り上げて、継続を求めました。結果、シルバー教室は継続となったんですね。ところが、先ほど課長から話がありましたように、6年度・7年度はその範囲の活動を少し狭めるというか、2回あるものは1回にというような形で縮小されてきたんだろうと思います。なかなかそれを自力でやるということが難しいところもあるんですね、できるところもあるかもしれませんが。そういう意味で、残り8年度・9年度に向けては、それ以前の活動並みにできるようなそういう支援が

お願いできないかな、そのように思うんですけども、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後 1 時30分 小休

午後 1 時31分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。今、シルバー教室の形がなくなるということで不安に思われている方がいらっしゃるということだとは思いますが、先ほどから申し上げておりますとおり、おのおの活動の側面的支援というのは、しっかりと行ってまいりますし、またシルバー世代にとどまらず、全世代が対象としたカルチャークラブという形でまた新しい取組も進めてまいります。なかなか人間、今やってることと変わるということに対してのいろんな不安等々はあるかもしれませんが、今やっていること自体も続けていけるものもあると思いますし、またそういったところに新しい人たちが参加する機会になるような取組もできればもっと広がりも出てくると思いますし、そういった形で決して単純にこれをやめますという形ではなく、今までやってきたことをしっかりと礎とした上で、今後この文化、またそういったものに対する取組に関しましては進めてまいりますので、構いませんでしょうか。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 廃止まであと2年ありますので、この2年間の間にぜひシルバー教室の皆さんともしっかりコミュニケーションを取っていただいて、よりよい方向性というものをぜひ見いだしていただきたいなというふうに思います。

それと同時に、先ほど言いましたように、前よりも活動が半分になっているシルバー教室が多いんですよ。せめてこの8年度・9年度については、前のようにもう少し活動ができないかな、そういう思いを持っている方がたくさんいらっしゃいますので、可能ならばそういう支援も考えていただきたいということをお願いをしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、四万十川こども演劇祭についてです。

モニターをお願いいたします。2枚目の左上を拡大お願いできますか。

これは、実行委員会が数年前に作成をした四万十川こども演劇祭の紹介パンフレットです。ちょっとタブレットであればしっかり読めると思うんですけども、モニターでは読み取れないと思いますので、読み上げたいと思います。

この左の上に、四万十川こども演劇祭とはというところがあるんですが、1993年から隔年で開催している演劇祭。県内外のプロの劇団による舞台芸術を子供たちに提供しています。地域に根づいた演劇祭をテーマに掲げて、学校区を単位とした地域公演などに取り組んでいますということです。内容的には、2年に1回、小学校公演と保育所公演と、そしてそれとは別にま

たフェスティバル公演といっても大きな舞台で子供から大人まで鑑賞できる、そういう3つの公演をやっています。それは、市の補助を受けて実施をしてきています。実施主体は、実行委員会で、子供たちに見せる演劇の選定から当日の運営までボランティアで行っています。実行委員会は、官民20数名で組織をされていまして、保育士、小学校教員、PTA連合会のメンバー、子育てサークル、演劇鑑賞サークル等、そして生涯学習課の担当職員で構成をされています。その時々の実行委員が、子供たちに最高の舞台芸術を見せたいという思いで、30年以上つないできた歴史のある取組なんですね。もう30年も経過しましたから、親子2代で鑑賞したという世代も増えてきています。また、他市町村からも、羨ましがられるような、そういう取組になっています。市の補助金の原資は、ふるさと創生文化振興基金です。それに、1人700円程度の観劇料を徴収して実施をしてきているんですが、ところが、基金残高が僅かになってまいりました。これを原資とする限り、あと2回か3回しかできないところに今来ています。ぜひ、この行事を続けていただくために、新たな予算確保、予算措置を検討していただきたい。この伝統ある、そして誇るべき取組、継続していただきたい、そのように思います。市長、前向きな回答をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 私のほうから説明をさせていただきます。

まず、先ほどありましたように、この財源につきましては、ふるさと創生文化振興基金でございます。これは、平成2年当時、国の実施した地域振興策でございまして、全国市町村に1億円を交付するというものでございました。これを自ら考え、自ら行う地域づくり事業というところで、四万十市は、当時の中村市に1億円の交付金があったところでございます。これが財源となって、ふるさと創生文化振興基金となったところでございます。もう前提がこのような基金でございますので、それが長らくになって、事業が始まってから実際平成2年ですが、この演劇については6年、7年頃ですね、ちょうど30年ぐらいになろうかと思いますが、これがちょうど終わる時期があと2回ぐらいというところでございます。現状の中では、新たに基金に予算を追加してやるというふうな計画はございませんので、この基金の範囲でまず一旦終わりたいというふうには考えております。ただ、市の事業としましては、しまんとぴあが開館いたしまして、様々な事業が行われております。そういった中で、アウトリーチ事業というものがある、それは演劇祭に特化したものでございませぬけれども、小中学校に何かしら文化芸術を届けるというアウトリーチ事業であったり、もしくは観劇事業であったりというものがございまして、そういった中で改めて事業化して、市内の小中学生にそういう本物の芸術を届けていくというような考えはございまして、今後の事業としては当面はそういう形になろうというふうには考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） 今のお話を聞きますと、少し形は変わってきてしまうのかなというふうに思うんですが、本当にこれ30数年続いて、歴代の実行委員会、本当に力を入れて、全くのボランティアで頑張ってきた事業で、子供たちも本当に生き生きとして見てるんです。

先ほどのモニター、もう一回写していただいて構いませんか。

そこの1枚目の左側が感想です。大きく写していただいたらありがたいんですけども。

児童。感動しました、泣きました。怖かったり面白かったりしました。生の劇はあまり見たことがなかったので、今日見られてとてもうれしかった。楽しかったしうれしかったです。もっともっと100回ぐらい見たかったという意見がありました。そして、保護者。生の劇はいつ見ても感動します。伝わってくるものが温かくていいです。ぜひ続けてほしいです。ほかにもいっぱい感動、感想が寄せられています。これは、本当に市の財産じゃないかなと思うんですね。なので、ぜひこの継続の手だて、例えば先ほどの基金はなくなりますけども、例えばふるさと応援寄附金などもありますよね。そういったものを新たな財源として組んでいただいて、僅かな額ですから、隔年でこういうものを継続していただく、私はそれだけの価値は十分にあると思っています。ちなみに、この実行委員長は市長ですよ。副実行委員長は教育長なんですね。ぜひこの活動を続けていただきたいと思うんですが、市長いかがでしょうか、一言お願いいたします。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。最初、今日の冒頭で、川渕議員が厳しい状態になってくると、文化というものが削られていくというようなお話もありました。決してその文化というものは非常に重要でございますし、しっかりと残していきたいというのは私も最初に答弁させていただいたとおりではございますけれども、市の財政状況、議員も十分にご承知されている中で、全てをなくすということではなく、発展的に継続していける形っていうのを模索していくということが重要になってこようかと思えます。全て今までどおりという形で、ただ続けていくということになりますと、なかなか新しいことへの取組も難しくなりますし、そういった中で、本当に一つ一つの事業が、誰のために、何のためにやっているのか、そして全てを十分にできなかったとしても、しっかりとこの地域に文化や歴史というものを残していける、そういったことになれるような事業の仕方ということも工夫しながら、何とかこの地域の文化芸術、そういったものも大切にしながら、この地域の発展というのをやっていきたいと思えます。つくづく改めてやはり経済の発展というもの、この地域にとって重要になってくる、そういったゆとりが必要になってくるというふうに考えたところでございます。ご意見につきましては、しっかりと受け止めていただいて、議員が完全に望むものと一致するかわかりませんが、私もまた改めて考えてみたいと思えます。ありがとうございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） しっかりと受け止めていただいて、もう一回検討してみるということですよ。

ので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

文化振興の3つ目、最後です。

土佐中村一條太鼓の支援がお願いできないかということです。

一條太鼓については、知らない人はいないと思うんですけども、1992年に、平成2年に市の郷土芸能として町の活性化と青少年の健全育成を目的に結成された和太鼓演奏団体です。毎年市民祭、ウルトラマラソン、産業祭等を含め、年間30から40回ほど、市内外の各種の行事・イベントに出演をし、地域の活性化や文化振興に貢献をしているわけです。

モニターをお願いいたします。

これ昨年の6月、初崎の堤防事業竣工式で集まった市民の前で演奏をしているところであります。わざとぼかしているんですけども、子供たちが多いです。厳しい練習を通して、青少年の健全育成にも貢献をしている団体です。先月32回目の定期演奏会が開催されまして、市長もそこへ出られて祝辞も述べられ、また最後まで鑑賞されたということですので、一條太鼓のことはその魅力も含めて十分にご理解いただいているものと思います。

ただ、なぜ今回これを取り上げたかと申しますと、太鼓の多くが傷んでまいりました。皮に穴が空いて修理、張り替えが必要だということなんです。太鼓って非常に高いんです。今子供たちがたたいている太鼓、真ん中の列、ずらっと並んだ部分ですね、あれ1台70万円です。皮の張り替えに15万円から20万円ぐらいかかります。今回の演奏会、市長も出られた演奏会、ほかのチームに太鼓を何台も借りてやっているんですね、実施をしたということなんです。民間の一芸能団体ではありますが、市を代表する芸能団体として、市の貢献度を考えると、一日も早く通常の演奏ができるように、市としても支援をしてもいいのではないかと、いや、すべきではないかというふうに私は考えるんですが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、私のほうより答弁させていただきます。

土佐中村一條太鼓様におかれましては、地域に根差した伝統芸能の継承活動に長年取り組まれております。市が主催する様々な事業にも公演いただくなど、その尽力に対しましては敬意を表するところでございます。

ご質問の文化的活動をする団体への支援でございますが、当市の現行補助制度におきましては、特定の団体への支援を目的とした直接補助制度は設けておりません。新たな補助制度の創設につきましても、財政面や他団体との公平性の確保といった観点から、市単独での対応は困難であると判断をしているところでございます。

一方で、過去には数回の支援をしたという経過もございます。その助成事業というのが、コミュニティ助成事業でございます。これによって、外部の補助制度を想定する場合などにおいて、事業内容から、本市としても申請に向けた支援や調整が必要と判断する場合においては、情報提供と支援を行っていく予定でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今課長言われました。ぜひコミュニティ助成事業を活用していただいて、早期に支援をしていただけないでしょうか。本当にお金がかかるんですね。当初、この太鼓をスタートしたときには、先ほどのふるさとの創生基金、そこから多分かなりお金を支援していただいて太鼓を買ってスタートしたと思うんです。言わば市の備品みたいなもんなんですよ。けども、それが今傷んできていると状態ですので、それをぜひ復活というか修理していただきたいということですので、いろんな手だてでこれお願いをしたいなというふうに思います。課長から前向きなご答弁をいただきましたけども、市長、この点についてはいかがですか。この間見られたということで、ぜひ一言お願いします。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。おっしゃるとおり、先日定期公演のほうに参加させていただいて、最後の最後まで見せていただきました。近くだったのもありますし、音だけではなく、空気感であるとか、非常に活気のあるもので感動いたしましたし、一つのこの中村の文化として改めてすごいなというふうに思ったところではございます。

そういった中で、継続に関して様々お困り事に関して、先ほど課長が答弁したとおり、市ができる支援というものに関しましては、当然やっていきたいと思っているところでございます。

ただ一方で、一団体というところもありますので、それぞれ様々思いを持って一生懸命やられている団体がありますので、それ全てを市がカバーするという事はなかなか難しいというふうに考えますし、特に市の最初のところは、市が助成をして太鼓を買ったという話を今議員のほうからお聞きしましたけれども、最初スタートのときにできる支援はいろいろあるんですけれども、なかなかその後、全てずっと継続してやっていくというのは、例えば事業継承とか、事業もスタートアップの補助ってのは結構あるんですけど、それをじゃあずっと、その会社を困ってきたら支援続けるのかっていうと、なかなかそういったことにはならないというのも現実でございまして、できる支援というのは当然していきたいと思いますが、一定のご理解もいただけたらなというふうに思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） ぜひ、本当に市の貢献度、非常に高いと思うんです。公的な行事に随分出ていますよ。本当に盛り上げています。そういったところで、今もうたたけないという、太鼓が壊れて、そういう状態ですので、ここは本当にいろんなお知恵を絞っていただいて、ぜひ支援をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、大学誘致の検証に移りたいと思います。

これもずっとやっておりますけど、まだいまだに新しい情報がいろいろと入ってまいります。

そこで、副市長も間もなく退任されるということもありますので、そういう状況をよくご存じの副市長がおられるうちにいろいろ聞いてみたいこともございまして、今回質問させていただきたいと思います。

まず、学生確保について伺います。

学生確保について、そしてもう一つ、認可について、この2つについては、学校法人が担当しますよ、建物は市がやりますよ、そういうすみ分けができていたという話は何度もお聞きしておりますけれども、ただ学生確保について、議会で何人もがこういう点はどうかという質問しているわけですね。懸念を表明しているわけですよ。例えば、2021年3月議会、私、幡多看護専門学校は3年で50万円ですと。そういうものがあるのに、4年で700万円近くかかるところへ行く人がおりますかという話もしました。それから、21年9月議会では、県内に看護師の養成施設が11校、645名ありますよと。これに新たに80名大丈夫ですかという話もしました。それから、定員の3倍の受験者があると言うけども、それは併願でしょう。専願でどれぐらいあるんですか、本当に大丈夫ですかという話もしました。2021年12月議会では、高知県が、安芸市に看護専修学校のサテライト教室を整備しますということを発表しました。また、新たにこういう施設ができる、これで本当に大丈夫ですかという話もしました。22年3月議会では、4年制大学なのに、取得できる資格が看護師国家試験受験資格だけだと。保健師受験資格も取れないし、助産師の受験資格も取れないし、養護教員免許も取れないと。こういう状態でこれ大丈夫ですか。この魅力で大丈夫なんですかっていう話もさせていただきました。

そういうことというのは、きちんと学校法人には伝わっているんでしょうか。議会でこういう話がされました。こういう懸念材料が出されましたよということは伝わっているんでしょうか。また、庁内でこういう意見が今回議会に出たけども、ここはどうだろうねっていう議論はされたんでしょうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） お答えします。

議会でいろいろご質問等ございましたけれども、その内容が学校法人と共有できていたのかというようなご趣旨であったかと思っておりますので、その点についてお答えいたします。

当然、ご質問の内容であります。答弁内容、これ学校事務職員のほうが市役所のほうに常駐しておりましたので、そういったご質問を受けて、答弁内容を策定する段階でも情報は共有できておりましたし、また議会でのこの本議会等でのやり取り、そういったものにつきましても、当該職員のほうで状況は把握していたものと認識しております。

また、こういった議会でのいろいろご質問、答弁の内容、そういったものが庁内で共有できていたかにつきましても、これもやはり関係する課においては、当然市の職員でしたら議会に

も課長は出席しておりますし、そういった意味でも情報共有はできていたものと認識しております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 確かに、こちらに職員の方がおられましたので、そういう意味での共有はできていたのかもしれませんが。ただ、市と学校法人との協議会の記録は全部持っているんですけども、その中でほとんど出てこないんです、私が言ったことなんか。なので、本当にどれだけきちんと取り上げられて、精査されたのかなってということが少し疑問としてどうしても残ります。

時間がないので、次進みますけれども、次認可についてです。

これ一つ、これも気になることがあるんです。令和2年、2020年8月5日、ここに文科省との事務相談という特記がありました。文科省と事務相談ですね。そこに、文科省の職員の方から、こういう話があるんですよ。収容定員の変更であれば、認可が必要となるため、学生確保の見通し、大学のニーズの説明が必要になりますと。それを書類の中で整えてもらいたい。また、収容定員の変更では、第三者からの調査結果が求められるため留意してもらいたい。これ市長も参加した会でそうやって言われている。そのときに、学校法人の教務部長が、学則の変更は認可、学部等の設置は届出ですねと、そういうふうに考えていますということで、学則の変更は認可ということをちゃんと認識されていたと思うんですね。さらに、文科省の人が、届出の中でも、実習先の確保に関しては、どうしても説明をしていただくことになりますよ、そういう文科省の方からの示唆というかアドバイスというか助言というか、そういうものがあるわけなんです。

ところが、それが本当にきちんと整理をされて、それが引き継がれていっているのかなと思えるぐらい大丈夫か、大丈夫かというときには、届出だから大丈夫、届出だから大丈夫というような流れで私は進んでいったように思えてならないんですけども、この最初の文科省との事務相談、この内容というのはきちんと徹底をされたというふうにお考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） その文科省の説明の内容まで今現在私のほうでは確認できておりません。ですけれども、そういった説明を受けて、何度も出てきますけれども、役割分担としましては、そこは法人のほうで認可に係ること、そういったことは責任を持って取り組むということになっておりましたので、そういった文科省の説明を受けての留意点でありますとか、そういったことに基づいて事務を進めることにつきましては、学校法人の責任の下で進めておたした手続でございます。そういったところで、法人からはその手続上、認可届出という言葉も出てきましたけれども、そういったものの手続上、問題はないということで常に説明を受けてきておりましたので、市のほうではそういったことについては、懸念というようなことは

ございませんでした。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） そしたら言います。2021年9月議会で、実習施設の確保はどうですかって聞いたら、まだゼロですと。12月議会、ゼロですと。翌年の22年3月議会でも、まだゼロですということですね。21年12月になって、新学部設置の届出に必要な適否を相談する事務相談というのが10月の予定だったんだけども延びましたと。1月になりました。さらに、3月議会では、事前相談が4月に延期になりました。申請は6月で、早くても8月が認可ですというふうにどんどんどんどん延びていきました。8月23日に例の文科省から学校法人に対して、補正の通知が入った。8月24日に学校法人が市に報告をした。これまでも何度も確認しましたけども、議事録は残していないけれども、市は学校法人から簡易な補正であって、9月には認可が下りるものというふうに報告を受けたということでした。学校法人が、文科省から受けた補正の内容、実は市が提出した裁判資料で確認することができまして中身は分かりました。それを見ますと、到底9月12日の提出期限に間に合わすことができない補正内容だと私は思います。市がその厳しい内容を学校法人から知らされていたとしたら、その翌日にわざわざ学校法人に対して、補助金の残額2億4,578万4,000円、支払うはずがないですね。それから、下田中学校改修工事の請負契約の締結はしなかったはずですが、今まで副市長などもお答えいただいたように、これは学校法人が市をたばかったんだと、補正内容を簡易なものとして偽って伝えたというふうに判断していいですか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 偽ってという部分につきましては、お答えにくい部分がありますけれども、法人から報告があった内容は、今議員がおっしゃったとおりの内容でございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 法人側に問題があったということです。

それでは、このことにつきましては、また明日上岡 正議員が詳しく質問されると思いますので、そこでもお答えをいただきたいと思っています。

次、再チャレンジについて質問いたします。

令和3年、2021年7月12日に、大学誘致の住民説明会が開かれました。その際、住民との意見交換で、市長は、3年、4年後ではこの計画はないと。それは間違いなく大学の意向ですと。そうでなければ責任を取るという趣旨のやり取りがなされております。開学は、令和5年4月で、これ以上の延期は考えられない、こうはっきり言われました。

ところが。令和4年10月17日、文科省から認可不可となる見込みを伝えたら学校法人は、申請を取り下げる判断を行って、市は10月19日に取下げに同意、10月20日に取下げの届出がなさ

れています。なぜ取り下げるのかというと、文科省に不可が出されてからではもう次は申請ができないということで、今後の開設準備や学生募集状況を考慮し、開設年度を変更する方針に転換したほうがよいとの判断で申請を取り下げたというふうに学校法人から報告があったというふうに議員説明会で私たちも聞きました。つまり、再チャレンジするために取り下げたということなんですね。住民説明会のときには、再チャレンジはない。もうこの先はないという話をされながら、この時点においては再チャレンジについて双方で協議をしているということです。これはどういうふうに考えたらよろしいですか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） まず、ご質問の最後のほうで議員が今ほど令和3年7月の説明で、再チャレンジはないとの発言ということがございましたけれども、市長のほうが発言した内容は、ご質問の中でもありましたように、冒頭の部分でありましたように、3年後、4年後ではこの計画はないというような発言をしております。まず、その発言の趣旨について説明させていただきますけれども、当初、ご承知のとおり、令和4年4月開校を目指しておりました。そういう中で、開学を1年遅らせまして、令和5年4月にするというのを法人の協定の段階の最終判断として合意しまして、協定を締結したという経過がございますので、その説明会時点では、学校法人としてはこれ以上の延期は考えられない状況であるというふうに市側が捉えていたものであります。発言の趣旨はそういったことによるものでございます。

その後、これはもう状況の変化というしかないんですけども、その当時はそういうことでしたけれども、認可を受けることが困難になりましたので、そういった状況の中、再チャレンジについてその可能性について課題でありますとか、そういった条件について協議したという経過がございますので、その点をご理解いただけたらと思います。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） なかなか理解できないところあるんですけども、もう時間がなくなってまいりましたので、ここから後につきましては、明日の上岡 正議員にまた委ねたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で川渕誠司議員の質問を終わります。

14時10分まで休憩といたします。

午後2時0分 休憩

午後2時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川村一朗議員。

■17番（川村一朗） お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、ライフラインの整備として、水道事業について質問をいたします。

西土佐茅生地区では、水道水が岩間沈下橋の沈下前は岩間から沈下橋を通過していましたが、岩間沈下橋の沈下によって、水路が途絶え、仮工事として隣の中半地区の給水施設から給水されています。岩間沈下橋が復旧後もそのままの状態が今なお続いています。現在の仮工事では、黒パイプを長距離にわたって露出したまま敷かれており、夏場の暑い時期は、水道水がお湯になってしまっています。茅生地区の住民は、いつになったら本工事をしていただけるのかとそのときを待っています。本工事がいつになるのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 岡村上下水道課長。

■上下水道課長（岡村速人） 茅生地区への配水管は、平成29年11月、岩間沈下橋の損傷により、近隣の中半水道施設から茅生大橋を渡して仮設配水管で給水を行っているところです。夏場の暑い時期など、地区の皆様には大変ご迷惑をおかけしています。発生しています諸課題について、可能な対策を図り、同地区へ安定した給水を努めたいと考えております。

本工事はいつになるのかとの質問でしたが、市単独の整備は、財政が厳しい状況であることから、本工事がいつになるのか、めどは立っていない状況です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 今後、岩間沈下橋を使って岩間からの給水にするのか、また現在の仮工事のように、上半地区からに変更するのか、または統合して連結するのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 岡村上下水道課長。

■上下水道課長（岡村速人） 配水管の復旧につきましては、岩間水道施設からの給水区域内であることから、沈下橋への再布設、もしくは岩間から国道を迂回するルートで管を布設することが基本となりますが、川村議員のおっしゃいます現在配水しています上半水道施設からの本設と岩間と上半両水道施設を一つにすることも選択肢の一つとして考えられます。しかし、補助要件であるとか、事業費などそれぞれに課題があり、市単独での整備は財政的に非常に厳しい状況であることから、補助事業を活用した整備ができるよう、国・県の動向を注視しながら整備に向けた検討をしていきたいと思っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、水道の統廃合計画について質問をいたします。

市長の施政方針趣旨の中では、水道料金の改定の項目の中で、令和6年度に四万十市水道事業経営戦略を改定し、本年度は水道料金審議会を開催しました。その結果、令和8年度に水道料金の増額改定を予定しているとあります。水道料金につきましては、本議会で審議されますので、私のほうからは、本市の水道事業の経営戦略の改定は、水道料金改定だけを意味するものなのか、それとも収支バランスや耐震化対策などに関わって、水道事業全般の統廃合を含め

た計画の変更もあり得るのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 岡村上下水道課長。

■上下水道課長（岡村速人） 水道の統合計画ですが、現在本市は耐震化事業を中心に進めております。本市では、水道水源が現在38施設あり、多くあり、各施設の耐震化を計画する中で、現施設の長寿命化と、同時に施設統合の検討など、様々な角度から議論を深め、施設更新を進めたいと考えているところです。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 全国では、配水管の老朽化が大きな問題となっています。本市は、特に大震災が想定されることもあって、配水管工事は、毎年更新されています。しかし、本市の配水管路は、全体で560kmあり、例えば配水管の老朽化を防ぐために30年ごとに更新するとするならば、毎年20kmほどの工事が必要となります。現在は、主要な管路であるためか、1年に数kmしかできていません。人口減少やコンパクトシティー化も想定されますが、水道事業につきましての中・長期的な考え方について質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 岡村上下水道課長。

■上下水道課長（岡村速人） 水道事業の中・長期的な考えということでお答えさせていただきます。

人口減少などを背景に、今後給水収益の減収が避けられない中で、これまで拡張整備した水道施設や管路は老朽化が進んでおります。将来的に更新や耐震化が必要となるため、今後の財政状況は厳しくなっていくものと見込まれています。しかし、どのような状況であっても、水道事業は安全・安心な水道サービスを市民の皆様にご供給する責任がありますので、その責任を果たすべく、経営の効率化・健全化を基に水道施設の更新等を進めていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、地域で安心して暮らすために、独居者の見守り、安否確認について質問をいたします。

全国的には、核家族化が進み、独居者が増え、隣に住んでいる人も知らない、隣の人に声をかけたことがない、個人情報に関わることは聞きにくい、このような状況で、人間関係が希薄になっていると言われております。

その中で、誰にもみとられずに亡くなる孤独死が社会問題化しています。全国ほどではないにしても、本市においても核家族化等により、独り暮らし、独居者が多くなっています。また、高齢者や病気のある方の独居の場合があり、自宅で亡くなっている孤独死が四万十市においても発生をしております。中には、亡くなってから数日間発見されないこともありました。これは、市内の例ですが、高齢者の独居男性の家から腐敗臭がするというところで、近所の方が

民生委員や区長さんと一緒に家に入ると、独居の男性が亡くなっていて、数日間が経過しており、腐敗が進んでいる状況で発見をされました。また、ほかの例では、90代の男性が独居でしたが、遠方の子供さんから家に連絡してもつながらないからということで、地区の区長さんに連絡して、家に入ってもらい、倒れている男性を発見し、緊急搬送をすることがありました。発見時には、まだ意識がありましたけれども、残念なことに、翌日お亡くなりになっています。この2例につきましては、家の近隣から離れているところにあるわけではなく、近所の家が隣接している場所で起きています。人との交流を絶縁しているわけではなく、通常の生活を送る中で起きております。

まず初めに、四万十市において、ここ数年の孤独死の実態について、件数や発見者の状況について質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

まず初めに、四万十市としての統計上の数字はないということをお伝えさせていただきたいと思います。

あと警察が取扱いをしている死体のうち、自宅において死亡した独り暮らしのもの、これ令和7年度上半期という統計がございます。これ全国のものでございますが、全国で4万913人の方が亡くなっており、このうち3万1,525人が65歳以上であり、全体の77%となっております。

一方、高知県については285人で、このうち233人が65歳以上で、全体の82%を占めております。

先ほど統計上の数字はないということをお話しさせていただきましたが、福祉事務所に寄せられる情報や実際に関わっているケースのほか、関係機関への聞き取りにより調査を行いましたところ、過去5年間で22件ございました。これをもって全体の傾向として評価することは難しいですが、全ての世帯が独居世帯であるということ、22件中19件が65歳以上の高齢者の独居世帯であること、この高齢世帯以外では、アルコール依存症疑いを含む精神疾患等がある世帯というふうになっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 高齢者や健康状態等が心配な方については、地区の民生委員さんや区長さんをはじめ、近所の方も気にかけてくださっている地域もあるかと思いますが、市として孤独死を防ぐための対策について質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

令和5年12月に川村真生議員より独居の高齢者の孤独死を防ぎ、安心して暮らせるようなサ

ービスはあるのかということでご質問がございまして、高齢者支援課長より、あんしんコール事業、高齢者閉じ籠もり事業、見守りサービス事業について事業内容と併せてご答弁させていただいた経過がございます。これ以外にも、孤独死を防ぐということを目的としたものではないですが、民生委員等による地域見守り活動のほか、保健師による地域保健活動等もございます。また、健康福祉委員会の取組なども、独居世帯と地域社会をつなぐツールとして、孤独死を未然に防ぐことが可能な社会資源であるとも言えます。

以上が市としての現行の取組となります。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

次に、孤独死を少なくするためのよりよい具体策の検討について質問をいたします。

知り合いの独居の高齢女性は、地震の安否確認をしてもらう手だてとして、毎日配達される新聞を取っていると話していました。新聞がたまると、外から見ても異変に気づきやすいのではと考えているそうです。高齢の方だけではなく、命に関わる持病を持たれている方も、同じような不安を持っておいでると思います。安否確認の例として、隣町では、警備会社と契約をして、独居者の家庭の冷蔵庫の扉やトイレのドアにセンサーをつけて、24時間扉の開閉がない場合は、訪問等を行って安否確認をしているそうです。費用は、センサーの取付け料が8,000円、月々の電話料の経費として、固定電話が4,000円、携帯電話が5,000円、その他にも月1回のお元気コールとして会社から電話がかかってくるそうです。独居者と高齢者が対象で、自治体が審査会を通じて対象者を選定しています。個人で警備会社と契約されている方も既においでるかもしれませんが、市として警備会社と契約し、費用については補助していく対策が今後必要になってくるのではないかと考えます。もちろん、民生委員さんや区長さんなど、近所の人々の協力は重要ですが、この対策の希望者に対しては、実施できるように、四万十市として検討できないか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 現在の四万十市の取組につきましては、高齢者を中心とした取組でございます。現行の事業が、十分に活用されているのかについて検証した上で、高齢世帯のみならず、全ての世代の孤独死を防ぐための手だてが構築されることが必要というふうに考えております。

まず、松野町の取組ですけれども、これ調べたんですが、こういった仕組みを利用されるということを考えますと、かなり健康管理などそういった自身の孤独死しないための注意がかなり及んでいる方ではないかというが一つ想像ができます。

あと四万十市での調査の結果を見ますと、亡くなっている方のパーソナリティというのか、その人の生活信条であるとか、そういうところを見たところ、仮にこういった機器を貸出しをしたとしても、なかなか孤独死を防げた人は少ないのではないかというのが一つ見立てと

してございます。

あとこういう機器につきましては、やはり間違っただけで通報してしまったとか、そういったことも考えられますので、現在の松野町の取組の中で、とても成果が高いということであれば、検討をすることは必要かと思いますが、市の財政的な負担と併せて、効果が顕著であれば、取組可能かどうかということを財政的な負担と併せて検討していけたらというふうを考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） ありがとうございます。ぜひ検討だけでもしていただきたいと思っております。

次の項目に移ります。

シルバー人材事業の充実について質問をいたします。

シルバー人材センターは、四万十市のホームページでは、高齢者の生きがいと社会参加、そして臨時的・短期的な仕事を通じて、地域社会に貢献している公共団体と説明されています。高齢者が運営する自主的な組織では、県知事指定の公益団体一般社団法人であります。一般社団法人四万十市シルバー人材センターは、自主・自立・協働・共助の理念の下に、原則として60歳以上の健康で働く意思のある高齢者が会員となり、草引きや掃除等の簡単な仕事から特殊な技能があればそれを生かした仕事など、様々な仕事をさせていただいているとあります。四万十市におきましては、相談窓口を中村地域は四万十市社会福祉センター内に、また西土佐地域は西土佐総合福祉センター内において運営をされています。シルバー人材センターは、公益性が高く、一般法人ではありますが、近隣の高齢者が会員となり働いていることも多く、また市としましても、補助を行っていますので、シルバー人材事業の現状について質問をさせていただきます。

なお、次の項目の今後の運営、見通しについては、シルバー人材センターは、一般法人であり、直接的に市が関与する内容ではないことなので、質問を取下げさせていただきます。

シルバー人材事業は、利用者にとっては、かゆいところに手が届くような作業を担っていただき、また会員として作業を行う人にとっては、自由時間での小遣い稼ぎができるといった、地域にとって小回りの利く有益な事業と思っております。近隣の方でも会員登録をしている人が複数おいでます。

そこで、近年の実施事業件数と登録者数について、中村地区と西土佐地区それぞれについて質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 令和6年度実績でお答えさせていただきます。

会員数は、中村地域が176名、西土佐地域が81名で計257名、実績受注件数は、中村地域が

701件、西土佐地域が201件で、計902件となっております。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、西土佐のシルバー人材センターが統合され、西土佐の窓口がなくなり、中村に統合されると伺っております。西土佐の会員から、中村まで行つての手続は大変で、もう人材センターに登録することを辞退したいという声を複数の人から聞いています。高齢でも働く意欲のある人が、社会貢献の場として生きがい、働きがいを持つことは重要なことです。今回の中村への統合理由についてどのように把握されているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 今回のご質問を受け、四万十市シルバー人材センターの事務局から、事務局の統合理由について聞き取りを行いましたので、聞き取りした内容でご答弁させていただきます。

四万十市シルバー人材センターにつきましては、設立以降、中村・西土佐にそれぞれ事務局を構え業務を行っておりますが、以下のような課題があると伺っております。

まず、1つ目ですが、主たる事務所である中村の事務局が手狭であること。

2つ目に、従たる事務所である西土佐の事務局が、四万十市総合福祉センター内四万十市社会福祉協議会西土佐支所の事務局を間借りしていること。

3つ目に、間借りしていることから、社会福祉協議会、シルバー人材センターそれぞれが管理する個人情報の管理に関する懸念、また市民から支払いのあった金銭の授受の取扱いの厳格化などが課題であったそうです。

これを総合的に判断し、従たる事務所である西土佐の事務局を廃止し、事務局を統合することに決定したとのことでした。

なお、新たな事務所は、幡多公設地方卸売市場の2階と伺っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） シルバー人材センター西土佐支所の閉鎖の流れは、令和7年2月に西土佐総合社会福祉センター内での同一部屋での事業がコンプライアンスに違反するとの指摘が起因だと聞いております。しかし、センターの来客は、シルバーと社協の共通の人たちであり、利用者からもこれまでの状況が利便性が高いため、現状を希望しております。事前の話合いもない中で、令和7年6月に令和8年3月末で西土佐支所を閉鎖、中村本所も場所を替えて一本化して運営するとの伝達がありました。会員に対しての早急な説明会を求めましたけれども、西土佐の会員に対する説明会は、今年の2月でした。会員からの質問には応じず、西土佐支所の閉鎖、統合ありきの説明会であり、閉会したと伺っています。

今後、中村に一本化された場合には、西土佐から事業をお願いする場合も、また作業を請け

負う側にとっても、これまでよりも負担が増えてくることは明らかです。これまでに、相互に乗り合いの仕事があったのでしょうか。ここ数年で中村地区のシルバー人材センターから西土佐まで来て仕事を行った件数、また逆に中村に西土佐の会員が出向いて作業を行った件数をつかんでおいでましたら、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後 2 時35分 小休

午後 2 時39分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 作業を請け負いやすい環境をつくるために、市として支援できることはないか、ひとつ支援をできることがあればということでお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） これにつきましても、シルバー人材センターの事務局から事務所の統合理由に併せて聞き取りをしましたので、その内容についてお答えさせていただきます。

現在、中村・西土佐地域でのそれぞれの仕事につきましては、先ほど川村議員も言われましたとおり、地域内で行われるものがほとんどであると伺っております。したがって、事務所の統合により、仕事の内容や会員が仕事をしたときの対価である配分金などにこれまでどおりで大きな変更はないものと見込んでいますと伺っております。

今回の事務所の統合について、西土佐地域の利用者の方や会員の方々にご心配をおかけしていることは、四万十市シルバー人材センター事務局も承知しておりまして、できるだけ不安や不便が解消されるよう、引き続き丁寧に対応してまいりたいということをお伺いしております。

なお、西土佐の会員さんは、業務日誌を西土佐の事務所に提出しているようですが、4月1日以降の報告につきましても、引き続き四万十市総合福祉センター内にシルバー人材センター行きポストを設けるといことで、会員さんが中村まで来なければならないといったようなことにはならないようにやっていくというふうにも伺っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に移ります。

四万十川の保全について、清流を守る手だてについて質問をいたします。

市長の3月議会の施政方針の中でも、四万十川について四万十川かわまちづくり計画や観光振興でも四万十川をはじめとする自然体験や山・川・海の食文化などの地域ならではの魅力がある素材を生かした観光商品を造成と触れられておられます。四万十川は、最後の清流と言われています。私たちは、本市の重要な観光資源として、また川魚などの生活の糧としても、そ

の貴重な川を守り続ける役割を担っています。

現在の四万十川は、この間の濁水状況もあり、岩や河原の砂利は白く見えています。これは、岩や砂利の上に土が蓄積している影響もあるかと思えます。四万十川の河川は、土によって覆われ、川としては浄化能力が極端に低下しているとも言われています。2023年に漁協有志が中心となって、県の許可の下、河原の掘削を実施し、目詰まりの状況が新聞等で報道されました。この状況に対する市や県の評価について、2023年12月議会で質問をいたしました際に、試験的に実施されたものであり、市や県としては現段階では評価できない。浄化に向けては、県の専門部会や各漁協との役割分担をして進めたいと答弁をされております。県との兼ね合いもあるかと思いますが、現段階での河川への目詰まりについて、市としての評価はその後何らかの取組がなされたのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

今議員のほうからもありましたが、四万十川西部漁協が主体となって行っております河原の目詰まり解消を目的とした掘削のその後につきましては、掘削箇所とその下流域を目視により確認したところによりますと、一定の効果は出ているものと推測はされておりますが、現時点では、科学的根拠には乏しいといった状況でございます。

なお、高知県や漁協代表者、流域自治体、有識者で組織しました高知県四万十川流域保全振興協議会河川環境部会では、置き土等土砂管理についての検討を行っておりまして、この中で、河原掘削後のモニタリングを行っていく方針を確認しておりまして、本年度から高知県において掘削箇所及びその下流域で調査が行われているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 本来の四万十川は、アユが20cm程度で、味もよく全国的にも今まで評価をされてきました。しかし、ここ近年は、ききアユ大会でも上位を逃しています。先月には、西土佐で行われたききアユ大会では、奈半利川が総合1位でした。今期の四万十川のアユは、体長が30cm近くあるものが多数あり、流れの少ない川底で動かないでいる可能性があると言われております。川が濁流になりやすいとの声も聞かれます。現在の四万十川の河川状況についてどのように把握されているのか、先ほどもご答弁いただきましたけれども、清き流れを取り戻すためには、今後の河川の浄化に向けての取組はどのようなことを予定しているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

四万十川は、自然のままの姿を多くとどめ、地域固有の生活や文化・歴史が四万十川と密接に関わり、流域の人々に多くの恵みを与えていると考えております。

河川の水質につきましては、環境基本法に定められた環境基準のほか、清流度や窒素に係る指標など四万十川独自の清流保全の目安を定め、高知県により定期的な調査が実施されております。また、四万十川においては、単に水の透明度だけで清流と呼ぶのではなく、川の自然と地域の営みがつくり出す風景などを含めたものが清流と呼ばれる貴重な重要な要素になっており、後世に残すべき本市の宝であるというふうに考えております。

この四万十川の清流を保全するために、四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の2つの条例に加え、四万十川景観計画を策定し、四万十川独自の風景を損なうことにつながる開発に歯止めをかけております。

その他の流域保全のための取組といたしましては、四万十川の愛着を深めてもらうために、市内小学校で開催する水辺の楽校や官民一体となつて行う四万十川の一斉清掃、また水田から出る濁水流出の対策としての止水板の配布等がございます。

このように、行政のみならず、様々な関係者と協力し、水質だけでなく、清流と呼ばれる背景にあるものを守り、後世に引き継いでいくことに尽力をしているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） ありがとうございます。美しい川を見れば、川を汚したくない、また汚い川であれば、まあいいかのごみを捨てる、これは一般的な心理状況ではないかと思ひます。今の四万十川は、まさにその境界線上にあると思ひしております。一昔前の清流を知っている人は、高齢者となり、その人々にはアユやウナギが大量に取れたというその思い入れがあります。一方、現在の若者には、四万十川とのつながりを考えたときに、高齢者ほどの思い入れはないのではないかと危惧をしているところであります。

また、四万十川は、四万十市の宝でもあります。県とも協力して、河川の浄化と生い茂った雑草などを整理して、景観をよくすること、そして川への親しみが持てる事業の開催が必要です。先ほど市長の答弁の中でも、水辺の楽校という形の中で、子供たちも川との親しみを一つづついただいておりますということは大変重要なことだと思ひしております。高齢になった西土佐の住民の中には、清流四万十川を守りたいという気持ちが強くあります。ほかの地区でも同様かと思ひしております。そのためには、実際に川を見てほしい、見に来てほしいという希望があります。ぜひ足を運んでいきたいと思ひますが、いかがでしょうか、質問いたします。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 運んでいきたいと、私も川のほうに運んでいきたいと思ひます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） これで終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で川村一朗議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、大西友亮議員。

■11番（大西友亮） それでは、質問順番になりましたので、質問通告に従って質問をしたいと思います。

まず初めに、小中高生の自殺率についてお伺いをいたします。

これは、私が高知新聞を見ていると、非常にショッキングな記事がありました。2025年の小中高生の自殺者数は532人で、これ暫定値ですけれども、統計にある1980年以降で最多となったということが29日、厚生労働省のまとめで分かったと。最多だった24年から3人を増加し、全体は減少傾向にあり、自殺者数は1万9,097人で初めて2万人を下回ったということで、全体の数は減っているんだけど、小中高生の若い子たちの自殺率が上がっているというニュースでした。これは僕は非常にショッキングで、今回の質問をすることになりました。

近年、不登校児童の増加やSNS等に起因する人間関係の複雑化、また家庭環境の多様化などにより、児童が抱えるストレスや不安は深刻化しています。児童が発するSOSを早期に発見をし、かつ客観的に把握することは、重篤な事態を防ぐための最優先事項でもあります。

そこで、本市の教育委員会として、児童一人一人の心の健康状態をどのようにモニタリングをし、支援につなげているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答えいたします。

児童生徒の心の不調、これはとても表面化しにくいので、早期に気づき、支援につなげることが極めて重要であるというふうに認識をしております。最近では、登校渋りという形で、苦しみのサインが出ている児童生徒がいるのではないかと考えています。それだけ子供たちが悩み、同時に登校渋りという形で声を上げられるようになったという別の見方もあると思います。

児童生徒の心の健康状態につきましては、学習意欲や学校生活全般に大きく関わる要素であり、当教育委員会としましても、早急に支援に取り組んでいるところでございます。学校現場におきましては、1人1台端末を活用した日々の健康観察、生活日誌の活用、登校時における児童生徒の様子や表情の見取りなど、日常的な関わりを通して心、心身の状態の把握に努めております。

さらに、年間2回、四万十市において実施しておりますQ-Uアンケートや学校生活アンケートにより、児童生徒の心の変化を早急に把握し、適切な支援に努めております。

加えて、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した相談体制の充実や関係機関との連携強化に努

めております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ありがとうございます。恐らく市の教育委員会としてもいろいろやってくれてるだろうなということでの質問でしたが、大変多くのことをやっていただいているということで把握をしました。

ここで、松田教育長にお伺いをいたしたいんですが、今回小中高生の自殺者数が過去最多というニュースが出て、それに対して教育長としてはどのように受け止められたか、感想だけでも構いませんので、お伺いします。

■議長（宮崎 努） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） 同じように、平成6年も過去最多で出ました。今年もまた過去最多で出ました。これは、本市・本県ということに関係なく、全国的に非常に小中高校生のやはり自殺率というのが増えているというのは非常に問題だというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。まさに今教育長が言われたように、今小中高生の児童たちの置かれている環境が、本当に非常に大変な状態なのだろうというのが予測できます。その点についてはオーケーです。

では続いて、四万十市の自殺対策計画について少しお伺いをします。

本市では、平成31年に四万十市自殺対策計画を策定をし、誰も自殺に追い込まれることのない四万十市の実現を目指して取り組まれています。しかし、全国的に見ても、児童生徒の不登校や自殺者数は高止まりをしており、非常に危険な状況にあります。特に、長期休業明けなどの子供たちの心身に大きな負荷がかかる時期です。本市の計画において、次代を担う子供たちの命を守る施策はどのように機能しているのか、現状を確認したく質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） まず、自殺対策につきましては、まずは友人や家族、職場等の同僚等を含む周りの方の気づきであり、気づきを基に声かけを行いまして、場合によっては、医療機関等の専門機関へのつなぎを行いまして、日頃の見守りを続けるということが大切とされております。

四万十市としても、この気づきの精度を上げることが重要であるというふうに捉えておりまして、毎年職員及び市民向けの研修を実施をしておるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。あくまでも今回小中高生向けの話でお伺いをいたしまし

た。

ということで、渡辺所長にお伺いをいたしたいんですけども、今回、この四万十市自殺対策計画、第2期に移るといことですけども、本市の場合、小中の場合、教育委員会が十分把握をして対策を取っていただけると思うんですけど、高校生の場合、どうしてもそれは市教育委員会ではできないということだと思います。なので、そこは福祉事務所としてしっかりその高校生に対してどのようなアタックをしていく、その自殺対策に対してどのような計画を持って当たるのか、お伺いできますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 市として把握できることというのは限られておりますので、そういった高校生の心の動きであるとか、そういったところは恐らく私も詳しくは分かりませんが、県の教育委員会のほうで何らかの仕組みがあって、そういったことの防止の取組をされているということだけは把握はしております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） そうだろうと思います。なので、ぜひ市として県の教育委員会からそういう情報をぜひ吸い上げていただいて、一緒になって連携をしてやっていただきたいなと思います。高校生は県に任せておけば大丈夫というような形で取り組むのではなく、しっかり市としてもそこに力を割いていくというような形で取り組んでいただきたい、これはあくまでお願いですので、そんな難しい顔をされずに、大丈夫です。ぜひお願いをいたします。

この中の自殺対策計画の中で、非常に気になったところがありました。これは、小学校5年生、中学校2年生に対してのアンケートの中身です。この中で、相談相手がいるかというところの項目で、相談相手がいなくて答えたのが、小学生で7.2%、中学生は23.7%、約4人に1人の割合で、友達にも親にも先生にも相談できないという子供が一定数いるということがこのアンケートの中で分かってきました。その中で、この子たちにどのような形で市の教育委員会として手を差し伸べられるのか、その点、今後まだ聞いていくんですけども、ここについてざっくりだけでもお伺いできますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 自殺対策計画の中で、23.7%の中学生が相談相手がいなくてという数字がございます。先ほども申しましたが、自殺対策については、気づき、声かけ、つながり、見守りといったことが基本的な取組になろうかと思っております。先ほど学校現場の取組として、松田教育長より児童生徒の心の変化を早期に把握するために、いろいろと力を尽くしていただいているという答弁がございました。まさに子供の心の変化を見逃さない気づきの取組であり、児童生徒の自殺を防ぐという学校としての機能は十分果たされているんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） こっから教育委員会には聞いていきますので、了としますけれども、もう一点、渡辺所長、1点だけお願いします。

第2期の自殺計画の中で、このようなアンケートは、同じ項目で同じように聞くんでしょうか。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 自殺対策計画の数字についてですけど、大西議員のおっしゃる23.7%の数字ですが、これは平成31年3月に策定された自殺対策計画に掲載されておるものでして、これは平成27年3月策定の健康増進計画のアンケート結果というものを引用しているものでございます。この健康増進計画につきましても、令和2年3月に第3期計画へ移行をしております。同様の設問に対して、平成27年3月の23.7%から14%に改善をされておるといふふうになっております。

また、自殺対策計画につきましても、令和8年度を始期とした健康増進計画のほうで包含されるということとなっております。現在健康推進課のほうが取りまとめをしておる最中ですので、こういった相談できる相手がいるかないかといったことも踏まえて、恐らく同様の整理の仕方はされているんじゃないかと思えます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。じゃあその点は了とします。

では続いて、SOSを出しやすい環境づくりと早期発見についてお伺いをいたします。

GIGAスクール構想により、本市の小中学生においても1人1台端末の活用が実証化をしています。端末は、単なる学習用具から、子供たちの命や心を救うツールとして役割も期待をされています。文部科学省の調査では、不登校児童生徒数が過去最多と更新をし続けており、本市においても子供たちのメンタルヘルス対策や不登校の未然防止は喫緊の課題です。GIGAスクール構想により、本市の小中学校において、1人1台端末が授業での活用が定着しつつあります。その端末を使って、本市においてもICTを使った心のセーフティーネットとしていかに活用しているのか、その現状と今後の展望についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答えします。

GIGAスクール構想で配備されたタブレット端末を活用して、児童生徒一人一人がその時々々の気持ちや心身の健康状態を可視化するツールとして、気持ちメーターを導入しております。対面では表現しにくい悩みや小さな変化についても把握しやすくなっています。また、変化が見られた場合は、速やかに担任を中心に、養護教諭であるとかスクールソーシャルワーカー

一等が声がけを行い、丁寧に話を聞き、必要に応じてスクールカウンセラー等につなぎ、支援をしております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） この気持ちメーターについては、以前教育常任委員会の中で視察に行った際にお伺いをしていて、非常にいい施策だなと思っておりました。

そこで、この1人1台端末ということで、そういう取組をされているということで理解をいたしました。

では、次に移ります。

厚生労働省及び警察庁の統計によれば、全国の小中高生の自殺者は依然として高い水準があり、子供たちの生きづらさは限界に達しています。これ前段で言いました。自殺の背景には、学業不振、進路の悩み、いじめ、家庭環境、そして精神疾患など複数の要因が複雑に絡み合っています。

こうした命の危機を防ぐためには、学校という一つの組織だけでは私は限界があると思っています。市、そして教育委員会、医療機関、警察、そして地域がいかに情報を共有をし、1人の子供を多角的な視点で見守るかが問われています。本市における実効性のある連携対策についてどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答えいたします。

自殺に関する疑いが見られた場合は、直ちに福祉事務所、子育て支援センター、健康推進課、児童相談所などに通告する対策を取っています。さらに、医療・福祉・警察等の関係機関とも適切に連携し、必要な情報共有を行っております。また、重大事案が発生した場合については、県の教育委員会の人権教育課とも連携をし、スクールカウンセラーの配置などをお願いしております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。

それでは続いて、国の統計によると、18歳以下の自殺者数は、夏休みなどの長期休暇明けに突出して多いという傾向があります。学校という居場所から離れて、家庭内で悩みを抱え込んだまま新学期を迎えることへの強い不安やプレッシャーが、子供たちを追い詰めている現実があります。

本市においても、この時期的なリスクを明確に再認識をし、学校・家庭・地域が一体となった見守りの網をこれまで以上に強固に張る必要があります。長期休暇前から長期休暇明けにかけての具体的な取組についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答えをします。

長期休暇明けなどリスクが高まる時期には、文部科学省あるいは高知県教育委員会を通じて、自殺予防に関わる児童生徒への大臣メッセージや相談窓口の周知動画の活用について周知依頼があり、各学校へ共有しております。これらのメッセージや動画は、1人1台端末を活用し、児童生徒が個別に視聴できる環境を整えております。また、新学期前には、養護教諭・担任を中心に、それぞれ心配される子供には必ず声かけ、家庭訪問等を行ってもらうように呼びかけも行っております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） そこで、お伺いしたいんですけども、その長期休暇の休みの間も、例えばさっき言われた気持ちメーターとか、そういうのを活用はされているんでしょうか。もう休みになったらあまりタブレットでの児童とのつながりというのは少なくなるのか、しっかりと端末も利用した形で、学校と児童がしっかりつながった状態でやれているのか、そこについてお伺いできますか。

■議長（宮崎 努） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） 現在のところ、気持ちメーターは長期休業中には使用しておりません。ただし、中学校であれば、部活動で学校に来るとかあるいは小学校であれば児童クラブに来るとか、いろんな形で子供と出会うことが多くあると思いますし、また家庭と学校が密に連携を取り合う、地域と密に連携を取り合うことで、子供の異変には気づいてもらうように心がけております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ぜひタブレット、せつかくあるんで、そこら辺の活用をぜひ進めていただきたいと思います。どうしても子供だと保護者に言いづらかったりとか、周りの人間に言いづらいということ、あると思います。そこで、タブレットだったら自分一人の気持ちを学校側に知ってもらえるというような非常にいいツールだと思いますんで、そこら辺の活用を今後お願いをいたしまして、了といたします。

今回の相談相手がないという部分に関しましては、14%と改善が見られるということですので、今後も同じ項目でぜひ取っていただいて、ぜひどんどん少なくしていただきたいと思います。この質問は終わりとさせていただきます。

続いて、買物難民についてお伺いをいたします。

これは、僕の12月議会でも質問をいたしました。なかなかそこからすぐの質問ですので、状況が変わっているとはあまり思っていないんですが、ぜひ再度質問をさせていただきたいと思

います。

その中で、私が注目したのが、第2期四万十市総合計画基本構想案、今議会で提出をされている中で、その中で市民アンケートの結果について、いずれは市外か別の地区に住みたいと思っている理由として、生活するのに不便（買物、交通等）だからが34%となっております。私は、この買物難民で困っている方、一定数おられると思って、実際その数も非常に34%おったということで、全体のサンプル数が150と非常に少ないんですよ。なので、実際はもっと低いのかなとも思いますけれども、少なくともこの答えた34%の人は困っているということで一定数いることは確かです。このアンケート結果について、市はどのように受け止めたのか、分析をされたのか、それについて質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） お答えします。

12月議会でもお答えしましたように、本市では民間も含めまして様々な支援が行われているところがございますけれども、そういう中でも、アンケート調査結果によりますと、いずれは別の地区、または市外に住みたい理由として、生活をするのに買物・交通等が不便だからという回答が最も多いということになっております。

このことにつきましては、十分な移動手段が確保できない状況でありますとか、距離的・地理的な制約によりまして、生活必需品などの購入がさらに困難となっている方や地域が依然としてあることはこのアンケート結果から読み取れると考えておりまして、議員と全く同じ見解でございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ありがとうございます。やはり、買物に困難な地区が実在するという事は、それは確かなことだと思っております。それは課長と同じように共有をさせていただきます。

次の買物難民に対する対策はどのように考えるかということで、これも同じような質問をさせていただいて、またそこから3か月ということではなかなか難しいのかなと思いますが、どうしても私のほうに買物難民の方の声が結構聞かれますので、再度なかなか答弁難しいとは思いますが、質問をさせていただきます。

前回の私の質問に対して、高知県市長会を通じて財政措置等の要望を行うとの心強い回答がございました。人口減少下における買物環境の維持が、もはや一自治体の努力だけでは限界にきているという現状認識を共有できた点は、大きく前進であると私も評価をしています。しかし、国や県への要望は、実現までにどうしても時間がかかるということで、要望活動を継続することは当然として、その結果が出るまでの間にも市内の買物困難者は日々増え続けています。特に、移動販売車の老朽化や地域商店の廃業危機は待ったなしの状況です。要望活動とい

う外への働きかけと並行して、今四万十市として内側でできることを明確にする必要があると思います。再度、買物難民に対する対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） この買物難民対策、これも12月議会の答弁と重複する部分もありますけれども、現在本市のほうでは、デマンド交通、まちバス、市民の移動手段を確保することで、買物難民を含む交通弱者等への支援に取り組んでいるところでございます。また、高齢者支援課長からも答弁ありましたように、地域の実情に応じた取組として、健康福祉委員会において、支え合いの地域づくり事業として、買物時の送迎、または代行が行われており、またあったかふれあいセンターにおきましては、支援が必要な方に対しまして、状況に応じて買物支援等が行われている状況でございます。

高知県市長会等への要望と並行して、市の取組はということでしたけれども、まずはこういったような取組をできる限り継続するという、それから現在、高齢者支援課のほうでアンケート、これも12月にお答えしましたけれども、12月の上旬に送付したアンケートの結果を年度内に取りまとめるということにしておりますので、またそういったアンケート結果なども参考にしながら、国への要望と並行して、市でできることは何かということも検討はしてみたいと考えております。

なお、これにつきましては、買物弱者のみならず、中山間地域のほかの公共交通を含めた困り事、そういったことも含めての検討ということになるかと思っておりますけれども、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。もうこの件については、これ以上の答えも出ないというぐらいの答えを返していただきましたので、了といたします。

じゃあ最後の3番目の物価高騰対策についての質問をいたします。

ここで、昨日澤良宜議員の質問の中でも同じ項目がありました。これの中の3番目なんですけれども、これについては課長、昨日答弁していただきましたので、了とさせていただきますので、ここは聞きませんので、お願いをいたします。

それでは、続けさせていただきます。

長引く物価高騰は、市民の日常生活を激しく圧迫をし続けています。食料品やエネルギー価格の上昇は止まらず、私のほうにも多くの声が来ています。澤良宜議員のほうにも来てますし、多分ここに座っている議員さん皆さん多分いろいろ聞いていると思います。

本市が実施している物価高騰対策市民生活応援給付金について、私のほうにもかなり結構厳しい意見等がありました。ただ、市長にいたしましては、国のほうでプレミアム商品券やおこめ券といったメニューがある中、現金給付に踏み切っていただいた、緊急に困っている市民の

ために現金給付に踏み切っていただいたことは高く評価をしております。ただ、いかんせん5,000円という数字が高知新聞の中で出てからがすごく多かったんです。5,000円というのが非常に少ないという意見ありましたので、その効果と現状を改めてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。澤良宜議員のほうにもご答弁申し上げたところもありますけれども、市民の皆様からの反響につきましては、私のほうにも直接ありますし、また担当課のほうからも報告が上がっておるところでございます。そういった中で、ほかの自治体よりも給付額が少ないというご意見があるということは、もう本当に承知をしております。しかしながら、澤良宜議員のときにも答弁させていただきましたけれども、本市の生活者支援としては、限られた財源の中で、今回5,000円の現金給付と合わせて水道料金3か月の減免を組み合わせた形で支援策として提案をさせていただいたところでありまして。若干重複になりますけれども、1月の臨時議会で、どうしても現金給付も先行してご審議いただいたというところで、この報道等によって全体像として伝わっていない部分というのがあって、なかなかご理解がちょっと難しかったところがあるというのは、私のほうとしても真摯に受け止めておるところではございますけれども、いただいた方々に対して、その他の支援、水道料金も含めて、そのほか給食費の部分の補填であるとか、そういったことも含めて、何とかお伝えすることで、一定ご理解をいただける方々もいらっしゃるというのが現状でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ありがとうございます。確かに、全体像なかなか分かりづらくて、急に他市は2万円なのに本市は5,000円っていうのが来て、それも問合せが僕のほうにもありました。ただ、本市としてはしっかりやるべきところ、しっかり企業だったりとか子育て支援だったら給食費の部分だったり、しっかりやるべきことはやっていて、その澤良宜議員も言ったと思いますが、広報の部分が非常に足りないなど。ぜひもっと四万十市はこの交付金をこういうふうを活用していると。困っているところにしっかりと補助をしているという形で、しっかり広報をしていただきたいと、それはお願いですので、ぜひお願いをいたします。

次、特に影響の大きい困窮世帯、子育て世帯に対する独自の追加支援をお願いできないかというところでございます。子育て世帯に対しては、給食費の免除等の支援がありますが、家庭での食費増加や衣類、学用品の値上がりも無視できません。また、生活保護世帯や住民非課税世帯など、困窮の度合いが激しい世帯に対し、さらなる現金給付の考えはないでしょうか。それこそここに座っている方々は、本当に多分困窮したという方はおられないと思うんですね。朝昼晩、例えば必ずテーブルに6品も7品もあるというような状態から、そこから1品、2品減ったところで生きていけます。ただ、本当の困窮されている方って、朝昼晩、1品しかない状態で、この物価高騰の中、じゃあ朝抜こうか、昼抜こうかっていう状態にあると思います。やはり、そういう方に対して、しっかりと市独自で支援はできないのか、それについてし

っかりと市独自として支援をしていくべきだと私は思っております。その活用に関して、ぜひ大学誘致でお使いになられて、まだ返還もされていないふるさと応援寄附金だったり、そういう活用も実際できると思うんですよ。市の独自の追加支援等は、現状考えてないのか、それについて伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 近年の物価高騰に対するこれまでの市の取組の中で、特に生活への影響が大きいとされる低所得世帯や住民税非課税世帯などに対しまして、国の交付金を活用した給付金給付を行ってきたところでございます。これらの給付金は、家計の窮状を直接的に支える効果が一定あったものと考えております。

今回の交付金を活用した事業につきましては、何回もになりますが、市町村ごとに交付限度額が示されており、その限られた財源の中で、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対して支援する事業を最大限の効果を発揮できるように組み立てたものでございます。先日、澤良宜議員からのご質問に対して、市長・企画広報課長からもご答弁させていただいたとおりでございます。当然、この中には、困窮世帯も対象となる事業もございまして、現在のところ、この交付金を活用した困窮世帯への新たな追加支援策については検討していないというのが現状でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、私は、ご質問のうち、子育て世帯対象の支援策についてお答えをさせていただきます。

国の交付金につきましては、令和7年11月21日に第1次高市内閣で閣議決定された強い経済を実現する経済対策で示された各施策の枠組みに基づき、各自治体で実態に即した事業メニューを検討の上、施策を推進しているところでございますが、子育て世帯に対しましては、同経済対策の中に個別の単独の枠組みとしまして、物価高対応子育て応援手当が位置づけられておりまして、専用の財源も確保されているところでございます。本手当は、本市においては、さきの12月議会で予算お認めいただきまして、子供1人当たり2万円を支給するものでございまして、既に2月26日には1回目のプッシュ式を終えているところでございます。

子育て世帯に関する追加の支援というご質問でございましたが、本市においては、本手当が子育て世帯を直接に対象とした生活負担軽減策と認識しているところでございます。この本手当に加えまして、同じ強い経済を実現する経済対策の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の枠組みで、今し方市長・福祉事務所長が挙げられました、住民1人当たり5,000円の給付、水道料の免除に加え、学校教育課が実施する物価高騰対策四万十市立小中学校児童生徒給食費一部免除事業といった子育て世帯にも影響する支援策を講じておりますので、これらの事業をもって、同経済対策による子育て世帯への支援対策としているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 一定その交付金の活用については分かりました。今議会、約3億5,000万円近くの当初予算で計上されているのは分かっているんですが、市としてその交付金じゃあ本市の住民たちは困ってないと、子育て世代もオーケー、困窮世帯もオーケーだというふうに考えているのかというところなんです。私は、そうは思いません。なので、やはりしっかりと市としてここに対してどのように手を差し伸べていくのか、追加の独自の予算が必要だと思います。

そこで、私が先ほど触れましたけれども、ふるさと応援寄附金、まさに今使うべきときではないのかなと。ふるさと応援寄附金の条例の中では、四万十市を応援したい個人・団体の方々が、その趣旨に沿って寄附をされています。その中には、教育もあります、産業もあります、市長お任せもあります。その中で、やはり今使うところじゃないのかなと。はっきり言って私からしたら大学に使っている場合よりも、今まさにふるさと応援寄附金、これ活用するべきときだと思います。この物価高騰、いつまで続くか分からない。まさに市民が今困っている状態に、いつまでこれためている状態なのか。まさに今、しっかりとそこに対して手厚い支援をするべきなんじゃないのかなと僕は思っているんですが、それについてはいかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後3時46分 小休

午後3時46分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） こういった物価高騰対策を市独自で財源、ふるさと応援寄附金を活用して実施してはどうかということであったかと思えますけれども、当初予算編成の中でこれまでも説明してきたように、財政状況も厳しくなる中、事業を厳選して当初予算を編成したということはもうご承知のとおりだと思います。そういう中で、財源調整として、ふるさと応援寄附金につきましては、約9億円予算上取崩しの予定となっております、残高も令和6年度末で約18億円ぐらいいない中で、そういった取崩しも必要な状況になっているということを考えますと、このふるさと応援寄附金があるからといって、いろんな事業をそれを活用して実施していくということは、将来を見据えた場合に、今現在、なかなかそういった判断はしにくい状況ではないかというふうに考えているところでございます。

また、寄附金、今後どうなるか、寄附額の確保についても努めていきますけれども、寄附額自体も減少しているという状況も踏まえて、ふるさと応援寄附金があるかといって、そこを活用した事業展開というものは、慎重に判断するべきではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 市として、限られた予算の中で、最大限の効果を発揮していただいているというふうには私も理解をしております。ただ、やはり今現在、市民の中では非常に困っている方多くおられるんですね。本当にあしたは御飯食べれないとか、朝抜いたとか、はっきり言って、僕が朝抜いたとか、昼抜いたとか、それは僕の自由ですよ。自由に抜いているわけです。でも、その人らは抜かざるを得ないんですね。そういう人たちがいる、本当にまさに今喫緊の状態にあると思うんですよ、この物価高騰。まだこれどんどん物価が上がって、原油もどこまで上がるのか分からないという状態で、どんどんまだ物価も上昇している中で、そこに対してしっかりと予算を組んでいただきたいと思います。せっかくふるさと応援寄附金というのがあるので、まず最初に市民を守っていかないといけないというのが僕の思いです。

最後に、じゃあもうこれぜひお願いになるんですけども、市長のほうにお願いをいたします。

市長の経歴を見ますと、現在衆議院であります尾崎正直衆議院の元秘書ということで、これまでもいろんなところで国・県とのパイプというのを非常に言っておられました。やはり、今回、この交付金、ぜひまだ拡充していただきたいというのが僕のお願いです。本当にまだまだ全然足りないです、はっきり言って。ぜひ四万十市だけということにはならないかもしれませんが、でも僕は四万十市の市長だと思ってますんで、山下市長のことを。やはり、四万十市だけでもという形をお願いして、それが通るか分かりませんが、やはり困っている市民に対して、しっかりともっと手厚い形でやっていただきたいと思いますので、ぜひ国へ、県へぜひそのパイプを使っていただいて、要望していただきたいと思います。最後にそこだけ質問をさせていただきます。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。先ほどからありましたように、四万十市としても、現状が十分にご支援ができていうふうには考えておりません。ただ、国の制度等も含めまして、本当に困窮されている方々につきましては、様々今も使える制度もございますので、そういったことも使っていただいて、何とかしのいでいきたいというふうには思っておるところでございます。その上で、今回の給付金に関しましても、これだけで十分とは思っておりませんので、僕から四万十市だけということにはなかなかありませんけども、地方、多分状況は全て同じだと思っておりますので、そういった形でしっかりと私もある自分のできる限りのものを使って、しっかりと国のほうにもその支援が必要であるという現状を伝え、またいろいろと支援についても考えていただけるように努めてまいります。ありがとうございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） どうもありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で大西友亮議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

午後 3 時52分 延会

令和8年3月10日（火） 第14日

本 会 議

令和8年3月四万十市議会定例会会議録（第14日）

令和8年3月10日（火）

■議事日程

日程第1 一般質問

日程追加 追加議案

第43号議案 令和7年度一般会計補正予算（第8号）について

第44号議案 副市長の選任について（武田安仁）

（議案の上程、提案理由の説明）

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程追加まで

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 市長 山下 元一郎          | 副市長 田能 浩二        |
| 総務課長 山崎 寿幸         | 地震防災課長 安岡 栄治     |
| 企画広報課長 武田 安仁       | 財政課長 竹田 哲也       |
| 市民・人権課長 武田 千尋      | 税務課長 山崎 行伸       |
| 環境生活課長 横山 昌之       | 子育て支援課長 中脇 弘樹    |
| 健康推進課長 竹本 美佳       | 高齢者支援課長 武内 俊治    |
| 観光商工課長 遠近 由幸       | 農林水産課長 吉田 貴浩     |
| まちづくり課長 津野 智宏      | 上下水道課長 岡村 速人     |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子   | 市民病院事務局長 金子 雅紀   |
| 福祉事務所長 渡辺 和博       | 教育長 松田 文雄        |
| 学校教育課長 岡本 寿明       | 生涯学習課長 戸田 裕介     |
| 総合支所長兼地域企画課長 佐川 徳和 | 西土佐診療所事務局長 田村 典義 |
| 産業建設課長 竹本 志郎       |                  |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 原 憲一  | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 戸田 卓宏 |               |

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

遅刻の届けが参っております。川村一朗議員、病気治療のため遅刻、以上のとおり報告いたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程に従い、一般質問を行います。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） おはようございます。

48回目の一般質問を行います。今年は議員の改選期になっております。最後の質問になるかもしれませんので、気合を入れて質問します。

議員の改選期で同僚議員3人の方が勇退をされます。今日遅刻ですが、川村議員そして平野議員、松浦 伸議員が勇退されるようでございます。私は、それぞれ3人の同僚議員には大変お世話になりました。川村議員には、3期12年の間にいろんな議場でも思い出があります。ワサビの実証実験について2人で論戦を執行部に張ったわけでありまして。それは無駄だということでありました。

また、川村議員には、前市長の辞職勧告決議案について私が提出するという事で、賛同議員にもなっていました。

また、平野議員は4期16年、また私は職員として、24歳のときから平野議員はよき先輩で面倒を見てもらいました。50年余りの付き合いでございます。そして、平野議員とは、若いときは10年ほど同じソフトのチームで、共に励んだもんでございます。

そして、松浦議員、3期9年でございますが、若くて、今なぜ辞めるのかという思いもありますが、聞いてみますと、家庭の事情もあり、辞めたわけではないと。いつかは市民のためにもう一回議場にもんてくるというような言葉もお聞きしましたが、松浦議員については、私は10年前は知らない青年でありましたが、西土佐で専業農家で非常に頑張ってる真面目な方がおられるということで議員になることを薦めたわけでございます。

そして本題に入る前に、議長がほうが首振っておりますが、職員も3月は退職の方もおられます。山崎税務課長をはじめ、管理職4名の方が引かれるという話も伺っております。

また、管理職でなくても、それぞれの立場で市民のために一生懸命された職員、本当にご苦労さんでございました。それぞれのキャリアの中で、次のステップを考えてやっていてもらいたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

今期も55分間、大学誘致について質問をする予定になっております。

私は、大学誘致の問題、いろんなことに将来この失敗が影響してくると懸念をしております。そういう中で、どうしても検証が必要やと思っております。二度とこのようなことが起きないようにという思いもあって質問をします。

まず、大学が認可申請をし、文科省から令和4年8月23日付で認可申請者、大学に審査結果が送られました。令和4年9月12日までに補正申請書類の提出を求められた。今までの答弁では、軽微なものであったと答弁がありましたが、当市が損害賠償訴訟で提出した証拠で内容が明らかになったと。軽微な変更か、または是正事項か、まずはご答弁を願います。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） お答えさせていただきます。

軽微な補正なのか、是正事項かは、令和4年8月24日に市長室におきまして、学校法人から報告があった内容、これにつきましては、学則変更認可申請について文科省より簡易な補正の指摘があったという内容でございます。これが報告があった内容でございます。その後審査結果の書類について後日受け取ったものでございますけれども、その書類には、是正事項というふうに記載されていたというものでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 確認をしときます。

24日のときには、大学側から軽微なものであったと、こういつて受け取った書類には、是正事項だということの答弁であったと思いますが、それでは、是正事項はどれほどあったのか、審査意見で文科省がこういつて受け取った内容について。その内容について正確にお答えください。私のほうで把握しとるのは、4つほどあったというふうに思っております。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 議員が今ほどおっしゃいましたように、4つの指摘事項ということであったかと思えます。

正確にということですが、その概要でございますが、まず1つ目、専門的職員の配置を適正に改めること、それから2つ目、学則案と基本計画書に記載されている入学定員数等の整合性を図ること、それから3つ目、長期的かつ安定的に学生の確保を図ることのできる見通しがあることを明確に説明すること、それから4つ目、申請書類の不整合や誤記の確認等を網羅的に見直して適正に改めることとなっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 概略説明していただきました。

私は、この審査結果の意見書、非常に厳しい内容だと思ってます。合理的説明をもって80人の定員、答えないかと、示してくれと。私はこの内容を見たら、不可能だと思っております。それも8月23日に示されて9月12日までの間に文科省の役人に、80人こうやって入る根拠を示せというふうなデータを取り直さないかん、不可能だと思っております。それはそれで後ほどそのことについては論議をします。

次に、その意見書の文書は、8月24日にはもらってないというふうな、見てないというよう

な今までの質問の答弁でございました。それで、市が提訴した証拠では、甲のAの第14号で、文科省から来た4つの審査意見書がついたものを証拠として出しております。そこで、大学に来たもんですから、文科省から。うちが持つとということは、いつかの機会に大学からいただいたもんだと思っております。それで、いつ誰が誰からその書類をもらったのか。そして、その書類には、ここがキーポイントなんですが、8月24日と記載されております。誰が記載したのか、明確にご答弁を願います。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） まず、この書類を受け取った正確な日時と受領者というものは、特定されておきませんが、学校法人が学則変更認可申請を取り下げた後、事業の方向性に係る協議でありますとか、事業に係る書類の提出を法人から受ける過程において、当時の市の担当職員が学校法人職員から提供を受けたものと考えております。

また、この書類に記載されている8/24、このメモ書きにつきましては、市長室で報告を受けた8月24日に記載されたものではなく、後日記載されたものと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） まず、1つずつ行きます。

8月24日に記載されたものじゃないと、8月24日は。じゃあ、今の答弁、誰がいつ、8月24日ではないわけですから、後日したと。後日8月24日と書いたのは、今ほどの答弁でも担当職員みたいな感じで答えられましたが、その確認はしとるんですか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 先ほど申しましたように、誰が書いたのかということまでは、確定はできておりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 裁判資料に出しとるも、確定してない。分かりました。

私は、非常に重要なことと思うんです。なぜ重要かと言うと、この資料を8月24日には、こんな大学が文科省から大きなおきゅうをすえられた。不可能というようなおきゅうをすえられて、その後24日に話合いを持たれとるんですね、後ほど質問するけど。それで、誰がこんな大事な書類を受け取って、誰から、それを上司にも報告しなかったということでしょうか、どうぞお答えください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 上司に報告したかというご質問の趣旨、ちょっと理解しかねますけれども、それは、この文書を受け取ったということを上司に報告したかということ、そういったことにつきましては、私のほうでは、そういったとこまで確認はできておりません。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） じゃあ、副市長にお聞きします。

この書類、誰かが受け取ったんですよね、大学にあったものですか。この書類を副市長はいつ見ました。

■議長（宮崎 努） 田能副市長。

■副市長（田能浩二） この通知につきましては、私自身は裁判資料の中で確認したところでございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 今確認したら、この資料をもらってから、上司には渡ってない。推進室には2人しかおらない。再度聞きます。誰がもらったんですか。大学からもらったことは分かっています。大学の誰からかは分かりませんが、大学にあった資料ですので。副市長はもらってない。誰がもらったんですか。2人しかおりません。先ほどの答弁では、担当の職員がもらった日にちは分からない。メモ書きもその日かどうかも確認してない。誰がもらったんですか。副市長までは上がってない。答え、今確認できた。それも特定しないんですか、私は検証が必要と言っています。再度お答えください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 先ほど申しましたように、確定まではできてないということでございまして、これもいろいろご質問を受ける中で、当時の担当職員とも確認は数回行っております。当時の大学誘致推進室の職員2名のうち、どちらかであるということは推測は十分できるかと思えます。

また、そのうちのどちらかが受領したかということは、先ほど言いましたように特定できませんが、文字からして、そのうちの一人であろうというところまでは、推測なんですけれども、そういったところまでは確認できているという状況でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ここで確認しときます。その資料は、先ほどの副市長の答弁で、課内でその資料はずっと提訴するまであったんですか、提訴資料で分かったと言いますから。そのことについて確認しときます。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） これも詳しいところまでは、今ここでお答えすることはできませんが、私の記憶の中でのことで申しますと、裁判訴訟に係る資料を整理する中で、書類を保管しているキャビの中のあるファイルにとじられていたものでございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） じゃあ、企画課長のところが変わったわけですね。企画課長はこの資料をいつ見たんですか、今ファイルにと言われたように。いつ確認したんですか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） いつ、日時までは覚えておりませんが、そういった訴訟に関係

する資料を整理する中で確認いたしました。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 分かりました。

それでは、次に行きます。

その資料がないまま、8月24日に大学から説明を受けたということでございますが、8月24日に大学から、文科省から審査意見がついたということで協議をしております。その協議した人を正確に教えてください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 当時の市側の出席者につきましては、市長・副市長・大学誘致推進室長、学校法人側の出席者としましては、四万十看護学部設置室長と担当職員が出席していたと確認しています。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 分かりました。

ここで問えるのは、2人の方が出席していますので、副市長も出席しとるということでありますので、詳しくその内容について説明をしていただきたいと。そして、その時間はどれほどの時間で説明を受けたのか、また質問をしたのか。というのは、8月24日の会議の協議内容が、全然ありません、ありません。秘密会のような感じを持っておりますが、ありません。なぜこのことに私はこだわるかと言うと、その後、次の日25日には、2億4,000万円ほどのお金を、補助金を概算払いといって認可もないのに払っとるわけです。そして、9月議会冒頭に先議をしております。この会議は、お金を次の日に払う非常に大事な会でございますが、議事録もないと。だから、内容についてここで明らかにせないかんと思っております。副市長よろしくお願ひします。

■議長（宮崎 努） 田能副市長。

■副市長（田能浩二） ご質問の8月24日の内容についてご説明します。

これまでも議会のほうでもご答弁してきた内容と重複しますが、学校法人からまず報告を受けた際、当時の学校法人の四万十看護学部設置室の室長のほうから、申請内容の一部を補正するよう文科省から指摘があったという報告を受けまして、またその申請内容の補正については、簡易なものであるという趣旨の説明を受けております。その際、私のほうから、文科省の認可について影響はないのかと質問をしたところ、認可については問題はないという回答をいただいたところでございます。

当時の会議の時間、会議といいますか、報告を受けた時間でございますけれども、当日は、先ほど申し上げたとおり報告を受けただけでございまして、そのほか何かを協議したということもなく、時間は短時間であったと記憶しております。そのため、政策判断に係る重大な報告とは、市側では受け取ってはおりませんで、何か協議、決定したことということもないため、

会議録等も作成していなかったものと考えます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 私、2点やっぱり懸念が残るんです。

1つは、何のための報告であるか。報告は文科省から意見がついたんですね、直してください。その内容について副市長は、今の4つのことがあるんですね、是正項目がある。何がどういう内容が来たのかと、なぜたださなかったんですか。誰でもただすと思うんです。次の日に2億4,000万円払うんですよ。認可は大丈夫ですか、大丈夫ですと、軽微なものと。その証拠となる文科省からの書類はどういう意見書かと、誰でも当然そう問うでしょう。市長以下3人のトップがおるんですから、大学に関わる。報告というて短時間で済ませましたと、そのことが大きな問題を次々と起こしとんじやないですか。当然向こうから報告があった。報告の根拠となるものは、文科省から出ちよるわけです。そのことをなぜ問わなかったんですか、そのことについて問うてないんですから、反省をしよるんなら反省しよると、どうなんですか。

■議長（宮崎 努） 田能副市長。

■副市長（田能浩二） 8月24日の法人の報告を受けまして、その内容を市側としても精査すべきであったというご意見だと思います。

当時大学誘致の推進につきましては、これまでもご答弁したとおり、大学の認可につきましては、法人が責任を持って行っていただけるものと市側としては考えておりました。そのため、法人側からの報告の内容が、補正の指摘があったけども、それは簡易なもので、認可に対して問題がないという報告があった際に、それ以上の疑念といいますか、確認といいますか、そういったところに思いをはせなかったというところがございます。その点につきまして、それが反省すべき点ということであれば、私としても大いに反省すべきものと考えております。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 分かりました。

次の質問に行きます。

副市長にまた聞きますが、そのことがあって次の日、令和4年8月25日大学に補助金2億4,578万4,000円を支払ったというのは、当然是正事項を4つも受け、内容からして、9月12日までの20日間、直せというのが。20日間で到底審査意見を満足する変更認可申請書を作成することは、私は不可能とっておりますし、当然その内容を知っておれば、不可能であると判断すべきところをしなかった。それを知らんけんね、しなかった。不可能と知っとったら、お金は払わんわけです。裁判沙汰にもその分についてはならなかった、払ってないから。

しかし、聞かざった。先ほど認可については大学側が取るということで、それ以上はそのことについては、反省すべきところもあったというふうに答弁いただいたから、このことの答弁はよしとしますけど、私は、そのことが、先ほどから言うように、すごい大事なことであって、おかしいと思っております。

そこで、再度、やはりこの内容というのは、日にちも限られとんです。20日間で出せという

ふうに言われとんです。そのことについて、どうしても副市長に、結果がそういうことですから、次の日にお金を払ったと。前の日に話し合いをしようと。決裁はもろとんですよ、払う決裁は。しかし、決裁の取りやめは、市長と副市長がおるんですからできるわけですね、向こう側は知らんことですし。向こうからも8月25日の要求があって、8月25日は決めとると思うんです。そこら辺副市長もうちょっと、そういう現実があっちょうわけです。24日は大学に任せちゃったから、簡単なもんだから、間違いないからということで聞かざった。聞かざったことを言われれば、そうかもしれませんということがあったんですが、現実的に2億4,500万円というお金は、四万十市の成人がみんな1万円、最後に取り返せだったら、どぶに捨てたような話です。すごいお金です。その重みというのをどのように思っとるか。裁判で100%取り戻せれば、これはまた、今私が言よう話は少し軟らかくなるんですが、どうなんです、言ようこと分かりませんか。先ほど反省の弁を、23日のことは言ってもらいましたが、その結果として2億4,500万円次の日に払っちょる。それが裁判沙汰になっとる。そのことについてどう思いますか。

■議長（宮崎 努） 田能副市長。

■副市長（田能浩二） ご質問の趣旨が、8月24日に法人から補正するよう指摘があったという会の後日、翌日の25日に補助金の概算払いを一部しているということについてのご指摘だと思いますけども、そのことについてでございます。8月24日の状況については、先ほどご答弁した状況でございます。市として、補正に対して簡易な補正であるということであるので、認可には影響がないという24日の時点では考えておったというところでございます。

25日に概算払いをした内容でございますが、市としては、施設整備に責任を持って、法人の認可申請と並行して、認可の要件でもあります施設整備を進めるべく、法人と役割分担の下、市は施設整備を法人の認可申請と並行して進めてきたところでございます。そういった中、8月25日に支払った概算払いにつきましては、8月4日に補助金の請求書の提出があり、事務処理をする中、8月25日の支払い予定として事務を進めていたものでございます。そのため、ご疑念は持っているかもしれませんが、あえて25日に支払ったというものではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） そのことについては、たまたま次の日ということで、8月4日は、今の説明の答弁で分かります。しかし、4日から事務処理をして8月25日に払った。一部じゃないんです。2回で全額なんですよ、補助金の。したが、このお金は11月、3か月も大学の手元に置きとんです。なぜ8月25日に払わないかんかったことがよく理解できない、私には。大学に100日も置きとんです。大学がこのお金を払ったのは、私は尾上工務店へ行って払った日にも確認してます。100日も置きとる。もうこの答弁は要りませんが、今の話として、答弁として、それは分かります。8月4日にして8月25日に、偶然に次の日になったということは分かりますが、払ってから100日置くと、そのことについても非常に、なぜこんなに早く大学

に金を払わないかんかったとか、大学は100日間2億4,000万円を、大学の運営資金に流用したかどうかは分かりませんが、貯金しとったかどうか分かりませんが、そのことについて市民のお金を一法人に3か月も前に、うちに置いとったら利子がつくもんを、したということについては私は納得しておりません。

次に、令和4年9月12日に学則変更認可申請書の補正申請書を提出し、令和4年10月17日文科省より学則変更の認可はできないという不可となる見込みの連絡が来たが、このことについて大学側といつ協議をし、協議メンバーは誰か、まずお答えください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 17日に文科省から不可となる見込みであると連絡があつてから、申請を取り下げたまでの経過の協議の記録でございますけれども、10月19日に市と学校法人文科省の担当においてリモート協議を行いまして、翌日の20日に学校法人が、学部設置届及び学則変更認可申請を取下げしております。

また、その翌日21日には、市と法人とで今後の方向性について協議を行いまして、26日に看護師学校指定の申請書の取下げを行っております。

経過は以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 次に、副市長にお聞きしたいんですが、協議内容についてできるだけ正確にご答弁を求めます。

■議長（宮崎 努） 田能副市長。

■副市長（田能浩二） 10月17日に不可の見込みとなる連絡を受けてから、大学誘致の断念を決定するまでこの間、10月21日、10月27日、11月1日の3回、断念に向けての方向を協議しております。

その内容でございますが、不認可の見込みとなったことを受け、法人が取り下げ、一旦取り下げた後、法人から開学を1年延期して、令和6年4月の開学を目指すため、再度文科省への申請を行いたいという意向を示されましたので、それも含め今後の対応について協議したものです。事業の延期の可能性を判断するために再申請する場合の課題や条件、そういったものを市と法人とでお互いで確認し合ったものでございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 分かりました。

時間もありませんので、深くという話にはならないのですが、そこで確認をしときます。

令和4年10月26日に看護師学校指定申請を取り下げたことは、間違いありませんか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 間違いありません。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ちょっと遡りますが、令和4年3月25日に学校法人から約3億2,000万

円ぐらいの補助金について申請があったわけですから。それを決定したのが、6日後に決定しております。私も役所の事業で、ぶしゅかんの1本当たり800円だったと思うんですが、100本ほどやったら8万円ですか、そういう補助をもらったり、また家族が家の取壊しをするということで100万円の補助をもらったりの申請をするんです。決定までにすごい時間がかかるんです。すごい時間がかかる、決定までに。3億円のこの事業は6日間で決定しています。私はそのことについて、どんな精査をして6日間で決定したのか教えていただきたい。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 令和4年3月25日に学校法人から補助金の交付申請書の提出がございました。その後、市の補助金等交付規則第4条の規定に基づきまして、申請に係る書類の審査等を行いまして、市長決裁を経て交付決定を行ったものでございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 先ほど私が質問の中で言ったように、我々市民が補助金の申請をしたら、一月も二月もかかるんですね、8万円の補助金の申請も。書類も出しとんです、当然補助要綱に基づいて。大学へ出したのは3億円以上です。それを6日でできると、私はあまりにも審査といいましようか、なあなあじゃないのか、その懸念を持っております。そのことを指摘をしておきます。

次に、令和4年10月26日に大学が申請を取り下げました。取り下げた時点で、補助金の与える資格はなくなると、認可をもらうことが条件ですので、要綱で。そこで市は、令和6年4月22日に補助金の交付決定を取り消したが、すごい時間がかかるとんですが、まずどうしてこんなに時間がかかったのか。認可を取ることが条件ですので、認可が取れないということが分かったら、すぐ補助金の取消しをすべきであったと私は思っておりますが、その理由について教えてください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） この補助金の取扱いにつきましては、顧問弁護士に相談をする中で、補助事業者に義務違反があるということで、直ちに取消すというのではなく、補助関係の全過程を通じて総合的に判断するものという助言を受け、また補助金以外の事業に係る損害賠償も含め、総合的に判断すべきとのことで、大学誘致に係る各事業の資料を基に、全体事業の整理を行うなど、顧問弁護士と慎重に協議を重ねてきた結果、時間を要したものでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） その時点では、裁判をする予定もないんですよ、市長は後の記者会見でもそのように答えておりますので。だから、弁護士にその時点で相談したわけじゃないでしょう。その後、相談し始めたんでしょう。例えば、弁護士に相談があっても、うちはうちの姿勢として、直ちに消すべきよ。認可がもらえんですから、直ちに。3億円のお金です。この裁判

でも出よう3%の利子やったら、年間900万円利子だけでも入るわけですので、市がどういう運用をしようかは、それはあれですけど、弁護士に相談して、弁護士がいろんな精査せないかんけん遅れたという答弁ですが、私はあまりにも主体性がない。

次に、同年9月5日、そして同年10月31日を期限として3億1,870万9,919円の返還命令を出した。返還命令もなぜ早く出さなかったのかと、このことが、もう裁判するにしても遅れて遅れて、なぜ出さなかったのか、もう一回お答えください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 先ほどの私からの答弁の補足ということになりますけれども、ちょっと経過を詳しく説明させていただく必要はあろうかと思っておりますので、まず補助金の返還命令を出すまでに時間がかかったということがあったかと思っておりますけど、まず弁護士との相談を令和4年度に開始してます。その当時弁護士の助言につきましては、先ほど私のほうからお答えしたとおりでございます。それで、令和5年度になりまして、具体的に、じゃあその全過程をどう整理するかということで、やっぱり訴状にありますように、平成25、6年の法人からの動きから訴状には書いておりますけれども、そういったもう複数年にわたることを整理しなければなりませんので、令和5年4月から具体的にその整理に着手しました。そういう中で、補助金の考え方を整理できたのが、令和6年2月でございます。そのときには、今のを取り消して請求していくということその時点で決定しまして、その後の経過もあるわけですが、時間の都合上そこは省略させていただきますけれども、そういった経過を踏まえてのことでございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 時間があまりないので、それで済みます。

次に、返還命令を出したが、返還してくれないと、3億1,000万円以上のお金を大学は戻してくれない、命令を出したが。中平前市長は怖くないのかどうかしれませんが、大学はない。結果として裁判になったわけですけど、そのお金、調定をして未収金、本当は4年からせないかんがを6年から未収金で、そのうちの決算上の取扱いについてどのようになっているのか、市民に知らせてやってください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 決算上の取扱いですけども、令和6年度におきまして調定を行っておりますが、先ほど議員がおっしゃったように、年度内に返還がなかったため、令和6年度決算において全額を収入未済額として計上しているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ちょっと聞きます。今後もずっと裁判が長引いた場合、同じことを繰り返して決算上はするわけですか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） この収入未済額につきましては、当該年度に収入がなかった場合は、翌年度滞納繰越分として再度調定していくことになろうかと思えます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） なるべく早く決着をつけないかん話になりますね、このことも含めても。

次に、訴訟内容についてお聞きしますが、今日までの訴訟費用、弁護士さんに払ったとか、裁判するには裁判費用が要る、印紙貼らないかん、いろいろ。幾らかかっていますか、お聞きします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 現在までに支払った訴訟に係る費用ですけれども、弁護士費用としまして、訴訟までの相談や相手方との交渉に係る報酬2名分77万円、提訴後の裁判対応に係る報酬のうち、その着手金2名分220万円、また裁判所への提訴に必要な申立手数料としまして印紙代215万9,000円、それらを合わせまして512万9,000円となっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 分かりました。よく分かりました。裁判というのは、大変お金もかかるもんだということも分かりましたが、これで負けたら元も子もないと、大変訴える側も責任が、市民に対してはあると思うんです。

それで、次の質問に行きますが、昨日も同僚議員がこのことについては質問しました、川淵議員が。私は、訴訟の中身で一番腹が立っているのは、市長・副市長が、大学の執拗な要請によって、うその公文書を大学に渡しとるとということが判明したと、私は非常に、地元の反対という、私も含めてうそを書かれたんじゃないろうかと思っとるぐらい腹が立っております。昨日もこれについては答弁を執行部がしておりますので、あれですが、私は、反対した地元民に対して、今現在裁判沙汰になってどう思っとるのか、執行部として。私は、山下市長、こんなことがあったらいかんと思うんですよ、こんなことが。山下市長がしたわけではありません。二度とこのことを繰り返したらいかんと思うんです。外部の圧力に負けて出したということで、山下市長はどのようにお考えか。

また、前市長がしたこととはいえ、やはり後任の市長が、これも含めての仕事だと思ってます。山下市長、一言代表として地元民にこのことについては謝る必要があるんじゃないかと私は思っておりますが、山下市長、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

以前もご質問いただいたときの答弁と重なりますけれども、大学誘致事業自体につきましては、当時の市長の判断も含めて、四万十市にとって大学誘致することで、できる地域の活性化

であるとか、そういったことの思いの中でやっていたんだろうというふうに私としても思っております。こういった結果になったことにつきましては、大変私も残念と思っておりますけども、そういった中で今訴訟という形で、当時私が就任してからも、また新しいような情報も出てきて、一定この状況、こういったことが行われたかというようなことも整理されてきていると思いますので、あくまでも、これも以前にも言いましたけれども、きちんとした裁判につきまして、しっかりと内容が明らかになるということを期待しているところでございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 期待した答弁ではなかったんですが、私は、やはり大学誘致について前市長の思い入れも多少は分かるんです。しかし、時代が違っております。大学が多くできたのは、昭和42、3年から45年にかけてです。18歳人口が多い中で進学率がどんどん上がりかけた。そのときにすごくできたんです、大学が昭和44、5年を境に。そして、当市は、ある市長が、学園の森構想というので、高等教育の場をつくろうじゃないかという構想が持ち上がったのは、40年前です。少子化の時代じゃないんです。そのことでうちにはそういうあれがあったからという説明をしておりましたが、私は、もはや高知県の西の端、こういう地方で私立大学の誘致というのは無意味、ナンセンスと言いつつたいほど難しいことなんです。そのことが論議されないでこの事業に着手した、そのことに大きな反省点があるんじゃないかと思っております。時間も少のうなりましたので、聞いとかないかんことがあります。

この事業で、先ほども訴訟費何ぼか、7億円何ぼの訴訟を起こしとる。ほかにもいろいろとお金を使いました。中学校を小学校に移したり、また推進室をつくって、給料含めて人件費、事務費、旅費その他いろいろ使っております。総事業費でこの事業を推進するために幾ら要ったのか、教えてください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 関連した費用ということでお答えさせていただきますけれども、下田中学校を下田小学校校舎へ移転した費用でありますとか、旧下田中学校校舎の長寿命化を図る工事、その他の関連経費等で5,830万4,345円、それから大学誘致推進室3年間の人件費、それから旅費、事務的経費そういったものが4,631万696円、それから、先ほどお答えいたしましたけれども、弁護士費用等につきましては512万9,000円、合計で1億974万4,041円ということになります。そういったものが関連経費となってまいります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 確認をします。今の分を足して訴訟金額と合わせたら、私朝計算してきたんですが、8億2,481万9,247円になりますか、お答えください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） そういった詳しい金額、議員が積み上げられた金額と若干違いますけれども、私どもも集計いたしました。私どもが集計しますと、先ほどお答えした経費も

含めて8億2,270万円程度になると考えております。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ありがとうございます。

大学誘致について、まだ聞きたいことがたくさんあるんですが、時間の関係上、次の質問に移らせていただきます。

それでは、私は、やはり教育が今後の四万十市を語る上でも大事だと、子供の教育が一番大事だと思っております。そこで、私は、学力が日本一になれとは言ってるわけではありません。教育長として、日本一の教育市をつくるのが、いろいろな面で将来四万十市のためになると思っておりますが、教育長のお考えをお聞きします。

■議長（宮崎 努） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答えします。

同じように日本一になることは、目指してはいきたいと思えますけど、学力だけではなく、全ての面で日本一を目指してこれから取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 教育長もそういう考え、意気込みで、私と共有しとるということでうれしく思っておりますが、私は、2、3日前、ある方から相談を受けました。近くの子供が優秀なのに、高校を断念すると。なぜ断念するのか、お金がないから断念するという、私涙しました。私は日本一の教育市にするためには、高校に進学したければできるような施策が要と思うんです。

また、やはり学校へ行くのが基本ですので、学校に行かない、行けない子供、不登校の子供が7.4%あるというようなことを聞いて唖然としております。

しかし、努力をすればいろんなことが達成できるわけだから、私は、教育長も言ったように、学力検査で一番になることが日本一の教育市ではないと思っております。スポーツもある、家庭環境、いろんなことがある。その中で、そういう勉強したくても勉強せれないという子供を教育委員会だけじゃなくて市長も、その子供は聞いてみると、本当に優秀だと、特定されたらいいませんので、大きな学校とか小さい学校とかは言いませんけど、うちの中学生です。中学校は西中とこしかないですから、大きな学校でもトップクラスやと。進学校というところにも十分通る学力はあると。その子供本人から行かんと、そのことが少しでも行政の力でなるような教育市になってもらいたいが、再度お答えをしてもらえますか。再度、そういう子供を取り残さん。時間もありませんので、何かそういう落ち込みがないようにするというようなことを答弁してもらえますか。

■議長（宮崎 努） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

やはり家庭とか地域とか学校が、様々な面で連携をしていく上でそういうことは解消しやす

いんではないかと思えます。そういう相談を受ければ、我々教育行政としても万全の力を尽くして進路保障に向かっていきたいと思えます。

以上でございます。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) 以上で上岡 正議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩といたします。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

■議長(宮崎 努) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、谷田道子議員。

■13番(谷田道子) 日本共産党の谷田道子です。

通告に従い質問をさせていただきます。

最初のテーマは、地域医療を守るための市民病院の存在意義と行政の責任についてです。

本市でも高齢化が進み、高齢者のみの世帯が増えています。通院そのものが大きな負担となっている方も少なくありません。こうした状況の中で市民病院は、夜間や休日の1次救急医療や透析医療、感染症への対応など、市民の命と暮らしを支える重要な役割を担っています。

しかし、こうした医療は、必ずしも採算が取れる分野ではありません。たとえ不採算であっても、地域にとって欠かせない医療を守ることは、自治体としての大切な役割の一つではないでしょうか。本市の公立病院市民病院が担うべき機能や役割について、市としてどのように整理をされているのでしょうか。私もこれまで市民病院の重要性については、幾度か議会でも取り上げてきました。市民病院の果たす役割について、最初にお伺いをします。

■議長(宮崎 努) 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長(金子雅紀) お答えいたします。

まず、公立病院についてですけれども、地域の事情によって役割は様々変わってきますけれども、議員がおっしゃられるように、地域医療の中核機関の病院として、民間病院では採算性や専門性の高さから提供が難しい医療を提供しているということになります。

具体的には、救急医療・小児・周産期医療・僻地医療・災害医療・新興感染症への対応などがその例であり、公立病院は、地域医療の確保のために重要な役割を果たしていると思っております。

そして、公立病院である市民病院の役割でございますけれども、四万十市中村地域には、公立病院である市民病院と複数の民間の医療機関が所在しております。民間医療機関の多くは、回復期や療養型の医療を提供しておりますので、当院は、地域医療機関との連携と役割分担の下に、足りないところを補い合いながら、地域医療体制を維持・確保していくことが求められていると考えております。

そこで、当院の主な役割でございますけれども、まずは、軽・中等症の救急の受入れ、事例ですけれども、令和6年度実績で救急の受入れ件数は413件ございます。このような救急の受入れとその治療を継続して行う急性期医療の提供が中心になってくると考えております。

また、市内では、緊急手術が対応できる唯一の病院ということでもあります。そして、そのほかでございますが、専門的な病院でのがんの手術後など、自宅で生活し治療を続けるための患者さんの方々のために、化学療法・抗がん剤治療なども提供しておるところでございます。

加えまして、新興感染症の対応も当院の役割の一つであると先ほども申し上げましたけれども、コロナ拡大の際には、大きな混乱と自らの感染というリスクのある中で、市民病院は患者の受入れにおいて、四万十市では中心的な役割も果たせたのではないかと考えておるところでございます。

最後になりますけれども、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震等に対します災害医療に関しても、公立病院の責務として機能強化が求められていると考えておるところでございます。

このように公立病院としてこれまで地域医療を支えてきましたが、昨今のエネルギー価格や医療材料などの物価高騰、賃上げに伴う人件費の急激な上昇などの影響を受けまして、またさらに、少子高齢化や人口減少、人材の地域偏在などによる医師や看護師などの地域の医療に携わる医療人材の確保が極めて困難な状況と、今はそういうような状況になってきてます。このように環境の急激な変化を背景に、大変厳しい経営状況が続いているのが現状ということになっております。現在、慢性的な赤字経営、医師や看護師などの不足など、これらの課題に対応するため、当院として経営の強化や機能分化・連携強化を進めることは不可欠であり、持続可能な経営を目指していかなければならないと現在努めているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 市民病院の役割、今果たしている機能についても理解ができました。

それで、市民病院は、今累積赤字を抱える厳しい経営状況であります。全国の公立病院でも採算が成り立たない医療を担っているということで、多くの自治体が一般財源から繰入れなどによって地域医療を支えているのが実情です。

そこでお聞きをします。

四万十市民病院が、地域医療の中で果たすべき役割とそれを支える財源についてです。

人口減少や医師不足が進む中であっても、こうした必要な医療の機能を維持していくためには、公立病院として一定の財政的な支えが必要になると考えます。

まず、市として市民病院をどのように支えていくのか、財政的な支援の在り方についてどのように考えているのか、お聞きをします。

■議長（宮崎 努） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

市からの財政支援というところでございますけれども、病院に対しましては、繰出基準というものがあまして、基準内の繰入金というもので一定の支援を受けているような状況でございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、現在大変厳しい経営状況ということになっておりますので、今後行政のほうから一定程度の支援、下支えというものをお願いしていただかなければならない状況ということも考えられるというような状況にもなっております。

ただ、病院といたしましては、まずは病院自身自己努力の中で、病院が経営改善に努めていくことが、まずは一番だと思っておりますので、今病院全体として、職員が一丸となって経営改善に向けて収益の拡大・コストの削減の両面から一步一步日々経営改善、経営の強化に努めているような状況でございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 今、市民病院が担っているそういう医療っていうのは、収益性だけで見れば、決して高いものではないかもしれませんが、地域で暮らす市民の命と安心を守るためには、欠かすことができない医療だと思います。やはり健康を守るという点でも、例えば道路や上下水道・消防など、インフラ整備というのは、市民の生活を支える基盤となっています。公的に整備してきたように、地域医療もまた地域全体で市民病院を支える基盤の一つではないかというふうに思います。

また、ある意味市民病院や医療機関で働く看護師さんをはじめ、ケア労働の皆さんは、そういう市民の命と健康を守る存在であるとともに、同時に地域にとっても大きな雇用を支える存在にもなっています。ですので、そこで働く方々が給料をもらい、地域で消費され、そして地域経済を循環させる力にもなっていると思います。その点も大事だというふうに思います。

そこで、幡多地域での医療体制の中で、幡多けんみんな病院そして市民病院それぞれの役割を担っていると思いますが、地域に密着した医療を担う市民病院の機能の整理はどのようになっているのか、お聞きをします。

■議長（宮崎 努） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

県西南部に位置します幡多医療圏域につきましては、県の中央部から距離があるという地域の特性上、圏域内で救急医療をはじめとした2次医療を完結させることが求められている、そういった地域でございます。

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、圏域が一体となって医療提供体制の維持・確保及び急性期から回復期そして維持期へと病気ごとの切れ目のない医療が適切に提供できる、そういった体制づくり、そういったものに取り組んでいく必要があると思っております。

そのような中で、幡多けんみんな病院でございますけれども、救急医療や高度医療を提供する中核的な病院としての役割を担っております。そのけんみんな病院への救急・診療等の過度な集

中がありますと、本来提供しなければならない救急対応や専門診療に支障を来してしまいます。そのようなことにならないように、地域の医療機関は、それぞれの役割と責任を果たす必要があると考えておまして、当院では、例えば令和6年実績の救急車を含めた時間外患者の受入れ数でございますけれども、土日・祝日は1,387人、18時以降の夜間には289人の受入れを行っております。このように救急の一部を引き続き受入れ、役割を果たしていくというところは、重要なものになってくると考えております。

また、けんみん病院での初期治療後の救急患者の転院受入れをしっかりと当院で受け入れていくことが必要であり、急性期から回復期にまたがる医療における当院の重要な役割でもあると思っております。令和7年度には、地域医療連携推進法人はたまるパートナーズが発足もいたしております。今後、切れ目のない医療を適切に提供できるよう、法人では策定した医療連携推進方針に従って、地域における医療提供体制を将来にわたって維持・確保できる仕組みづくりを現在進めているところでもございます。

市民病院におきましても、地域における役割や機能の最適化と地域の医療機関などとの連携・強化を図りまして、公立病院として地域の医療を守り支える役割を果たしていければと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 次に、災害が発生した場合、医療体制の確保が、市民の命を守る上で極めて重要になってきます。けんみん病院の役割そして市民病院の役割、それぞれ災害時においてどういう役割があるのか。

また、災害時に市が直接調整を行うことができる市民病院の位置づけについてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

四万十市では、予想される南海トラフ巨大地震に備えまして、市民の命と健康を守るため、四万十市災害時医療救護計画を策定しております。この中で関係機関の役割を明確化しておまして、医療機関前の医療救護所を7か所、救護病院として5病院1診療所が指定されているということになってございます。

医療救護所は、医療機関等の敷地内に開設し、負傷者への初期評価1次トリアージを行い、主に軽症患者への処置を行います。

一方、救護病院は、中等症や重症患者の処置及び収容を担う役割を担っております。

市民病院でございますけれども、この救護病院の指定を受けておまして、中等症患者及び重症患者の措置・収容を行う立場にあります。

先日、澤良宜議員のご質問にもお答えしましたとおり、当院は、市内救護病院の中で唯一日本DMATチームを育成・配置している病院であることから、災害時には中心的な役割と責務

を果たさなければいけない立場であると考えてるところでございます。

このことから、幡多地域災害時医療救護訓練や四万十市が主催いたします四万十市医療救護研修会などへの参加を通じまして、技術の向上・知識の向上とともに、四万十市や消防署・市内の民間病院の方々との連携を深め、災害時における傷病者等の適切かつ円滑な受入れ体制を確保してまいりたいと考えております。

また、地域医療連携推進法人はたまるパートナーズでも災害部会を立ち上げて、災害時の協力体制づくりや災害対応の強化充実に向けて取組を進めておりまして、例えば災害時交通の寸断等によりまして、職員が自院へ参集できない、そういった場合に、自宅付近の医療機関へ参集し、協力する、そういったことや診療材料の共通化によりまして在庫の確保など、そういったものを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 大規模な災害発生をした場合に、やはり全ての患者を一つの機関で受け止めることは難しい。そういった中で市民病院・地域の医療機関が、それぞれの体制で市民の命を守っていくっていう中で、災害時に市民病院が直接民間病院と一緒にやっていく中心的な役割、そういう役割を実際に担っていけるということで理解をしいいんでしょうか。

■議長（宮崎 努） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） 先ほども申し上げましたけれども、市民病院に唯一のDMAT隊員があるということから、こういう災害時には、四万十市の中で中心となって活動していくということはもちろんですし、災害前の準備であるとか訓練であるとか、そういった中でも主体的に中心的な立場となって、四万十市内の災害時の受入れの体制の向上であるとか、技術の向上・知識の向上、そういったところにも貢献してまいりたいと考えるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 市民病院は、市が責任を持って運営している医療機関です。だからこそ、災害においても市が主体的に関わりながら、市民の医療を守る拠点としてその役割が十分に期待をされています。

そこで最後に、市長にお伺いをします。

市長におかれましては、就任10か月経過しました。市民の命と健康を守るという自治体の責任を考えたときに、地域医療をどのように守り、将来に引き継いでいくのかという視点で、これまで以上にそのことが重要になってくるのではないのでしょうか。人口減少や医師不足の中で厳しい環境の中にあっても、市として地域の医療を守り、市民病院を含めた医療体制をどのように将来にわたって維持していくか、その点についてお聞きをいたします。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

本市におきましても、今議員おっしゃられたとおり、今後一層進行していくことが見込まれる少子化・高齢化・人口減少に対応し、将来にわたり住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを実現することが課題であるというふうに認識をしております、その中でも将来に向けて地域医療を守り・継続していくことは、本当に重要な課題の一つであるというふうに考えております。

市民病院につきましては、本市の地域医療の中核としての役割を担っております、救急医療や災害医療を含む医療提供の要として、今後も地域医療の中心的存在であり続けることが強く求められるというふうに考えております。

しかしながら、医師・看護師をはじめとする医療人材の確保が困難であることに加え、またエネルギー価格や医療材料費・人件費の上昇といった社会情勢が重ねっており、病院の経営は、一段と厳しさを増している状況にあるというふうに考えております。病院の健全化と持続可能性の確保を並行して推進していくということが不可欠になっていくというふうに考えております。現在の状況を踏まえ、自治体の責務と役割では、一定の経営支援を行うことで病院を支え、地域医療を確保していくということが、市民の皆様が将来にわたり安全で安心して暮らせる地域を実現するために一定やむを得ないというふうには考えております。

しかしながら、支援にも限界もございますので、病院側としても経営の健全に向けた不断の努力が必要となってまいります。そういった中で、患者様に寄り添い、共に地域に寄与した病院であることが、地域医療の要である市民病院の存在意義というふうになってくると思いますので、まずは、この地域においてニーズを的確に把握し、そして急性期医療の提供であるとか、救急・災害対応の強化、在宅医療の推進などにおいて、市民病院で全ての職員が果たすべき役割と責任を強く自覚して、地域の中で必要とされるそういった病院になっていくということが求められるというふうに考えております。

市としましても、人材の確保・育成、それから安定した医療体制の診療の質の向上を目指すとともに、またICTの導入やタスクの見直しなどを含めて業務の効率化をして、運営コストの削減といったところも併せて努めていきたいというふうに考えております。

ちょっと様々課題もありますし、やるべきことも多いですけども、市民病院が地域にとって不可欠な存在であり続けることを目指すとともに、市民の皆様の信頼に応えられる医療体制の維持・確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。

私自身も年を重ねてきて、やはり身近に病院があるということの安心感を覚えています。市民病院については、行政の責任というところもありますが、地域・市民全体で支えていくというところを大事にしていかなければならないというふうに思いますので、今後機会を得られ

ば、また引き続き市民病院については、質問をしていきたいと思います。

これで、市民病院については、終わります。

次に移ります。

それでは、重層的支援体制整備事業についてお尋ねをします。

本市では、令和6年度からこの事業が始まり、現在2年が経過をしました。従来のように1つの専門機関が個別の課題に対応する支援から、世代全体を見据えて分野を超えて関係機関が共同する支援へと転換が図られています。

それで、重層的支援体制整備事業について、私もこの間質問をしてくる中で、1月27日NHK報道で、子供を取り巻く深刻な状況が伝えられました。いじめの認知件数は約77万件で10年前の4倍だったり、不登校は約35万人です。児童生徒の自殺は、昨日も出ていましたが529人です。児童虐待対応件数は22万件を超えています。いずれも過去最多となっています。これは、単なる統計ではないと思えます。子供たちのSOSが、社会全体にあふれている現実を示していると思えます。そして、子供の課題の多くは、世帯全体の複合的な課題と深く結びついています。ですから、本市が進めている重層的支援体制整備事業の意義は大きいと考えます。

そこで、この仕組みが機能するためには、現場の職員や関係機関が一つの分野だけで解決できない課題だと気づくことが重要です。その気づきが重層的支援会議につながると思えます。そして、関係機関が役割を分担しながら、具体的な支援を組み立てていくことが必要です。

そこで、これまで開催されてきた重層的支援会議では、どのような関係機関が参加しているのでしょうか。

また、持ち寄られるケースはどのようなもののでしょうか、課題の分類ごとの件数についてもお示しください。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

令和6年度にスタートして以降、関係機関と毎月定例会を実施し、全体で29件の事案の持込みがございます。持込みを行った部署としての内訳としては、外部の委託機関16件のほか、医療機関からも1件ございます。あと市内の部署からは合計12件というふうになっております。

あと傾向についてでございますが、ケースとして計上される方の主たる要因を基に分類をしたところ、ひきこもりや発達障害のある方、アルコール依存症から統合失調症を含む広義の精神障害に分類される方が13件、お金の使い方を含む経済的な困窮を要因としたケースが8件、虐待または虐待疑いのケースが3件、障害に関するものが3件、その他2件となっております。広義の精神障害あるいは精神障害が疑われるケースが一番多くなっております。

また、こういった主たる要因とは別に、多くのケースで共通していることとしては、自身の収入に対して計画的な家計支出がかなわないなど、消費衝動をコントロールできないといったことがセットになっている場合が多いようです。

以上です。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 今回重層的支援会議に29件の事案が持ち込まれたということは、制度が実際に動き始めている現れだというふうに思います。特に外部委託機関から16件持ち込まれたということで、本来重層的支援は、福祉分野にとどまるものではないと思います。冒頭でも述べましたが、子供たちを取り巻く環境は、一段と厳しくなっています。そういった中で子育て・教育・地域づくり・生活困窮・介護予防など、分野を超えての課題が重なり合っています。そして、その多くは、制度のはざまに置かれがちです。そういった中で、重層的支援会議に持ち込まれている案件の中で、近年多い課題、また今若干説明してもらいましたが、傾向的に見られるケースの特徴などあれば、もう少し詳しくお願いします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 分類につきましては、先ほど申しましたとおりでございます。

課題としては、精神障害あるいはその疑いがある場合であっても、本人に病識がなく、家族等からの受診の促しに応じない場合や関係機関により本人にアプローチをしても、会うことさえもできず、全く支援を受け入れてもらえないものから、関われば関わるほど依存傾向が強くなるといったものがございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 精神的疾患あるいはその疑いがあるのが最も多いということが分かりました。

それで、このような中で、偏りが出てくるという話もあったんですが、それがたちまち連携の不一致まではいかないかもしれません。今話を聞いた中でも、教育関係は相談がなかったように思います。

一方では、そこに持ち寄ることで解決に至るという期待値が低いのでつながらないということも言えるのではないかと思います。こうした点について市としてどのように受け止められているのか、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 重層の会に持ち寄られるケースについては、部署によって偏りは多少なりともあるかとは思いますが、それにつきましては、その機関で解決に向かっているものであれば、問題はないかなというふうに考えております。

議員がおっしゃるように、多機関協議に挙げても解決が難しいのではないかとということが背景にあるのであれば、それはその部署での支援の限界値をその部署で勝手に決めてしまい、それでよしとしているのであれば、多少問題ではないのかと。それについては、多機関協働に係る認識というものが不十分な場合もあるかと思しますので、そういう意味では、福祉事務所にも責任があるというふうには考えます。

なお、関係機関により開催をしております毎月の重層的支援に係る定例会に出席していただ

くことにより、多様な支援ノウハウを持つ者が集まり、見立てる中で、各部署のこれまでの方法とは全く違うアプローチを提案することもできるということを認識していただいたならば、より積極的な活用の場になるのではないかと期待をしておるところです。

なお、重層的支援体制に基づき、多機関協働で取り扱う事案が全て解決できると断言できるものではないですが、今後さらに支援の制度、取組の信頼度を上げていくためには、精神障害に限らず、ひきこもり事案等、多くの症例に向き合い、支援に係るノウハウの蓄積がある高知県精神保健福祉センターとの連携などにより、支援成果を上げることも必要というふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ただいまの答弁で、やっぱり困難事例を持ち寄ること自体が重要だということだと思います。そこが示されたことはよかったですと思います。

重層的支援体制の中身は、やっぱり解決することだけではないと。孤立させなかったり、見捨てないこと、そして支援の展望を共有し続けることではないかというふうに思います。

そこで次に、分野を超えた検討や人材育成の取組について伺います。

先ほどの答弁でもスキルを高めていくというところが出ました。そのために実際に支援事例を基に分野や職種を超えた意見交換などもされているということです。こうした分野の横断的な研修や検討事例を実施しているのでしょうか。

また、実施している場合は、どういう内容か、お示してください。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） まず、研修についてご答弁させていただきたいと思います。

令和7年度は、高知県社協の事業を利用して、昨年11月28日に、一般社団法人コミュニティーネットハピネス代表理事の土屋先生をお迎えして研修会を実施をしました。庁内の関係部署にとどまらず、幡多管内の行政機関・相談支援事業所・医療機関・居宅介護事業所・あったかふれあいセンター・NPO・地域活動支援センター等あらゆる機関から専門職に限らず、広く出席をいただきました。研修内容としては、情報の整理の方法から事例検討の進め方といったものを学んだところでございます。

重層的支援体制整備事業の定例会に出席される関係団体の参加者から、この研修についてのアンケートを行った経過がございますが、各機関の強み・弱みを理解できたといったものから、各機関の職域に関してもっと理解が必要といった感想もいただきました。今後も必要に応じてこういった事業を活用し、研修に参加したいというふうに考えております。

もう一点、事例検討でございますが、実在のケースの情報を基に、背景や課題からこのケースを見立て、どうアプローチをするのかということグループ分けして発表することで、たくさんの意見と多様な見立てを共有できるような形式で毎月の定例会を進めるなどしてこの取組を進化させることとしております。

こういった定例会の中での事例検討方式でございますが、これは、多機関協働の委託先である四万十市社協のコーディネーターにより執り行われまして、令和7年8月から令和8年2月の定例会で、計6回実施済みでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ご答弁ありがとうございます。

研修会等も行って、事例検討会もやられているということで、支援は一つの機関だけで完結するものではありません。お互いの役割や専門性を理解し合うことで、多機関協働が成り立っています。その上で、こうした研修や事例検討の機会が一過性で終わらず、継続的に積み重ねられていくことが大切だというふうに思います。現場の職員や関係機関が、一緒に支えるという感覚を共有していくことが重要だと思います。

そこで、今後重層的支援を制度として整える段階から、さらに実効性の高い支援へと発展させることが求められていると考えます。地域の中で定着させ、制度をさらに充実させていく、そのために市としてどのような点に力を入れて取り組む必要があるとお考えでしょうか、現場の体制も含め市の取組についてお願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 重層的支援体制というものが制度として定着するためには、支援に基づく成果というものが必要と考えておりますが、短期的に劇的成果を上げられるようなケースは、少ないというのが現状でございます。長期的な成果目標を実現させるための短期的な成果実績を示す中で、取組の必要性の認識を今以上に深めていくこと、また十分な支援が受けられなかった場合のその世帯の将来像や10年先の社会的な影響なども想像しながら、担当職員のみならず、関係部署の管理職においても取組が必要であることを理解していただくことが必要と考えております。そのためにも、これまでの考え方にとらわれず、多様な見立てに基づき、本質的な課題を探ること、また四万十市としてこれらにどう向き合い、課題解決策を構築するのかという方向性を一致させ、取組することが必要と考えております。

今後は、管理職にも直接取組をしていただくために、定例会へ出席していただくなどしながら、多機関協働の認識をより深めていただくことで、持続可能な取組の土台となればというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 重層的支援体制事業っていうのは、やっぱり劇的成果が見えにくい事業だと思います。10年先の地域や社会への影響を見据えて取り組む必要があるという話は、やはり重層的支援の大切な視点だとお聞きをしました。

また、担当職員だけでなく、管理職の理解も含めて取組を進めていく必要があるということも大事だというふうに思います。

そして、市内全体で共通認識をも深めていくことが、本当に大切になっています。管理職も含めた体制づくりが必要です。現場だけに負担が偏ることなく、組織としても支える仕組みをどのようにしていくかということが、これから非常に大事になってくると思います。

最後になりますが、これまで重層的支援体制事業を立ち上げてから、中心になって取り組んでこられた渡辺福祉所長が、この3月で退職されます。制度を形にする段階から根づかせる段階へとつないでこられました。これまでの尽力に敬意を表したいと思います。

私自身もこの制度が始まって以来、市民にとってもまた行政にとっても互いの課題の解決につながるというふうな思いで、住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を支える取組であるという思いで取り組んできました。重層的支援の考えが、本市の中でさらに広がって、困難を抱える方々を全体で支えていく施策として充実させていきたいという思いです。私自身も引き続きこのことについては取り組んでいきたいと思います。

これで、重層的整備事業の質問を終わって、次の質問に移ります。

それでは、最後の項目に移ります。

高齢者が尊厳を持って住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を支えることは、自治体の重要な役割の一つです。本市でも高齢化率が高く、独り暮らしの高齢者が多く、また高齢者のみの世帯も増えています。在宅介護の長期化など、地域特有の課題がより深刻になっています。

こうした状況を踏まえて、第10期介護保険事業計画では、高齢者の尊厳を守り、自立支援を進めながら在宅生活を支える体制を強化し、地域で支え合う社会をどのように具体化していくのかということで、10期の介護事業計画がつくられています。この基本的な計画内容と特に強化すべき点についてどのように整理をしているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 四万十市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に向けた現時点における基本的な考え方につきましてご答弁させていただきます。

現在、国から示されているスケジュールによりますと、本年7月に開催予定の全国介護保険担当課長会議において、国の基本指針の改正案が示される予定となっております。この基本指針を踏まえ、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定作業に取りかかることとなりますが、現時点での基本的な方向性としたしましては、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を引き継ぎ、その基本理念である住み慣れた地域で誰もが安心して住み続けられるまちの実現を目指し、以下の3つを基本目標として取り組んでまいります。1つ目に介護予防の推進・生活支援体制の充実、2番目、地域包括ケアシステムの深化・推進、3番目に、介護保険サービスの充実及び適正な運営に取り組んでまいります。

本市の65歳以上の人口は既にピークを過ぎ、減少傾向にあるものの、要支援・要介護認定者数は、令和22年度までは増加するものと見込んでおります。今後、さらに増加する介護ニーズに対応するため、高齢者の在宅生活を支える介護保険サービスの中でも、特に在宅サービスの充実、そして介護人材の養成・確保、また健康寿命の延伸に向けた介護予防・フレイル予防の

推進、健康福祉委員会など、地域活動組織の充実などが特に重要であると考えております。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 計画については分かりました。

次に、介護人材の確保と地域活動を担う住民の育成についてお聞きをします。

介護現場では、慢性的な人材不足が続いて、事業所からは人材確保ができない、担い手が高齢化しているといった切実な声が聞かれます。その声に応えるのが、やはり現場の処遇改善です。介護現場の処遇改善は、単に働く人の賃金の問題だけではありません。人材の確保と定着につながり、結果として、介護サービスの質を守り、地域の高齢者を支える基盤になります。現在、国の支援も受けて実施をしている処遇改善の取組内容をお聞きをします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 国におきまして、令和7年度補正予算において賃上げに向けた取組などに必要な緊急の措置として、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業が行われ、令和7年12月から令和8年5月の賃上げ相当分を補助金の交付の方法により、財政支援を行うこととしております。

また、介護報酬につきましては、通常の3年ごとの改定サイクルを待たず、令和8年度に臨時改定により6月1日から2.03%のプラス改定が行われることとなっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 処遇改善に加えて、やはり地域包括ケアを支える上で専門職だけでなく、地域の支え合う活動を担う住民の育成も重要になっています。昨日、川村議員が質問の中で取り上げました隣接する松野町では、住民主体の支え合いを介護保険制度の重要な柱として位置づけて、介護予防と生活支援を一体的に進めているのが特徴みたいです。介護予防・生活支援プラス見守りと結びつけて、日常的な生活支援まで踏み込んだ実施計画をやられているようです。

それで、本市でも高齢者を見守る制度としてあんしんコールっていうのがありますが、松野町では、独り暮らしの特定された方で要件を満たす方に安心コールの中で、冷蔵庫やトイレのドアの開閉状況を把握することに活用していると、地域の見守り体制を補完する内容になっているというふうにお聞きをしました。

そこで、本市のあんしんコールの事業の内容を松野町みたいなそういう制度として今後考えられないかということについてお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） まず、あんしんコール事業につきましてご説明させていただきます。

独居高齢者等に対しまして、急病や火災などの緊急時に24時間体制で対応できるように緊急通報システムを貸与し、安全・安心な生活が送れるように支援をしております。

次に、松野町の取組についてですが、昨日の福祉事務所長の答弁でもありましたけれども、松野町の取組でご紹介のあった見守りのためのセンサーにつきましては、本市も行っているあんしんコール事業をバージョンアップした事業のようです。

なお、現在締結しているあんしんコール事業管理業務の委託契約につきましては、令和9年度末までの長期継続契約を行っておりますので、それまでの間に松野町を含め先進事例を確認し、また業者からの事業提案を受けた上で、財源も踏まえ、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） そしたら次に、在宅介護を支える事業所が、事業を継続していくための施策についてお聞きをします。

本市としてもどのような支援があるのか、お聞かせをください。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 昨今の物価高騰や深刻な介護人材不足により、介護事業所の経営状況は大変厳しいものであると認識しております。地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、サービスの担い手である事業所の経営安定と職員の処遇改善が不可欠であると考えております。処遇改善につきましては、先ほどご答弁させていただきましたので、本市の支援策についてご答弁させていただきます。

本市においては、原油価格や物価高騰により光熱費などの負担が増大している法人を支援するため、四万十市介護事業所等物価高騰に関する緊急対策給付金をこれまで5回にわたり給付しております。また、令和8年度につきましても実施に向け、当初予算案に計上しております。

また、県の事業を取り入れて継続して実施している四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業では、中山地域にお住まいの高齢者に対して、介護サービスを提供した事業者に対して補助金を交付しております。

さらに、令和5年度からは、介護人材確保のため、新規に雇用した訪問介護員、ヘルパーさん、介護支援専門員への一時金や転居費用の支給に関する補助制度も設けております。今後も国・県・市がそれぞれの立場から、様々な施策を実施することにより、介護事業所に対する支援を継続してまいりたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 介護事業所が事業を継続できるかどうかというのは、高齢者を支える上でも大事なことだと思います。そこで、さらに事業所ごとの経営実態の調査だったり、小規模事業所への支援は、国が主にやられているのですが、市独自の支援の検討も今後はぜひ考えていっていただきたいというふうに思います。

次に、介護サービスの地域間の偏在について質問をします。

本市では、地域によって介護サービスの提供体制に差があり、特に山間部や交通不便地域で

は、訪問介護や通所介護の事業所が少なく、必要なサービスが受けにくい状況があると思います。これにより利用者が遠くまで通所しなければならないケースや家族負担が増えるなど、地域間格差で、高齢者へのサービスの質に影響しているというふうに考えます。

そこで、本市の介護サービスの地域的偏在について、担当課としては現在の状況をどのように認識しているのか、お伺いします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 本市では、介護保険事業計画に基づき、市全体としての介護サービスの需要と供給を考慮した上で、介護保険サービスの基盤整備を進めておりますが、事業所は、中村・具同・東山など、市街地に集中しており、中山間には少ない状況となっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） そういう状況の中で、具体的に本市が考えられる支援策についてお聞きをします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護サービス事業所が中山間地域には少ない状況ということに対応するために、本市では、先ほどもご答弁しましたが、四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業を実施しております。中山間にお住まいの高齢者が、市街地にお住まいの高齢者と変わりなく介護サービスが受けられるよう、中間地域にお住まいの高齢者に介護サービスを提供する事業者に対し補助金を交付するものです。

今後も中山間地域にお住まいの高齢者も必要な介護サービスが受けられるよう、サービスを提供する事業者に対する支援を継続してまいりたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。先ほどもお聞きをしました。

それでは、最後の質問に移ります。

第10期保険事業計画における介護保険料について、今10期計画を立てている段階ですので、現時点での介護保険料が10期ではどうなっていくのかということの見通しと算定に当たっての基本的な考え方をお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 第10期介護保険事業計画期間における介護保険料につきましては、令和9年度からの介護報酬がまだ決定しておりませんので、現時点では見込むことはできませんが、今後も要支援・要介護認定者数の増加による介護ニーズの増加、介護職員の処遇改善等に伴う介護報酬のプラス改定が想定されますので、65歳以上の高齢者1人当たりの給付費は増加するものと考えられます。

65歳以上の高齢者1人当たりの介護給付費が増加すると、おのずと介護保険料も増額となる

こととなりますが、現時点でご答弁できることといたしましては、大幅な介護保険料の増額となることがないように、介護保険介護給付費準備基金を活用する方法により、介護保険料を抑えていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 今回の介護保険料というのは、高齢者の地域での暮らしに直結する内容です。基金の残もかなり残っていますので、基金を活用して大幅な改定というのは、課長のほうでもないようにしたいということでしたので、ぜひ据置きという状況で推移できるようにお願いして、私の全ての質問を終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で谷田道子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後1時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 議員番号8番、市民クラブの上岡真一です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一括で質問をいたします。

市長の政治姿勢について質問したいと思います。

本市役所の風通しのよい職場環境について質問したいと思います。全国の自治体のトップが、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等で告発され、辞職に追われている事件やパワーハラスメント等によって自殺した職員の事件も発覚しているが、本市役所は、風通しのよい職場でしょうか。本市役所内外でハラスメントはないのか。ハラスメントとは、嫌がらせやいじめなどを意味する言葉で、相手が嫌だと思ふことは、全てハラスメントに該当します。何十種類もハラスメントがある中で、本市役所で起きていても不思議ではないと思われるハラスメントの種類と内容ですが、セクシュアルハラスメント、セクハラは、性的な言動により、相手に対して不快感を与える嫌がらせ、パワーハラスメント、パワハラは、職場における優越的な関係を背景とした言動により、労働者の労働環境を害する嫌がらせ、マタニティーハラスメント、マタハラは、妊娠・出産・育児に関する言動により、女性労働者の就業環境を害する嫌がらせ、パタニティーハラスメント、パタハラは、男性が育児時短や休暇を取得したことで受ける不利益や嫌がらせ、アルコールハラスメント、アルハラは、飲酒による嫌がらせや迷惑行為、スモークハラスメント、スモハラは、非喫煙者にたばこを勧めたり、不回避的にたばこの煙をさらしたりする嫌がらせ、モラルハラスメント、モラハラは、人格否定など、倫理や道徳に反した嫌がらせなどはよく聞くハラスメントですが、ほかにもカラオケハラスメント、カラハラは、カラオケに関する嫌がらせ、スメルハラスメント、スメハラは、臭いにより人を不

快にすること、リモートハラスメント、リモハラは、リモートワークにまつわる嫌がらせ、テクノロジーハラスメント、テクハラは、ITに関する知識に乏しく、IT機器やネットワークなどの取扱いが不得手な人に対して行われる嫌がらせ、時短ハラスメント、ジタハラは、労働時間を減らすことを現場に求めながらも、具体的な提案はなく、現場に丸投げする嫌がらせ、リストラハラスメント、リスハラは、辞めてほしい労働者に対して嫌がらせを行い、自主退職を促すこと、カスタマーハラスメント、カスハラは、顧客が企業に対して理不尽なクレームや言動、エンジョイハラスメント、エンハラは、楽しさを押しつける嫌がらせ、就活終われハラスメント、オワハラは、企業の採用において、自社に来てほしいため、求職者に就職活動を終えるよう誘導・強制する嫌がらせ、エイジハラスメント、エイハラは、年齢や世代が違うという理由による嫌がらせや差別的な言動、ケアハラスメント、ケアハラは、働きながら介護を行う人々に対する嫌がらせ、ハラスメントハラスメント、ハラハラは、正当な行為をハラスメントだと主張する嫌がらせ、アカデミックハラスメント、アカハラは、大学職員・研究者が職員・学生に行う嫌がらせ、マッチングハラスメント、マチハラは、婚活アプリの利用者に対する嫌がらせ、ワクチンハラスメント、ワクハラは、各種ワクチンの接種を強要する嫌がらせ、事後ハラスメント、ジゴハラは、ハラスメント調査終了後、当事者に向けられる嫌がらせ、ロジックハラスメント、ロジハラは、形式的な正論により相手を追い詰める嫌がらせなどがあるが、この二十数種類のハラスメントの中の一つでも該当すれば、問題のある職場環境と指摘されると思われますが、本市役所においてハラスメント行為等がない風通しのよい職場にしなければならないと思うが、本市役所の風通しのよい職場環境についてどのように行っているのか、行っているのならどんな取組か、行っていないのならどのように取り組んでいくのか、教えてください。

次に、犯罪被害者支援について質問します。

今期定例会で提出議案「第22号議案」について質問します。

「第22号議案」は、「四万十市犯罪被害者等支援条例」です。この四万十市犯罪被害者等支援条例の第10条に、市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとするがあるが、助言その他の必要な支援には、金銭的な支援を検討しているのか、教えてください。というのは、先月2月26日の高知新聞に、犯罪被害者に見舞金創設という見出しで、高知市の取組が掲載されていたので、本市も金銭的な支援を検討しているのかと思ったので、答弁を求めたいと思います。

次に、農林水産業の公務員化について質問します。

1次産業の農業・林業・水産業の中で、農業分野に限定して質問を行います。

農水省令和6年度食料・農業・農村白書によると、主に自営農業に従事している基幹的農業従事者の人数は、2000年平成12年が240万人だったのに対して、2024年令和6年は111万人と半分以下まで減少していて、2000年平成12年の平均年齢は62.23に対して、2024年令和6年の平

均年齢は69.2歳まで上がっています。あと5年、10年したら、日本の農業と農村が崩壊しかねないと私は思っていますので、公務員化について説明したいと思います。

2025年4月1日から施行された食料供給困難事態対策法という有事立法では、食べ物が足りなくなったとき、政府が命じて野菜を育てている農家には増産させ、花を育てている農家にも米やサツマイモなど植えさせる。その指示に従わない事業者には、罰金や名前公表などの罰則が科される場合があると言います。本来なら、農業を支援して自給率を上げる施策を講じなくてはならないのに、有事の際は命令を下し、従わない者は処罰するという、国家総動員法のようなとんでもない法律が施行されるくらい有事の際には食料難になる可能性があるということです。稲作農家の減少により、日本のお米が食べられなくなる日が近い将来来るのではないのでしょうか。農家の後継ぎが減少しているとはやくよりも、農家が元気に生産を継続できるような施策を強化し、若い新たな担い手が参入しやすくすれば、本市の農業に対する流れは変わると思います。ある国政政党の政策の中に、第1次産業の担い手の公務員化を進め、やりがいと安定収入の得られる魅力的な農業にとありました。自衛隊は、日本の平和と独立を守り、国の安全を保つことが使命であり、都道府県警察官は、国民の安全と安心を守り、社会の秩序と維持をすることが使命です。食料・農業・農村基本法、令和6年6月5日施行の食料安全保障の確保の第2条、食料については、人間の生命の維持を欠くことのできないものであり、かつ健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって食料安全保障の確保を図らなければならない。食料安全保障とは、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できる状態をいうと定義されているが、机上の施策ではないのでしょうか。私は、食の安全保障に対して、担い手の農家は、公務員化してもおかしくないと思っています。食料自給率38%の日本、食料自給率38%というのは、食料の輸入が止まったら、国民100人のうちの38人しか生き延びられないという計算です。高知県の食料自給率は、令和2年度43%、令和3年度46%、令和4年度44%、令和5年度47%ですが、本市の自給率は、これよりもまだ高いと思われませんが、輸入が止まったり有事が起きた場合には、食料難になるのは明白であります。本市は、食料自給率を100%を目指し、本市で作った米や野菜は本市で食するよう計画すべきで、市長はじめ執行部は、新たな農業従事者の公務員化を協議すべきだと思うが、答弁を求めます。

次に、具同楠島線の道路・側溝整備について質問します。

昨年12月定例会の一般質問で川淵議員が質問しましたが、この道路整備については、数年前から自由ヶ丘区長や具同区長、具同田黒区長等が、執行部に相談やお願いに行っていました。川淵議員のようにうまく質問できませんので、写真を見せながら説明したいと思います。

1の一番上の写真ですが、自由ヶ丘側から流れてきた雨水が多過ぎて、右の側溝からあふれ出している雨水は、下の一番奥のヤンマ橋までたまっているような状態です。

2の写真ですが、道路に雨水が十数cm前後たまり、池のようになっているところに車が通り抜けると、車のドア以上の高さまで水しぶきを上げて走行しています。

3の写真ですが、これは、道路に雨水が十数cm前後たまり、池のようになって冠水状態になっているところ です。

4の写真は、たまった雨水が道路を越えて池田川に流れ込んでいる写真です。この道路は、具同地区の小中高校生が、具同小学校や中村西中学校・中村中学校、そして高校に通学する通学路です。雨が降れば、通行するのに困難な通学路です。道路状況や側溝の状態を徹底的に調査し、来年度の予算に必ず入れて、道路と側溝の整備に取り組んでいただきたいので、答弁を求めます。

次に、赤鉄橋生誕100周年記念行事について質問します。

赤鉄橋は、大正15年1926年に完成しています。赤鉄橋を架けるきっかけは、大正4年5月12日に渡し船の転覆事故で、当時の女学校の生徒、中学生、一般の合計11人が犠牲になりました。この悲しい事故がきっかけとなり、渡川に橋を架けようという機運が高まり、総工費が当時のお金で約50万円を寄附金で集めています。資料によれば、大正15年度の中村町の予算が10万円程度であったので、約5倍、令和8年度の四万十市の当初予算が一般会計258億9,400万円、特別会計102億9,200万円、企業会計50億6,050万円の総額388億円が今年度の予算ですが、5倍すると1,940億円という想像を絶する膨大な寄附金が集められ、橋が架けられました。本当に我々の大々大先輩方が成し遂げているこの市民が誇る赤鉄橋ですが、この赤鉄橋の生誕100周年に対して本市は記念行事を行わなければならないと思うが、答弁を求めます。

次に、教員の働き方改革について質問します。

学校拠点校について質問しますが、拠点校方式とは、在籍校に希望する部活動がない、または希望する部活動はあるが、専門的に指導できる顧問がいない場合に、参加をする生徒を一つの学校が受け入れる方式ですが、拠点校方式部活動活動に参加できる生徒の条件として、先ほど述べたように、在籍校に希望する部活動がない、または希望する部活動はあるが、専門的に指導できる顧問がいない、参加に当たっては、原則として教職員の引率を必要としないこと、在籍校から拠点校までの移動については、保護者の責任で対応すること、拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、部活動中は、拠点校の校長の指導・責任の下、拠点校の指導に従うこと、在籍校及び拠点校の両校の校長から承認が得られ、生徒・保護者の申入れで同意書を交わすことなどの条件で成り立っていると思っておりますが、現在中村中学校と中村西中学校、そして西土佐中学校で拠点校として活動している部活動名を教えてください。

また、拠点校で活動中にトラブル等があったと聞いていますが、答えられる範囲内でどのようなトラブルだったか、教えてください。

最後に、学校行事等の削減について質問します。

学校行事は、特別活動の重要な柱であり、児童生徒の人間形成に大きな影響を与えます。生徒指導提要においても、特別活動は望ましい集団活動を通して、心身の調和の取れた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする主体的・実践的な態度を育てると位置づけています。

学校行事は、学校や学年などの大きな集団で、子供たちが協力して行う活動であります。学級活動や児童会活動やクラブ活動といった自発的・自治的な活動とは異なり、学校が計画し、実施するものであるが、子供たちが積極的に参加し、協力し合うことにより、充実する教育活動でもあります。日常の学習や経験を総合的に発揮し、発展を図る教育活動であり、各教科等では、容易に得られない体験活動でもあります。そして、地域の催物と学校外の行事ともつながりのある活動内容も多く、子供たちは、学校行事を通して地域や社会への所属感や連帯感も高めていきます。学校行事の充実は、学校生活に彩りを与えて豊かなものにし、家庭や地域の信頼を高めることにつながり、共生社会の担い手を育てることにもつながっていきます。そして、多様な他者と共同する経験が、自己有用感や自己肯定感、学校生活への意欲の向上につながっていく大切な教育活動の一つでもある学校行事が、全国的に削減されているが、本市においてどのような学校行事が削減されたのか、削減された行事名と理由について述べていただき、1回目の質問を終わりたいと思います。

■議長（宮崎 努） 山下市長。

■市長（山下元一郎） それでは、私のほうから、まず1次産業の公務員化についての項目につきましてお答えをさせていただきます。

食料自給率の向上を目指す食料安全保障の観点から、農家を公務員化するという考え方、世界の人口はまだまだ増加しておりますし、紛争など国際情勢の悪化に伴う食料不足に備える点では、非常に興味深いご提案だというふうには考えております。

増加している耕作放棄地の発生防止であるとか、担い手不足の解消ということにつきましても、一定効果が出る可能性もあるとは考えます。

ただ、今先ほどの質問で四万十市で作って四万十市で消費するというようなことも踏まえておっしゃってましたけれども、このご提案を四万十市単独で実現するというのは、やはりかなり厳しいというふうに感じるのが私の考えでございます。といいますのが、まず実現するとなりますと、農地の買上げから始まりまして、全ての農業従事者を公務員というふうにするとならば、その給料の支払い、そういったものに対して大きな財政負担が予想されます。これらの原資は全て税金ということになりますので、今市が単独で行えるという状況ではないというふうにと考えるとございまして、農業を取り巻く諸課題につきましては、全国的に年々深刻さを増しており、本市でも喫緊の課題であるというふうには認識をしておりますので、今は現状できることとしましては、農家というような今までの農業政策だけではなく、農業法人といったような形も含めて国の事業等も活用して金銭的に支援、また県や市、関係機関と連携して農作業の環境整備の効率化・省力化を図ることで、少しでも担い手不足の解消や自給率の向上というものにはつなげていきたいというふうにと考えております。

それからもう一点、赤鉄橋100周年の記念事業についてのご質問についても私のほうでお答えをさせていただきます。

赤鉄橋、先ほど議員のほうからもありましたけれども、大正15年に完成して100周年という

大きな節目を迎えるということに対しまして、記念事業を検討すべきというご提案だというふうに受け取りました。私にとりましても、幼少期から赤鉄橋のある風景の中で育ちまして、本市のあるシンボルだというふうにも感じておりますし、生活道としても長きにわたり市民生活を支えてきたかけがえのない財産であるというふうに認識をしております。この中で市の公式イベントの開催ということがございますけれども、現状、今市としては、公式には100周年記念事業としてはホームページとかSNSを使った100周年ということの広報、それから市の保有する写真等を活用したパネル展の実施というのを計画をしているところでございます。

なお、赤鉄橋の管理者は高知県のほうになりますので、県にも照会したんですけども、県のほうでも特別現時点でイベント的なものの開催はないというようなことでございました。

一方で、既に市民の有志の皆様の中で、赤鉄橋100周年をお祝いするような取組というのが動き出しているような話も聞いております。情報収集を丁寧に行いまして、連携できる場所がありましたら、市としてもしっかりと連携をして、市民の皆様と一緒にお祝いをしたいと思っております。

私からは、以上でございます。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎幸寿） それでは、私のほうからは、1、市長の政治姿勢についての(1)市役所の風通しのよい職場環境についてご答弁をさせていただきます。

ハラスメントにつきましては、職員の尊厳を損なう重大な人権侵害であるとともに、組織力の低下や市民サービスの低下につながる大きな問題であるというふうに認識をしております。

そのため、労働施策総合推進法等の趣旨を踏まえ、令和3年4月1日には、四万十市職員のハラスメント防止に関する指針を策定し、ハラスメントの未然防止と早期対応に取り組んでいるところでございます。具体的には、相談窓口並びに相談員の設置、管理職を含む全職員を対象とした研修を実施しております。管理職には、ハラスメント防止の基礎知識とハラスメントにならないための指導方法の習得、一般職につきましては、職場で発生し得る様々なハラスメントを網羅的に学び、誰もが当事者になることの理解を深めるとともに、基礎知識を習得することで、ハラスメントを生まない組織風土を醸成することを目的としたものでございます。

また、近年問題視されておりますカスタマーハラスメントにつきましても、現場で対応する際のスキル、組織としての防衛策について学ぶことで、現場での対応力を身につけることができるよう昨年度から研修を始めたところでございます。

総務課といたしましては、規定の整備のみではなく、相談しやすい環境づくりと管理職を含む全職員の意識改革が必要であるというふうに考えております。引き続き未然防止と早期対応の両面から取り組み、風通しのよい職場環境づくりを進め、誰もが安心して働ける職場の実現に努めてまいりたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） 私からは、犯罪被害者等支援につきましてお答えをさせていた

だきます。

ご質問の四万十市犯罪被害者等支援条例でございますが、条例の第10条にしまして、金銭的・経済的な支援策でございますが、現在犯罪被害者等に対する支援制度としまして、国から一時金として支給される給付金であったり、県から生活資金・転居費用・再提訴費用等、補助等がございます。国や県のこうした制度におきましては、保険診療の自己負担であったり、犯罪被害に起因します生活・転居・手続等に係る実費について給付補助はあるようでございます。被害者は、こうした実費以外にも経済的な負担を伴います。精神的・身体的にも回復するまでに長期間を要します。被害者の心情に寄り添った支援策としまして、本市におきまして、条例の制定に伴いまして、令和8年度より犯罪被害者見舞金として支給制度を検討しているところでございます。

見舞金制度の概要について少しご説明させていただきますと、3種類見舞金を検討しております。遺族見舞金・重傷病見舞金・性犯罪被害見舞金でございます。遺族見舞金につきましては、犯罪行為により死亡した方の遺族に対して30万円を、重傷病見舞金は、犯罪行為により重傷病を負った方に対して10万円を、性犯罪被害見舞金は、性犯罪の被害を受けた方に対して10万円をそれぞれ給付するものでございます。いずれも犯罪被害が発生した時点で、四万十市民であった方を給付対象としております。見舞金として支給されるもので、用途を限定するものではございません。こうした見舞金によって被害に遭われた方が元の平穏な暮らしを取り戻す上で、早期回復の足がかりになれば幸いと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 津野まちづくり課長。

■まちづくり課長（津野智宏） それでは、私のほうから、4番、具同楠島線の道路・側溝整備についてお答えさせていただきます。

当該路線につきましては、さきの議会でも川渕議員のほうからご質問いただき、お答え申し上げたとおりでございますが、具同地区におきまして重要な幹線道路、市道の一つであり、先ほど写真でもご説明いただきましたが、冠水対策の必要性につきまして十分に認識しているところでございます。

ご質問の来年度から早々に着工すべきといったところの質問につきましては、まず現場がどういった原因を分析しているのか、それで市のほうは、どういった対策を今考えているのかといったことを踏まえて、最後実施時期につきまして答弁させていただきたいと思っております。

まず、この場所の原因分析につきましてですが、本路線の冠水問題の主たる原因は、道路側溝並びに排水先の河川の排水能力に起因するものであると推察しておるところでございます。その背景には、近年の異常気象によります豪雨の頻発化や周辺の土地利用の変化などがいろいろ関係するものと分析しているところでございます。

そうした中、この箇所の恒久対策につきましてですが、現時点で想定している内容につきましては、まず実施設計に向けまして、排水検討に必要な雨水が集まる影響範囲を確定させる必

要がございます。そのため、今後豪雨時におきまして、排水の方向や側溝を流れる水量、さらには上流の団地エリアを含めた周辺の土地利用の状況把握が不可欠となってまいります。その上で想定する恒久対策としましては、今後行います詳細設計の結果にもよりますけれども、既存の排水経路の能力不足を解消するための排水路の拡大・拡幅や新たな排水管の設置または既存管の大型化などを組み合わせて行うことで、効率的に池田川へ排水させたいというふうに想定しているところでございます。

そこで、ご質問の今後の予定、着工につきましてですけれども、来年度排水経路や周辺環境の調査、概略的な課題を把握・整理した上で、令和9年度に詳細な設計を行った上で、その終わった後、令和10年度からの工事着手を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 私からは、教員の働き方改革についてご答弁を申し上げます。

まず、学校拠点校についてでございます。

本市では、少子化が進行する中でも、生徒がスポーツ活動等を継続して親しむことができる機会を確保することを目的といたしまして、令和6年度から拠点校部活動の導入を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、四万十市立の中学校で言いますと、中村中学校拠点校、中村西中学校を参加校、これがこうなっておるものが、令和6年度に男子バレーボール部、令和7年度に柔道部、野球部、サッカー部をそれぞれ拠点校部活動として登録をしております。

西土佐中学校については、拠点校部活動を導入しているクラブはございません。

また、拠点校部活動の登録に当たっては、参加校の生徒が、拠点校の部活動の参加にする際の移動手段の確保でありますとか、ユニホームの統一が必要となる場合の費用負担が課題となることが想定されましたので、県の委託事業を活用し、学校間の移動用のバスの運行やユニホームの購入支援を行ってきたところでございますが、そのような中で拠点校部活動についてのトラブルがあったとの報告は、受けてはおりません。

続きまして、学校行事の削減についてご答弁を申し上げます。

学校行事につきましては、児童生徒の学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動となるよう、各校が年間計画を策定の上、実施しておりますが、教員の働き方改革の観点から、準備・運営に多くの時間を要する学校行事の統合や縮減については、毎年検討・見直しを行っております。

この2年間、令和6年度・7年度に学校判断により取りやめまたは削減を行った主なものについて申し上げますと、家庭訪問につきましては、学校内での保護者面談に切り替える、また参観日についても実施回数を1回削減するなど、家庭訪問や参観日に関する見直しを行っている学校が多くなっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 1回目の質問に対して答弁どうもありがとうございました。

2回目の質問をしたいと思います。

市長の政治姿勢の中の市役所の風通しのよい職場環境については、総務課長の答弁で了とさせていただきますと思います。4月から新しい部署や新しい環境の下、市民のために頑張って業務ができ、ハラスメントがない本市役所であってほしいように切に願っています。

また、日本の文化は、和をもって尊しとなすという言葉があるように、失敗も成功も全て市役所全体で包括していくような形でお願いしたいと思います。

2の犯罪被害者等支援についてですが、私も保護司として更生保護活動を行っています。議長の宮崎 努議員も松浦 伸議員も幡東保護区保護司会の中で保護活動を行っています。黒潮町分区・中村分区・西土佐分区の3つの分区が一つになって幡東保護区保護司会というので、四十数人が在籍しています。その中で自分も数名の保護をしている市民がいますが、自分も保護司を辞めたいというようなこともやっぱりありました。というのは、保護司の保護活動というのは、犯罪をした人に対して、刑務所から出たと保護観察があるとかというような方に対しての保護なので、その真逆の被害者に対しての取組がなかったということで、何で犯罪を起した人を一生懸命保護しているのに、その真逆の被害者の方々の支援がないのかということで、すごく自分も葛藤していました。

しかし、今回の環境生活課のほうから答弁があったように、今回で条例を提案して、可決されると思いますが、被害者等に対しての手厚い支援をしていくというのは、これはもう当然のことで、遅いではなかったのかなというふうに思っていました。ところが、こういうような形で出てきて、私はほっとしているんですが、その金銭的なことも先ほど答弁いただきましたが、もう一つ高知市には、こうち被害者支援センターというのがあって、そこの職員がいろんな形で支援をしています。やはり被害を受けた人は、なかなか立ち直れない精神的な苦痛だとか、いろんなトラウマが入ったり、いろいろな形で苦勞をしているように聞いています。

そこで、この条例ができるに当たって、本市も四万十被害者センターのような相談窓口等を考えているのかということも2回目の質問として答弁を求めたいと思います。

次の第1次産業の公務員化について、これはなかなか難しいとは思いますが、多分10年後、私は10年後生きてはいませんので、山下市長が、あのとき上岡議員が言うちょうことを聞いちゃったらよかった。今まさに飯が、米が食えんぞというようなのが10年後にひよっとしたらやってくる可能性もあります。私はもう予言してますので、絶対に農業従事者、特にお米を作る農業者を公務員化しなければ、なかなか後継ぎが出てこないというふうに思っています。6日の松浦議員への答弁で、国の就農準備資金を受け、市内の新規就農者は、2020年度から24年度12人研修を受けて、そのうち11人が営農を継続しているというふうな答弁も聞きましたが、これが長く続くとはなかなか思っていない。なかなか農業は難しいと鳥谷議員も言ってますの

で、やはり準公務員化でもして、毎年じゃなくても5年に一回、何人何人というようなつながり合わせるような形で、四万十市の役所の中に部署をつくって、そらお米を作ったら、それが売れるのであるので、給料等々にも該当するので、やはり10年後、20年後、30年後の先を見たときには、絶対に第1次産業の準公務員化でもいいんですけど、これは必ず起こってくる時代になると自分は天の上から見ていますので、これはお願いですが、山下市長がいろいろと勉強して、私も4月にひよっと3期目をいただければ、もう少し勉強して、もう一回質問をしたいと思っていますので、先ほどの市長答弁で了とさせていただきます。

具同楠島線の道路・側溝整備について、令和10年、2年後に着工かもしれないというふうな話で、気が遠くなるような話で、ちょっと自由ヶ丘の住民としては、具同の住民としては物足りない答弁だったような気もしますが、これも無理やり云々ということもなかなか難しいので、ここももう少し勉強させていただきまして、再度一般質問するかもしれませんので、先ほどの答弁で了とさせていただきます。

赤鉄橋の100周年記念事業については、先ほど市長のほうからパネル等の展示も考えているとか、地域の方々の動きも見えるというふうなこともありましたので、多分何らかの形での取組があるんじゃないかと思っていますので、了としたいと思います。

教員の働き方改革についての学校拠点校については、問題点もなしで、子供たちが中村中学校を拠点校として、バレー部・柔道部・野球部・サッカー部が活動しているということで、今以上に子供たちが伸び伸びと部活動を行うことができる環境をお願いしまして、了としたいと思います。

最後の学校行事の削減についてですが、昨年高校の同窓会を卒業50周年記念同窓会ということでした。18歳で卒業して、今私が69歳なので、50年という節目で行いましたが、その会話の中で、勉強がきつかったとか、中間・期末、大学の受験の勉強で苦しんだとかという話は一ミリも出ません。勉強のべの字も出ません。やはり話のネタは、学校行事の思い出、運動会・体育祭・学園祭もろもろの学校行事で汗を流したことの思い出で盛りで、2時間があつという間に過ぎました。私が、今具同地区に住んでいて望んでいることは、具同小学校の長期休業中の朝のラジオ体操がなくなったこと、そして中村西中学校の廃品回収、これはすばらしい取組でしたけれども、これもなくなっています。私の希望としては、具同小学校の長期休業中の朝のラジオ体操と中村西中学校の廃品回収の再開はひよっとしたらあるのかということをお答えを求めまして、2回目の質問を終わりたいと思います。

■議長（宮崎 努） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） 私からは、犯罪被害者等支援の2回目のご質問に対してお答えさせていただきます。

犯罪被害に遭われた後、安心した生活を取り戻すには、金銭であったり住居、プライバシー、その他日々の生活に関して相談事というのは、様々な分野にわたると考えられております。こうち被害者支援センターにおきましては、こうした被害に遭われた方やそのご家族の回

復に向けて、専門的な研修を受けた相談員・支援員がお話をお聞きし、相談や具体的な支援を行っているとお聞きしております。

ご質問の本市において支援センターのような専門の窓口をつくる予定はあるかどうかということでございますが、様々な相談等も考えますと、本市におきまして新たな専門的な窓口を設置するということではなくて、既存の相談窓口といったものがございますので、そういった市の相談窓口であったり、県の相談機関において、これまで同様の役割を担っていただきまして、こうした既存の窓口等の紹介、それから先ほどご答弁させていただきました見舞金の申請・相談の窓口を環境生活課で行うことを想定しております。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） それでは、学校行事につきまして2回目の質問にお答えをいたします。

学校行事は、児童生徒同士で協力し、体験的な活動を行うことにより、集団の連帯感を深めるとともに、課題解決に向けた資質・能力を育成することができるという教育活動の一環として重要な意義を有するものと認識をいたしております。

一方、近年教員の長時間勤務が大きな課題となっておりますので、全国的に働き方改革が強く求められておりますので、学校行事全般について各校が教育的効果でありますとか、安全面・実施の負担等を総合的に勘案し、精選を進めていくことが重要であると考えております。そのため、行事の準備や運営におきまして、教職員の負担が大きいものにつきましては、地域の文化に浸透している行事でありましても、前例にとられることなく取りやめなど、学校の判断により見直しを行っているところでございます。

具体的にご質問のございました具同小学校の長期休業中の朝のラジオ体操、それから中村西中学校の廃品回収の再開につきましては、学校が判断することとはなりますが、教育委員会といたしましては、行事の精選を今後も進めていく必要があると判断しておりますので、その必要性は低いのではないかと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 2人の課長さん、どうもありがとうございました。

これ以上質問しても改選期でありますので、6月にここに立てることができるよう一生懸命汗を流して今からいきたいと思います。3回目の質問はいたしません。どうもありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で上岡真一議員の質問を終わります。

14時10分まで休憩といたします。

午後2時0分 休憩

午後2時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、廣瀬正明議員。

■ 6 番（廣瀬正明） お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。社民党の廣瀬正明です。よろしく願いいたします。

最初の質問は、日曜日・夜間の移動手段の確保について行います。

市内には、乗用車の運転をしない方がおいで、公共交通機関、主にバスや列車を利用して生活されています。現在、多くの地区で日曜日・夜間のバスの運行はなく、住民の移動手段がない状態になっています。そのため、四万十市内で日曜日に行われる産業祭や夜間に行われる市民祭の提灯台パレードや納涼花火大会などへの参加ができません。公共交通の目的は、主に交通弱者をはじめとした住民の日常生活に必要な移動手段を提供し、利便性を向上させることにあると伺っています。イベント等への参加は、市民生活に必要なものであると私は考えています。市民がイベント等へ参加するための移動手段は、市として確保すべき課題だと考えています。高齢化は今後も進み、安全を考えて、免許証の返納を行う方が増えていくと考えていますし、市としても高齢の方の免許証の返納について奨励していくべきと考えています。

そこで質問です。

日曜日や夜間に行われるイベントに参加するための移動手段の確保は、市が取り組むべき課題と考えますが、このことについてどのようにお考えなのか、お答えをお願いいたします。

次に、救急搬送について質問をいたします。

四万十市では、高齢者の人口増加はピークを過ぎたと聞いていますが、救急搬送がどんどん減っていくとは考えていません。現在、四万十市に救急車は3台、四万十消防署に2台、西土佐分署に1台、仮に中村地域で3件の救急要請があると、3件目は西土佐分署の救急車で応援が必要になります。仮にと申し上げましたが、最近でもこういう事例は起こっていると聞いております。

また、火災が2件以上起こったときには、救急車が出せない場合もあります。火災も年中多発するとは考えておりませんが、今年の冬のように乾燥が続くと火災は増加する、このことは間違いのないことであろうと考えております。結果、救急車到着までに時間がかかるもしくは救急搬送に対応できない事例が起り、対応が遅くなれば、命の危険が増加する場合がございます。救急搬送ができない場合、今現在でも家族や友人・知人に依頼すれば、医療機関への搬送、病院へ連れていってもらえることは可能ですけれども、搬送を依頼できる人とできない人がいるということも考えておかなければならないと考えています。

また、救急搬送された傷病者の半数近くが軽症で、命の危険は低く、適切な初期対応ができれば、救急隊員でなくても搬送が可能な傷病者が多くいるのではないかと考えています。軽症者を救急車以外で医療機関まで搬送することができれば、本当に救急搬送が必要な中等症以上の傷病者が速やかに救急搬送が利用できるというメリットがあると考えています。傷病者の搬

送については、様々な規則・規定があり、克服すべき課題は多くあると考えていますが、今後さらに救急搬送が重なる、また火災が起こったときの救急搬送の対応等、苦慮する事例を想定して、あらゆる可能性を模索して、救急搬送について速やかに対応できる状態にしていく必要があると考えております。

そこで質問です。

救急搬送に速やかに対応するため、消防団でも傷病者の搬送を可能にする方法を市として検討していく必要性についてお考えをお聞かせください。

次に、市道の整備について質問をいたします。

市道の整備は、多くの地区から要望があり、路線が長い場合には、完成までには長い年月が必要な場合もあります。道路の拡幅や大規模改良・改修工事は、もちろん必要と考えていますが、今後大規模改修が必要な市道が増え続けていくという懸念があります。

そこで、簡易な改修や落石等の除去を繰り返して通行しやすい市道の維持をしていくことも重要になっていくと考えています。先日、市道城北霊園線を通りましたが、私が初めて通った4年前と比べると、非常に通りやすくなりました。道路の拡幅等の要望は、現在でも聞いていますが、大規模な予算措置が困難な状況があり、現状精いっぱい取組がされていると考えています。ただし、交通量の増えるお盆や正月・彼岸前には、落石の除去やひび割れが起こっている場所の安全点検はしていただく必要があると考えています。市道手洗川勝間線は、毎年4、5回通っています。この道も私が初めて通った30年前と比べると、かなり通りやすくなりました。現在も四万十川増水時の生活道として改良をしていただいています。

しかし、この路線、雨が降るたびに大量の落石があり、乗用車のタイヤがパンクするおそれがあり、通行しづらいときもございます。定期的な落石の除去の要望がありますが、特に梅雨の後や大型台風の通過した後など、強い要望を聞いております。

また、手洗川勝間線は、時より観光客が訪れます。できればゴールデンウィークの前や夏休み前にも落石の除去や段差の解消等の道路整備が必要と考えています。市道は、総延長は大変長く、全ての市道をいつもきれいな状態に通りやすい状態にしていくことは困難と考えていますが、できる限りの取組をしていただきたいと考えています。

そこで質問です。

道路予算に限られる中で、軽微な補修、段差の解消や落石の除去などによって、日常通りやすい市道の維持に努める必要性についてお考えをお聞かせください。

次に、市所有の建物の長寿命化について質問をいたします。

四万十市には、多くの市所有の建物がございます。全ての建物について長寿命化の計画を聞きますと、非常に長時間になると思いますので、今回は観光施設について質問をいたします。

私の考える観光施設とは、よって西土佐・カヌー館・星羅四万十・かわらっこ・いやしの湯がございます。

まず、四万十市所有の建物の長寿命化計画とは、どのようなお考えの下に計画されているの

か、私はそれを考えたときに、あまり具体的な計画は持っておいでではないのかなという疑いさえ持っております。

まず、最初の質問は、四万十市の長寿命化計画全般的なことについてお考えをお聞かせいただければと考えております。

続いて、各施設の長寿命化の計画についてお答えをお願いします。

次に、特に気になっているのが、海の近くにある鉄筋コンクリートの建物、いやしの湯です。建物は60年使用する予定と聞いていますが、築24年になるいやしの湯の建物の外壁は、一度も塗装をし直したことはないと聞いています。海に近く、潮風が当たる場所の鉄筋コンクリートは、外壁塗装を怠るとひび割れができ、塩分を含んだ雨水がひび割れから流れ込み、中の鉄筋を酸化させ、建物全体の強度にも悪影響があると聞いています。予算を節約することは大切ですが、必要な予算を使わないことは、節約とは言えないと考えています。鉄筋コンクリートの建物は、新築から20年ほどで雨漏り等の不具合が起こり、修繕の必要が起こることが多いと聞いています。不具合が起こってから修繕を行うと、より多くの予算を必要とすることになります。後手に回らず、先手を考えていくべき、修理を建物が傷む前に手を打っていく、保護をしていく等の取組をしていく必要があると考えております。

また、観光施設は、見た目も大切です。いやしの湯は、建物の外壁が汚れ、また西側駐車場から見える外壁に使われている木材は、黒く変色しています。見栄えが悪く、観光施設としては不適切であると考えています。外壁塗装と併せて、四万十ヒノキをアピールできるような外観にすべきと考えています。

そこで質問です。

四万十市の観光拠点とも言われるいやしの湯の建物の長寿命化と併せて景観の改善についてお考えをお聞かせください。

簡潔で分かりやすい答弁をお願いして、1回目の質問といたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、私のほうからは、1番の公共交通と市民の利便性の向上についてのご質問に対してお答えさせていただきます。

公共交通につきましては、議員からもありましたように、日常の市民生活には必要な移動手段ということで、行政におきましても、大変重要な課題であると認識しております。現在、日曜日の運行ができているものにつきましては、市町村間を結ぶ幹線路線でありますとか、まちバスということになっておりまして、議員のほうからは、日曜日・夜間の運行についても市が取り組むべきであると、そのことに対してどういうお考えであるかというご質問であったかと思いますが、やはり公共交通の持続性ということ考えた場合、事業者の収支でありましたり、運転手の確保、それから自治体の財政負担、それから何より市民のニーズ、これらを総合的にバランスよく考えながら運行していく、持続していく、継続していく、そういうことが必要でして、現在の状況では、特に日曜・夜間のデマンドバス、これを拡大して運行すると

ということにつきましては、運転手不足等の課題もございますので、一定困難性があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） それでは、私のほうから、傷病者の搬送に消防団を活用できないかというご質問にご答弁させていただきます。

平時におきまして傷病者を医療機関に搬送するまでの間に必要な応急処置を行う、いわゆる救急搬送につきましては、消防法に基づきまして、原則消防署の救急隊以外が行うことはできませんので、消防団の活用というものは考えておりませんが、議員のご質問につきましては、高齢化に伴う救急搬送の増加によりまして、今後救急隊の人手不足が懸念される趣旨であると理解いたしましたので、その点でご答弁をさせていただきますと、近年の人口減少や厳しい財政状況を背景に、平成29年4月から地域の実情に応じた救急隊編成基準が緩和され、看護師や消防のOB、講習を受けた自治体職員などの准救急隊員を活用した柔軟な対応が可能となっております。これによりまして、救急隊員の3分の1を准救急隊員に置き換えることで、救急隊員の人手不足解消と救命率の向上、これを目指す取組が全国の過疎地域で展開されておりますが、四万十消防署にお聞きをいたしますと、現状消防署員で編成する救急隊でカバーができており、今のところ准救急隊員の設置は考えていないとのことでした。

本市としましては、今後消防署からの要請がございましたら、この制度を含めて可能な限り協力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 津野まちづくり課長。

■まちづくり課長（津野智宏） それでは、私のほうからは、市道の整備についてご質問の内容からいきますと、市道の維持管理の考え方についてご答弁させていただきます。

まず、城北霊園線や手洗川勝間線につきまして一定のご評価をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本市の市道管理でございますが、現在地域の皆様からのご報告を受けての職員による確認や委託業者によるパトロール、それに加えましてSNSを通じた情報提供など、様々な協力をいただきながら、異常箇所の早期発見・早期対応に努めているところでございます。

しかしながら、本市では、約750kmを超える市道を抱えております。これまでの議会でもご答弁申し上げたところでございますが、これら全ての路線を常時巡回し、リアルタイムで把握し、維持し続けることは、現実的に大変厳しいところがございます。

一方、道路改良の計画区間におきましては、議員ご指摘のとおり、事業が完成するまでに多くの時間と予算を要しているため、どうしても待ちの路線が生じているのも現実でございます。このため、この期間中における日常の安全性をどう確保するのかにつきましても重要であるというふうに認識しております。このような中で今後の施設維持の在り方としましては、安

全性の確保を第一に、事業中の区間や特にご要望の多い箇所など、舗装の段差解消・落石の除去・路肩の補修といった小まめ維持管理を迅速に行うことで、市民の皆様の不安を少しでも解消できればというふうに考えており、対応に努めていきたいと考えております。

引き続き限られた予算の中で、効率的かつ経済的な維持管理体制を工夫し、必要な予算確保に努めながら、議員ご提案のふだん使いがしやすいように維持管理してまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 4番の市所有の建物についての中で、市の公共施設全般についてのご質問もございましたので、その点については私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

市の所有する公共施設全体の管理及び施設の長寿命化については、平成28年度に策定した四万十市公共施設等総合管理計画において、財政負担の軽減、平準化により、将来にわたり持続可能な管理運営体制を実現し、施設を将来に引き継いでいけるよう公共施設等の管理に関する基本方針を定めております。

また、令和2年度には、本計画に基づき、個別施設ごとの計画的な維持管理、長寿命化等を目的とした個別施設計画を策定し、中・長期的な視点で施設管理の最適化に取り組むこととしております。

個別施設計画でございますが、この計画とは別に、道路ですとか橋梁・公園施設・公営住宅・学校施設、こういったものは、またそれとは別で個別の計画を持っておりますが、ご質問の観光施設については、個別の計画がございませんので、全体的な個別施設計画の中に位置づけて計画的な管理を行っているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 遠近観光商工課長。

■観光商工課長（遠近由幸） それでは、私のほうからは、観光施設の長寿命化と景観の改善についてご答弁申し上げます。

先ほど財政課長から答弁ございましたように、観光施設につきましては、個別施設計画について管理をしているところです。

ご質問のありました四万十いやしの里についても、個別管理計画に定めておりまして、将来に向けて施設を維持していく方針としております。

議員がおっしゃるとおり海沿いの立地で、築23年が経過しておりますので、施設全体で老朽化が進行しているところでございます。施設において安定的に営業を行える環境を確保するため、指定管理者と定期的に協議を行うなど、密に連携を図りながら、緊急性・重要性、さらには財政負担の平準化などを意識しまして、機器や設備の故障等を未然に防ぐものを含めまして、修繕や改修等を適宜実施しているところでございます。

四万十いやしの里は、施設の老朽化に伴い、近年では突発的な故障なども増加している状況となっております。そのような中でご指摘の施設の壁面の劣化につきましては、長寿命化及び安全面の観点から対応が必要な時期に差しかかっているということは認識をしておりますが、多額の費用を要することもあり、改修には至っていないというのが現状でございます。

この施設壁面につきましては、引き続き指定管理者とも協議を行いながら、施設全体を維持管理していく中で、実施の時期、市産材の活用等については、総合的に判断したいと考えておるところでございます。

今後の方針につきましてですけれども、市としましては、診断により施設の状態を把握し、定期的な点検・保守・修繕の実施によりまして、軽微な段階で発見・修繕等を行う予防保全の考え方をうまいまして、建設から40年程度までは、施設の性能・機能を供用できるレベルに維持し、40年が経過した場合には、大規模改修工事を検討することとしておりますので、この考え方に基づきまして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、観光施設全体に共通することでございますが、施設の利用環境の向上は、観光客が持たれる本市に対する印象にも影響を与えるものとなりますので、施設を快適に利用していくためのサービス向上と併せまして、議員がおっしゃるとおり、見た目の美装化を念頭に置きながら、施設の適正管理に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 2回目の質問をいたします。

まず、移動手段について、予算が限られる中で、いつもおっしゃる言葉で言えば、費用対効果、日曜日や夜間に1台のバスを走らせて、一体何人の方が利用されるのか、そういうことも考えておいでであろう、それは考えておりましたけれども、やはり昨日ですか、市長の答弁の中、憲法に触れられたときにおっしゃっていた文化的な最低限度の生活、その言葉を今は思い出すわけですが、当然国民の権利は、市民の権利でもあると考えております。四万十市民の文化的な生活を保障するということは大切なことで、もちろん全てのイベントに対してバスを走らせてくれ、そんな無理な話を言ってるわけではありません。やはり要望が高いもの、さらに1往復でいいもの考えると、花火などは7時頃行って9時頃帰りたい、要望のある地区みんなになりますと4台・5台となってしまうかもしれませんが、そこらあたり調整ができるのであれば、本当に実際に市民を乗せて走るの4時間というか、7時到着、9時を待ってまた送っていくんで、運転手さんは長時間になるわけですが、やはりそういうことを市として努力をしているんだということを市民の皆さんに分かってもらう、そういう取組、今回何度聞いても取り組むという返事は返ってこないだろうと思いますし、議長からもしつこい質問はしないようにと厳しく言われておりますので、ただもう一回だけ検討する等の返事がいただければと思います。

2番目の救急、准救急隊員が平成29年4月から、そうですね、僕は西暦でメモしてました。

救急車についてですけれども、もともとは救急隊員3名以上という厳しい規定があったんですけれども、離島や過疎地等で救急隊員の確保ができないところが実際に増えてきているということで規定が変わって、医療従事者や消防職員を含めて、また自治体の職員等でも2週間程度の研修を受ければ、准救急隊員になれる、そういう制度ができた。つまり地域の実態に応じて制度っていうものは、簡単ではないですけれども、変わっていくこともあると考えています。多くの自治体で人口減少があり、今から救急車を増やしたり、救急隊員を増員したり、消防職員を増やしたりということはなかなか将来に向けては困難だろうと、そういうふうを考える中で、また救急車がたとえ中村地域で3台あっても、4件の救急要請が絶対ないかということ、そうではないと、これはまれであろうと考えておりますけれども、そういうことを考え、また地域で搬送する方法があれば、その分早く医療機関まで移動ができる、そういう迎えに行く時間が必要ない、そういう場合もあろうかと思えます。だから、今すぐ制度改正を含めて取り組めという話ではなくて、やはりあらゆる可能性を検討していく、特に軽症と言われる病院には搬送したけれども、その日のうちに自宅に帰っている方っていうのが、48%から50%というふうに聞いております。この方なら、別に近所の者で運んでも構わないぐらいにも思うわけですけれども、ただ共助のみに頼ると、それを受けられない方、孤立に近い状態で生活されている方もいるという話を聞いたときに、やはりその依頼を受けるのは公的な形、そして搬送するのは消防団もしくは地域防災組織、そういうことを考えて、今後そういう取組をしておけば、いろんな面で安心になるのではないかと、そういうふうにも考えております。これもいろいろ考えていく等の返事がいただければと考えております。

3問目の道路について、これは本当に一生懸命やったださっていると考えています。750kmと聞きましたので、改めてなかなか全体をいつも通りやすくということは難しいと考えました。この件については、これからも頑張ってもらえるということでしたらと思います。

続いて、市の建物、今回は観光施設の建物、気になったのは、築40年できちんとするような話がありました。一般的な建物は、それでもいいのかもしれませんが、海ぶちの建物というのは、それでは遅いのではないかと考えています。雨漏りが止まったからといって、建物内への雨水の浸入が全て止まったと考えるべきではないと私は考えています。外側のひび割れが幾つもできた中で、その一つが中までつながったときに、初めて雨漏りが人に分かるというか、認識されるわけで、大体雨漏りが始まってから大騒ぎして、どこだろうどこだろうと探す非常に経費もかかる。建設関係の方にどうしたらいいのかは聞いておりませんが、塗装屋さんによると、今は非常にいい塗料がございます。防水塗料があるので塗れば、ずっととは言いませんけれども、建物の保護にもなるし、そういう話は聞いております。

また、民間の商業施設やアパート・マンション等、定期的に塗って、これは景観だけではなくて、建物を保護して長期間使えるために行っているという話は聞いたことがあります。市も少し発想を変えて、建物の保護自体ができれば、補修の必要がない。どちらが安いのか、40年

たって大規模に補修するほうが安いと考えられているのであろうと思いますけれども、それは一般的な考え方とは、少し違うように私は思います。やはり、民間がやっていることってというのは、費用対効果をとことん研究して行っている。20年でひび割れるんなら、15年ごとに塗装したほうが、長い目で見たら総費用は抑えられると、そういう考え方の下にやっていると私は考えております。そういった面で、費用対効果を考えても、40年放置したものを大規模改修してあと20年使うよりも、もっと早く傷みが少ないうちに補修・保護を考えていくべきと考えます。これもこれ以上しつこい質問はいたしませんので、もう一度今後の取組について少しだけお答えをいただければと思います。

これで2回目の質問を終わります。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、2回目の公共交通と市民の利便性の向上についてのご質問に対してお答えいたします。

イベントに参加できるように公共交通以外で何らかの方法は取れないかということでございましたけれども、ご承知のとおり、四万十市産業祭でありますとか、しまんと市民祭、そういったイベント時には、会場と西土佐地域間でシャトルバスというものを運行しております。

また、入田のヤナギ林菜の花まつりにおきましては、市内循環バスというものも運行しております。また、可能な限りイベントに参加しやすい環境づくりに努めているところでございます。

そういう中で、今後ですけれども、特に中山間地域にお住まいの方々のイベントに参加しやすい環境づくりにつきましては、イベント開催時のシャトルバス運行の乗降箇所を追加するなど、利便性向上に向けた可能性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 安岡地震防災課長。

■地震防災課長（安岡栄治） 傷病者の搬送についてお答えいたします。

議員のほうから先ほど来ご心配されることにつきましては、理解ができるところでございますが、救急搬送におきましては、一定やっぱり責任が伴う行為でもございます。これにつきましては、消防のほうで所管する業務でございますし、現在県におきましては、消防の広域化の議論も進められております。このメリットとしまして、今の区域を超えた支援等ができるというようなこともございます。

本市としましては、繰り返しになりますけれども、消防署からの要請等ございましたら、可能な限り協力していきたいというふう考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 4番の施設についての2回目のご質問にご答弁させていただきました。

40年という節目も議員のほうからありましたが、40年まで放っておくというわけではなく

て、40年程度までは、小規模な改修工事とか点検・修繕、こういったものを定期的に行って40年はもたすというような考え方でございます。ただ正直なところ、毎年予算査定している中でも、もう危ないよといったときになって予算の要求があることもあります。ですので、財政のほうとしても、そういった危ないよというふうになる前に、もう少し予防的な修繕なんかも各課で考えていただくように促したいと思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） お約束したとおり、しつこい質問はいたしません。これで本日の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で廣瀬正明議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

小休にします。

午後2時53分 小休

午後2時53分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

ただいま「第43号議案」及び「第44号議案」が提出されました。

お諮りいたします。

「第43号議案」及び「第44号議案」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「第43号議案」及び「第44号議案」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 直ちに提案理由の説明を求めます。

山下市長。

■市長（山下元一郎） それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由につきまして説明をさせていただきます。

まず、議案提出が本日になりましたこととお許し願いたいと存じます。

それでは初めに、「第43号議案、令和7年度四万十市一般会計補正予算（第8号）」でございます。

一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を260億9,876万2,000円とするものでございます。

次の繰越明許費の補正につきましては、後ほどご説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3 款民生費、2 項12目物価高対応子育て応援手当給付費400万円の補正につきましては、昨年の12月定例会において議決を受け、2月に第1回目の支給を行い、現在第2回目の支給に向け事務を進めているところでございますが、その中で対象者数の精査により当該予算の不足が見込まれるものでございます。

4 ページにお戻りください。

繰越明許費の補正でございます。先ほども説明しました事業費の見直しと併せ、繰越明許費につきましても変更を行うものでございます。

8 ページの歳入でございますが、本事業は、全額国費によって賄われる事業でありますので、15款国庫支出金に歳出と同額を計上しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、追加議案書の3 ページをお開きください。

「第44号議案、副市長の選任について」でございます。

現副市長の田能浩二氏の任期が、本年3月31日付で満了となりますので、後任の副市長の選任について、地方自治法第162条の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

後任の副市長として同意を求めます者は、武田安仁氏でございます。同氏は、平成6年4月に旧中村市の職員に採用され、子育て支援課長や企画広報課長などの要職を歴任されております。また、長年にわたり行政運営の第一線で活躍されてきたことから、市内部の事務に精通しており、職員との信頼関係も厚く、即戦力として円滑な市政運営が期待できることから、副市長として適任者であると考えております。

なお、同氏の経歴につきましては、参考資料として議案に添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日11日は、提出議案等に対する質疑、委員会付託、予算決算常任委員会でございます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後2時57分 散会

令和8年3月11日（水） 第15日

本 会 議

3月12日（木）第16日

3月13日（金）第17日

3月14日（土）第18日

3月15日（日）第19日

3月16日（月）第20日

3月17日（火）第21日

} 休 会

## 令和8年3月四万十市議会定例会会議録（第15日）

令和8年3月11日（水）

### ■議事日程

#### 日程第1 第1号議案から第44号議案まで

- 第1号議案 令和7年度四万十市一般会計補正予算（第7号）について
- 第2号議案 令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第4号）について
- 第3号議案 令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第6号）について
- 第4号議案 令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第3号）について
- 第5号議案 令和7年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）について
- 第6号議案 令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について
- 第7号議案 令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第8号議案 令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第9号議案 令和8年度四万十市一般会計予算について
- 第10号議案 令和8年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について
- 第11号議案 令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について
- 第12号議案 令和8年度四万十市後期高齢者医療会計予算について
- 第13号議案 令和8年度四万十市と畜場会計予算について
- 第14号議案 令和8年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について
- 第15号議案 令和8年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について
- 第16号議案 令和8年度幡多中央介護認定審査会会計予算について
- 第17号議案 令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について
- 第18号議案 令和8年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について
- 第19号議案 令和8年度四万十市水道事業会計予算について
- 第20号議案 令和8年度四万十市下水道事業会計予算について
- 第21号議案 令和8年度四万十市病院事業会計予算について
- 第22号議案 四万十市犯罪被害者等支援条例
- 第23号議案 しまんとこどもプロジェクト基金条例
- 第24号議案 四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例

- 第25号議案 四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第27号議案 四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 四万十市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 四万十市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第31号議案 四万十市公園条例の一部を改正する条例
- 第32号議案 四万十市下水道条例の一部を改正する条例
- 第33号議案 四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例
- 第34号議案 四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例
- 第35号議案 四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例
- 第36号議案 四万十市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
- 第37号議案 四万十市総合計画の基本構想を定めることについて
- 第38号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第39号議案 四万十市道路線の認定について
- 第40号議案 四万十市道路線の廃止について
- 第41号議案 四万十市道路線の認定について
- 第42号議案 動産の買入れについて
- 第43号議案 令和7年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について
- 第44号議案 副市長の選任について（武田安仁）
- 議員提出議案第1号から議員提出議案第3号まで
- 議員提出議案第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 議員提出議案第2号 四万十市議会基本条例の一部を改正する条例
- 議員提出議案第3号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則
- 所管事項の調査（令和7年12月定例会より継続調査）
- （質 疑）
- （委員会付託）

## ■本日の会議に付した事件

日程第1 質疑、委員会付託

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川淵 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 |           |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

**欠席議員**

12番 西尾 祐佐

**出席要求による執行部側出席者職氏名**

|                  |        |            |       |
|------------------|--------|------------|-------|
| 市長               | 山下 元一郎 | 副市長        | 田能 浩二 |
| 総務課長             | 山崎 寿幸  | 地震防災課長     | 安岡 栄治 |
| 企画広報課長           | 武田 安仁  | 財政課長       | 竹田 哲也 |
| 市民・人権課長          | 武田 千尋  | 税務課長       | 山崎 行伸 |
| 環境生活課長           | 横山 昌之  | 子育て支援課長    | 中脇 弘樹 |
| 健康推進課長           | 竹本 美佳  | 高齢者支援課長補佐  | 橋田 慎也 |
| 観光商工課長           | 遠近 由幸  | 農林水産課長     | 吉田 貴浩 |
| まちづくり課長          | 津野 智宏  | 上下水道課長     | 岡村 速人 |
| 会計管理者兼会計課長       | 中田 智子  | 市民病院事務局長   | 金子 雅紀 |
| 福祉事務所長           | 渡辺 和博  | 教育長        | 松田 文雄 |
| 学校教育課長           | 岡本 寿明  | 生涯学習課長     | 戸田 裕介 |
| 総合支所長兼<br>地域企画課長 | 佐川 徳和  | 西土佐診療所事務局長 | 田村 典義 |
| 産業建設課長           | 竹本 志郎  |            |       |

**職務のために議場に出席した事務局職員職氏名**

|      |       |        |        |
|------|-------|--------|--------|
| 事務局長 | 原 憲一  | 事務局長補佐 | 岡村 むつみ |
| 総務係長 | 戸田 卓宏 |        |        |

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

欠席の届けが参っております。西尾祐佐議員、家事都合のため欠席、以上のとおり報告いたします。

発言の訂正がございます。武田企画広報課長より、昨日の上岡 正議員の一般質問に対する答弁中の発言について訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、発言の訂正をお願いいたします。

3月10日の上岡 正議員の一般質問に対するご答弁の中で、大学誘致に係る総事業費について「8億2,670万円程度」と申し上げましたが、これを「8億2,270万円程度」と訂正させていただきます。おわび申し上げますとともに、訂正のほどよろしくをお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり、訂正することといたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第1、「第1号議案」から「第44号議案」まで及び「議員提出議案第1号」から「議員提出議案第3号」まで並びに令和7年12月定例会より継続調査の所管事項調査、以上の案件を一括議題といたします。

これより以上の議案及び各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 質疑なしと認めます。よって、これにて質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

「第44号議案」及び「議員提出議案第1号」から「議員提出議案第3号」までについては、会議規則第37条第3項の規定により、これを省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「第44号議案」及び「議員提出議案第1号」から「議員提出議案第3号」までの委員会付託については、これを省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の委員会付託については、付託表のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、付託表に記載のとおりそれぞれの所管
常任委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この後、予算決算常任委員会審査、明日12日、あさって13日は予算決算常任委員会審査。
14日、15日は土曜日、日曜日、16日は午前10時から教育民生常任委員会、午前11時から産業建
設常任委員会、午後1時から総務常任委員会審査、17日は委員会審査結果の取りまとめのため
休会、18日水曜日午前10時会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時3分 散会

令和8年3月18日（水） 第22日

本 会 議

令和8年3月四万十市議会定例会会議録（第22日）

令和8年3月18日（水）

■議事日程

日程第1 第1号議案から第43号議案まで

- 第1号議案 令和7年度四万十市一般会計補正予算（第7号）について
- 第2号議案 令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第4号）について
- 第3号議案 令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第6号）について
- 第4号議案 令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第3号）について
- 第5号議案 令和7年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）について
- 第6号議案 令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について
- 第7号議案 令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第8号議案 令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第9号議案 令和8年度四万十市一般会計予算について
- 第10号議案 令和8年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について
- 第11号議案 令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について
- 第12号議案 令和8年度四万十市後期高齢者医療会計予算について
- 第13号議案 令和8年度四万十市と畜場会計予算について
- 第14号議案 令和8年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について
- 第15号議案 令和8年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について
- 第16号議案 令和8年度幡多中央介護認定審査会会計予算について
- 第17号議案 令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について
- 第18号議案 令和8年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について
- 第19号議案 令和8年度四万十市水道事業会計予算について
- 第20号議案 令和8年度四万十市下水道事業会計予算について
- 第21号議案 令和8年度四万十市病院事業会計予算について
- 第22号議案 四万十市犯罪被害者等支援条例
- 第23号議案 しまんとこどもプロジェクト基金条例
- 第24号議案 四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例

- 第25号議案 四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第27号議案 四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 四万十市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 四万十市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第31号議案 四万十市公園条例の一部を改正する条例
- 第32号議案 四万十市下水道条例の一部を改正する条例
- 第33号議案 四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例
- 第34号議案 四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例
- 第35号議案 四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例
- 第36号議案 四万十市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
- 第37号議案 四万十市総合計画の基本構想を定めることについて
- 第38号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第39号議案 四万十市道路線の認定について
- 第40号議案 四万十市道路線の廃止について
- 第41号議案 四万十市道路線の認定について
- 第42号議案 動産の買入れについて
- 第43号議案 令和7年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について
(各委員長報告、質疑)

日程第2 第44号議案

第44号議案 副市長の選任について（武田安仁）

議員提出議案第1号から議員提出議案第3号まで

議員提出議案第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号 四万十市議会基本条例の一部を改正する条例

議員提出議案第3号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則

所管事項の調査（令和7年12月定例会より継続調査）

（全員協議会）

（討論、採決）

日程第3 決議案2件

決議案第1号 アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を非難する決議

決議案第2号 第9号議案 令和8年度四万十市一般会計予算についてに対
する附帯決議

(提案理由の説明)

(討論、採決)

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員 (なし)

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 山下 元一郎	副市長 田能 浩二
総務課長 山崎 寿幸	地震防災課長 安岡 栄治
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 武田 千尋	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 横山 昌之	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 遠近 由幸	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 津野 智宏	上下水道課長 岡村 速人
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 金子 雅紀
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 松田 文雄
学校教育課長 岡本 寿明	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼 地域企画課長 佐川 徳和	西土佐診療所事務局長 田村 典義
産業建設課長 竹本 志郎	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 原 憲一	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 戸田 卓宏	主 幹 森下 涼子

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第1、「第1号議案」から「第43号議案」までを一括議題といたします。

以上の案件に関し、各委員長の報告を求めます。

先に、寺尾真吾予算決算常任委員長。

■予算決算常任委員長（寺尾真吾） おはようございます。

それでは、予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案22件について、3月11日、12日及び13日に委員会を開催し審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、「第1号議案、令和7年度四万十市一般会計補正予算（第7号）について」、「第2号議案、令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第4号）について」、「第3号議案、令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第6号）について」、「第4号議案、令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第3号）について」、「第5号議案、令和7年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）について」、「第6号議案、令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について」、「第7号議案、令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第4号）について」及び「第8号議案、令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第4号）について」の8件の議案は、主に決算見込みによる見直しや起債の追加割当てのあった事業などによる補正、職員の退職手当等に伴う補正等であるとの説明がございました。

款・項ごとに慎重に審査を行った結果、適当と認め、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第9号議案、令和8年度四万十市一般会計予算について」は、款・項ごとに事業目的や財源内訳、歳出根拠等について、新規事業等を中心に詳細な説明を受け、審査を行いました。

委員からは、前年度の実績や予算の増減の理由、また事業の必要性や事業実施に係る事業者選定方法などについて、様々な質疑・意見が出されました。中でも、委託事業者の選定については、入札やプロポーザル方式を活用し、よりよいものを導入するよう検討すべきである等の強い意見がございました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決しましたが、委員から附帯決議案が提出され、協議した結果、全会一致で今期定例会に提出すべきものと決しました。

次に、「第10号議案、令和8年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について」、「第11号議案、令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について」、「第12号議

案、令和8年度四万十市後期高齢者医療会計予算について」、「第13号議案、令和8年度四万十市と畜場会計予算について」、「第14号議案、令和8年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について」、「第15号議案、令和8年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について」、「第16号議案、令和8年度幡多中央介護認定審査会会計予算について」、「第17号議案、令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について」、「第18号議案、令和8年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について」、「第19号議案、令和8年度四万十市水道事業会計予算について」、「第20号議案、令和8年度四万十市下水道事業会計予算について」及び「第21号議案、令和8年度四万十市病院事業会計予算について」の12件の議案についても、事業目的や歳出根拠等について説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

追加提案された「第43号議案、令和7年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について」は、物価高対応子育て応援手当給付について、対象者数の精査により増額するものとのこととございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で予算決算常任委員長報告を終わります。

続いて、廣瀬正明総務常任委員長。

■総務常任委員長（廣瀬正明） 総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において本委員会に付託を受けました議案7件につきまして、3月16日に委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

まず、「第24号議案、四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

令和7年4月1日付で、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正が施行され、国家公務員等の旅費の取扱いが変更されたことを踏まえ、職員等の旅費の取扱いについて、国家公務員に準じて見直しを行うものであり、旅費の適正な支出を図る観点から、実勢価格との乖離の解消並びに旅行の実態や運用に即した取扱いとするため、交通費・宿泊費・転居費等に係る項目等について必要な改正を行うものとの説明がございました。

委員から、「宿泊手当の内容について、実情に合っていないのではないか。」との質疑があり、「旅費として支出する以上は、一定の基準が必要であり、今後国の基準が改正されれば、それに応じて改正をすることになる。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第25号議案、四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

政府が約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化を進める方針を示し、全国銀行協会が

中心となり政府方針に沿って約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化について自主的な計画として進めている中、本市指定金融機関である四国銀行が、本年9月30日をもって手形・小切手の最終振出期限としたことを踏まえ、本市の退職手当に関する条例について改正を行うものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第34号議案、四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例」について企画広報課から説明を受け、審査を行いました。

本議案は、産業振興計画の計画期間が令和8年3月31日までとなっており、計画期間満了をもって次期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略へ統合を行い、まち・ひと・しごと創生会議で進捗管理を行うこととしていることから、設置条例を廃止するものとの説明がございました。

委員から、「これまでの進捗報告の有無について。」の質疑に対し、「各所管課においてそれぞれの常任委員会で主要な個別事業としての進捗報告は行っていたが、計画全体としての報告はできていなかったため、今後は統合されるまち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗報告を所管することになる企画財政課で必要に応じて行っていくようにしたい。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第35号議案、四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例」について会計課から説明を受け、審査を行いました。

これまで西土佐総合支所住民分室で高知県収入証紙の売りさばきを行ってきたが、このたび西土佐総合支所内に幡多信用金庫川崎支店が移転し、県証紙の売りさばきを開始したため、西土佐総合支所での売りさばきを取りやめることとし、その運用基金である四万十市高知県収入証紙購入基金を廃止するものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第37号議案、四万十市総合計画の基本構想を定めることについて」企画広報課から説明を受け、審査を行いました。

現行の総合計画が、令和7年度末をもって計画期間満了になることに伴い、社会情勢の変化や市の主要課題に対応した新たなまちづくりビジョン・指針が必要であるため、新たな総合計画を策定することとし、基本構想については、議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、市議会の議決を求めるものとの説明がございました。

委員から、「基本構想にあるような施策を実現するためには、予算の裏づけが必要だと思うが、それについての考えは。」との質疑があり、「基本構想は、目指すべき将来像に向けての基本的な考え方をまとめたものであり、全ての事業化を図ることは困難な部分もあるので、毎年度重点的に取り組むべき事業について判断しながら予算づけをしていく。」との答弁がござ

いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第38号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」地域企画課から説明を受け、審査を行いました。

今年度末で計画期間が終了する現計画に替わり、令和8年度から令和12年度までの四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に「第42号議案、動産の買入れについて」財政課から説明を受け、審査を行いました。

スクールミールなかむらみなみの厨房機器設備の購入について、予定価格2,000万円以上の動産の買入れとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、所管事項の報告が1件あり、訴訟が提起されたことについて総務課から報告を受けました。

市税等の滞納整理のため、市が原告に対して行った預金差押えについて、差押金・慰謝料及び提訴に係る手数料等10万円の支払いを求められているもので、現在顧問弁護士と今後の対応について協議中であるとのことでした。

以上のとおり報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で総務常任委員長報告を終わります。

続いて、山下幸子産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（山下幸子） 産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案9件、所管課の報告事項2件につきまして、3月16日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告をいたします。

まず、「第28号議案、四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について農林水産課から説明を受け、審査を行いました。

蕨岡生活改善センターは、住民福祉の向上や農業振興の場として利用されてきたが、令和5年度から施設の在り方について地元と協議を進め、使用のめどがつかないことと地元も使用する意向はないことから、当該施設を用途廃止することとし、所要の改正を行うものとのことでした。

委員から、「今後のこの土地はどうなるのか。」との質疑があり、執行部から、「土地は地元所有となっているため、地元名義の方にそれぞれお返しするよう協議を進めている。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第29号議案、四万十市火入れに関する条例の一部を改正する条例」について農林水産課から説明を受け、審査を行いました。

林野庁より、令和7年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の林野火災対策の推進について通達があり、この中で市町村の火災予防条例について、林野火災注意報または林野火災警報が位置づけられた際には、火入れに関する条例において警報等が発令された際の対応を明記することとされている。このたび令和7年12月25日付で、幡多中央消防組合火災予防条例が改正されたことに伴い、四万十市火入れに関する条例についても一部改正するものとのこととございました。

委員から、「高知県内全ての市町村で改正しているのか。」との質疑があり、執行部から、「法令等に基づくものであり、全国一律の取扱いのもの。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第30号議案、四万十市都市公園条例の一部を改正する条例」についてまちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

条例を実情に合わせて都市公園の利用促進と安全確保を図るもので、主な改正点は、東山小学校仮校舎の役割が終了したことに伴い、関連する条例規定を削除するものと多様化する公園利用に応えるため、条例に火気使用に関する項目を追加し、市長の許可制を導入するものとのこととございました。

委員から、「イベント等において、公園で調理をする場合、どのような手続が必要か。」との質疑があり、執行部から、「管理者である市に占用の届出をしていただき、内容を精査した上で許可をすることとしている。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第31号議案、四万十市公園条例の一部を改正する条例」についてまちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

山路農山村広場公園の市立公園化とそれに伴う禁止行為規定の見直しを目的とするもので、山路農山村広場公園の敷地において本市への所有権移転手続が完了したことから、令和8年度より市立公園として追加するものとのこととございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第32号議案、四万十市下水道条例の一部を改正する条例」について上下水道課から説明を受け、審査を行いました。

国土交通省水管理国土保全局より発出された標準下水道条例の改正について、下水道法第25条に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言として通知があり、市条例についても改正を行うもの、第8条については、災害その他の非常の場合の対応として、他の市町村長が指定した工事店であっても対応ができるようにするもの、同条第2項については、各事業所で排水設備工事責任技術者を専属することになっていたが、県内における他営業

所において兼任することができるようにするもの、第10条以降については、標準下水道条例の改正に合わせ、市条例の乖離部分を見直すものとのこととございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第33号議案、四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例」について上下水道課から説明を受け、審査を行いました。

第17条第1項については、下水道条例の改正と同様に、国土交通省水管理国土保全局より発出された災害その他の非常の場合における工事の施工に係る通知に基づき追記するもの、また水道料金審議会の答申書を踏まえ、現行の基本料金と超過料金を一律20%の増額改定を行うもので、改定時期は、市民への周知期間を半年間設けることとし、令和8年10月1日からとしているとのこととございました。

委員から、「市民への周知方法については。」との質疑があり、執行部から、「広報で2回、ホームページには4月から掲載を予定している。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第39号議案、四万十市道路線の認定について」まちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

当該路線は、宅地開発等に当たり、四万十市土地環境保全条例に基づく届出協議を経て設置された道路であり、四万十市宅地開発指導要綱の規定により築造された道路で、開発により6区画に分譲され、複数の宅地への進入経路として役割を担うことが見込まれており、公共性が高いことと開発事業者との間で必要な管理義務等の手続について協議が調っており、工事完了後の確認検査も実施済みであることから、市道として認定するものとのこととございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第40号議案、四万十市道路線の廃止について」及び「第41号議案、四万十市道路線の認定について」まちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

当該路線については、起点部の所有権移転が完了したことから、改めて道路区域を整理するもの。路線の延長は、現認定173.07mから168mへと変更となり、現認定路線の起点部において道路区域を整理する必要があるため、現路線を一旦廃止し、新たに起点を設定した上で、改めて市道認定を行うものとのこととございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、四万十市内水浸水想定区域図の作成及び指定について、上下水道課から報告を受けました。

令和3年の水防法の改正により、下水道管理者において、雨水出水浸水想定区域の指定が必要となり作成したもの。市民への公表については、令和8年3月中に市ホームページに掲載予定しているとのこととございました。

次に、しまんと海藻エコイノベーション共創拠点について、農林水産課から報告を受けまし

た。

近年、アオノリ等が取れない状況を受けて、高知大学が、持続可能な陸上養殖を基盤とした海藻生産の再生を目指すことなどに取り組むしまんと海藻エコイノベーション共創拠点プロジェクトを立ち上げ、令和6年10月1日付で文科省所管JSTの共創の場形成支援プログラム「地方共創分野・育成型」の事業採択を受けた後、本格型昇格に向け様々な取組を行い、令和8年1月12日に本格型昇格に向けたJSTの最終面談を受けたが、2月20日付で不採択との通知があった。今後については、財源等の課題もあるが、違う形で高知大学とよりよい方向に向け、引き続き拠点整備等に取り組んでいきたいと考えているとのことでした。

以上のおりご報告をいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

続いて、谷田道子教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（谷田道子） 教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案5件につきまして、3月16日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第22号議案、四万十市犯罪被害者等支援条例」について環境生活課から説明を受け、審査を行いました。

本市においても、殺人や傷害といった犯罪が、少数ではあるが発生している。そういった犯罪の被害に遭われた方々への支援として、犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、条例を制定するものとのことでした。

委員からは、「性犯罪等の秘匿性の高い情報を職員が抱え込み、職員の負担増加につながるのではないかと。また、被害者に寄り添い過ぎること等により、職員のメンタル不調が心配されるが、どのように職員をサポートしていくのか。」との質疑があり、執行部から、「職員への負担はゼロではなく、管理職を含めサポートしていく必要があるが、サポートの方法はまだ構築できていない。」との答弁がありました。

委員から、市が実施するのではなく、県が窓口となって一元的に実施したほうがよいのではないかと意見がありました。

挙手採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、「第23号議案、しまんと子どもプロジェクト基金条例」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

子供が主体となって取り組むまちづくりの活動を推進することにより、本市の将来を担う人材の育成を図るとともに、本市におけるまちづくりの活動を活性化させるため基金を創設するもの。この事業については、官民協働で市が一体となって人材育成・まちの活性化に取り組んでいくとのことでした。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第26号議案、四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について市民・人権課から説明を受け、審査を行いました。

子ども・子育て支援金制度は、医療保険制度を通じて支援金を拠出する仕組みとされており、国民健康保険制度においても、令和8年度より支援納付金を保険料に含めて加入者から徴収することとなったため、国民健康保険税の課税額の区分に子ども・子育て支援納付金課税額を新たに加えた税率を定めるもの。また、税率の根拠は、高知県から示された市町村ごとの保険料率の標準的な水準である市町村標準保険料率を基に算定しているとのことをごさいます。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第27号議案、四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について高齢者支援課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、市所有の老人憩の家で位置や表記の相違があったため、当該部分について改正を行うとともに、表記を統一するものとのことをごさいます。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第36号議案、四万十市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」市民・人権課から説明を受け、審査を行いました。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱に関する法律の制定に伴い、市役所と富山・川登・有岡郵便局を専用機器で接続し、住民票及び印鑑証明書を交付するワンストップサービス事業を平成16年10月から行っているが、平成20年度の利用者をピークに、利用者の減少、機器の老朽化、維持管理経費との費用対効果が課題となり、令和7年度より本事業に係る取扱いについて地区との協議を再開した結果、本事業を廃止するものとのことをごさいます。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で教育民生常任委員長報告を終わります。

これにて各委員長報告を終わります。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 質疑者なしと認めます。よって、各委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） お諮りいたします。

日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題といたします。

~~~~~

■議長(宮崎 努) お諮りいたします。

これより意見調整のため全員協議会を開きたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、これより意見調整のため、全員協議会を開きます。

本会議を暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午後3時0分 再開

■議長(宮崎 努) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案に対する討論、採決に入ります。

「第22号議案、四万十市犯罪被害者等支援条例」について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

原案に賛成の議員。

前田和哉議員。

■4番(前田和哉) 「第22号議案、四万十市犯罪被害者等支援条例」について賛成の立場で討論いたします。

私は、本条例について、教育民生常任委員会において反対の立場を取りました。その理由は、本条例の一部において、犯罪被害者支援に関する県と市町村の役割分担が十分に整理されているかという点に疑問を持ったためでございます。条例制定後における犯罪被害者支援は、被害に遭われた方が安心して支援を受けられるよう、責任の所在、支援の仕組みが明確であることが重要であります。その意味において、より実効性のある制度設計が必要ではないかと考え、委員会では反対をいたしました。

しかしながら、本条例全体を俯瞰いたしますと、犯罪被害者やそのご家族に寄り添い、地域として支えていこうとする理念や支援の方向性は極めて重要であり、十分に評価できる内容であると考えます。犯罪被害者は、いつ誰が当事者となるか分からないものであります。被害に遭われた方が孤立することなく、地域社会として支えていく体制を整えることは、市にとっても必要不可欠な取組であります。その上で、今後の対応について2点申し上げます。

1点目は、本条例の運用状況について、議会として継続的に調査・検証を行うことでありま

す。実際の支援がどのように行われているのか、運用の中で課題が生じていないかについて議会として責任を持って確認していく必要があります。

2点目は、高知県に対し、犯罪被害者支援における県と市町村の役割分担の在り方について、議会として意見を届けていくことでもあります。被害者支援は、広域的な連携が不可欠であり、県の果たす役割は、極めて大きいものであります。今後、意見書の提出等も視野に入れながら、より実効性の高い支援体制の構築を求めていくべきと考えます。執行部におかれましては、本条例の制定をもって終わりとするのではなく、実際に被害者の方々に寄り添った支援が着実に行われるよう、議会とともに運用に真摯に取り組んでいただくことを強く要望をいたします。

以上の理由により、「第22号議案、四万十市犯罪被害者等支援条例」について賛成をいたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。よろしく願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 発言通告のあった討論は以上となります。

他に反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 他に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 討論なしと認めます。

以上で討論を終了します。

これより「第22号議案、四万十市犯罪被害者等支援条例」について電子表決による採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することについて賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、重ねて申し上げます。賛成ボタンも反対ボタンも押さなかった議員の表決は、反対とみなします。

（電子表決）

■議長（宮崎 努） 表決漏れはありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 表決漏れなしと認め、採決を確定いたします。

（賛否表明）

■議長（宮崎 努） 賛成の議員は17名、反対の議員は0名です。よって、賛成多数により、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続きまして、「第1号議案、令和7年度四万十市一般会計補正予算(第7号)について」、「第2号議案、令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算(第4号)について」、「第3号議案、令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第6号)について」、「第4号議案、令和7年度四万十市と畜場会計補正予算(第3号)について」、「第5号議案、令和7年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算(第2号)について」、「第6号議案、令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第4号)について」、「第7号議案、令和7年度四万十市水道事業会計補正予算(第4号)について」、「第8号議案、令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算(第4号)について」、「第9号議案、令和8年度四万十市一般会計予算について」、「第10号議案、令和8年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について」、「第11号議案、令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について」、「第12号議案、令和8年度四万十市後期高齢者医療会計予算について」、「第13号議案、令和8年度四万十市と畜場会計予算について」、「第14号議案、令和8年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について」、「第15号議案、令和8年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について」、「第16号議案、令和8年度幡多中央介護認定審査会会計予算について」、「第17号議案、令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について」、「第18号議案、令和8年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について」、「第19号議案、令和8年度四万十市水道事業会計予算について」、「第20号議案、令和8年度四万十市下水道事業会計予算について」、「第21号議案、令和8年度四万十市病院事業会計予算について」、「第23号議案、しまんとこどもプロジェクト基金条例」、「第24号議案、四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例」、「第25号議案、四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」、「第26号議案、四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、「第27号議案、四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、「第28号議案、四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、「第29号議案、四万十市火入れに関する条例の一部を改正する条例」、「第30号議案、四万十市都市公園条例の一部を改正する条例」、「第31号議案、四万十市公園条例の一部を改正する条例」、「第32号議案、四万十市下水道条例の一部を改正する条例」、「第33号議案、四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例」、「第34号議案、四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例」、「第35号議案、四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例」、「第36号議案、四万十市特定の事務を取り

扱わせる郵便局の指定の取消しについて」、「第37号議案、四万十市総合計画の基本構想を定めることについて」、「第38号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」、「第39号議案、四万十市道路線の認定について」、「第40号議案、四万十市道路線の廃止について」、「第41号議案、四万十市道路線の認定について」、「第42号議案、動産の買入れについて」、「第43号議案、令和7年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について」、以上42件を一括して採決いたします。

以上の案件の委員長報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、以上42件の議案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、「第44号議案、副市長の選任について」、同意を求める者は武田安仁氏を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

■議長（宮崎 努） ただいまの出席議員数は17人であります。

小休にします。

午後3時11分 小休

午後3時12分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

■議長（宮崎 努） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

■議長（宮崎 努） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第71条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(職員点呼、投票)

■議長(宮崎 努) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

■議長(宮崎 努) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に廣瀬正明議員及び寺尾真吾議員を指名いたします。よって、両議員の立会いを願います。

(開 票)

■議長(宮崎 努) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 17票

反対 0票

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

ただいま副市長の選任議案が同意されました。武田安仁氏より挨拶の申出がありますので、お聞き取り願います。

武田安仁氏。

■企画広報課長(武田安仁) それでは、お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび副市長にご同意いただきました武田でございます。本当に身に余る光栄に存じております。また、この職責の重さそして大きさに本当に身が引き締まる思いでいっぱいでございます。

私自身は、何より微力でございますので、管理職の皆さんをはじめ、職員の皆さんのご協力をいただきながら、山下市長を補佐するとともに、総合計画基本構想に掲げております本市の将来像実現に向けて、職員が一丸となって邁進できるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。とは申しましても、そのためには、多方面からのご協力・ご理解、そしてお力添えが欠かせません。議員の皆様そして市民の皆様には、これまでと変わらぬご指導・ご鞭撻のほど賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。これからもどうかよろしく願いいたします。

■議長(宮崎 努) 以上で挨拶を終わります。

次に、「議員提出議案第2号、四万十市議会基本条例の一部を改正する条例」について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

原案に反対の議員。

大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 「議員提出議案第2号」に対して反対の立場で討論をいたします。

今回の議員提出議案は、議会に提出された請願や陳情に対して、「市民の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならない」という文言を「必要に応じてこれらの提案者の意見を聞く機会を設けることができる」に改めるというものです。

議会は、これまで住民と議会の懇談会や分野別意見交換会など、議長を中心として市民の意見を聞くことに努めてきました。私は、これまでの議会運営に対して何ら問題はなかったと、実際ないと思っています。

しかし、今回の提出議案は、市民の意見を聞くことに努めようという努力の部分を、単にできることとすることで、これまでの四万十市議会の取組から後退となるものと考えます。私は、これまでの四万十市議会の市民の声を聞いていこうという理念とそのための努力を大事にするべきだと考えます。そのためには、市民の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならない、この文言に全てが集約されていると思っています。よって、今回の議員提出議案は、私は反対とします。

以上です。

■議長（宮崎 努） 発言通告のあった討論は以上となります。

他に反対の討論はありませんか。

川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 私も議案に反対の立場から討論をいたします。

今回問題になっています四万十市議会基本条例、私はこの内容は非常に前向きなすばらしい条例だというふうに思っております。その第1章、目的のその前に、いわゆる前文です。こう書かれています。議会改革に当たっては、多様な市民の意見を聞き、公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民が積極的に参加してくれる議会づくりを進めなければなりません。こうした理念の下に、それぞれの章そして条文がつくられておまして、その第4章、市民と議会の関係の中で、第6条、議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。2に、議会は、原則として全ての会議を公開とする。そして、今回問題になっているのは、その次の3です。3、議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、つまり非常に前向きに政策提案として位置づけている。その審議においては、これらの提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならない、こうあるわけです。ここの部分を、必要に応じてしてもよ

いということにするのは、やはり先ほど大西議員が言われましたように、私は一步後退ではないかなと、そのように判断をいたします。

請願者や陳情者の意見陳述をしっかりと認めているところが今多くなってきました。静岡市・奈良市・取手市・宇都宮市・かすみがうら市、東京で言えば杉並区・墨田区、それから県では三重県とか、まだまだたくさんあるかと思っています。そういう中で、やはりこれからの議会はどんどん開かれていって、市民の意見をしっかりと受け止めるんだということから考えれば、今回の改正は全く必要がなく、以前のままで十分というよりも、むしろそちらのほうがいい、私はそのように考えまして、今回の提案に対しては反対をするものです。どうか皆様、この件に関しまして、私の意見にご同意いただければと思います。どうかよろしく願います。

■議長（宮崎 努） 他にこの案について賛成の討論はありませんか。

寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） それでは、「議員提出議案第2号」、本改正について賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほどからお話聞いていた内容、私も分かります。しっかりと市民の声を聞いていかななくてはならない。今までもそのようにしてきたというふうに考えております。

他方、この本改正が行われたとしても、市民の意見を軽視するものではないと私は考えていまして、実態に即したより効果的な意見聴取を行うための見直しだというふうに考えています。

今回必要に応じてとすることで、案件の重要性に応じた張りのある対応が可能ということにも考えますし、結果として、市民の声をより実効的に政策へ反映できるものと考えます。

なお、私は、市民参加の機会が失われるものではなく、必要な場合には、これまで同様、あるいはそれ以上に丁寧な意見聴取が行われるというふうに考えておりますし、そのような対応は改正しても可能と考えています。実態に即した、そして効果的な議会運営を行う観点からも本改正は妥当であり、賛成をするものです。ぜひ各議員のご賛同をいただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

■議長（宮崎 努） 他に反対の討論はありませんか。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 反対の立場で討論させていただきます。

なぜ反対かと言いますと、私議員になったとき、先輩議員で、今は辞められておりますが、白木議員が、一生懸命この部分については我々と指導を受けてつくった案でございます。私は、先ほど反対議員の大西議員また川淵議員が言うたことに対して、よいようれしかった、大西議員は一緒につくった仲間でございますが、1期議員とかは、このことをつくったときのことを分かってないと思いますが、私は、このことをつくるに当たっては、随分と税金も使いま

した。九州にも行きました。いろんな本も白木さんに言われて買わされました。それでできた案がこの案です。できて間もない、また先ほど2人が反対意見を言われたように、非常につくった一員としても自信を持つとる作品です。それを変える必要は、全然ありません。そのときに随分と時間をかけて論議をしました。先ほど言いましたように、福岡へも2市行きました。そして、香川県にも行きました。そういう中での先進地に倣って、この案が一番いいでしょうと、またこの案については、大学名は言いませんが、ある有名な大学の教授は、これが一番お勧めやという案でございます。どうか皆さんつくった人の気持ちにもなって、先輩議員が委員長で率先してつくった案ですので、その人に敬意を表すためにも、ここで変える必要は全然ありません。どうぞよろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 他に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 他に反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 討論なしと認めます。

以上で討論を終了します。

これより「議員提出議案第2号、四万十市議会基本条例の一部を改正する条例」について電子表決による採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することについて賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、重ねて申し上げます。賛成ボタンも反対ボタンも押さなかった議員の表決は、反対とみなします。

（電子表決）

■議長（宮崎 努） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 表決漏れなしと認め、採決を確定いたします。

（賛否表明）

■議長（宮崎 努） 賛成の議員は12名、反対の議員は5名です。よって、賛成多数により本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、「議員提出議案第1号、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び「議員提出議案第3号、四万十市議会会議規則の一部を改正する規則」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上2件の議案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、以上2件の議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、令和7年12月定例会より継続調査の所管事項について決定を行います。

所管事項の調査については、各常任委員長及び議会運営委員長から、委員会条例第39条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

以上の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~

■議長(宮崎 努) 日程第3、「決議案第1号」及び「決議案第2号」を議題といたします。

初めに、「決議案第1号、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を非難する決議」について提案理由の説明を求めます。

川村一朗議員。

■17番(川村一朗) アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を非難する決議案について、もう読み上げて説明に代えたいと思います。

2月28日、アメリカとイスラエルは、イランへの先制攻撃を開始をいたしました。このようなアメリカとイスラエルの行動は、明らかにイランの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であります。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、中東にとどまらず、日本が位置する東アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であります。

四万十市議会は、アメリカとイスラエル軍による先制攻撃を最も強い言葉で非難する。そして、アメリカとイスラエルに対し、即時に攻撃を停止することを強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決を図るよう強く訴える。

以上、決議する。

以上です。

■議長(宮崎 努) 次に、「決議案第2号、第9号議案、令和8年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議」について提案理由の説明を求めます。

寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） それでは、「決議案第2号」の説明をさせていただきます。

「第9号議案、令和8年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議」について説明いたします。

「第9号議案、令和8年度四万十市一般会計予算」の歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目会計管理費の電子請求サービスについて、並びに7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の中小企業経営力強化について、下記事項に十分留意し、適切に執行することを強く求め、決議をします。

1、サービス及び委託事業者の選定に当たっては、入札またはプロポーザル方式の活用を含め十分に検討し、公平性及び透明性の確保に努め、適切な契約方式により事業者を選定すること。

以上、決議する。

ということで、読ませていただきまして説明に代えさせていただきます。どうぞ議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

「決議案第1号」については、質疑、委員会付託を省略し、討論、採決いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「決議案第1号」については、質疑、委員会付託を省略し、討論、採決することに決しました。

これより「決議案第1号、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を非難する決議」について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

まず、原案に反対の議員。

前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 本決議案に対し反対の立場から討論を行います。

まず、本案に示されているとおり、中東地域における軍事的緊張の高まり、そして民間人を含む多くの犠牲者が発生している現状について、強い懸念を抱くものであります。いかなる紛争であっても、武力による解決でなく、対話と外交による解決が図られるべきであるという理念についても、私自身全面的に共有するものであります。

しかしながら、本決議案の内容を精査いたしますと、その主張は、特定の国、すなわちアメリカ及びイスラエルの行動のみに焦点を当てた一面的なものとなっている点に大きな問題があると考えております。現在の中東情勢は、単純な善悪で割り切れるものではなく、長年にわた

る歴史的背景・宗教的対立・地政学的な緊張が複雑に絡み合った極めて難しい問題であります。その中においてイラン側の動きについても、国際社会において懸念が示されていることは、周知の事実であります。

とりわけホルムズ海峡の封鎖といった動きは、我が国を含む世界のエネルギー供給に甚大な影響を与える可能性があり、国際社会全体の安定を揺るがしかねない重大な行為であります。このような状況において、特定の一方のみを取り上げて非難する内容は、かえって事態の本質を見誤るおそれがあり、我が国として冷静かつ中立的な立場を損なうことにもつながりかねません。本来求められるべきは、特定の国を一方的に非難することではなく、関係する全ての国に対し、自制と対話を求め、緊張の緩和と平和的解決に向けた努力を促すことであると考えます。

また、外交安全保障は、本来国の専権事項であり、地方議会として決議書を提出するに当たっては、より一層慎重でバランスの取れた内容であるべきであります。

以上の理由から、本決議案の理念には賛同しつつも、その内容において公平性を欠き、適切とは言い難いものであると判断し、反対するものであります。議員各位のご賛同をお願いを申し上げ、反対討論といたします。

■議長（宮崎 努） 次に、原案に賛成の議員。

川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） それでは、原案の賛成の立場から討論をいたします。

私たち四万十市議会は、2022年3月2日に、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を全会一致で採択をしております。その文書、ここにありますが、2月24日、ロシアはウクライナの侵略を開始した。このような行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態である。四万十市議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そしてロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決を図るよう強く訴える。以上、決議する、ほぼ今回の内容と同様の内容であります。その決議を上げたときにも、ロシアが国際法違反ではないと主張をしておりました。これは、集団的自衛権を行使しているのであって、国際法に違反をしていない、そういう立場でロシアは臨んでおります。

それに対して、今回アメリカとイスラエルがイランを攻撃いたしました。これに対してもアメリカは、自衛権の行使であって、国際法違反ではない、そういう主張をしております。国内には様々な意見がありまして、日本国内にもありますし、アメリカ国内にもあります。アメリカの国際法学会は声明で、トランプ氏はイランに差し迫った攻撃の証拠を何ら提示しておら

ず、先制攻撃を正当化する根拠はないというふうに批判をしています。そして、国際法の専門家をつくる I C J 国際法律家委員会は、国連憲章及び国際法の重大な違反だというふうに断じております。また、スペインの首相は、本当の同盟国であれば、同盟国が間違った態度を取っていれば、それを指摘するのが同盟国だといって、アメリカの国際法違反を指摘をし、アメリカに基地を貸さない、そういうことまで主張をしております。イタリア首相についても同様に、アメリカとイスラエルに対して国際法違反だということを主張しております。

そういう中で、今回の四万十市議会への提案としては、ぜひこの内容にご賛同いただいて、まずはアメリカとイスラエルの先制攻撃に対して適切な判断でこれを主張しようと、戦争をやめてくれと主張すべきだというのが私たちの提案です。ぜひそのことを受け止めていただきたいと思います。

先日、これと全く同じ内容で大月町議会が全会一致で採択をしております。さらに、内容は一緒ではありませんが、同様の決議を愛媛県の砥部町議会がやはり全会一致で可決をしております。まずは、アメリカとイスラエルの先制攻撃、無法な攻撃に対してノーという言葉で四万十市議会としても突きつけようではありませんか。ぜひそのことをお願いして、私の賛成討論を終わります。

■議長（宮崎 努） 次に、原案に反対の議員。

寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） それでは、「決議案第1号、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を非難する決議」につきまして、私は反対の立場から討論を行います。

まず第1に、四万十市議会は、基礎自治体の議会です。私たちの役割は、市民生活を守ること、そして地域の発展に資することです。そのような中で本決議案は、決議案のように特定の外国政府の行動について断定的に評価し、非難する内容を議会として表明することは、地方自治体の役割を踏まえた場合、慎重であるべきであり、望ましいとは言えません。外交及び安全保障は、国の専権事項であり、地方議会がその是非を断定的に判断し、対外的に意思を示すことについては、その影響の大きさも含め、十分な配慮が必要です。

第2に、本決議案には、外国政府に対する要求や国に対する対応を求める内容が含まれていますが、こうした対外的な意見表明については、本来地方自治法第99条に基づく意見書として整理されるべき性質のものだと考えます。決議は、本来議会自らの意思や方針を明らかにするものですので、決議文なのか意見文なのか、その整理が十分でない本案は、手続上も適切とは言いがたいものです。本決議案は、何を言っているのかではなく、どの形で言うべきかも問われていることが問題です。

第3に、仮に本件について、四万十市議会として決議を行うのであれば、その内容は、四万十市及び市民生活への影響に主眼を置いたものとするべきではないでしょうか。最近の物価高に加え、中東情勢の不安定化によりガソリン価格は一気に引き上がりました。市民の不安と生活

の厳しさは増しています。各議員一人一人にも市民の生活が厳しくなっている声が届いていることでしょう。

しかし、本決議案には、この中東の出来事によって引き起こされている市民の生活への不安や苦しさに関する状況が一行も書かれていません。なぜ市民に寄り添った決議にしないのでしょうか。誰のための決議なのでしょう。私は、市民のための決議としてその視点が十分に盛り込まれているのか、改めて考える必要があるのではと考えます。

最後に申し上げます。

決議は、市議会が市民全体を代表して発する重い意思表示です。その一言一句が、市民の総意として受け止められるものである以上、非難をする決議ではなく、平和的解決を願うものとして幅広い市民の理解と共感を得られる表現であるべきです。本決議案は、その点において検討の余地があると考えます。

以上の理由により、本決議案には反対いたします。議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 発言通告のあった討論は以上となります。

続いて、他に反対の討論はありませんか。

川村真生議員。

■2番（川村真生） 私も反対の立場から討論を行いたいと思います。

先ほどの反対討論からもありますけれども、私も一方的な武力行使については反対の立場であります。

先ほど川渕議員のほうからも、ロシアとウクライナのお話あったかと思いますが、今回、一方的な非難という形が、私も問題点であるかと思いますが、今回アメリカとイスラエルに焦点が当たっているということに関しますと、我が日本国の外交安全保障上において大きな問題があると考えております。

1つ目に、ご存じのとおりアメリカは、日本外交の根幹であります日米同盟に基づいた強固なパートナー関係であること。2つ目に、イスラエルは、特にここ近年において国家安全保障とサイバーセキュリティー分野に関するハイレベルな対応を行っていることや特にハイテク分野、防衛技術分野でも経済協力を強化しており、日本にとって重要な関係国であると考えております。今日本を取り巻く現状も、隣国が莫大な軍拡を進めている現状もございますので、我が国を取り巻く安全保障環境が悪化している状況下において、アメリカとイスラエルのみ焦点を当てた非難をする決議をするということは、本当に日本の安全保障の危機につながりかねないというような懸念点があると考えております。

以上のことから、この決議案の趣旨については理解はできるものの、以上の理由から私は反対するものでございます。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

■議長（宮崎 努） 他に賛成の討論はありませんか。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、やはり市民も私も戦争は望んでおりません。今回の決議案、私は4年前のロシアの決議案のときにも、2期以上の議員は全会一致で賛成しました。1期議員の方は来てないわけですが、2期目以上の議員は賛成しました。その方が、賛成した議員が今回はほとんど同じ内容、反対やと、そのことも私には理解できない。ここに議員18人、執行部合わせて48名がおられますが、私調べてみますと、父親がさきの大戦に行った方は、私一人だと思っております。父親は、2年間徴用というので強制的にただ働きをさせられて現役で兵隊で2年、合計4年間国のために尽くしたわけですが、そのおやじから、やはり正、戦争だけはいかんと、食うもんもないなると、その意味で、私は、おやじの言うことはあまり聞かんわけですが、そのことだけは子供のときから肝に銘じております。今回もやはりいろんな決議案に反対の方から意見をいただいて教えてもらいました。そのこともあるでしょう。しかしながら、やはりさきの大戦も真珠湾に攻撃したのは、日本が先制攻撃したと。そのことであのような大きな戦争に発展し、300万以上の国民が亡くなったと。また、他国の方にも随分と迷惑かけた、私はそのように思っております。今回いろいろな考え方があっても、石油も上がったと言いますが、一刻も早く戦争をやめなならんと。市民だってこの決議案がおかしいと言う方は、私はあまりおらないと。私の後援会の会員に私が問うてみますと、おおむね90%の方はええじゃないかこのように市民の声を私自身は聞いております。どうか戦争のない世界というのは、市民が望んでおります。その意味も込めて今回のこの決議案、共産党の長老の川村議員が出しておりますが、党派を超えて、どうか川村議員の議員生活34年の集大成だと私はそのようにも受け止めております。どうか議員各位がこの決議に賛成していただけるように心からお願いして、私の賛成討論を終わります。

■議長（宮崎 努） 他に反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 他に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 討論なしと認めます。

以上で「決議案第1号」に対する討論を終了いたします。

これより本案について電子表決による採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することについて賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、重ねて申し上げます。賛成ボタンも反対ボタンも押さなかった議員の表決は、反対と

みなします。

(電子表決)

■議長(宮崎 努) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) 表決漏れなしと認め、採決を確定いたします。

(賛否表明)

■議長(宮崎 努) 賛成の議員は6名、反対の議員は11名でございます。よって、賛成少数により、本案は否決いたしました。

お諮りいたします。

「決議案第2号」については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、「決議案第2号」については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決案が議決されましたが、その条項・字句・数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上で今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会前に3月31日をもって退任されます田能副市長より退任の挨拶の申出がありますので、お聞き取り願います。

田能副市長。

■副市長(田能浩二) 貴重なお時間をいただき誠にありがとうございます。

お許しをいただきましたので、退任に当たり一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

私、令和4年3月に市議会の皆様の同意をいただきまして副市長に就任いたしました。早いもので4年がたちました。この間、市民の皆様、議員の皆様、そして中平元市長、そして山下市長、また職員の皆様に助けていただきながら何とか4年間を務めさせていただくことができたと思っております。皆様に心より感謝申し上げます。

就任当初は、まだコロナ禍でございました。準備しておりました四万十川ウルトラマラソンも直前で中止という判断もしなければならぬ状況にもございました。その後、令和5年5月に5類に移行後は、社会経済活動の再建に合わせまして、国際情勢の緊迫等による急激な物価高騰、そういったものへの対応にも追われたと感じております。こうした状況ですが、今も続いております少子高齢化による急速な人口減少と相まって、行政を取り巻く社会情勢が大きく変化していることを肌で感じているところでございます。

そうした中、山下新市長が就任されまして、民間での豊富な経験の下、DX推進をはじめ、柔軟で新たな発想による市政が動き始めております。先ほどご信任いただきました武田新副市長でございますけれども、皆様ご承知のとおり、財政・人事・子育て・企画広報など、豊富な行政経験を有するとともに、前向きで行動力のある人材でございます。私も課長の一人としてこれまで頼りにしてきた人材でもございます。山下市長を補佐し、共にこれからの四万十市を新たなステージへと着実に推進していただければと確信しております。市議会の皆様におかれましても、引き続き執行部と両輪になって四万十市の発展のために今後ともお力添えいただけますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、四万十市のますますの発展、そして市議会の皆様、山下市長をはじめ、職員の皆様のご活躍・ご健勝を心よりご祈念申し上げまして、退任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。4年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で副市長退任の挨拶を終わります。

続いて、山下市長より挨拶の申出がありますので、お聞き取り願います。

山下市長。

■市長（山下元一郎） 令和8年3月市議会の定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

2月25日に開会いたしました本議会におきましては、令和8年度当初予算案等提案いたしました議案につきまして、慎重なご審議の上、それぞれ適切なご決定をいただきありがとうございました。特に新副市長の選任につきましては、ご同意いただきましたこと、本当に感謝を申し上げます。武田課長と共々また精いっぱい四万十市のために尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今議会で一般質問や各委員会いただきました貴重なご意見・ご提言を真摯に受け止めて、今後も適正かつ迅速な市政執行に全力を尽くしてまいります。

昨年5月の就任以来、試行錯誤の中で様々皆様には至らぬ点もあったかと存じますが、議員の皆様のご理解とご協力のおかげで、こうして今年度最後の議会を無事に終えることができました。来年度も強く元気な四万十市の実現に向けまして、市民の皆様の声をしっかりと受け止めて全力で邁進してまいります。

今月末に退任をされる田能副市長におかれましては、本当に4年間にわたり本市のために職

務に取り組んでいただき、誠にありがとうございました。四万十市の発展のため、引き続きのご支援またご指導を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

また、今月末で勇退される管理職の皆さんまた職員の皆さんにおかれましては、旧中村市・旧西土佐村の時代から合併を経て現在の四万十市に至るまで、長きにわたり産業の振興や福祉の向上、そして教育の推進等、市政の発展にご尽力いただきました。心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げるところでございます。4月からは、それぞれまた新しい仕事・生活が始まると思いますが、何とぞご健康にはご留意されまして、これからも四万十市政に末永くご支援を賜りたいと思うところでございます。

さて、議員の皆様におかれましては、4月12日には任期満了に伴います市議会議員選挙が執行される予定となっております。今議会で勇退をされる川村議員また平野議員、松浦議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。今後とも大所高所に立ちまして四万十市政の発展のため、ご指導・ご協力を賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

また、再び挑戦される皆様におかれましては、これまで皆様がこの議場で見せてこられた真摯な姿勢と地域を歩み積み上げられた実績が、正当に評価をされることを願っております。選挙戦の厳しさにつきましては、私も身をもって知るところではございますが、どうかご自愛いただきまして、万全の態勢で臨まれますことをお祈りいたしております。

結びとなりますが、今議会も皆様のご協力賜りまして、本当にありがとうございました。簡単ではございますが、閉会のご挨拶に代えさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。

■議長（宮崎 努） 以上で市長の挨拶を終わります。

議員任期最後の定例会でありますので、私からも一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。と思っております。

まずは、議員各位、市長をはじめ執行部の皆様、そして議会運営を日々支えていただいている議会事務局の皆様、さらには日頃から市政を支えてくださっている市民の皆様にご心より御礼を申し上げます。

私自身この議会に身を置かせていただいてから長い年月がたちました。その間、多くの皆様に支えられながら議員として活動させていただき、議長という重責を担わせていただいたことに深く感謝申し上げます。

この議会は、それぞれの立場から四万十市の未来を真剣に考える場であります。時には厳しい議論が交わされることもありましたが、その根底には、常にこのまちを思う強い気持ちがあったと感じております。市民の暮らしを守り、この地域を次の世代へつないでいきたい、その思いがあるからこそ、議論は真剣になり、議会は前に進んできたとそう考えております。

また、市長をはじめ、市職員の皆様には、市民生活の最前線で日々賢明に職務に取り組んで

いただいております。行政の現場を支える皆様の努力に心から敬意を表したいと思っております。

そして、何より市民の皆様の存在こそが市政の原点であります。この四万十市を愛し、地域を守り育ててこられた市民の皆様の思いが、議会と行政を支える大きな力となっていると感じております。四万十市は、豊かな自然と人の温かさに恵まれたかけがえのないまちです。これからも議会と行政が力を合わせ、市民の皆様とともに次の世代に誇れる四万十市を築いていくことを心から願っております。そして、間もなくそれぞれの立場で新たな挑戦のときを迎えることとなりますが、それぞれが市民の信任を受け、再びこの議場で四万十市の未来について議論を交わせることを願っております。

議長席からこの議場を見渡しますと、そこには立場は違っても、四万十市を思う同じ志を持った皆様の姿がありました。この議場が、これからも市民の信頼に応える議論の場として、四万十市の未来を照らし続けることを心から願い、本日をもって議長としての最後の挨拶とさせていただきます。本当に皆さんありがとうございました。

これにて、令和8年3月四万十市議会定例会を閉会いたします。

連日どうもご苦労さまでございました。

午後4時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

四万十市議会議長

四万十市議会副議長

四万十市議会議員

四万十市議会議員

令和8年3月定例会

付 録

令和8年3月定例会議案等付託表

1 議案

付託委員会	議案番号	件名
予算決算常任委員会	第1号議案	令和7年度四万十市一般会計補正予算（第7号）について
	第2号議案	令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第4号）について
	第3号議案	令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第6号）について
	第4号議案	令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第3号）について
	第5号議案	令和7年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）について
	第6号議案	令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について
	第7号議案	令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第4号）について
	第8号議案	令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第4号）について
	第9号議案	令和8年度四万十市一般会計予算について
	第10号議案	令和8年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について
	第11号議案	令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について
	第12号議案	令和8年度四万十市後期高齢者医療会計予算について
	第13号議案	令和8年度四万十市と畜場会計予算について
	第14号議案	令和8年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について
	第15号議案	令和8年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について
	第16号議案	令和8年度幡多中央介護認定審査会会計予算について
	第17号議案	令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について
	第18号議案	令和8年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について
	第19号議案	令和8年度四万十市水道事業会計予算について
	第20号議案	令和8年度四万十市下水道事業会計予算について

付託委員会	議案番号	件名
予算決算常任委員会	第21号議案	令和8年度四万十市病院事業会計予算について
	第43号議案	令和7年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について
総務常任委員会	第24号議案	四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例
	第25号議案	四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
	第34号議案	四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例
	第35号議案	四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例
	第37号議案	四万十市総合計画の基本構想を定めることについて
	第38号議案	四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
	第42号議案	動産の買入れについて ～令和8年度スクールミールなかむらみなみ厨房機器設備～
産業建設常任委員会	第28号議案	四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	第29号議案	四万十市火入れに関する条例の一部を改正する条例
	第30号議案	四万十市都市公園条例の一部を改正する条例
	第31号議案	四万十市公園条例の一部を改正する条例
	第32号議案	四万十市下水道条例の一部を改正する条例
	第33号議案	四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例
	第39号議案	四万十市道路線の認定について
	第40号議案	四万十市道路線の廃止について
	第41号議案	四万十市道路線の認定について
教育民生常任委員会	第22号議案	四万十市犯罪被害者等支援条例
	第23号議案	しまんとこどもプロジェクト基金条例
	第26号議案	四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	第27号議案	四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	第36号議案	四万十市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

委員会審査報告書 (No.2)

令和8年3月13日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

予算決算常任委員長 寺尾 真 吾

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

なお、本委員会は、第9号議案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すことに決定しました。

1 議案

議案番号	件 名	審査の結果	議決の理由
第1号議案	令和7年度四万十市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決	
第2号議案	令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第4号）について	原案可決	
第3号議案	令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第6号）について	原案可決	
第4号議案	令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第3号）について	原案可決	
第5号議案	令和7年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）について	原案可決	
第6号議案	令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について	原案可決	
第7号議案	令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第4号）について	原案可決	
第8号議案	令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第4号）について	原案可決	
第9号議案	令和8年度四万十市一般会計予算について	原案可決	
第10号議案	令和8年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について	原案可決	
第11号議案	令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について	原案可決	

議案番号	件名	審査の結果	議決の理由
第12号議案	令和8年度四万十市後期高齢者医療会計予算について	原案可決	
第13号議案	令和8年度四万十市と畜場会計予算について	原案可決	
第14号議案	令和8年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について	原案可決	
第15号議案	令和8年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について	原案可決	
第16号議案	令和8年度幡多中央介護認定審査会会計予算について	原案可決	
第17号議案	令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について	原案可決	
第18号議案	令和8年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について	原案可決	
第19号議案	令和8年度四万十市水道事業会計予算について	原案可決	
第20号議案	令和8年度四万十市下水道事業会計予算について	原案可決	
第21号議案	令和8年度四万十市病院事業会計予算について	原案可決	
第43号議案	令和7年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について	原案可決	

令和8年3月16日

四万十市議会議長 宮 崎 努 様

総務常任委員長 廣 瀬 正 明

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件 名	審査の結果	議決の理由
第24号議案	四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例	原案可決	
第25号議案	四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	
第34号議案	四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例	原案可決	
第35号議案	四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例	原案可決	
第37号議案	四万十市総合計画の基本構想を定めることについて	原案可決	
第38号議案	四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	原案可決	
第42号議案	動産の買入れについて ～令和8年度スクールミールなかむらみなみ厨房機器設備～	原案可決	

令和8年3月16日

四万十市議会議長 宮 崎 努 様

産業建設常任委員長 山 下 幸 子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件 名	審査の結果	議決の理由
第28号議案	四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	
第29号議案	四万十市火入れに関する条例の一部を改正する条例	原案可決	
第30号議案	四万十市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決	
第31号議案	四万十市公園条例の一部を改正する条例	原案可決	
第32号議案	四万十市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決	
第33号議案	四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	
第39号議案	四万十市道路線の認定について	原案可決	
第40号議案	四万十市道路線の廃止について	原案可決	
第41号議案	四万十市道路線の認定について	原案可決	

令和8年3月16日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

教育民生常任委員長 谷田 道子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件名	審査の結果	議決の理由
第22号議案	四万十市犯罪被害者等支援条例	原案否決	
第23号議案	しまんとこどもプロジェクト基金条例	原案可決	
第26号議案	四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	
第27号議案	四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	
第36号議案	四万十市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	原案可決	

令和8年3月13日

四万十市議会議長 宮 崎 努 様

総務常任委員長 廣 瀬 正 明

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、委員会条例第39条の規定により申し出ます。

記

調 査 事 項	1 一般行政事務機構の研究について 2 市財政内容並びに公有財産の管理運営について 3 非常備消防施設の整備状況について 4 南海地震対策、防災対策事業の推進について
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------

理 由 議案審査の参考とするため

令和8年3月13日

四万十市議会議長 宮 崎 努 様

産業建設常任委員長 山 下 幸 子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、委員会条例第39条の規定により申し出ます。

記

調 査 事 項	1 商工業者の近代化促進について 2 農林水産業振興の基礎調査について 3 農林道等の整備状況について 4 観光産業開発の基礎調査について 5 市道等の維持管理について 6 都市計画事業の推進について 7 上水道事業の管理運営について 8 下水道事業の推進について
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

理 由 議案審査の参考とするため

令和8年3月13日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

教育民生常任委員長 谷田 道子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、委員会条例第39条の規定により申し出ます。

記

調査事項	1 教育施設の管理運営について 2 環境衛生施設等の整備について 3 病院事業の管理運営について 4 福祉厚生施設の整備充実について 5 保育事業の管理運営について
------	------------------------------------------------------------------------------------------------

理由 議案審査の参考とするため

令和8年3月13日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

議会運営委員長 山崎 司

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、委員会条例第39条の規定により申し出ます。

記

調査事項	1 議会の運営について 2 議会の会議規則、委員会条例等について
------	-------------------------------------

理由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

決議案第1号

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を非難する決議

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年3月11日

提出者	四万十市議会議員	川村一朗
賛成者	〃	川渕誠司
	〃	大西友亮
	〃	谷田道子

四万十市議会議長 宮崎 努 様

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を非難する決議（案）

2月28日、アメリカとイスラエルは、イランへの先制攻撃を開始した。このようなアメリカとイスラエルの行動は、明らかにイランの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、中東にとどまらず、日本が位置する東アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

四万十市議会は、アメリカとイスラエル軍による先制攻撃を最も強い言葉で非難する。そして、アメリカとイスラエルに対し、即時に攻撃を停止することを強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決を図るよう強く訴える。

以上、決議する。

令和8年3月 日

四万十市議会

決議案第2号

第9号議案 令和8年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年3月13日

提出者	四万十市議会議員	寺尾真吾
賛成者	〃	大西友亮

〃 西尾 祐 佐
〃 鳥谷 恵 生
〃 前田 和 哉
〃 上岡 正
〃 平野 正
〃 廣瀬 正 明
〃 山下 幸 子
〃 澤良宜 由 美
〃 川村 一 朗
〃 川村 真 生
〃 山崎 司
〃 川渕 誠 司
〃 谷田 道 子
〃 松浦 伸

四万十市議会議長 宮 崎 努 様

第9号議案 令和8年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議（案）

第9号議案 令和8年度四万十市一般会計予算の歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目会計管理費の電子請求サービスについて、並びに7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の中小企業経営力強化について、下記事項に十分に留意し、適切に執行することを強く求め、決議する。

- 1 サービス及び委託事業者の選定に当たっては、入札又はプロポーザル方式の活用を含め十分に検討し、公平性及び透明性の確保に努め、適切な契約方式により事業者を選定すること。

以上、決議する。

令和8年3月 日

四万十市議会

議決結果一覧表

令和8年3月定例会提出議案

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
1	令和7年度四万十市一般会計補正予算（第7号）について	8.3.18	原案可決
2	令和7年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第4号）について	〃	〃
3	令和7年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第6号）について	〃	〃
4	令和7年度四万十市と畜場会計補正予算（第3号）について	〃	〃
5	令和7年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）について	〃	〃
6	令和7年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について	〃	〃
7	令和7年度四万十市水道事業会計補正予算（第4号）について	〃	〃
8	令和7年度四万十市下水道事業会計補正予算（第4号）について	〃	〃
9	令和8年度四万十市一般会計予算について	〃	〃
10	令和8年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について	〃	〃
11	令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について	〃	〃
12	令和8年度四万十市後期高齢者医療会計予算について	〃	〃
13	令和8年度四万十市と畜場会計予算について	〃	〃
14	令和8年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について	〃	〃
15	令和8年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について	〃	〃
16	令和8年度幡多中央介護認定審査会会計予算について	〃	〃
17	令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について	〃	〃
18	令和8年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について	〃	〃
19	令和8年度四万十市水道事業会計予算について	〃	〃
20	令和8年度四万十市下水道事業会計予算について	〃	〃
21	令和8年度四万十市病院事業会計予算について	〃	〃

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
22	四万十市犯罪被害者等支援条例	8.3.18	原案可決
23	しまんとこどもプロジェクト基金条例	〃	〃
24	四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例	〃	〃
25	四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
26	四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃	〃
27	四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
28	四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
29	四万十市火入れに関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
30	四万十市都市公園条例の一部を改正する条例	〃	〃
31	四万十市公園条例の一部を改正する条例	〃	〃
32	四万十市下水道条例の一部を改正する条例	〃	〃
33	四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
34	四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例	〃	〃
35	四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例	〃	〃
36	四万十市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	〃	〃
37	四万十市総合計画の基本構想を定めることについて	〃	〃
38	四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	〃	〃
39	四万十市道路線の認定について	〃	〃
40	四万十市道路線の廃止について	〃	〃
41	四万十市道路線の認定について	〃	〃
42	動産の買入れについて	〃	〃
43	令和7年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について	〃	〃
44	副市長の選任について（武田安仁）	〃	原案同意

令和8年3月定例会議員提出議案

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
1	四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例	8.3.18	原案可決
2	四万十市議会基本条例の一部を改正する条例	〃	〃
3	四万十市議会会議規則の一部を改正する規則	〃	〃

令和7年12月定例会より継続の所管事項調査

委員 会名	件 名	議決年月日	結 果
総務	所管事項の調査	8.3.18	継続調査
産建	所管事項の調査	〃	〃
教民	所管事項の調査	〃	〃
議運	所管事項の調査	〃	〃

決議案

決議案 番 号	件 名	議決年月日	結 果
1	アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を非難する決議 提出者 川 村 一 朗ほか3名	8.3.18	原案否決
2	第9号議案 令和8年度四万十市一般会計予算についてに対す る附帯決議 提出者 寺 尾 真 吾ほか15名	〃	原案可決